

関川村地域防災計画

(風水害等対策編)

令和 7 年 3 月修正

関川村防災会議

目次

関川村地域防災計画（風水害等対策編）

第1章	総則	1
第1節	計画作成の趣旨等	2
第2節	防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	4
第3節	関川村の自然条件	11
第4節	関川村の社会的条件	13
第2章	災害予防	15
第1節	防災教育・訓練計画	16
第2節	自主防災組織等育成計画	22
第3節	災害に強いまちづくりの推進	25
第4節	集落孤立対策計画	28
第5節	建築物等災害予防計画	30
第6節	道路・橋梁施設の災害予防計画	33
第7節	鉄道事業者の風水害対策	36
第8節	土砂災害予防計画	38
第9節	河川災害予防計画	44
第10節	農地・農業用施設等の災害予防計画	47
第11節	防災通信施設災害予防計画	49
第12節	上水道施設災害予防計画	52
第13節	下水道施設災害予防計画	56
第14節	危険物等施設災害予防計画	59
第15節	天然ガスパイプライン施設災害予防計画	61
第16節	火災予防計画	64
第17節	林野火災予防計画	69
第18節	救急・救助体制の整備計画	72
第19節	医療救護体制の整備計画	75
第20節	避難体制の整備計画	78
第21節	要配慮者の安全確保計画	84
第22節	食料・生活必需品の確保計画	89
第23節	文教施設における災害予防計画	92
第24節	文化財災害予防計画	96
第25節	ボランティア受入れ体制の整備計画	98
第3章	災害応急対策	101
第1節	災害対策本部の組織・運営計画	102
第2節	職員の配置及び動員計画	106
第3節	防災関係機関の相互協力体制	109
第4節	気象情報等伝達計画	113

第5節	水位情報・水防警報伝達計画	121
第6節	防災通信施設応急対策	126
第7節	被災状況等情報収集伝達計画	130
第8節	広 報 計 画	134
第9節	住民等避難計画	138
第10節	避難所運営計画	145
第11節	避難所外避難者の支援計画	150
第12節	自衛隊の災害派遣計画	151
第13節	輸 送 計 画	156
第14節	交 通 計 画	160
第15節	消火活動計画	164
第16節	林野火災応急対策計画	168
第17節	水 防 計 画	171
第18節	雪害対策計画	172
第19節	救急・救助活動計画	175
第20節	医療救護活動計画	177
第21節	防疫及び保健衛生計画	180
第22節	廃棄物処理計画	184
第23節	トイレ対策計画	192
第24節	入浴対策計画	196
第25節	食料・生活必需品供給計画	197
第26節	要配慮者の応急対策	202
第27節	文教施設における災害応急対策	206
第28節	文化財応急対策	212
第29節	障害物除去計画	214
第30節	遺体の捜索・処理・埋葬計画	216
第31節	愛玩動物の保護対策	219
第32節	公衆通信施設応急対策	223
第33節	電力供給施設応急対策	227
第34節	ガス供給応急対策	230
第35節	給水・上水道施設応急対策	232
第36節	下水道施設等応急対策	238
第37節	危険物等施設応急対策	241
第38節	天然ガスパイプライン施設応急対策	246
第39節	道路・橋梁施設の応急対策	249
第40節	鉄道事業者の応急対策	252
第41節	治山・砂防・河川管理施設の応急対策	255
第42節	農地・農業用施設等の応急対策	259
第43節	農林水産業応急対策	262
第44節	商工業応急対策	266

第45節	応急住宅対策	268
第46節	ボランティア受入れ計画	274
第47節	義援金品の受入れ、配分計画	277
第48節	災害救助法の適用計画	280
第4章	災害復旧・復興	289
第1節	民生安定化対策	290
第2節	融資・貸付その他資金等による支援計画.....	295
第3節	公共施設等災害復旧対策	303
第4節	災害復興対策	307

第1章 総 則

第1節 計画作成の趣旨等

第1 計画の目的

この計画は、住民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある自然災害等に対処するため、村、県、指定行政機関、指定公共機関、指定地方行政機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する機能を有効に発揮して、村の地域における災害の予防、応急対策及び災害復旧・復興を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2 計画の性格及び構成

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき関川村防災会議が策定する関川村地域防災計画のうち風水害等（風水害、土砂災害、雪害、大火等の震災を除く災害をいう）に関する計画であり、村の地域における風水害等の対策に関し、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

関川村地域防災計画は、この「風水害等対策編」並びに「震災対策編」及び「資料編」で構成され、本編「風水害等対策編」の構成は、次のとおりとする。

- 第1章 総 則
- 第2章 災 害 予 防
- 第3章 災害応急対策
- 第4章 災害復旧・復興

なお、この計画に定めない事項については、「新潟県地域防災計画」に準ずる。

第3 他の計画との関係

この計画は、村の地域に係る災害対策に関する総合的かつ基本的な性格を有するもので、指定行政機関の長又は指定公共機関が作成する「防災業務計画」や「新潟県地域防災計画（風水害等対策編）」等の他の防災に関する計画との整合を図る。

また、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「関川村水防計画」とも十分な調整を図る。

第4 計画の修正

この計画は、各防災関係機関が作成する実施計画等により具体化を図るが、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

したがって、各防災関係機関は、毎年防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに、計画の修正案を関川村防災会議に提出する。

第5 計画の習熟等

村及び防災関係機関等は、平素から訓練、研究その他の方法により、この計画及びこの計画に関連する他の計画の習熟並びに周知に努めるとともに、この計画に基づきより具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策の推進体制を整える。

第6 複合災害への配慮

1 複合災害への備えの充実

村及び防災関係機関等は、複合災害の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実す

る。

2 要員・資機材投入の対応計画の整備

村及び防災関係機関等は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

3 複合災害を想定した訓練

村及び防災関係機関等は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実働訓練の実施に努める。

4 その他

本編に定めのない複合災害時の対策は、「震災対策編」の定めることによる。

第7 用語の定義

この計画における主な用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 住民等

村内に居住する人(外国人居住者を含む)、旅行者や仕事などで村内に滞在している人、村内を車や列車で通過中の人など、村内のすべての人のことをいう。

(2) 要配慮者

災害の発生を予防し、又は災害に拡大を防止するため特に配慮を要する者で、乳幼児、高齢者、障がい者、傷病者、外国人、妊産婦、旅行者(観光客、ビジネス滞在者、車や列車で村内を通過する人を含む)等をいう。

(3) 避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。

(4) 自主防災組織

防災に関する住民の責務を全うするため、地域住民が自分たちの地域は自分たちで守ろうという連帯感に基づき、自主的に結成する組織をいう。

第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 基本方針

1 住民・地域・行政による取組の推進と外部支援・相互連携による補完体制構築

本村の自然的特性に鑑み、人口、産業その他社会的情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる。

災害対策の実施に当たって住民、地域、行政は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。併せて、本村を中心に、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、住民、地域、行政（防災関係機関）等が一体となって最善の対策をとる。

本計画においては、住民、地域、行政の主体がそれぞれ責任を果たすことを前提に、各主体の能力の不足を外部からの支援と相互の連携により補完し、もって災害の予防、応急対策、復旧・復興のための活動が円滑に実施できるよう体制構築を目指す。

(1) 住民に求められる役割（自助の推進）

ア 住民及び企業等は、災害又はこれにつながるような事象に無関心であってはならない。

イ 住民及び企業等は、自らの責任において自身及びその保護すべき者の災害からの安全を確保し、自らの社会的な責務を果たせるよう努めなければならない。

ウ 村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する集落防災計画を作成し、村と連携して防災活動を行う。

エ 村は、住民及び企業等の自助の推進について、啓発と環境整備に努める。

(2) 地域に求められる役割（共助の推進）

ア 住民及び企業等は、災害で困窮した隣人に無関心であってはならない。

イ 住民は、その居住地における安全確保のため相互に助け合い、災害の予防・応急対策を共同で行うよう努める。

ウ 企業等は、その立地地域において、住民の行う防災活動への協力に努める。

エ 村は、住民及び企業等の共助の推進について、啓発と環境整備に努める。

(3) 村に求められる役割（公助の充実）

ア 村は、災害時の住民等の安全確保と被災者の救済・支援等の応急対策全般を災害発生時に迅速かつ有効に実施できるよう、以下により災害対応能力の維持・向上に努める。

(ア) 専門知識を持った職員の養成・配置と災害時の組織体制の整備

(イ) 災害時にも機能停止に陥らないための庁舎・設備・施設・装備等の整備

(ウ) 職員の教育・研修・訓練による習熟

(エ) 関係機関が主催する防災に関する講座等との連携により、人材育成を体系的に図る仕組みの構築

(オ) 緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの平常時からの構築
イ 村は、住民及び企業等が公の支援を遅滞なく適切に受けられるよう、確実に周知しなければならない。

ウ 村は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、退職者の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるよう努める。

(4) 支援と連携による補完体制の整備

村は、自らの対処能力が不足した場合、県、国、他の地方公共団体からの支援や、NPO、ボランティア、企業・団体等との連携により十分に対応できるよう、事前の体制整備に努める。

2 要配慮者への配慮と男女共同参画の視点に立った対策

- (1) 各業務の計画及び実施に当たっては、高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者の安全確保対策に十分配慮する。
- (2) 計画の策定及び実施に当たっては、男女共同参画の視点から見て妥当なものであるよう配慮する。

3 積雪期対策の配慮

積雪期に発生する風水害は、雪崩や排雪による河道閉塞に伴う洪水、融雪洪水、暴風雪による建物・施設の被害など比較的少ないが、豪雪地帯である本村の自然条件に鑑み、第2章及び第3章の関係節において具体的な対応策を示す。

4 計画の実効性の確保

村は、本計画上の防災対策の実効性を担保するため、県及び関係機関と連携して以下のとおり、取り組むこととする。

- (1) 過去の災害対応の教訓の共有を図るなど実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。
- (2) 関係する施設・資機材の整備、物資の備蓄、組織・体制の整備、関係機関との役割分担の確認などを、平常時から行うよう努める。
- (3) 研修や訓練を通じて非常時の意思疎通に齟齬を来さないよう「顔の見える関係」を構築し信頼関係を醸成するよう努めるとともに計画内容への習熟を図る。

5 村全体の防災力の計画的な向上

村は防災関係機関と協議し、特に災害時の人的被害軽減対策についての具体的な達成目標を設定するとともに、住民・企業等にも広く参画を求めて、村全体の総合的な防災力向上を総合防災訓練等により推進する。

第2 防災関係機関及び住民の責務

1 関川村

村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、村の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び住民の協力を得て防災活動を実施する。

災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

また、危機事象発生時において、継続的に必要な最低限の業務や、復旧時間と対応策などを定めた包括的な行動計画として業務継続計画（BCP）の整備に努める。

2 新潟県

県は、市町村を包含する広域的地方公共団体として、大規模災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び住民の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、大規模災害から当該地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、村及び県の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、村及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、村、県、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

6 住 民

「自らの身の安全は自分で守る」、「自分たちの地域の安全は自分たちで守る」ことが防災の基本である。住民はその自覚を持ち、平常時から災害に備えるための手段を講じておくことが重要である。

さらに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、村、県、国その他防災関係機関の実施する防災活動に参加・協力するという意識のもとに、積極的に自主防災活動を行う。

第3 各機関の事務又は業務の大綱

関川村の区域を管轄する指定地方行政機関、自衛隊、新潟県、関川村、指定公共機関、指定地方公共機関及び村内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて村の地域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれが災害時に処理すべき事務又は業務の大綱は、次表のとおりである。

なお、次表に記載のない機関等については、「新潟県地域防災計画（風水害対策編）」を参照する。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
関 川 村	1 関川村防災会議に関すること 2 管内における公共的団体及び住民の自主防災組織の育成指導に関すること 3 災害予警報等情報伝達に関すること 4 被災状況に関する情報収集に関すること 5 災害広報に関すること 6 高齢者等避難、避難指示に関すること 7 被災者の救助に関すること 8 県知事の委任を受けて行う、災害救助法に基づく被災者の救助に関すること 9 災害時の清掃・防疫その他保健衛生の応急措置に関すること 10 消防活動及び浸水対策活動に関すること 11 被災児・童生徒等に対する応急の教育に関すること

		12 要配慮者に対する相談、援護に関する事 13 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関する事 14 農産物、家畜及び林産物に対する応急措置に関する事 15 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設、設備の整備に関する事 16 水道等公営事業の災害対策に関する事 17 自衛隊の災害派遣要請又は要望に関する事 18 他市町村に対する応援要請に関する事 19 避難所・救護所設置に関する事
新 潟 県		1 新潟県防災会議に関する事 2 関川村及び指定公共機関、指定地方公共機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整に関する事 3 災害予警報等情報伝達に関する事 4 被災状況に関する情報収集に関する事 5 災害広報に関する事 6 避難指示の助言等に関する事 7 関川村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関する事 8 災害救助法に基づく被災者の救助に関する事。 9 災害時の防疫その他保健衛生の応急措置に関する事。 10 関川村の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示及び援助に関する事 11 被災児童・生徒等に対する応急の教育に関する事 12 要配慮者に対する相談、援護に関する事。 13 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関する事 14 農産物、家畜及び林産物等に対する応急措置に関する事 15 緊急通行車両の確認に関する事 16 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設及び設備の整備に関する事 17 自衛隊の災害派遣要請に関する事 18 他の都道府県に対する応援要請に関する事
新潟県警察本部（村上警察署）		1 避難誘導、被災者の救出その他人命保護に関する事 2 交通規制、緊急通行車両の確認及び緊急交通路の確保に関する事 3 行方不明者調査及び死体の検視に関する事 4 犯罪の予防・取締り、混乱の防止その他秩序の維持に必要な措置に関する事
村上市消防本部		1 火災予防、災害防止対策及びその指導に関する事 2 災害時における消火、応急救助及び救護活動に関する事 3 災害時における傷病者等の緊急輸送に関する事
指 定 地 方 行 政 機 関	北陸農政局（新潟支局）	1 国営農業用施設の整備及びその防災管理及び災害復旧に関する事 2 農地及び農業用施設災害復旧事業の緊急査定に関する事

		3 災害時における応急食料の緊急引き渡しに関する事
	関東森林管理局（下越森林管理署村上支署）	1 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持及び造成に関する事 2 民有林直轄治山事業の実施に関する事 3 災害復旧用材（国有林材）の供給に関する事
	東京管区気象台（新潟地方気象台）	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関する事 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関する事 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事
	信越総合通信局	1 災害時における通信・放送の確保に関する事 2 災害時における非常通信に関する事 3 災害対策用移動通信機器、移動電源車及び臨時災害放送局用機器の貸出に関する事
	北陸地方整備局（新潟国道事務所・羽越河川国道事務所・飯豊山系砂防事務所）	1 一級河川水系における指定区間外の管理及び改修、維持修繕、災害復旧等の工事の実施に関する事 2 一級河川水系におけるダム設置者に対する管理及び防災上の指示監督に関する事 3 洪水予報指定河川（荒川）の洪水予報業務に関する事 4 国土交通大臣の指定した水防警報河川の水防警報に関する事 5 国土交通大臣の指定した直轄工事施工区域内において砂防の実施及び災害復旧に関する事 6 荒川水系大石川におけるダム管理に関する事 7 一般国道指定区間の改築、管理、維持修繕、除雪及び災害復旧工事に関する事 8 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
陸 上 自 衛 隊 （新発田駐屯地第30普通科連隊） 航 空 自 衛 隊 （航空救難団新潟救難隊新潟分屯基地）		1 防災関係資料の事前収集と災害派遣準備体制の確立に関する事 2 災害発生時の県の情報収集活動への協力に関する事 3 災害出動要請又は出動命令に基づく人命救助を最優先とした応急救援活動の実施に関する事
指 定 公 共 機 関	東日本旅客鉄道株式会社	災害時における鉄道による緊急輸送の確保に関する事
	東日本電信電話株式会社 （新潟支店） 株式会社エヌ・ティ・ティ ドコモ KDDI株式会社	1 電気通信設備の整備及び防災管理に関する事 2 災害時における緊急通話の確保及び気象警報等の伝達に関する事
		1 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節に関する事

	日本銀行（新潟支店）	2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置に関する事 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置に関する事 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関する事 5 各種措置に関する広報に関する事
	日本赤十字社（新潟県支部）	1 災害時における医療救護に関する事 2 災害時における救援物資の備蓄及び配分に関する事 3 災害時の輸血用血液の供給に関する事 4 災害救援（義援）金の募集、受付及び配分に関する事 5 労働奉仕班の編成及び派遣のあっせん並びに連絡調整に関する事
	日本放送協会（新潟放送局）	1 気象警報等の放送に関する事。 2 災害時における広報活動に関する事。
	東北電力ネットワーク株式会社（村上電力センター）	1 設備等の防災管理及び災害復旧に関する事。 2 災害時における電力供給の確保に関する事
	日本郵便株式会社 （関川郵便局・越後大島駅前郵便局・越後女川郵便局・中条郵便局）	災害地における郵便業務の確保、郵便事業に係る災害対策特別事務取扱及び援護対策に関する事
	日本通運株式会社（村上営業所）	災害時における陸路による緊急輸送の確保に関する事
指 定 地 方 公 共 機 関	関川村土地改良区	水門、水路、ため池等の施設の防災管理並びに災害復旧に関する事
	新潟交通株式会社 新潟運輸株式会社 中越運送株式会社	災害時における陸路による緊急輸送の確保に関する事
	株式会社新潟放送 株式会社新潟総合テレビ 株式会社テレビ新潟放送網 株式会社新潟テレビ21 株式会社エフエムラジオ新潟 新潟県民エフエム放送株式会社	1 気象警報等の放送に関する事 2 災害時における広報活動に関する事
	株式会社新潟日报社	災害時における広報活動に関する事
	一般社団法人新潟県医師会 一般社団法人新潟県歯科医師会 公益社団法人新潟県薬剤師会	災害時における医療救護に関する事
	にいがた岩船農業協同組合 関川村森林組合	1 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関する事 2 被災組合員に対する融資又はそのあっせんに関する事

的団体及び防 災上重要な施 設の管理者		3 災害時における緊急物資の調達及び陸路による緊急輸送の確保に関すること
	一般社団法人村上市岩船郡 医師会	1 災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること 2 災害時における負傷者等の医療救護に関すること
	L P ガス販売事業者	1 ガス供給施設等の防災管理に関すること 2 災害時におけるガスの供給に関すること
	一般運輸事業者	災害時における緊急輸送の確保に関すること
	ダム施設の管理者	ダム操作等施設の防災管理に関すること
	危険物関係施設の管理者	災害時における危険物の保安措置に関すること
	関川村商工会	1 災害時における物価安定について協力に関すること 2 救助用物資、復旧資材の確保について協力、あっせんに関すること
	関川村消防団第4分団女性 部等	1 災害時における炊き出しなどの援助に関すること 2 避難所開設時における給食の援助に関すること
	関川村建設業協会	災害時における防除資材の確保に関すること
	新潟交通観光バス株式会社	災害時における人員の緊急輸送の確保に関すること
	関川村社会福祉協議会	災害時におけるボランティアセンターの設置及びボランティアの受入れに関すること。

第3節 関川村の自然条件

第1 地形・地質の概要

1 地 勢

本村は、県都新潟市の北東約60kmに位置し、隣接市町として、北から西に村上市、南に胎内市があり、東には山形県小国町とも隣接している。

東西約20km、南北約30kmに広がる総面積約300km²の本村は、周囲を飯豊連峰、朝日連峰などに囲まれている。そのため、総面積の87.5%が林野という山村であり、一級河川「荒川」とその支流に沿って形成された盆地が主な生活区域となっている。

村の位置	極東 東経 139° 41' 34"	極南 北緯 37° 55' 05"
	極西 東経 139° 29' 16"	極北 北緯 38° 10' 14"

2 地 質

村の地質の基本的な形は、古生代後期～中生代中期（約3億年前—1億4000万年前）に海底でできた中・古生界に、中生代白亜紀（約1億4000万年前—6500万年前）になって陸上火山活動などによって花こう岩類が貫入したものが基盤となっている。新生代に入って沈降と海進の繰り返しがあり、新第三紀（約2400万年前—170万年前）にいたって、この基盤の上に新第三紀層が堆積していった。この期の後期に隆起が始まり、第四紀（更新世中期）から段丘堆積物が生じて現在に至っている。

第2 気象の概要

地域気象観測所（下関）の平均気温は12.4℃、年降水量は2687.2mmである。（平成3年から令和2年にかけての観測値による累年平均値）昭和53年11月（統計開始）からの最高気温は、平成30年8月23日に記録された39.6℃、最低気温は、昭和63年2月22日に記録された零下14.1℃である。

また、降雪状況は地域によって大きな差があるが、昭和33年以降では、最高積雪深は昭和48年2月に金丸地区で400cm、昭和43年2月に田麦千刈地区で376cmが記録されている。

※最高積雪深は、関川村観測値による。

第3 関川村の災害の特性

本村は一級河川荒川とその支流の流域に集落及び農地が形成されている。流域区域は地形が急峻であり、脆弱な地層に覆われている。

一方、平均降水量は年間約2,500mm以上と多く、地形的条件と相まって洪水や土石流、山腹崩壊等を起こしやすい自然的特性を有している。

気象条件は地形が複雑であるため、荒川流域では5月～7月にかけて「荒川だし」という乾燥した強風が吹き、この時期に大きな火災が発生している。

近年における大規模災害の発生状況は、次表のとおりである。

災 害 の 記 録

(1) 水 害

発 生 年 月 日	被 害 状 況 等
明治45年	高瀬大水害

昭和19年 7 月	大水害あり六本杉で家屋 流失
〃 36年 7 月 4 日	荒川水系洪水、床上浸水 9 戸、床下浸水141戸
〃 41年 7 月17日	荒川水系洪水
〃 42年 8 月28日	羽越大水害、死者行方不明32名
	住宅全壊227戸、半壊494戸、流失144戸
平成16年 7 月17日	7.13梅雨前線豪雨 床上浸水1戸、床下浸水35戸
令和 4 年 8 月 3 日	令和 4 年 8 月新潟県北部豪雨 全壊2、半壊10、床上浸水173戸、床下浸水290戸

(2) 豪 雪

発 生 年 月 日	被 害 状 況 等
昭和11年 1 月	豪雪、米坂線28日間不通
〃 38年 1 月	38豪雪
〃 55年 2 月	村豪雪対策本部設置
〃 56年 1 月	〃
〃 59年 1 月	〃
平成13年 2 月	〃

(3) 火 災

発 生 年 月 日	場 所	被 害 状 況 等
大正10年 5 年11日	下 関	全焼 9 戸、半焼 2 戸連日乾燥、北東の風強烈
〃 12年 5 月22日	中 東	大火
昭和21年 9 年21日	沢	全焼 9 戸、半焼 2 戸
〃 28年 5 月19日	大内渕	全焼 6 戸、半焼 1 戸
〃 29年 6 月 6 日	片 貝	全焼 6 戸
〃 39年 7 月16日	上 関	関谷中学校体育館、特別教室、普通教室 3 棟全焼
〃 41年 1 月14日	高 瀬	高瀬温泉大火

(4) 地すべり

発 生 年 月 日	場 所	被 害 状 況 等
昭和38年 4 年 5 日	中 東 (ヨシ池)	林道及び藤沢川敷に土砂流出
〃 56年 4 月13日	中 東 (中 東)	延長550m、幅200～300mの規模 土塊が藤沢川を塞ぎ止め、民家 8 戸浸水 村内亀裂、倒木等の被害
〃 60年 5 月11日	大内渕	延長150～180m、幅80～100mの規模 林内崩壊、亀裂、倒木等の被害

第4節 関川村の社会的条件

第1 人 口

昭和35年には、11,528人を数えた人口も、昭和45年には、10,000人を割り込み、この減少傾向は現在にまで至っている。令和2年国勢調査による本村の総人口は、5,147人であり、平成27年国勢調査に比べて685人の減少となっている。

老年人口比率（総人口に占める65歳以上の人口割合）は、国勢調査ごとに増加し全国割合、県割合を大きく上回っている。特に後期高齢者（75歳以上の高齢者）の増加が顕著である。

著しい人口減少に対し世帯数の減少はわずかであることから、本村の人口減少は、一家で村を離れるというよりは、進学や就職等によって世帯員の一部が村外へ転出し、高齢者夫婦世帯数や65歳以上の一人暮らし世帯が大幅に伸びていることがうかがえる。

年	人 口	増 加		世帯員	1世帯当たり 構成人員	老 年 人 口			
		数	率			人 口	割 合	県割合	全国割合
昭和55年	人 8,638	人 △291	% △3.2	世帯 2,065	人 4.18	人 1,238	% 14.3	% 11.2	% 9.1
60年	8,427	△211	△2.4	2,066	4.08	1,382	16.4	12.8	10.3
平成2年	8,094	△333	△4.0	2,047	3.95	1,641	20.3	15.3	12.0
7年	7,781	△313	△3.9	2,021	3.85	1,893	24.3	18.3	14.5
12年	7,510	△271	△3.5	2,033	3.69	2,264	30.1	21.3	17.3
17年	7,019	△491	△6.5	1,978	3.55	2,353	33.5	23.9	21.0
22年	6,438	△581	△8.3	1,941	3.32	2,309	35.9	26.3	23.0
27年	5,832	△606	△9.4	1,846	3.16	2,282	39.1	29.9	26.6
令和2年	5,147	△685	△11.7	1,756	2.93	2,217	42.3	32.8	28.7

資料：「国勢調査」

※令和2年「老年人口」は新潟県報道資料（令和2年9月15日）より引用

第2 交 通

村の主要交通施設としては、村域の中央を東西に横断する国道113号とＪＲ米坂線、それに南北に縦断する国道290号があり、首都圏や地方主要都市との交通施設としては、関越・北陸・磐越・日本海東北自動車道が整備されている。また、国道113号は、日本海東北自動車道と東北中央自動車道を結ぶ幹線として指定を受けた地域高規格道路（新潟山形南部連絡道路）が村内では鷹の巣地区が整備区間となって、現在工事が進められている。

鉄道は、ＪＲ米坂線が、村上市から米沢方面にのびており、米坂線とのアクセスによって上越、山形・東北の両新幹線が利用でき、鉄道距離では、村から新潟市まで60.3km、新発田市まで33km、村上市まで24.4km、山形県米沢市まで79.7kmとなっている。

第3 土地利用

本村の全面積299.61km²のうち、約88.0%が山林原野で占められ、そのうち74.8%が国有林となっている。耕地は全体の5.1%に過ぎない。

第4 産 業

村の産業は、昭和40年代以降、第1次産業から第2次産業、第3次産業への移行が進み、大きな構造変化がみられた。平成22年の国勢調査では、産業別就業者総数3,150人中、第1次産業が638人(20.3%)、第2次産業が962人(30.5%)、第3次産業が1,550人(49.2%)となっている。

【第1次産業】本村の基幹産業は稲作を中心とした農業である。作付面積は約1,000ha、その9割がコシヒカリで、良質米コシヒカリの産地としての役割を果たしている。しかし、農家数の減少や就業者の高齢化が進むとともに、農業を取り巻く情勢は厳しく、地域営農対策やコメの生産過剰対策などが急務となっている。また、木材価格の低迷による山林の荒廃も問題となっている。

【第2次産業】企業が生産拠点を海外へ移転させるなど、国内生産の空洞化現象によって村内の工場の一部に撤退、縮小などの影響が出ている。また、建設業は公共事業の減少の伴い経営が厳しくなっている。このようなことから村内の就労の場は少なくなる一方で、多くの人が近隣市町村の企業に勤務せざるをなく、若者は都市部に魅力ある仕事を求め転出してしまう傾向にある。このため、企業誘致等、就労の場の確保が大きな課題となっている。

【第3次産業】村外の大型店舗の影響で村の商店は厳しい局面を迎えている。また温泉を軸とした観光も経済の低迷などによって、大きな影響を受けており、誘客対策や観光客のニーズに即したサービスの提供が急務となっている。

第5 防災をめぐる社会構造の変化と対応

- (1) 集落の衰退、行政職員の不足、地域経済力の低下等がみられる。
→ 災害時の情報伝達手段の確保、防災ボランティア活動への支援、地場産業の活性化等の対策が必要である。
- (2) 高齢者（とりわけ独居高齢者）、障がい者等いわゆる要配慮者の増加が見られる。
→ 防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救急対策等防災の様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな対策を、他の福祉施策との連携の下に行う必要がある。この一環として要配慮者関連の施設の災害に対する安全性の向上を図る。
- (3) ライフライン、コンピューター、情報通信ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度の増加が見られるが、これらの災害発生時の被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらす。
→ これらの施設の耐震化を進めるとともに、補完的機能の充実を図る。
- (4) 住民意識及び生活環境として、近隣扶助の意識の低下が見られる。
→ コミュニティ、自主防災組織等の組織化とともに、多くの住民参加による防災訓練、防災意識の徹底等を図る。

第2章 災 害 予 防

第1節 防災教育・訓練計画

【関係課名 等】 全課（◎総務課）

〔計画の体系〕



第1 計画の方針

1 防災教育

(1) 基本方針

学校教育、生涯学習、職場教育の場を通じて、災害に関する基礎的な知識の普及と防災意識の高揚を図り、地域防災力の基盤となる住民・企業による、自らの安全を確保する取組「自助」及び安全を確保するための地域における取組「共助」を促進する。

また、防災に関する専門的知識・ノウハウを備えた人材を計画的に育成し、「公助」の水準向上を図る。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 要配慮者、保護責任者、施設管理者等の防災教育を推進する。

イ 一般住民が、要配慮者の置かれる状況を普段から理解し、地域、職場などにおいて必要な支援行動ができるようにする。

(3) 積雪期の対応

冬期間の積雪・寒冷・悪天候により、直接・間接被害が拡大すること、またその対応も降雪期では異なる事象を具体的にイメージできるよう、教育・研修において配慮する。

2 防災訓練

(1) 基本方針

災害発生時において、村、県、防災関係機関、住民、隣接市町等が連携して防災活動を的確に実施できるよう平常時から防災訓練を実施する。

訓練実施については、各防災関係機関及び住民との協力体制の確立などに重点をおいた実践的な訓練を実施するとともに、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。また、地域、住民等による、自らの安全を確保するための取組「自助」及び安全を確保するための地域における取組「共助」を支援する。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の安全を図るため、要配慮者及び保護責任者に対する防災知識の普及、啓発に努めるとともに、要配慮者の安全確保計画に基づく避難誘導計画などにより、実践的な避難誘導訓練を行う。

(3) 積雪期の対応

災害の発生時期において、それぞれ被害の程度が異なることから、特に積雪地域においては、積雪期を想定した訓練を検討する。

第2 住民・企業等の役割

1 防災教育

(1) 住民の役割

- ア 自治体の災害に関する広報、ハザードマップ、集落防災計画等事前防災情報の熟読
- イ 防災に関する講演会、学習会等への積極的参加
- ウ 次世代への災害被災経験の伝承
- エ 各家庭での事前対策及び災害発生時の行動（連絡先や避難場所等）に関する話し合い

(2) 地域の役割

- ア 自治会等による地域の防災に関する学習の推進
- イ 地域住民による地元の災害危険箇所の把握・点検・確認
- ウ 集落防災計画の整備

(3) 企業・事業所等の役割

- ア 村の災害に関する広報、ハザードマップ等事前防災情報の熟読
- イ 災害時にも事業が継続できるよう、事前対策及び災害発生時の行動に関する検討

2 防災訓練

(1) 住民の役割

災害時において、まず必要とされる、自らの安全を確保する「自助」による取り組みを住民一人一人が、冷静な判断のもとに実践していくことが重要となる。そのため、村や地域、自主防災組織、企業などが行う防災訓練に積極的に参加するとともに、災害時における避難所、避難路、緊急

時の連絡網をあらかじめ把握しておく。

(2) 地域の役割

災害時における地域コミュニティの役割は重要であり、人命救助や避難誘導、その後の救援活動に対する協力など、安全を確保するための地域における「共助」の取り組みが地域の明暗を分ける結果となる。このため、自治会等による地域での防災訓練の実施や避難行動要支援者の所在や避難所の運営、情報伝達体制・避難誘導体制などの確認に努める。特に水防活動等の防災活動は、平時の訓練が実践に大きく影響することから、防災活動内容に応じて適切な時期に訓練の実施に努める。

(3) 企業・事業所、学校等の役割

企業・事業所、学校などは初期の災害対応において応急対策を進める上で重要な役割を果たす組織であることを認識し、組織内の自衛防災組織の育成に努める。また、大規模災害時には指定避難所とは別に被災者が集合し、避難する緊急的避難所的な機能が求められる場合や一時的な地域活動の拠点となることも想定されることから、非常時の連絡体制など緊急時の機能を確保できるような体制の整備に努める。

また、病院・福祉施設等の利用者は、自力で避難することが通常の人に比べ困難な人が多いことから、施設の管理者は、平常時から要配慮者を把握しておくとともに、職員及び関係者に対し、避難誘導訓練を行う。

第3 村における防災教育

災害発生時に応急対策の実施主体となる村職員には、災害に関する知識と適切な判断力が要求されるので、次のような防災教育や防災訓練を実施する。

1 防災教育の実施

村は、職員に対し、次のような方法によって防災教育を行う。

- (1) 各種法律、条例、規則、本防災計画の内容、災害時の個人の具体的役割や行動等の所管防災業務についての教育
- (2) 行動マニュアル等の作成
- (3) 国、県等が実施する研修会への参加や研修会等の開催

2 防災訓練の実施

- (1) 村は災害発生時における地域の防災体制が十分その機能を発揮するよう訓練の重点的テーマを明確にした総合防災訓練を定期的の実施する。
- (2) 村は、毎年6月の第2日曜日に3市村（関川村、村上市、胎内市）合同で、職員、消防団、住民、小学生を対象とした救助訓練、炊き出し訓練等の水防訓練を行う。そして、春（5月の第3日曜日）と秋（9月の第1日曜日）に、消防団の訓練を行う。

また、防火に関しては、地元の住民により構成される自警消防団が1月に国指定重要文化財（渡辺邸）の防火訓練を行い、火災の多くなる秋の火災予防週間（11月9日～11月15日）には、消防団各分団が管轄区域の巡回を行う。

3 今後の取組み

村は、前記2の訓練結果を検証して問題点を洗い出し、今後の訓練に反映させていく。

また、消防機関が実施する消防訓練への参加に努めるとともに、災害時に速やかな初動体制の確立等が図れるよう、次のような訓練の実施に努める。

(1) 職員招集訓練

勤務時間外の大規模災害発生時における職員の迅速かつ的確な初動体制を確保するために、防災関係職員を非常招集する訓練を実施する。

(2) 災害対策本部設置運営訓練

災害発生時における職員の迅速かつ的確な初動体制を確保するために、災害対策本部を設置し運営する訓練を実施する。

(3) 非常無線通信訓練

災害時に有線通信が不通若しくは困難な状況になった場合において、防災関係機関相互の通信連絡を迅速かつ確実に行えるよう、非常通信訓練を実施する。

(4) 林野火災、雪害等に備えた訓練

(5) 防災訓練実施時における留意事項

村は地域における第一次の防災機関として、災害対策活動の円滑を期するため、特に以下のことに留意して、防災訓練を実施する。

ア 地域住民の参加に重点を置くこと。特に、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者の参加を呼びかけ、実践的な防災訓練とする。

イ 地域特性を十分考慮した総合防災訓練を年1回以上開催するように努めること。

第4 学校教育等における防災教育・訓練

1 児童生徒等に対する防災教育

学校教育においては、児童生徒等の発達段階に応じて災害発生時に起こる危険について理解させ、安全な行動をとれるよう指導することが重要である。このため、村は、保育園、小学校（低学年、中学年、高学年）、中学校など児童生徒等の発達段階に応じた安全教育をホームルーム、学校行事や課外授業を通じ災害時の対応などの理解を深めるよう指導する。

2 防災訓練における留意点

防災訓練に当たっては、学校生活の様々な場面（授業中、昼休み、遠足・修学旅行時など）を想定し実施するとともに、連絡通報体制や放送設備等の点検も含め実施する。

3 教職員に対する防災教育

学校管理者は、教職員に対し、防災に対する心構えや災害時に適切に措置がされるよう情報伝達、児童生徒の避難・誘導など災害時の対応要領等を作成し、周知、徹底する。

第5 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育

1 監督機関の責務

防災対策上特に注意を要する施設の監督機関は、防火管理者、危険物保安統括管理者等、防災上重要な施設の管理者に対し、防災教育を実施し、その資質の向上を図るとともに、特に発災時における行動力、指導力を養い、緊急時に対処できる自衛防災体制の確立を図る。また、その他一般企業の管理者に対しても災害時の対応、防災教育について知識の普及に努める。

教育の方法は、技能講習も含めた講習会の開催、災害時における行動基準等必要事項を盛り込んだ防災指導書、パンフレットの配布及び現地指導等により行う。

2 危険物等施設における防災教育

災害発生時に、付近住民等に広く危険を及ぼす可能性のある施設（危険物、火薬類、高圧ガス、そ

の他の発火性又は引火性物品、あるいは毒物、劇物等の危険物品の保安管理施設)の施設管理者は、関係法令、保安規程等災害時の応急対策について職員に周知、徹底を図るとともに、施設の特性をチラシ等により住民に周知し、災害発生時に備える。

3 病院、福祉施設等における防災教育

病院や福祉施設は、病人、けが人、高齢者、障がい者等の災害発生時に自力で避難することが通常の人に比べ困難な人が多数利用していることから、施設の管理者は、平常時から要介護者を把握しておくとともに、職員及び施設利用者に対し、避難誘導訓練など十分な防災教育を行い、さらには付近住民からの避難時の協力が得られるよう連携の強化に努める。

4 旅館等における防災教育

旅館管理者は、宿泊客の安全を図るため、従業員に対し消防設備、避難誘導、救出・救護等に重点をおいた教育を実施する。また、宿泊客に対しても避難路等災害時の対応方法を明示する。

5 不特定多数の者が利用する施設における防災教育

レクリエーション施設等不特定多数の者が利用する施設の管理者は、災害時の避難誘導、情報伝達のほか、各施設の特徴に応じた対策を迅速に実施できるよう職員に対する防災教育、訓練を行うとともに、利用者が速やかな対応が取れるよう避難路等の表示を行う。

第6 一般住民に対する防災知識の普及

大規模災害の発生時には、救出、救助をはじめとして、応急救護、避難誘導等広範囲な対応が必要となるが、これらの全ての面において行政が対応することは極めて困難であり、住民自らの「自分の身は自分で守る」という意識と行動が肝要である。このため、まず住民が災害に対する知識を持つことが災害対策上の前提であり、村は、組織的かつ計画的な防災訓練や防災知識の普及を行う。

また、住民は、これらの訓練に積極的に参加し、災害時に備えなければならない。

1 災害危険区域図等の作成、公表

村は、災害による被害を最小限にとどめるため、洪水による浸水実績を図示した浸水実績図、洪水氾濫により浸水する可能性がある区域とその程度を図示した洪水氾濫危険区域図、土砂災害の氾濫(予想)区域を表示した土砂災害危険区域図、及び災害が発生した場合の状況を想定して、避難場所、緊急連絡先等を具体的に示したハザードマップを作成し、全戸配布している。村は、これにより住民の防災意識の高揚と災害への備えの充実を図る。

2 各種団体を通じての啓発

村教育委員会は、PTA、文化財の保護団体等に対し、各種研修会、集会等を通じ各団体の活動内容に即した防災知識の普及を図る。

3 水防に関する啓発普及活動

水防技術の習得や向上並びに水防の意義及び重要性について住民の理解と関心を高めるとともに、水防に対する住民の協力を求めるため、村は、毎年6月の第2日曜日に、荒川の河川敷において、村職員、消防団、住民、小学生を対象とした、3市村(関川村、村上市、胎内市)合同の水防訓練を行っている。

4 土砂災害防止のための啓発普及活動

土砂災害に関する住民の理解と関心を深めるとともに、土砂災害に関する防災知識の普及、土砂災害警戒情報システムを活用した警戒避難体制整備の促進等の運動を強力に推進する。なお、土砂災害による人命、財産の被害の防止に資することを目的として、国により土砂災害防止月間(6月1日～

6月30日)が実施される。月間中には、関係機関と連携して、広報活動の推進、土砂災害に関する絵画・ポスター・作文の募集を行うとともに、各地で行われる講演会、見学会への参加、危険区域の周知、点検、警戒避難訓練等を基本、年一回以上実施する。

5 林野火災予防のための啓発普及活動

春の火災危険期等に林野火災の予防思想の啓発普及を行うとともに、地域住民等の山火事予防に対する意識の啓発を図る。

6 災害シーズン前の周知徹底

災害による被害の防止が、各世帯における防災知識の普及徹底によって防止される事項、例えば火災の予防あるいは台風時における家屋の保存方法等については、それぞれ予想される災害シーズン前に、村のホームページや広報紙等により各世帯へ周知徹底するよう努める。

第7 要配慮者及び保護責任者等に対する防災知識の普及

要配慮者の安全確保を図るには、要配慮者自身及び介護者・保護者（以下「保護責任者」という）が防災知識を持つとともに、災害時には地域住民の要配慮者への協力が不可欠であることから、災害時における相互協力の認識が必要である。

このため、村は、要配慮者向けのパンフレット、リーフレット等の活用により防災知識の普及に努めるものとする。また、保護責任者や地域住民に対し、要配慮者の安全確保への支援についてパンフレット、広報紙等により啓発普及活動を行う。

第8 住民の災害に対する心得

住民は、普段から風水害等の災害に対する備えに心掛けるとともに、災害時には、被害を最小限に留めるよう次の事項を心掛ける。

- (1) 3日分（推奨1週間）の食料・飲料水の備蓄
- (2) ハザードマップによる洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の把握
- (3) 非常持出品の準備（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）
- (4) 家庭での予防・安全対策
- (5) 警報発表時及び災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の学習
- (6) 災害時の家族内の連絡方法の事前の取り決め
- (7) 集落防災計画内容の熟読

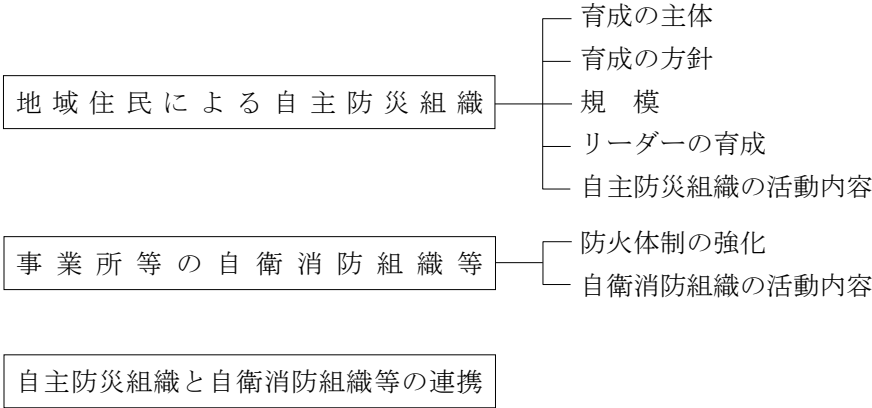
第2節 自主防災組織等育成計画

【関係課名 等】 ◎総務課、村上市消防本部

[計画の体系]

計 画 の 方 針

住 民 の 役 割



第1 計画の方針

災害発生時においては公的機関による防災活動のみならず、地域住民による自発的かつ組織的な防災活動が極めて重要である。

このため村は、住民の連帯意識に基づく自主防災組織及び事業所、小売店舗等における自衛消防組織等の整備育成に努める。

本節においては、自主防災組織、自衛消防組織等の位置付け及びその責務、並びにその整備育成における村及び住民の果たすべき役割等について定める。

第2 住民の役割

住民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」との意識を持ち、自治会等における活動を通じて、積極的に組織づくりを進めるとともに、日ごろから防災訓練をはじめとする自主防災組織の活動に積極的に参加し、防災知識及び技術の習得に努める。

第3 地域住民による自主防災組織

1 育成の主体

村は、災害対策基本法第5条の規定により自主防災組織の育成主体として位置付けられている。
このことから、村においては各集落に対する指導、助言を積極的に行い、組織率の向上を図るとともに、実効ある自主防災組織の育成に努める。

2 育成の方針

本村においては、現在ある54の集落を自主防災組織として育成することを基本として、次の方法により組織づくりを推進する。

- (1) 各集落の活動に防災活動を組み入れる。

- (2) 各種防火団体、防犯団体の活動に防災活動を組み入れる。
- (3) その地域で活動している各種団体の活動に防災活動を組み入れる。
- (4) 災害危険度の高い次のような地区に特に重点を置き、推進を図る。

- ア 木造家屋の集中している地域等
- イ 浸水、土砂災害危険地域
- ウ 雪崩危険箇所の多い地域
- エ 消防水利、道路事情により消防活動の困難な地域
- オ 豪雪時に交通障害、通信障害が予想される地域

3 規模

自主防災組織は、次の事項に留意して住民が最も効果的な防災活動が行える地域を単位として育成を図る。

- (1) 住民が連帯意識に基づいて、防災活動を行うことが期待される規模であること。
- (2) 住民の日常生活にとって、基礎的な地域として一体性を有するものであること。

4 リーダーの育成

村は、自主防災組織の活動において中核的存在となる人材（以下「自主防災リーダー」という）の育成に努める。

また、自主防災リーダーの育成に際しては次の点に留意する。

- (1) 消防団の幹部等、他の防災組織の指導者と自主防災リーダーとの兼務は極力避けること。
- (2) 組織の長だけでなく、長を補佐する複数のサブリーダーを同時に育成すること。
- (3) 自主防災リーダー自身が被災する、あるいは不在であること等も考慮にいれ、その職務を代行しうる者を育成すること。

5 自主防災組織の活動内容

自主防災組織の主な活動内容は、次のとおりである。

平常時の活動	災害時の活動
ア 情報の収集伝達体制の確立	ア 初期消火の実施
イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施	イ 地域内の被害状況等の情報収集
ウ 火気使用設備器具の点検	ウ 救出救護の実施及び協力
エ 防災用資機材等の備蓄及び管理	エ 住民に対する高齢者等避難、避難指示の伝達
オ 危険箇所の点検・把握	オ 住民に対する避難誘導
カ 避難行動要支援者に係る情報収集・共有	カ 避難行動要支援者の避難支援
	キ 給食・給水及び救助物資等の配分

第4 事業所等の自衛消防組織等

1 防火体制の強化

多数の者が勤務し又は出入りする施設については、消防計画を作成し自衛消防組織を設置することが、消防法により義務づけられている。

これらの施設については、法令に基づき防火管理者を選任し、各種訓練の実施、消防用設備の点検、整備等を行い、出火の防止、初期消火体制の強化等に努める。

また、消防法により自衛消防組織の設置が義務づけられていない施設についても、できるだけ自衛消防組織等の設置を推進するものとし、関係機関は指導に努める。

2 自衛消防組織の活動内容

自衛消防組織の主な活動内容は、次のとおりである。

平常時の活動	災害時の活動
ア 防災要員の配備 イ 消防用設備等の維持管理 ウ 防災訓練	ア 消火活動 イ 避難誘導

第5 自主防災組織と自衛消防組織等の連携

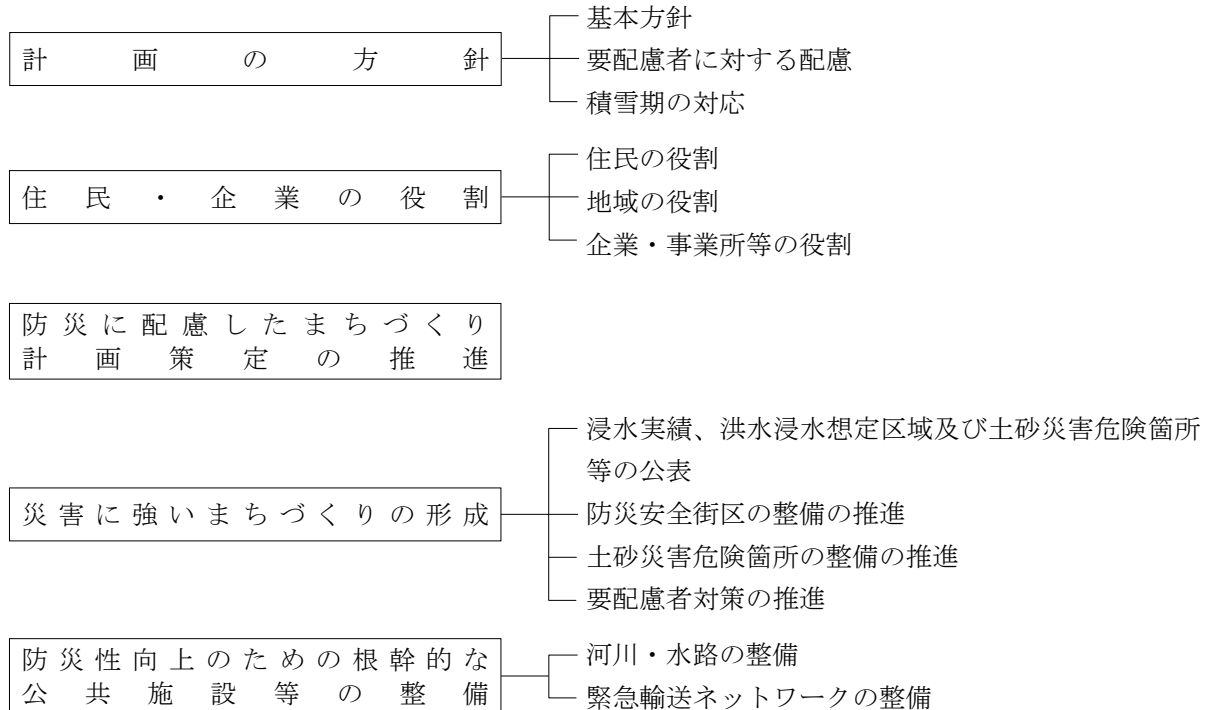
事業所等の自衛防災組織は、村等の実施する防災訓練の参加、地域の自主防災組織への協力等に努める。

村、消防機関は地域社会における自主防災組織と事業所等の自衛消防組織の平常時及び災害時の協力体制の整備や合同訓練の実施等について検討し、良好な協力関係が得られるよう努める。

第3節 災害に強いまちづくりの推進

【関係課名 等】 ◎建設課、総務課

〔計画の体系〕



第1 計画の方針

1 基本方針

災害に強いまちづくりを推進するため、村は国、県等の関係機関と連携協力して総合的なまちづくりの施策を展開することが必要である。

- (1) 災害に強いまちづくりの計画的な推進
- (2) 計画的な土地利用の規制・誘導
- (3) 防災上危険な市街地の解消
- (4) まちにおける積極的な緑化の推進と緑地の保全
- (5) 防災性向上のための根幹的な公共施設の整備

2 要配慮者に対する配慮

あらゆる人にやさしく、誰もが安全に、安心して暮らせるまちづくりを推進し、要配慮者が安全で円滑に移動できるよう避難地場所や避難路等の施設のユニバーサルデザイン化を図る。

3 積雪期の対応

公共施設の計画、整備に当たっては、地形や土地利用状況等を踏まえ必要に応じて、積雪に配慮した構造及び設備等を設ける。

第2 住民・企業等の役割

1 住民の役割

効果的な防災性の向上を図るため、住民が主体となって合意を形成し、相互に連携を図りながらま

ちづくりに取り組むことが求められている。

- (1) 住民は、日頃から地域の防災上の課題等を把握しておく。
- (2) 災害に強い、防災まちづくりを実現するため、住民一人一人がアイデアを出し合い実践するなど自発的にまちづくりに参加する。

2 地域の役割

住民合意により、その地域にふさわしく防災性の向上につながる建築のルールや地区施設の配置等の計画を策定し、地域の個性を生かした災害に強いまちづくりを推進する。

3 企業・事業所等の役割

宅地開発等を行う場合、良質な宅地水準を確保するため公共施設や排水設備など必要な施設を整備する。

また、企業は宅地開発等を行う地域及びその周辺の防災に関する情報をできるだけ開示するよう努める。

なお、災害危険箇所、土砂災害特別警戒区域等の開発行為に適当でない区域は開発計画に含めないようにする。また、含める場合は、必要な安全対策を行う。

第3 防災に配慮したまちづくり計画策定の推進

村は、災害発生時における住民の生命及び財産の安全確保を図るため、防災に配慮した総合的なまちづくり計画の策定を推進する。

第4 災害に強いまちづくりの形成

災害に強いまちづくりを推進するため、本村の地形、地質的特徴を住民に公表・周知し、気象情報等災害に関する情報の収集・伝達体制の整備と防災に資する各種公共施設の総合的、一体的整備により、災害に強いまちづくりの形成を図る。

1 浸水実績、洪水浸水想定区域及び土砂災害危険箇所等の公表

- (1) 村は、河川管理者等が浸水実績、洪水浸水想定区域及び土砂災害危険箇所等を公表することにより、これら災害の発生のおそれのある土地の区域については、土地利用を誘導しないものとし、安全な土地利用の推進と土地の耐水性強化への誘導を図る。
- (2) 村は、浸水実績、洪水浸水想定区域及び土砂災害危険箇所等を十分考慮して、避難路・避難地の整備に努める。

2 防災安全街区の整備の推進

村は、国及び県と相互連携により、都市基盤の整備に併せて、医療、福祉、行政、備蓄等の機能を有する公共・公益施設を集中整備し、災害時における防災の拠点となる「防災安全街区」の整備を推進する。

3 土砂災害危険箇所の整備の推進

村は、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止施設の整備等の推進に関係機関に働きかけるとともに、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含めた総合的な土砂災害対策を推進する。

資料編

○ 地すべり危険箇所
○ 土石流危険渓流

○ 急傾斜地崩壊危険箇所
○ 土砂災害警戒区域等

4 要配慮者対策の推進

- (1) 村は、災害関係情報の迅速でわかりやすい方法による伝達や警戒避難体制の整備・強化等により、要配慮者の安全確保に努める。
- (2) 村は、避難地、避難路となる道路、公園及び避難施設等において、段差を解消するなど、要配慮者に配慮した施設のバリアフリー化を推進する。
- (3) 村は、要配慮者の安全確保と災害後の地域サービスの充実のため、地域の防災拠点において高齢者福祉施設等の社会福祉施設の配置を推進する。

第5 防災性向上のための根幹的な公共施設等の整備

1 河川・水路の整備

村は、村が管理する河川・水路について、築堤、河床掘削等の河道の整備、遊水地、放水路等の建設、内水排除施設の整備等に努める。

2 緊急輸送ネットワークの整備

村は、災害時の応急対策活動を円滑に行うため、村内の防災活動拠点（村役場、指定避難場所、消防署、駐在所等）、輸送施設（道路、臨時ヘリポート、鉄道駅）、防災備蓄拠点（水防倉庫、消防団器具置場）を有機的に結ぶ道路網を主体とした安全性、信頼性の高い緊急輸送ネットワークの整備を関係機関と連携して推進する。

資料編

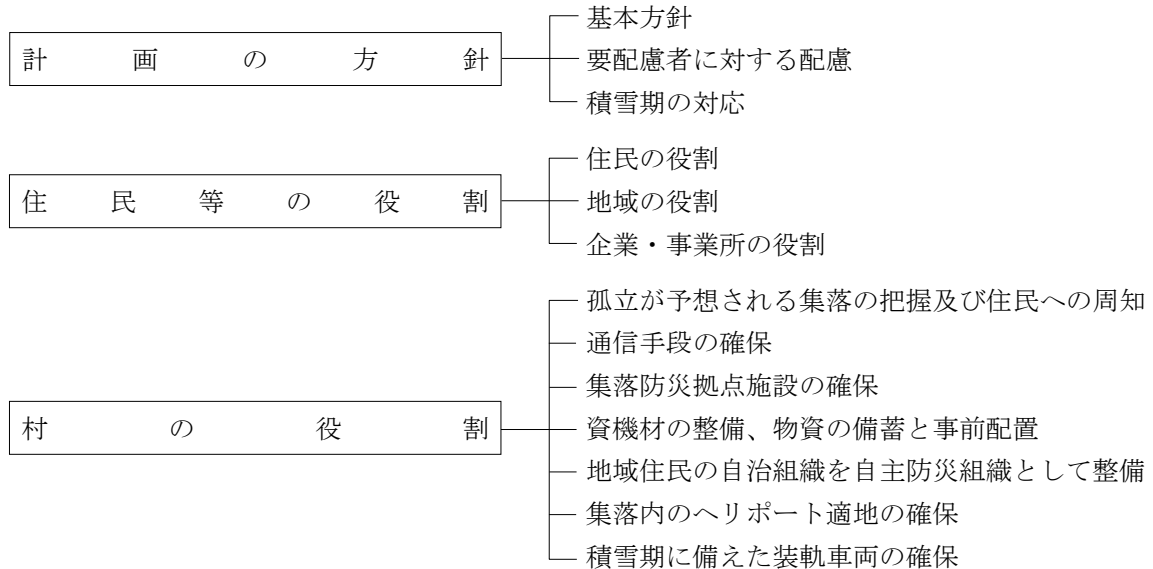
○ 避難所施設一覧

○ ヘリポート適地一覧

第4節 集落孤立対策計画

【関係課名 等】 ◎総務課、村上市消防本部

〔計画の体系〕



第1 計画の方針

中山間地域など、土砂崩れ等による交通遮断で孤立状態となることが予想される地域においては、救援が届くまでの間、自立的に持ちこたえることを前提に、必要な装備、物資の事前配置や防災拠点の整備など環境整備を行う。

1 基本方針

- (1) 孤立予想集落の住民は、自ら孤立に備えて食料・物資等の備蓄に努めるとともに、自主防災活動に積極的に参加する。
- (2) 村は、孤立予想集落の通信手段の確保、施設・資機材の整備、物資の備蓄等を行う。

2 要配慮者に対する配慮

要配慮者が速やかに地区外へ避難できるよう、連絡体制、移動手段及び受け入れ先を確保する。

3 積雪期の対応

雪崩による孤立の長期化、屋外避難の困難等を考慮し、避難所予定施設の収容人員、暖房・調理用熱源・燃料の確保に特に配慮する。

第2 住民等の役割

1 住民の役割

孤立が予想される集落の住民は、最低7日間分の食料、飲料水、生活必需品及び燃料を各家庭で備蓄する。

2 地域の役割

災害発生時に、住民の安否の確認、救出、初期消火、炊き出し等の実施、村への初期的な被害状況の報告、救援の要請等を住民自らが行うため、自主防災組織等による防災訓練等を実施する。

3 企業・事業所の役割

孤立が予想される集落の企業・事業所は、災害時の施設や資機材提供等の協力について、あらかじめ自主防災組織等と協議する。

第3 村の役割

1 孤立が予想される集落の把握及び住民への周知

迂回路のない集落について周辺の集落・避難所等と接続する道路構造やその距離、地形条件を整理し、被災に伴う交通遮断によって孤立する可能性のある集落を事前に把握する。また、孤立する可能性があることを住民に周知する。

2 通信手段の確保

土砂崩落等が発生した場合には、電話線等が切断され、情報の孤立が併発するおそれがある。この場合、情報の入手（孤立集落への情報提供）及び発信（孤立集落からの救援要請）の双方が不可能となるおそれがあるため、村は孤立が予想される集落内において、非常時に外部との通信が確保できるよう、災害に強い情報通信設備（衛星通信、移動系防災行政無線等）を配備しておくよう努める。

3 集落防災拠点施設の確保

4 資機材の整備、物資の備蓄と事前配置

村は孤立が予想される集落内において必要な資機材（電源、水源、熱源等）、物資、車両等の整備、備蓄に努める。

5 地域住民の自治組織を自主防災組織として整備

6 集落内のヘリポート適地の確保

陸路の寸断により孤立した場合、空路による人員・物資等の搬送が有効となる。村は、孤立が予想される集落をあらかじめ特定しておくとともに、当該集落付近のヘリポート適地を定めておく。

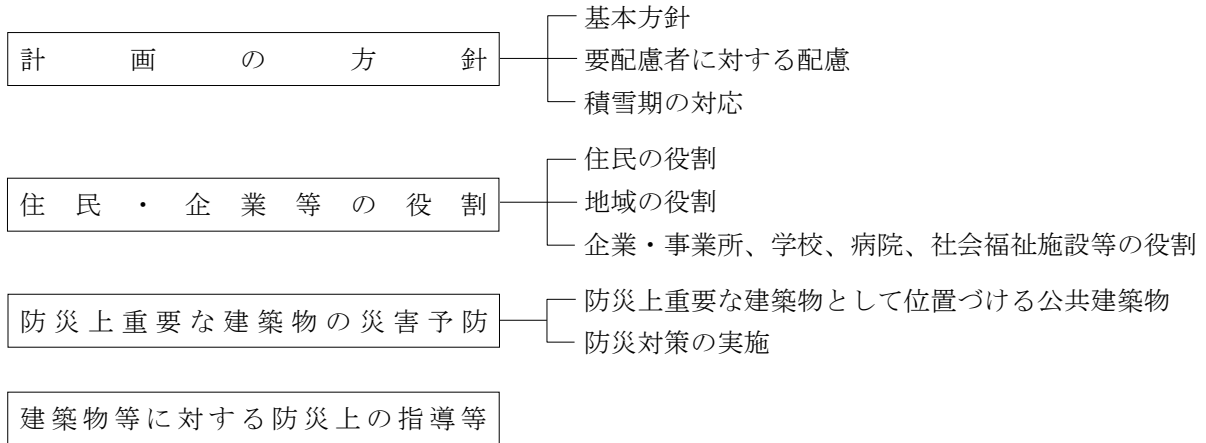
なお、ヘリポート適地の選定に当たっては、冬季無雪の施設の確保が望ましいが、降雪の多い場合は、グラウンド等地面の状況にこだわることなく、河川敷、田畑等付近に障害物のない場所を圧雪する。

7 積雪期に備えた装軌車両の確保

第5節 建築物等災害予防計画

【関係課名 等】 ◎総務課、健康福祉課、建設課、教育課、住民税務課

〔計画の体系〕



第1 計画の方針

1 基本方針

豪雨、豪雪、出火等の直接的原因によって、建築物等に甚大な被害が発生した場合、住民等の生活基盤や社会経済活動に与える影響は非常に大きい。そのため村は、建築物等に構造上の安全性、防火性、耐久性、耐候性、使用上の安全性、避難上の安全性及び良好な環境衛生条件等の確保に努める。

また、その対策として、適切な安全性能を備えた建築物の供給及びそのための基準等の整備、適切な維持保全の徹底及び既存建築物の防災性能の向上を図っていく。

2 要配慮者に対する配慮

- (1) 防災上重要な建築物のうち、特に避難収容を行う施設においては段差部のスロープ化や身障者用トイレの設置等、要配慮者に配慮した施設及び設備を整備する。
- (2) 避難行動要支援者の収容施設や、利用施設、避難行動要支援者の居住する住宅等においては、浸水時等における安全に配慮した建築物の整備を行うとともに、避難や救助のために必要な措置を講ずる。

3 積雪期の対応

- (1) 防災上重要な建築物のうち、特に避難収容を行う施設においては、冬期間の利用の利便を確保するよう努める。
- (2) 住宅等、一般建築物においては積雪期の風水害による被害を防止するため克雪住宅の普及促進をはじめ、無雪化等を推進する。

第2 住民・企業等の役割

1 住民の役割

自己の居住する住宅等の建築物の維持・保全に努めるとともに、村や県の指導・助言を参考に安全性の向上を図る。

2 地域の役割

地域内で著しく劣化している建築物や、落下物の発生するおそれのある建築物等を把握するとともに

に、当該建築物の所有者や管理者等に安全性の向上を図るよう助言する。

3 企業・事業所、学校、病院、社会福祉施設等の役割

- (1) 防災上重要な建築物の管理者は計画の方針に従い、必要な措置を講ずるとともに、適正な維持・保全を図る。
- (2) 自己の管理する建築物の維持・保全に努めるとともに、村や県の指導・助言を参考に安全性の向上を図る。
- (3) 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命にかかわる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

第3 防災上重要な建築物の災害予防

1 防災上重要な建築物として位置づける公共建築物

本村における防災上重要な公共建築物は、次のとおりである。

- (1) 災害対策本部が設置される施設（村役場）
- (2) 医療救護活動の施設（診療所、医院等）
- (3) 応急対策活動の拠点施設（村管理施設、公民館等）
- (4) 避難収容の施設（保育園、小・中学校、ふるさと会館（6地区）、ふれあい自然の家（9地区）等）
- (5) 社会福祉施設等（特別養護老人ホーム「垂水の里」、老人保健施設「関川愛広苑」等）

資料編	○ 避難所施設一覧
-----	-----------

2 防災対策の実施

防災上重要な建築物は、災害時の避難場所として重要であるばかりでなく、復旧活動における拠点施設としての機能を確保する必要があるため、次に示す防災対策を推進する。

(1) 建築物及び建造物の安全確保

施設設置者は、法令で定める技術基準を遵守し、災害に強い施設づくりに努める。

なお、公共建築物を新築する場合又は改築する場合には、「新潟県福祉のまちづくり条例施行規則」の基準に基づき、施設出入口や施設内の段差解消、階段等への手すり設置、車いす使用者用トイレの設置など、要配慮者に配慮した整備を推進する。

(2) 防災設備等の整備

施設管理者は、次に示すような防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

ア 飲料水の基本水量の確保

イ 非常用電源の基本能力の確保

ウ 配管設備類の固定強化

エ 敷地内の排水施設及び擁壁等の整備

オ 段差部をスロープ化するなど、要配慮者に配慮した施設、設備の整備

カ 防災設備の充実、他

(3) 施設の維持管理

施設管理者は、次に掲げる台帳、図面等を整備し、日常点検などの維持管理に努める。

ア 法令に基づく点検等の台帳

イ 建設時の図面及び防災関連図面

ウ 施設の維持管理の手引き

第4 建築物等に対する防災上の指導等

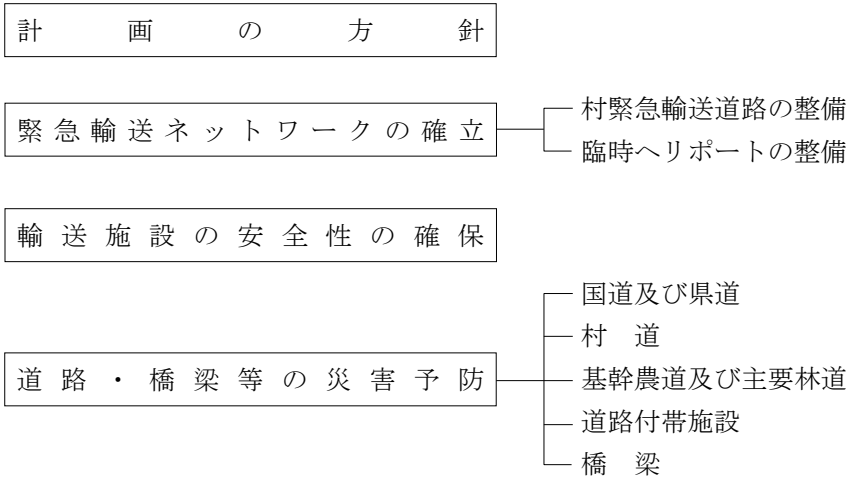
村は県と連携して、建築物等の安全を確保するために、次の留意事項により指導等を行う。

区 分	災害留意事項	指導等の内容
建築物	不特定多数の者が使用する建築物の安全確保について	必要により防災査察を行い、その結果に応じた指導、助言
	著しく劣化している建築物の安全確保について	防災パトロール等の機会を利用し、防災点検の必要の啓発
	落下物等による災害防止について	建物から外れやすい窓・戸及び看板類等の落下物並びに断線などによる災害を防止するための安全確保の指導、啓発
	水害常襲地の建築物における耐水化について	床上浸水等の災害を回避するため、予想される浸水以上の盛土、基礎高の確保、又は床下浸水を防止する防止板等の設置の指導
敷地	がけ地等における安全立地について	建築基準法等の規定に基づき、危険区域内に建築、又は宅地開発を行う者に対して建築制限等の指導及び区域内の既存不適格建築物の移転の促進

第6節 道路・橋梁施設の災害予防計画

【関係課名 等】 ◎建設課、農林課

[計画の体系]



第1 計画の方針

道路施設は、平時はもとより、風水害等発生時には応急復旧対策活動においても重要な役割を果たす。

輸送施設管理者は、災害時における緊急輸送ネットワークの形成及び風水害に対する安全性を考慮した施設整備に努めるとともに、応急対策活動を円滑に実施するため、関係機関相互の協力体制、情報連絡システムの確立を図る。

第2 緊急輸送ネットワークの確立

県は、災害時の応急対策活動を円滑に行うため、県内の防災活動拠点（国、県、市町村、警察署、消防署、自衛隊基地等の庁舎）、輸送施設（道路、空港、港湾、漁港、鉄道駅、臨時ヘリポート）、輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）、防災備蓄拠点を有機的に結ぶ道路網を主体とした緊急輸送ネットワークを指定している。

緊急輸送ネットワークに指定した道路の基準
① 高速道路を基幹に、これとアクセスする主要国道を主体に、防災活動拠点、輸送施設、輸送拠点施設、防災備蓄拠点を有機的に結ぶ国道・県道・市町村道で構成される道路網
② 隣接県との接続道路
③ 病院、広域避難地等公共施設と上記①の道路を結ぶ道路

1 村緊急輸送道路の整備

上記基準に適合した本村内の県指定緊急輸送道路は、次のとおりである。

村は、当該県指定緊急輸送道路と村の防災活動拠点（村役場、指定避難場所、臨時ヘリポート等）とを結ぶ村道を村の緊急輸送道路と規定し、拡幅など必要な整備を図る。

機 能 区 分	道路種別	路線名	区 間
第1次緊急輸送道路	国 道	一般国道113号	村上市境 ～ 山形県小国町境
第2次緊急輸送道路	〃	一般国道290号	村上市境 ～ 胎内市境

2 臨時ヘリポートの整備

村は、緊急輸送ネットワークを形成する施設として、臨時ヘリポートを資料編に掲載のとおり指定している。指定した施設には、災害時のヘリポート機能として通信機器等の資機材を必要に応じ整備しておくよう努める。

また、臨時ヘリポートを見直す場合には、次の事項に留意して指定する。

- (1) 離着陸に必要な面積（概ね500㎡以上）があること。
- (2) 周囲に障害物がなく、安全な離着陸が可能な場所であること。
- (3) 陸上交通上の利便性を有する場所であること。
- (4) 避難場所との重複指定は極力さけること。
- (5) 指定にあたっては、事前に当該施設の管理者との協議を整えておくこと。

資料編

○ ヘリポート適地の選定基準

○ ヘリポート適地一覧

第3 輸送施設の安全性の確保

輸送施設の管理者は、各施設の防災対策を推進し、災害時における施設の機能確保を図る。緊急輸送ネットワークとして指定された輸送施設については、特に災害時の安全性確保に努める。

また、災害時における緊急輸送が円滑に実施されるよう、平素から情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整えておく。

第4 道路・橋梁等の災害予防

村は、風水害等の発生時において、安全性、信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路・橋梁等施設の防災対策を講じる。

1 国道及び県道

緊急輸送路及びその代替路線となる国道や県道は災害発生時の広域支援ルートの要となり、通行止めとなることで二次災害等の危険を及ぼす路線であるため、国や県に対して道路・橋梁等の防災対策の実施を重点的に行うよう要請する。

災害時における道路機能確保のため、各道路管理者において土砂崩壊、落石等の危険箇所の調査を実施し、必要な箇所については、法面保護や落石防止などの対策工事を実施するよう努める。

2 村 道

村道は、地域の生活道路であると同時に、国・県道等の幹線道路を補完するものであるが、施設としては、地形条件や老朽化により、もろく弱い区間が多く、災害による被害は多岐にわたることが予想される。したがって、幹線村道等の重要路線を最優先に、国・県に準じた点検・調査を実施し、必要な対策を講じる。

3 基幹農道及び主要林道

基幹的な農道及び主要林道については、農業、林業用ばかりでなく、地域の生活道路として使用されているが、災害時には道路施設の破壊が予想される。したがって、村及び土地改良区等は、それぞれが管理している農道・林道について、災害による法面崩壊、路体崩壊、落石等の防止を図るため、

補強、改良、維持管理を実施し、施設の安全性を高める。

4 道路付帯施設

災害の発生により交通安全施設（信号、照明、ガードレールなど）の倒壊、損傷が予想されるため、老朽施設については、各管理者において計画的に更新、補強等を実施する。

また、主要交差点信号機の減灯、倒壊に対処するため、県等の関係機関は、非常用電源付加装置の設置促進に努める。

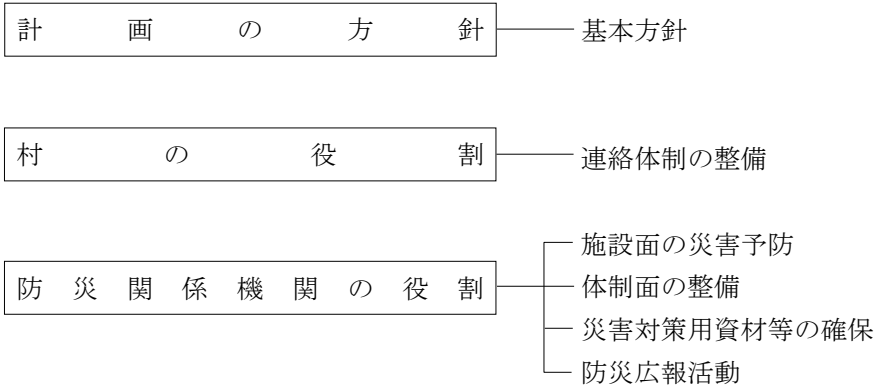
5 橋梁等

所管する各管理者は、橋梁やトンネル等の重要構築物を点検し、耐震性の低下を防止するための補強・修繕を実施する他、重要箇所の盛土や斜面等の耐震性の確保に留意するとともに補修工事が必要な箇所は速やかに対策を施す。

第7節 鉄道事業者の風水害対策

【関係課名 等】 ◎東日本旅客鉄道(株)・日本貨物鉄道(株)、総務課

[計画の体系]



第1 計画の方針

1 基本方針

東日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)は、風水害等が発生した場合、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するため、それぞれの事業規模に応じた防災体制等の確立を図る。

第2 村の役割

1 連絡体制の整備

村はあらかじめ公共交通に関する連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておく。

第3 防災関係機関の役割

1 施設面の災害予防

(1) 施設の保守管理

土木建造物の被害が予想される高架橋、橋りょう、盛土、トンネル等の定期検査を行い、その機能が低下しているものは補強、取替等の計画を定める。

(2) 近接施設からの被害予防

線路に近接する施設等の落下、倒壊による線路への被害を防止するため、関係官公庁、施設関係者に施設整備及びその推進を要請する。

2 体制面の整備

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

(2) 情報伝達方法の確立

ア 防災関係機関、地方自治体との緊急な連絡及び部内機関相互間の情報伝達を円滑に行うために通信設備を整備する。

イ 速計、雨量計、積雪計を整備するとともに、情報の伝達方法を定める。

(3) 運転基準及び運転規制区間の設定

災害等発生時の運転基準及び運転規制区間をあらかじめ定め、発生時にはその強度により運転規

制等を行うとともに、安全確認を行う。

(4) 防災教育及び防災訓練の実施

関係者に対し次の事項について防災教育を行うとともに、必要な訓練を実施する。

- ア 災害発生時の旅客の案内
- イ 避難誘導等混乱防止対策
- ウ 緊急時の通信確保・利用方法
- エ 旅客対策等

3 災害対策用資材等の確保

早急な運転再開を図るため、建設機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

(1) 建設機材の現況把握及び運用

復旧作業に必要な応急建設機材について関係箇所の配置状況、種類、数量及び協力が得られる部外関係機関、関係協力会社等の手持ちを調査しておくとともに、借用方法及び運用方法について定めておく。

(2) 技術者の現況把握及び活用

復旧作業に従事する技術者等の技能程度、人員及び配置状況を把握しておくとともに、緊急時に対応できる関係会社の状況も併せて把握しておく。

(3) 災害時における資材の供給等

災害時における資材の供給については、災害用貯蔵品の適正な運用を図るとともに、必要なときは関係協力会社から緊急調達する等迅速な供給体制を確立するため、あらかじめ定めておく。

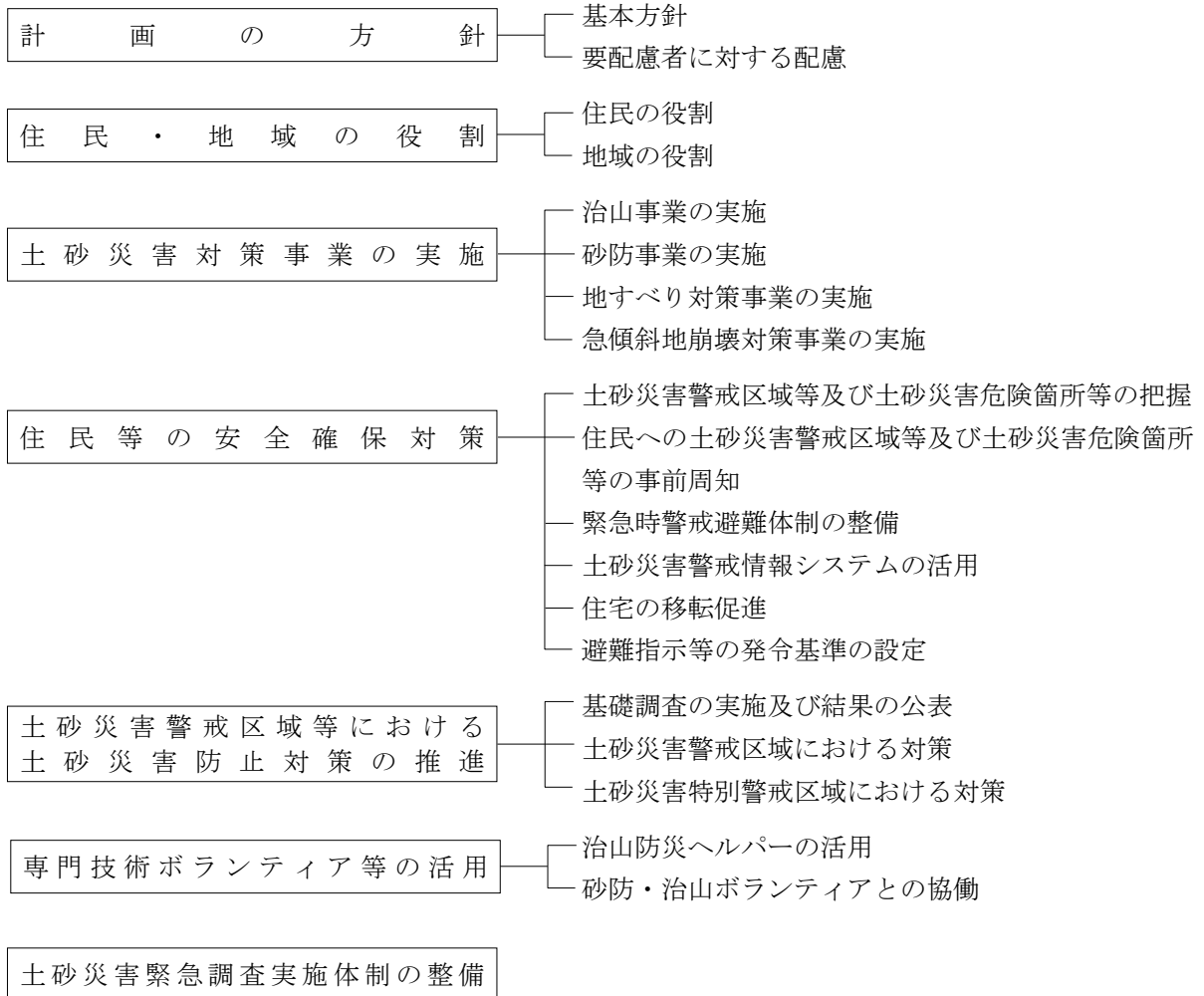
4 防災広報活動

各鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

第8節 土砂災害予防計画

【関係課名 等】 総務課、建設課、農林課

〔計画の体系〕



第1 計画の方針

1 基本方針

土砂災害（地すべり、山・がけ崩れ、土石流）は、毎年降雨期及び雪解け時期に多く発生し、被災地域が比較的狭い範囲に限られる割に被災者の死傷率が高く、人家等に壊滅的な被害を与えることが多い。本村は、山間地や急傾斜地周辺にも集落が散在するため、土砂災害により被害を受けるおそれのある地区が存在する。

国及び県は、関係法令等に基づき、定期的に土砂災害危険箇所等の調査を行い、危険性、緊急性に応じて災害防止事業を計画的に実施するとともに、村への情報提供及びハザードマップ作成支援等のソフト対策の実施を図るので、村はこれらの情報に基づき、住民への土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所等の周知、土砂災害警戒情報などの伝達体制の整備及び緊急時の警戒避難体制の整備を図るほか、状況に応じて関係機関に対して災害防止事業の早期推進を要請する。

村は、村民へ土砂災害警戒区域等や災害時に取るべき行動について普及啓発するとともに、土砂災害警戒情報などの情報伝達体制を整備する。また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策を

推進する。

2 要配慮者に対する配慮

村は、平時から避難行動要支援者の居住実態を把握しておく。また、避難時の移動の困難を考慮し、ハザードマップ等により地域の自主防災組織と連携した警戒・避難体制を構築する。

尚、土砂災害警戒区域に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者が避難確保計画を策定するに当たっては県と連携して積極的に支援を行う。さらに、上記避難確保計画の作成・変更に伴い、施設管理者等から避難確保計画に関する計画の報告があったときは、内容を確認し、必要に応じて助言等を行う。また、上記避難確保計画に基づいて実施される避難訓練の実施状況等について定期的に確認するよう努める。

第2 住民・地域の役割

1 住民の役割

住民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認したときは、遅滞なく村長、警察官等へ連絡する。また、土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等及び避難路・避難所等について位置を把握しておくとともに、自主防災組織の一員として、日頃から災害対応ができる人間関係の形成に努める。

また、土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し、自主避難、避難行動ができるよう努める。

2 地域の役割

地域ぐるみの災害対応が適切に行えるように、自主防災組織をつくり、避難訓練等の活動に努める。

第3 土砂災害対策事業の実施

1 治山事業の実施（林野庁・県農林水産部治山課）

本村は、村内森林面積の約8割が保安林に指定されている現況にあり、保安林所有者に対する保安林における制限の内容、助成措置等の保安林制度に関する事項の周知に努める。

なお、国（林野庁）及び県（農林水産部治山課）が実施する土砂災害防災対策は、次のとおりである。

(1) 保安林の指定及び整備

国（林野庁）及び県（農林水産部治山課）は、森林の維持造成を通じて災害に強い県土をつくり、山地に起因する土砂災害を防止するため、森林法に基づき、重要な森林を保安林に指定するとともに、指定保安林の保全に努めている。

国及び県は、指定目的に即した保安林の整備を計画的に促進するとともに、保安林の質的な向上に努めている。

なお、村内の保安林の指定状況は、次表のとおりである。

村内の保安林の種類及び面積

(平成29年10月資料)

保安林種 面積 (ha)	水源 かん養	土砂 流出 防備	土砂 崩壊 防備	飛 砂 防備	防 風	水 害 防備	湖 害 防備	干 害 防備	な だ れ 防 止	落 石 防 止	魚 つ き	航 行 目 標	保 健	風 致	総 数
国有林内	14,081	3,992	-	-	-	-	-	26	0	-	-	-	1	-	18,100
民有林内	1,173	524	9	-	1	-	-	-	43	4	-	-	6	-	1,760
合 計	1,5254	4,515	9	-	1	-	-	26	43	4	-	-	7	-	19,860

(2) 治山施設の整備

国(林野庁)及び県(農林水産部治山課)は、災害発生の危険性の高い地区については、保安林に指定し、治山施設の整備を森林整備保全事業計画に基づいて、緊急度の高い箇所から順次計画的に進めている。

国有林内における事業は原則として林野庁により、民有林内における事業は原則として県により実施されている。また、既存施設について、定期的に現地点検調査を実施し必要に応じて修繕等を行っている。

2 砂防事業の実施(国土交通省・県土木部砂防課)

国(国土交通省)は、砂防法に基づき、荒廃山地からの有害土砂の流出を防ぎ、河川の中下流部の河道の安定を図り、土石流災害から人命財産を守るため、土砂等の生産、流送、堆積により被害を及ぼすおそれのある区域を砂防指定地に指定している。また、指定された砂防指定地においては、緊急度の高い溪流から順次計画的に国(国土交通省)及び県(土木部砂防課)により砂防堰堤の建設等の砂防設備の整備が図られている。

村は、平素の巡視、関係機関及び住民等からの情報等により砂防設備の整備の必要が考えられる場合には、国及び県に対し、調査を要請する。

3 地すべり対策事業の実施(国土交通省、林野庁、農林水産省農村振興局・県砂防課、治山課、農地建設課)

国は、地すべり等防止法に基づき、地すべり災害の未然防止を図るため、地すべりの発生している区域又は発生のおそれのきわめて大きい区域等を「地すべり防止区域」に指定している。区域の指定及び事業の所管は、同法第51条の規定に基づき、次表の区分に従って主務大臣及び所管省庁によりそれぞれ行われる。

区 分	主務大臣 (所管省庁)	県所管部局 (担当課)
ア 砂防法に基づく砂防指定地(これに準ずべき土地を含む)の存する地すべり地域	国土交通大臣 (国土交通省)	土木部 (砂防課)
イ 森林法に基づく保安林又は保安施設地区(これに準ずべき土地を含む)の存する地すべり地域	農林水産大臣 (林野庁)	農林水産部 (治山課)

ウ ア及びイに該当しないが、土地改良法による土地改良事業施行地域又は同事業計画の決定されている地域（これに準ずべき土地を含む）の存する地すべり地域	農林水産大臣 (農林水産省 農村振興局)	農地部 (農地建設課)
エ ア～ウに該当しない地すべり地域	国土交通大臣 (国土交通省)	土木部 (砂防課)

指定された区域においては、それぞれの所管省庁及び県担当部局が地すべり防止工事基本計画に基づき、人家連担部や公共施設に被害を直接及ぼすおそれのある箇所等、緊急度の高い箇所から順次計画的に地すべり防止施設の整備が進められる。また、地すべり防止区域内の禁止及び制限行為等の監視が強化されるとともに、既設の防止施設の点検が定期的実施され、必要に応じ修繕等が行われる。

本村は、地質構造の特性から、地すべりが発生しやすい地勢にあり、過去に幾度も地すべりによる被害が発生している。村は、地すべりによる災害を未然に防止するため、未指定の地すべり危険箇所について、関係住民の理解と協力を得ながら、県に対して指定の促進を図っていく。また、地すべり危険箇所に関する警戒避難体制についての確立に努めるとともに、住民に対し周知を図る。対策工事が完了した地区についても巡視を行うとともに、必要に応じて修繕を行う。

4 急傾斜地崩壊対策事業の実施（県土木部砂防課）

県（土木部砂防課）は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、集中豪雨等に起因するがけ地の崩壊による災害を未然に防止するために、危険度の高い箇所等について急傾斜地崩壊危険区域に指定し、計画的に急傾斜地崩壊防止施設の整備が進められている。

村は、がけ崩れ災害を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限にとどめるために、未指定の急傾斜地崩壊危険箇所については、関係住民の理解と協力を得ながら県に対して指定の促進を図っていくとともに、事前措置として平素から危険箇所の把握と、防災パトロール等を強化する。

資料編	○ 地すべり危険箇所	○ 急傾斜地崩壊危険箇所
	○ 土石流危険渓流	○ 山地災害危険地区

第4 住民等の安全確保対策

村は、県が「土砂災害警戒区域等における土砂災害の防止対策の推進に関する法律」の施行に伴い実施する基礎調査及び土砂災害警戒区域等の指定に基づき、住民の安全確保対策の見直しを図るとともに、次により住民等の安全確保対策を実施する。

1 土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所等の把握

村は、県から土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所等に関する情報の提供を受け、これを本防災計画に掲載する。また、村内の土砂災害警戒区域等について、災害種別、所管官庁の違いに関わらず一覧できる地図（土砂災害ハザードマップ）を作成し、これを一般に公開する。

2 住民への土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所等の事前周知

村は、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所等内の住民等に対し、ハザードマップの配布等により、当該区域の土砂災害による被災の危険性を周知し、土砂災害警戒情報や災害の予兆現象、避難方法や避難先等について具体的に説明する。

この際、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先

を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。あわせて、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。

あわせて、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。

3 緊急時警戒避難体制の整備

- (1) 村は、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所等内の住民等の安全確保のため、土砂災害警戒情報の伝達や異変が発生した際の住民の避難のための連絡体制の確保を始め、必要な警戒避難体制の整備に努める。
- (2) 村は、管内の土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所等内に要配慮者利用施設が所在する場合は、入所者等の安全確保のため、事前に必要な措置を講じておく。
- (3) 災害が発生した場合、緊急安全確保に関する情報を可能な範囲で発令する。また、これらの情報に対応する警戒レベルを明確にするなど、情報に対応したとるべき避難行動が分かるよう伝達するとともに、適切な避難誘導を実施する。避難誘導に当たっては、指定緊急避難所、避難路、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努める。

4 土砂災害警戒情報システムの活用

土砂災害警戒情報が発表された場合に備えて、危険区域の住民に対する情報周知やパトロールの実施など、警戒体制の確立を図る。

5 住宅の移転促進

村は、人命、財産等を土砂災害から保護する必要のある住宅について、県の指導を受け各種制度を活用して、当該住宅の移転を促進する。

6 避難指示等の発令基準の設定

土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

また、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

第5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

県は、平成13年4月に施行された「土砂災害警戒区域等における土砂災害の防止対策の推進に関する法律」に基づき、土砂災害警戒区域等の指定は平成28年度に完了している。しかし、その後の地形及び土地利用の変化等により必要に応じて順次、基礎調査及び土砂災害警戒区域等の指定を実施する。

村は、指定された土砂災害警戒区域等において、前記「第4 住民等の安全確保対策」に掲げる対策を執るほか、次の対策の実施に努める。また、危険箇所等の調査点検対策等にあたっては、二次災害の予防に努める。

1 基礎調査の実施及び結果の公表

県は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害防止のための対策に必要

な基礎調査として、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり等のおそれのある土地について、地形、地質、降水等の状況及び土地の利用状況等の調査を実施し、土砂災害警戒区域等に相当する範囲を示した図面を公表する。

2 土砂災害警戒区域における対策

- (1) 知事は、村長の意見を聴いて、土砂災害のおそれがある区域を、土砂災害警戒区域として指定する。
- (2) 村は、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令と伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項を定め、円滑な警戒避難の実施に必要な情報を住民に周知するよう努める。

3 土砂災害特別警戒区域における対策

知事は、村長の意見を聴いて、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、以下の措置を講ずる。

- ア 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等の建築のための開発行為に関する許可制限
- イ 建築基準法に基づく建築物の構造規制
- ウ 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の指示
- エ 指示による移転者への融資、資金の確保

資料編	○ 土砂災害警戒区域等
-----	-------------

第6 専門技術ボランティア等の活用

1 治山防災ヘルパーの活用

県（農林水産部）は、山地災害の未然防止及び災害発生時の迅速・的確な応急対策の実施を図るため、山地の状況に詳しく、治山関係の基礎知識のある地元住民等に技術講習等を行い、「治山防災ヘルパー」として認定している。

治山防災ヘルパーは、地域を所管する村上地域振興局農林振興部と連携し、山地災害危険地区の点検調査及び災害発生時における被害情報等の収集・提供活動等をボランティアで行う。

村は、住民に対して治山防災ヘルパーについて、広報紙等により周知を図るとともに、村上地域振興局農林振興部や認定を受けた治山防災ヘルパーとの連絡体制を確立し、山地災害の未然防止等に努める。

2 砂防・治山ボランティアとの協働

県では、砂防・治山業務に携わった経験のある県職員OBを中心に、土砂災害防止を目的とした「特定非営利活動法人 新潟県砂防ボランティア協会」及び「新潟県治山ボランティアセンター」が組織されており、日頃の活動を通じ、土砂災害関係情報の収集や、行政機関等への情報提供、土砂災害に関する知識の住民への普及・啓発等の活動を行っている。

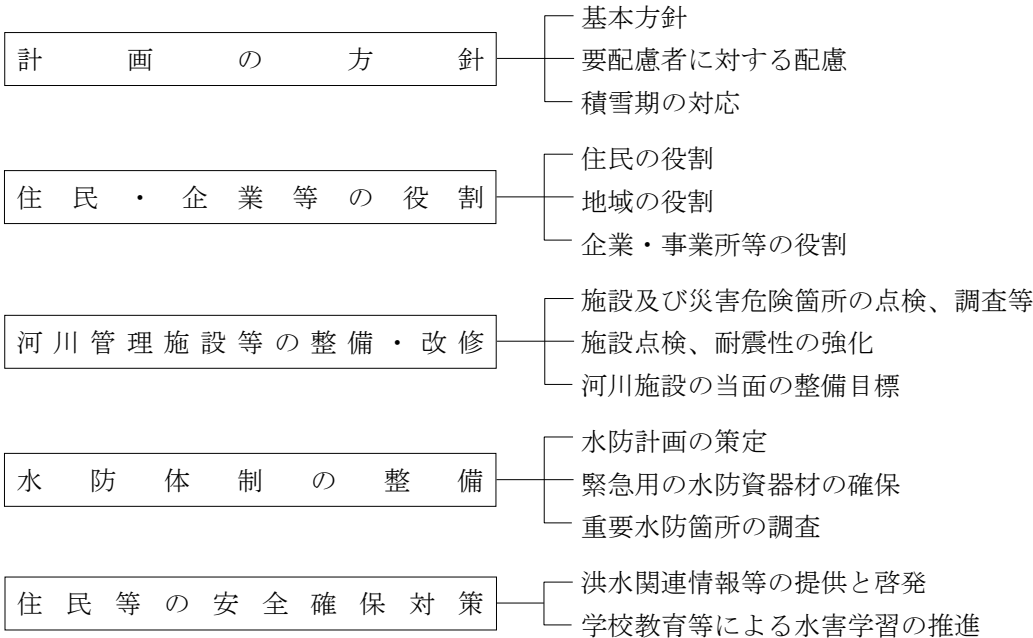
第7 土砂災害緊急調査実施体制の整備

県及び国は、重大な土砂災害の緊迫した危険があると認める場合に、その土地の区域及び時期を明らかにするための調査（以下「緊急調査」という。）を実施する体制及びこの調査で得られた情報（以下「土砂災害緊急情報」という。）を速やかに市町村に提供できる体制を整備している。

第9節 河川災害予防計画

【関係課名 等】 ◎建設課、総務課

[計画の体系]



第1 計画の方針

本村には、荒川、大石川、女川及び鍬江沢川等の25の一級河川があり、昭和41年の「7・17豪雨」や昭和42年の「8・28羽越豪雨」などこれらの河川が氾濫し大きな被害を受けてきた。

村は、洪水による浸水や湛水の被害発生を防止するため、河川法、その他関係法令の定めるところにより、河川改修、洪水予防施設の計画的な整備を計画的に行い、また羽越河川国道事務所及び県に対してもこれらの整備を要請していく。

1 基本方針

- (1) 住民は、平時から、洪水ハザードマップ等に基づき、避難経路や避難場所の確認、非常用食料等の備蓄をしておく。
- (2) 村は、洪水による浸水や湛水の被害発生を防止するため、河川法の定めるところにより、河川改修、洪水予防施設の整備等を計画的に行う。(準用河川、普通河川)

2 要配慮者に対する配慮

- (1) 村は、洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難確保を図る必要があると認められる浸水想定区域内の要配慮者利用施設の名称、所在地を地域防災計画に記載するものとする。
- (2) 要配慮者利用施設の所有者または管理者は、避難確保計画を作成し、村長に報告するとともに当該計画に基づく訓練を行わなければならない。村は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し計画の作成に必要な情報の提供その他の支援を行うものとする。
- (3) 村は、洪水浸水想定区域内の要配慮者施設等については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難確保が図られるよう洪水予報、水防警報の伝達方法を定める。
- (4) 国、県は、洪水予報、水防警報について、洪水のおそれがある場合、避難判断水位に達したとき

は、村へ通知するとともに、報道機関の協力を得て、一般住民へ周知する体制を整備する。

3 積雪期の対応

河道内の堆雪により融雪時の溢水被害の発生のおそれがある河川については、事前に河川除雪を行う。

第2 住民・企業等の役割

1 住民の役割

住民は、平時より堤防や護岸などの河川管理施設に漏水や亀裂などの前兆現象がないか注意を払い、前兆現象を確認したときは、遅滞なく村、県、消防機関、警察機関へ連絡する。

また、洪水ハザードマップ等により避難経路や避難所について、確認しておく。

2 地域の役割

住民は、自主防災組織の一員として、日頃から災害対応ができる人間関係の形成に努める。

また、洪水を想定した避難訓練等の実施に努め、洪水時において、水防団等からの要請により、水防活動に従事する。

3 企業・事業所等の役割

災害発生時における応急対策活動の円滑を図るため、企業・事業所等は、平時から応急復旧用資機材の備蓄に努める。

第3 河川管理施設等の整備・改修

河川管理者等は、次により河川施設等を整備し、災害予防対策に努める。

なお、村は、村管理河川以外の河川について平素の巡視、関係機関及び住民等からの情報により、河川管理施設の整備・改修が必要と考えられる場合は、各河川管理者に連絡し、整備の促進を要請する。

1 施設及び災害危険箇所の点検、調査等

- (1) 各施設の点検要領に基づき安全点検を実施し、必要な補修、改修等を計画的に実施する。
- (2) 住宅地への浸水による二次災害を考慮し、内水排除用ポンプ車等の確保について検討する。

2 施設点検、耐震性の強化

国が示す耐震点検要領等に基づき河川管理施設の耐震点検を実施し、被害の程度及び住宅地の浸水による二次災害の危険度を考慮した耐震補強に努める。

3 河川施設の当面の整備目標

河川施設の当面の整備目標は、次のとおりとする。

- (1) 大河川の整備は、河川整備計画に定めるとおりとする。
- (2) 中小河川については、時間雨量40ミリ程度の降雨に対応できる整備を目標とする。
- (3) 前記の整備目標に従って、下記の施設等の整備を計画的に推進する。
 - ア 堤防築堤、河床掘削等による河道整備及び、遊水地、放水路、内水排除施設等の整備
 - イ 地盤沈下による内水被害の発生、堤防高の低下等に対応するための排水機場、水門等の設置及び、樋門、樋管の改修、堤防嵩上げ等の整備並びに可搬式ポンプの配備
 - ウ 防災調整池の設置及び必要に応じた雨水貯留・浸透施設の設置並びに透水性舗装の実施、盛土の抑制

第4 水防体制の整備

水防体制の整備については、概ね次によるものとし、詳細は別に定める「関川村水防計画」による。

1 水防計画の策定

村長は、洪水に際し、水災を警戒、防御し、これによる被害を軽減するため、水防法の規定に基づき、関川村防災会議に諮って「関川村水防計画」を策定する。

同計画書では、本村における水防組織、水防体制、気象情報や水防に関する警報等の伝達方法、その他水防活動に必要な事項を定める。

2 緊急用の水防資器材の確保

村は、緊急時の水防活動や応急復旧用資器材の確保について、他の水防管理団体や民間団体と協力体制を確立し、資器材の備蓄・配備に努める。

3 重要水防箇所の調査

村は、浸水等による重要水防箇所を定期的に調査するとともに、村水防計画等に記載し、現況の把握に努める。

資料編	☐ 水防倉庫別水防用	☐ 重要水防箇所一覧
	☐ 資器材備蓄状況一覧	☐ 要配慮者施設一覧

第5 住民等の安全確保対策

1 洪水関連情報等の提供と啓発

- 村は、羽越河川国道事務所と連携して次により住民に分かりやすい情報の提供に努める。
- (1) 重要水防箇所、過去の氾濫実績等の洪水関連情報の一般公開
 - (2) 広報紙、イベントによる広報活動
 - (3) 洪水ハザードマップやPR用パンフレットの配布

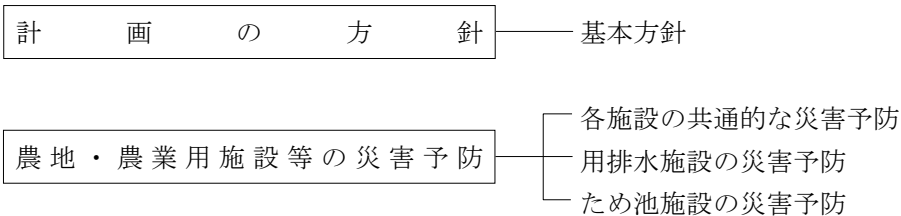
2 学校教育等による水害学習の推進

村教育委員会は、必要により羽越河川国道事務所及び村上地域振興局地域整備部から資料の提供、講師の派遣、施設見学への協力等を得て、学校教育の体験学習等における児童生徒の水害学習を推進する。

第10節 農地・農業用施設等の災害予防計画

【関係課名 等】 農林課

[計画の体系]



第1 計画の方針

1 基本方針

本村の農業用施設は、昭和42年の羽越水害の復旧事業で整備されたものが多く、老朽化が進んでいる現状にある。

村は農地・農業用施設の災害の未然防止と被害解消のため、農業農村整備、ため池等整備、中山間地域における農地の保全等を防災上の観点からの緊急度、影響度等を考慮して計画的な整備を推進するとともに、公益的機能を果たしている農業用施設の適正な維持管理体制の整備、強化を図る。

また、農業用施設等が被災した場合に、地域住民の生命・身体、住居等に被害を及ぼす可能性のある箇所については、ただちに応急措置を施すことができるようにする。

第2 農地・農業用施設等の災害予防

1 各施設の共通的な災害予防

農地・農業用施設等の管理者は、災害予防対策に当たり次の事項に十分留意する。

(1) 管理体制等の整備

農業用排水樋門・樋管、頭首工等の農業用施設の管理については、一貫した管理体制がとれるように措置するとともに、各管理主体で施設の維持管理計画を定め、操作マニュアルの作成、管理技術者の育成確保など管理体制の強化と徹底を図る。

(2) 施設の点検

施設の管理者は、常に気象予報に注意し、出水時及び異常時には応急措置を施すことができるよう点検箇所位置図、点検ルート、点検手順、点検マニュアル等を作成し、平時から農業用施設等の定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

(3) 情報管理手法の確立

農道、農業用排水樋門・樋管、頭首工、地すべり防止施設等の農業用施設等に影響する雨量、水位、水質等の防災情報を迅速かつ的確に集約する手法の導入や整備を検討する。

(4) 緊急用資機材の調達体制の確立

緊急用資機材については、村内建設業者等の民間団体と協力・調達体制を確立し、災害時に備える。

2 用排水施設の災害予防

用排水施設の整備に当たっては、排水不良区画や用排水路の整備が完全ではない地域の整備を推進

し、また断面不足の排水路、用水路の漏水など不備が見受けられる箇所の改善を図るなどの地域全体の排水機能の向上に努め、土地利用の変化や排水先河川の整備状況も十分考慮した農業農村事業等による農業用施設の機能回復を図るなど被害の早期救済と未然防止を図っていく。

また、農業用排水樋門・樋管、頭首工など農業用河川工作物については、危険度や緊急度に応じて計画的な整備を推進し、効果の早期発現に努める。

3 ため池施設の災害予防

ため池の管理者は、ため池防災支援システムの降雨予測等により事前放流等の措置を講じて災害の未然防止に努める。

老朽化の甚だしいもの、堤体構造に不安のあるものについては、放流用の水路を整備するとともに、計画的な施設の整備に努める。

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設が存在し、人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池については「防災重要農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき集中的かつ計画的に防災工事を推進する。

また、ハザードマップの作成等により適切な情報提供を図るとともに水位計や監視カメラの設置による遠方監視体制を確立させるため池の決壊や下流への被害の予測情報に基づき迅速かつ的確な避難行動につながる取組を推進していく。

資料編

○ 村内建設業者一覧

第11節 防災通信施設災害予防計画

【関係課名等】 総務課、地域政策課

〔計画の体系〕

計 画 の 方 針

村 が 使 用 可 能 な 通 信 手 段

- 県防災行政無線
- 村防災行政無線（移動系）
- 村防災行政無線（同報系）
- 災害時優先電話

停 電 ・ 耐 震 対 策

- 停電対策
- 耐震対策

他 機 関 の 通 信 設 備 の 使 用 等

新潟県総合防災情報システムの整備

共 聴 施 設 の 整 備

※「共聴施設」とは「共同受信施設」をいう。

第1 計画の方針

村は、災害発生時の通信手段の確保のため、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、共聴施設の耐災害性強化等の防災対策の推進に努める。

また、防災関係機関との情報伝達方法について対策を講じる。

第2 村が使用可能な通信手段

村が使用可能な通信手段は、次のとおりである。災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、この中から最も状況に適した通信手段により災害情報等を収集、伝達する。

- 県防災行政無線（県で整備）
- 加入電話（災害時優先電話を含む。）
- 村防災行政無線（移動系）
- 携帯電話
- 村防災行政無線（同報系）

1 県防災行政無線

県防災行政無線の衛星通信系無線は、県庁、県単独庁舎、県内各市町村、県内各消防本部等と通信することができる。

村は、災害時に県、他市町村、消防本部等から必要な情報を収集し、また県等に対して迅速に被害報告できるよう、県防災行政無線機器の操作、訓練及び災害時の運用方法、通信の輻輳及び途絶を想定し、平時から職員に対して習熟に努める。

また、停電時も通信設備に支障のないように、非常用発電設備、直流電源設備等の維持点検を強化する。

2 村防災行政無線（移動系）

村防災行政無線（移動系）は、I P無線システムにより、村と災害現場との間、地域などの防災関係機関との間において、長距離かつ広い通信範囲で障害物や他の電波の影響を受けることなく迅速・

的確な情報の収集、伝達が可能である。

現在、村には、村役場を基地局として、車載局が役場と各消防分団の消防ポンプ車両に、また携帯局が役場にそれぞれ計30機装備されている。

村は、通信施設の正常な機能維持を確保するため、定期的に保守点検を実施するとともに、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため通信訓練を実施して、非常災害に備える。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮する。

3 村防災行政無線（同報系）

村は、災害時等に各集落、村内防災関係機関への情報広報手段として、同報系の防災行政無線を設置・配備する。関川中学校にある親局のほかに、役場内に設置されている2台の制御局からも放送可能である。

また、子局は、村内に屋外受信拡声局が16箇所、戸別受信機は全戸配布されている。

村は、定期的に子局の保守点検を行い、設置年度の古いもの等については更新等の措置を講じる。

4 災害時優先電話

災害時には、一般加入電話が輻輳し、通話が困難となることが予想される。このため、村は、災害発生時に村内公共施設、関係機関との災害情報や被害状況の収集・伝達ができるよう、あらかじめ東日本電信電話株式会社新潟支店に災害時優先電話として登録してある。

村は、平素から次の措置を行い、職員に周知を図るものとする。

- 「災害時優先電話」というシールを貼付し、当該電話機が災害時優先電話であることを明確にする。
- 災害時には、当該電話機は受信には使用せず、発信専用電話として活用することを徹底する。

災害時優先電話設置状況

設置場所	村役場2階 総務課長席
------	-------------

第3 停電・耐震対策

1 停電対策

停電時の電源を確保するため、非常用電源設備の整備を促進する。

また、非常用発電設備の実負荷運転等の災害発生を想定した保守、点検整備を行う。

2 耐震対策

重要な設備等は、基礎ボルト、ストッパなどにより固定する。

第4 非常通信対応

村は、非常通信協議会の構成組織として、新潟県、国の関係機関に至る複数の通信ルートを確認している。別に定める非常通信対応に従い、非常通信を行うとともに定期的にルートの確認及び点検・保守を行う。

また、必要に応じ、国（総務省）が保有する貸与可能な災害対策用移動通信機器（衛星携帯電話等）を借用して災害非常時の通信確保を図る。

第5 新潟県総合防災情報システムの整備

災害時に被害の軽減を図るため、市町村と県との間において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集、共有を行うための新潟県総合防災情報システムを整備する。

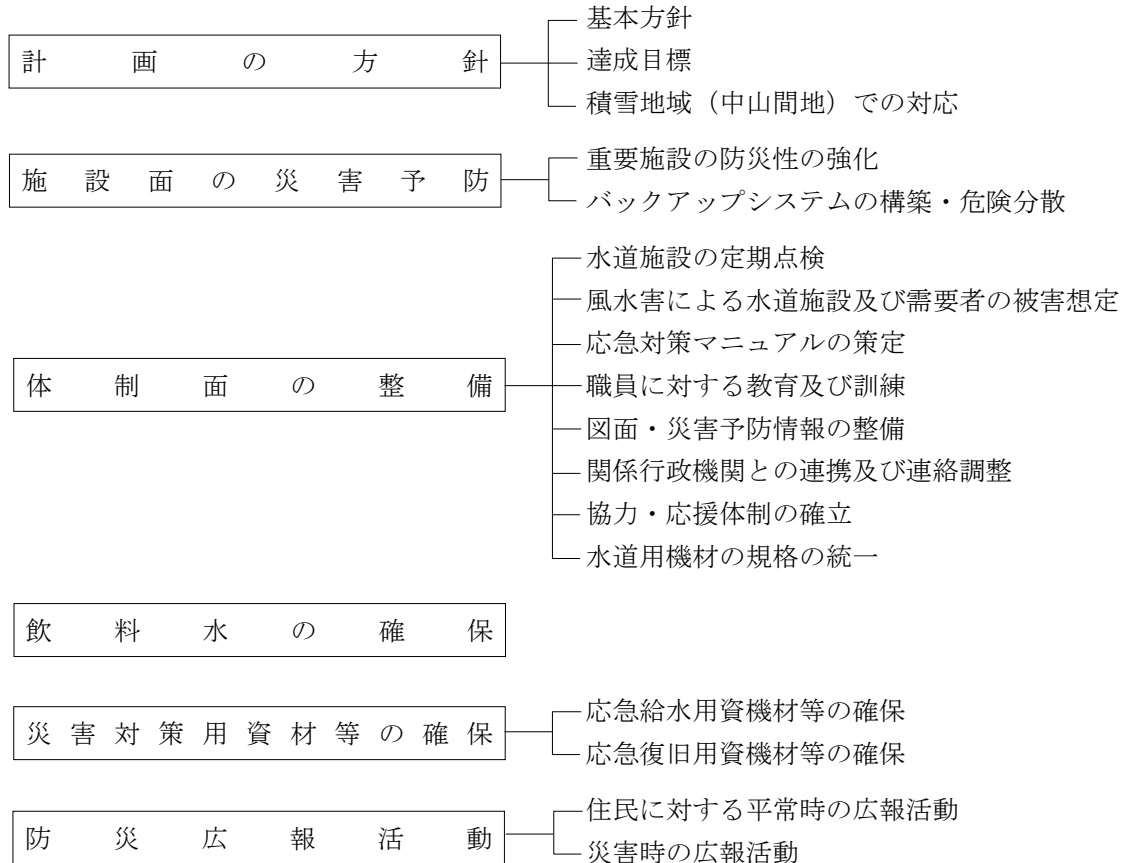
第6 共聴施設の整備

気象業務法に定める特別警報等や避難指示等は、テレビ等を通じて住民に確実に伝達する必要があることから、テレビ難視聴地域においては、共聴施設の耐災害性強化等により、災害時における機能強化が図られるよう環境整備を推進する。

第12節 上水道施設災害予防計画

【関係課名 等】 建設課

〔計画の体系〕



第1 計画の方針

1 基本方針

給水機能の停止は、被災住民の日常生活や社会経済活動に深刻な影響を与え、被災後の避難や救助活動を実施する上での大きな支障となることから、村は、風水害による水道の断水・減水を最小限に抑えるため、施設面及び体制面の災害予防対策を計画的に実施するとともに、応急対策を円滑に実施するため、平常時において災害時連絡体制の整備、災害対策用資機材の確保、防災広報活動等を実施する。また、緊急時における飲料水、生活用水（以下「飲料水等」という）を確保するための必要な措置を講ずる。

2 達成目標

被災住民の生活への影響を考慮した応急復旧（仮復旧を含む）までの期間を設定し、この間における経過日数ごとの1人当たりの応急給水目標水量を設定する。

また、風水害による被害規模（断水発生率等）を想定し、被災直後から経過日数ごとの被災住民に対する応急給水必要水量を算出し、その確保対策に努める。

3 積雪地域（中山間地）での対応

(1) 中山間地での配慮

- ア 地盤条件や周辺の地形条件によっては風水害による土砂崩れや河川の増水で冠水するおそれがあることから、水道施設の位置や基礎構造の選定に配慮する。
- イ 孤立集落の発生が懸念されるため、当該集落に対する応急対策を確立する。
- ウ ダム等の停滞水域を水源とする場合、土砂崩れ等の影響によって極度に濁度が上昇するおそれがあるため、浄水機能の低下防止対策を検討する。
- エ 地域全体の大規模な復旧が必要である場合、効率的な復旧を図るために他のライフライン部局等と調整、連携して行う。

(2) 積雪期の対応

積雪期間中は復旧作業が困難であることに留意し、村は、復旧するまでの間の避難住民等に対する給水対策を確立する。

第2 施設面の災害予防

村は、災害による断水・減水を最小限にとどめるため、重要施設の災害予防の強化を図るための計画を立案し、施設の新設、改良計画に合わせて、計画的に整備を進める。

1 重要施設の防災性の強化

(1) 取水施設

水源については、上流域等周辺の状況を把握し、災害時の原水、水質の安全が保持できるかを確認する。

(2) 浄水、送水、配水施設

送・配水幹線については、配水管路は管路の多系統化、ループ化、ブロックシステム化等の整備を行う。

2 バックアップシステムの構築・危険分散

重要施設の複数配置や複数電源の確保によりバックアップシステムの構築に努め、補完機能の強化、危険分散を図るとともに、配水区域のブロック化により被害区域の限定化、被害の軽減化を図る。

第3 体制面の整備

村は、平時から施設の構造耐力診断、被害想定等を行い、これに基づき、緊急時の応急・応援対策マニュアルの策定、応急復旧用の水道施設図面等の整備を図るとともに、職員に対する教育・訓練の実施に努める。

1 水道施設の定期点検

定期的な点検により機能維持を図る。

2 風水害による水道施設及び需要者の被害想定

- (1) 災害直後の被害状況を見積るため、きめ細かな情報を収集する体制を確立する。
- (2) 災害の規模、施設整備状況等から水道施設の被害の発生予測手法を開発し、被害を予測し、給水目標及び応急対策計画の策定を検討する。

3 応急・応援対策マニュアルの策定

応急給水、応急復旧等のマニュアルを策定するとともに、災害発生時において迅速かつ適切な応急対策を行うための動員表、役割分担表を策定しておく。

4 職員に対する教育及び訓練

- (1) 計画的な研修会、講習会を開催することにより、災害時における判断力の養成、防災上必要な知

識及び施工等の技術の向上、人材の育成に努める。

- (2) 緊急時に迅速かつ的確な対応が図られるよう、平時において総合訓練、各種訓練（参集訓練、情報伝達訓練、施設点検訓練、応急給水訓練、応急復旧訓練等）を行う。

5 図面・災害予防情報の整備

拠点給水地、指定避難場所、想定避難住民数、貯水設備等の情報を盛り込んだ応急復旧用地図（給水台帳、配管図等）を整備し、迅速に必要な図面を現場で使用できる体制の整備に努める。

6 関係行政機関との連携及び連絡調整

- (1) 耐震貯水槽の整備に当たっては消防、学校、公園等の関係課との役割分担、連絡調整を図る。
- (2) 応急給水、応急対策用車両の緊急通行車両への指定、確認について警察との連絡調整を図る。

7 協力・応援体制の確立

自力による応急活動が困難な場合も想定されるため、他市町村、県、村指定給水工事事業者等の関係機関との協力、応援体制を確立しておく。

また、地震により広範囲にわたり給水が停止し、応援が必要となる場合は、日本水道協会新潟県支部で定めている「水道災害相互応援要綱」及び「応援要請・受入れマニュアル」に基づき応援要請を行う。

8 水道用機材の規格の統一

日本工業規格（JIS）及び日本水道協会規格（JWWA）の統一化を図る。

第4 飲料水の確保

村は、被害規模（断水発生率等）を想定し、被災直後から経過日数ごとの被災住民に対する応急給水必要水量を見積もり、その確保対策に努める。

また、飲料水等の確保対策として、緊急用井戸等の把握に努める。

第5 災害対策用資材等の確保

1 応急給水用資機材等の確保

村は、計画的に緊急浄水器、給水車、給水タンク、仮設水槽、ポリ容器及びポリ袋仮設水槽、消毒剤等の応急給水用資機材の整備に努める。

2 応急復旧資機材等の確保

応急復旧用資機材の備蓄について、小規模災害程度の備蓄を目標とし、それ以外は、他水道事業者から借り受ける。また、資材メーカーリストを作成し、緊急時に備える。

第6 防災広報活動

村は、災害時に備え広報活動体制を整備するとともに、平時から防災広報を継続して実施する。

1 住民に対する平常時の広報活動

災害時の活動を円滑にするため、住民、自治会等に対し、平時から防災体制及び飲料水等の確保方法等について周知するため、次のような事項を盛り込んだ広報紙、パンフレット等を配布し、防災意識の啓発に努める。

(1) 非常用飲料水の確保

家庭での非常用飲料水（1人1日303日分）の確保及び備蓄の方法（容器、量、保管方法、交換時期等）

(2) 浴槽の水の汲み置き

風呂の残り湯の非常時の生活用水や防火用水への利用

(3) 水質についての説明

備蓄水の水質劣化の説明と煮沸の必要性

2 災害時の広報活動

(1) 応急給水対策を住民等に周知し、協力が得られるようにする。

ア 給水方法（給水車、拠点給水所、ポリタンク、ウォーターパック等）

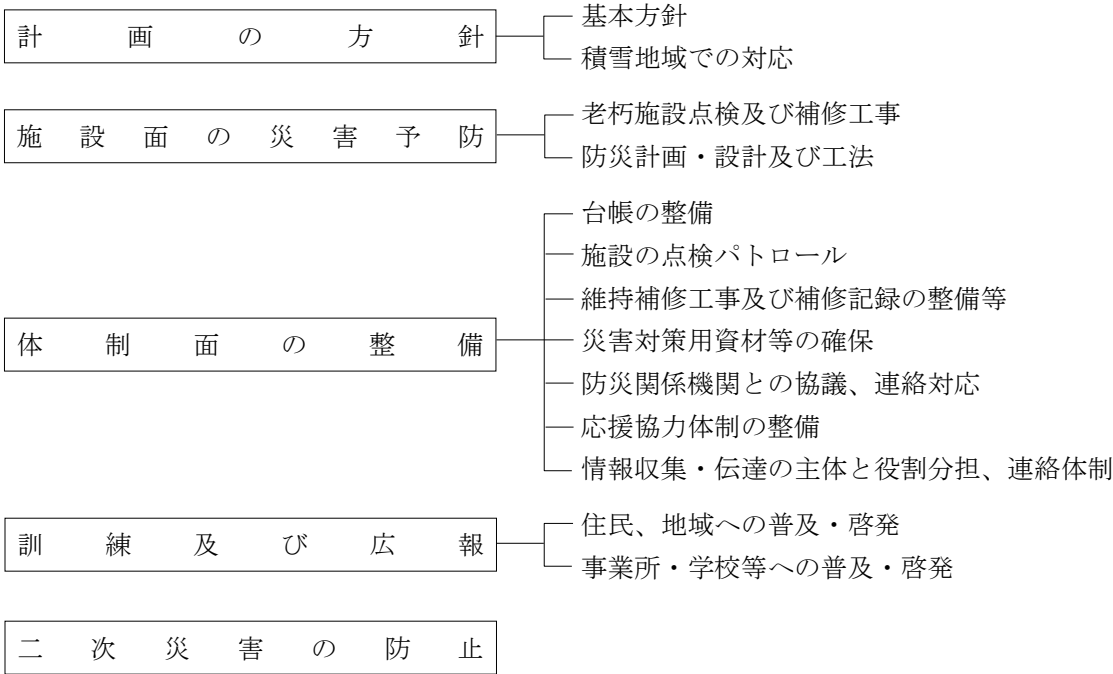
イ 給水場所（地域ごとの給水場所の明示）

(2) その他、災害時の広報として被害状況、応急給水、応急復旧の見通し等について報道機関への情報提供を積極的に行い、迅速かつ的確な報道について協力を要請し、住民等の飲料水や生活用水についての不安の解消に努める。

第13節 下水道施設災害予防計画

【関係課名 等】 建設課

[計画の体系]



第1 計画の方針

1 基本方針

下水道施設は、ライフライン施設として住民等の生活基盤の一翼を担うものであるが、被災時には多くの場合に補修、復旧が困難であり、住民等に与える影響が大きい。

このため、村は、災害の発生に伴う下水道施設の被害を最小限にとどめるため、既設施設の定期的保守点検を励行し、将来施設計画においては、防災化を図るとともに、応急対策を円滑に実施するため、被災対策資機材の整備や他機関との連絡協議及び平常時の広報等を策定する。

なお、災害復旧に当たっては、次の表を目安として、被災施設の復旧計画を立て、施設の機能回復及び復旧の早期達成を目指す。

風水害後～3日目程度	● 風水害対応運転、施設の浸水対策 ● 住民への情報提供、使用制限の広報 ● 処理場、管渠等の点検、被災調査
〃 3日目程度～ 1週間程度	● 応急調査着手、応急計画策定 ● 施設応急対策着手
〃 1週間程度～ 1ヶ月程度	● 復旧本調査着手 ● 応急復旧着手
〃 1ヶ月～	● 応急復旧完了 ● 復旧本調査完了、復旧本計画策定 ● 災害査定実施、本復旧着手

2 積雪地域での対応

村は、村内における下水道施設の設置状況を把握し、積雪期における道路除雪対応を把握するなど、必要な対応がとれるよう準備する。

第2 設備面の災害予防

1 老朽施設点検及び補修工事

村は、下水道施設の維持管理に当たり、平常時の巡視及び定期点検を励行し、老朽施設や故障箇所の改善に努める。

2 防災計画・設計及び工法

村は、下水道施設の建設計画時点から設計及び施工方法について防災化を検討する。

第3 体制面の整備

1 台帳の整備

下水道台帳（調書、排水設備台帳、施設平面図）は、被災時の調査及び復旧の作業を円滑に行う上で重要な資料である。そのため、村は、資料の収納及びデータ管理を行う施設について災害に強い構造や耐震化を図るとともに、遠隔地での複数管理（バックアップ）をして、資料の安全性の向上に努める。

2 施設の点検パトロール

村は、下水道施設の点検パトロールにおいて、災害に対し迅速かつ適切な措置が行えるように、その施設の機能状況の把握に努める。

3 維持補修工事及び補修記録の整備等

村は、異常箇所の補修及び施設改良の記録が、災害時有効に活用できるよう整備しておく。

4 災害対策用資材等の確保

- (1) 調査用機材及び応急措置用資材は、災害後直ちに使用できるように場所を定めて保管しておく。
- (2) 関連業者等にある応急用資材も災害時に協力が得られる体制にしておく。

5 防災関係機関との協議、連絡対応

村は、下水道施設の調査、復旧において、県土木部都市局下水道課との連携及び連絡調整を行う必要がある。このため、防災関係機関及び建設業協会等に対しては、可能なかぎり事前協議を行い、情報交換や連絡・協力体制についての取り決めを行う。

また、道路管理者、河川管理者、警察とは、災害時の情報交換、二次災害の防止のための措置について具体的な打合せを行っておく。

6 応援協力体制の整備

村は、下水道関連業者等とあらかじめ次の応援協力体制について打合せをしておく。

- (1) 災害対応組織
- (2) 災害対応協力体制
- (3) 非常配備体制
- (4) 緊急時における連絡手段の確保

7 情報収集・伝達の主体と役割分担、連絡体制

村は、緊急時において的確な情報の収集に努められるよう、役割分担、連絡体制の整備をしておく。

第4 訓練及び広報

村は、災害発生時において的確な防災対策が講じられるよう、平常時から訓練及び広報を行う。

また、災害に備えて、一般家庭、事業所等における携帯トイレ・簡易トイレ等の備蓄の重要性、災害時の下水道等の使用について普及・啓発を行う。

1 住民及び地域への普及・啓発

- (1) 各家庭において、風水害発生から3日間程度に必要な携帯トイレ・簡易トイレの備蓄に努める。
- (2) 災害時には、下水道施設等に流入する水の量を少なくするように努める。
- (3) 住民は、地域の避難所における携帯トイレ・簡易トイレ、トイレ施設等の管理・配付等を共同で行うなど、日頃から共同で災害対応ができる人間関係の形成に努める。

2 事業所・学校等への普及・啓発

- (1) 事業所・学校等において、風水害発生から3日間程度に必要な携帯トイレの備蓄に努める。
- (2) 災害時には、下水道施設等に流入させる水の量を少なくするように努める。

第5 二次災害の防止

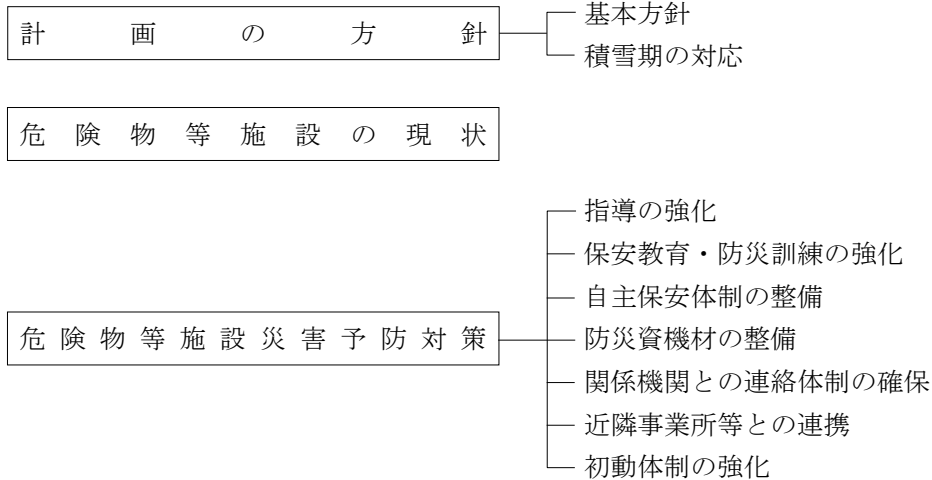
村は、災害時において、下水道各施設の損傷の拡大及び機能低下を最小限に防止する。

また、これらの被害に伴う災害、例えばポンプ場及び処理施設場内での各種薬品類、ガス及び重油等の燃料の漏えい、その他の二次災害が生じないように整備を図る。

第14節 危険物等施設災害予防計画

【関係課名 等】 総務課、◎村上市消防本部

[計画の体系]



第1 計画の方針

危険物、高圧ガス、毒物劇物及び有害物質等の危険物品（以下「危険物等」という）について、風水害等の自然災害による火災、爆発、流出等の二次災害の発生を防止するため、事業者及び消防機関が実施すべき予防対策の方針を示す。

1 基本方針

- (1) 事業者は、関係機関と連携した保安体制の強化、法令に定める保安措置を講ずるとともに、保安教育及び訓練の徹底等により、風水害による災害発生の未然防止を図る。
- (2) 村上市消防本部及び県は、危険物等を取り扱う事業者に対して法令の基準を遵守するよう指導の強化を図る。

2 積雪期の対応

事業者は、降雪、雪崩、融雪による危険物等施設の損傷を防止する措置を講ずる。村及び事業者は、積雪期においては除雪等を的確に行い、必要な消防水利を確保する。

第2 危険物等施設の現状

危険物等は、経済活動及び住民生活を支える基礎的な資材として活用されており、産業の発展と生活様式の高度化に伴って消費量は増加し、多様化している。

第3 危険物等施設災害予防対策

事業者及び関係機関は、災害時に迅速・円滑な対応が図られるよう、次により予防対策を講じるものとする。

1 指導の強化

- (1) 関係行政機関は、危険物等施設の位置、構造及び設備が消防法の規定による技術上の基準に適合した状態を維持させるため立入り検査を励行する等指導を強化する。
- (2) 関係行政機関は、危険物等取扱者の選任、危険物等の取扱に係る技術上の基準の遵守、予防規程の作成等により危険物等施設の保安監理体制の確立を指導する。

2 保安教育・防災訓練の強化

- (1) 関係行政機関は、(公財)新潟県危険物安全協会等関係団体の協力のもとに、危険物等を取り扱う者に対し保安に関する講習会等を随時開催し、自主保安体制の確立に関する指導、啓発に努める。
- (2) 関係行政機関は、危険物等取扱事業所に対し、具体的な災害想定のもとに隣接事業所との連携も考慮した、より実践的な消火訓練、通報訓練等の実施について指導する。

3 自主保安体制の整備

関係行政機関は、危険物等取扱事業所に対し、自衛消防隊の組織化を推進するとともに、自衛消防組織等の活動要領の制定、隣接事業所等との相互応援協定の締結等を指導するなどにより、危険物等取扱事業所における自主保安体制の強化を促進する。

4 防災資機材の整備

- (1) 村は、地域の実情に応じて、小型動力ポンプ付積載車等の資機材を計画的に整備するとともに、消防機関は化学消防車等の整備を図り、地域内の消防力の強化を推進する。
- (2) 消防機関は、危険物等取扱事業所に対し、化学消火薬剤その他必要な資機材の整備について指導する。

5 関係機関との連絡体制の確保

危険物等取扱事業所は、通信手段の整備充実を図るとともに、消防等関係機関及び関係事業所との連絡体制の確保を図る。

6 近隣事業所等との連携

危険物等取扱事業所は、防災要員及び防災資機材等について近隣及び関連事業所等と相互に応援が図られるよう体制整備に努める。

7 初動体制の強化

危険物等取扱事業所は、初期消火訓練を定期的実施するとともに、初動におけるヒューマンエラーの防止のための訓練の徹底を図る。

また、危険物等施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のために必要な措置の検討や応急対策に係る計画の作成等に努める。

第15節 天然ガスパイプライン施設災害予防計画

【関係課名 等】 ◎石油資源開発(株)・(株)ジャベックスパイプライン、建設課

〔計画の体系〕



第1 計画の方針

本村には、(株)ジャベックスパイプラインの天然ガスパイプラインが敷設されており、パイプラインの損傷によるガスの流出、火災及び爆発並びに大規模災害時には、これらの施設が二次災害を引き起こすことも想定される。

このため、災害の未然防止及び災害の拡大防止を図ることを目的とし、事業者が実施すべき防災対策を示す。

第2 実施責任者

保安統括者 (石油資源開発(株)長岡鉱業所長)

保安技術管理者 (石油資源開発(株)技術一部パイプライングループ)

第3 施設概況

1 村内経路

金俣～鮎谷～玉郷立～上関～上川口～下川口～檜ノ木新田～大内淵～片貝～金丸 (延長 約21km)

2 村内施設

(1) バルブステーション (以下「V S」という。)

名 称	位 置
大石川左岸V S	関川村森林組合隣
片貝V S	沼団地入口付近 ※放散塔は無い。

金丸V S	Rー1 1 3 沿い新野商店G S 隣
-------	---------------------

注 各施設とも緊急遮断弁、放散塔、遠方監視装置等設置。

(2) 架管部（河川等露出横断部）

河 川 名	形 式	延 長	地 名
下の沢	下の沢橋添架	15.0m	久保地内
大石川	ランガー橋（専用橋）	98.0m	上関～上川口地内
中之沢	二重管パイプビーム	27.9m	檜ノ木新田～大内淵地内
風ノ川	二重管パイプビーム	19.9m	大内淵地内
沼川	トラス橋（専用橋）	510m	片貝地内
田ノ沢川	二重管パイプビーム	20.2m	片貝地内
荒谷沢	二重管パイプビーム	42.8m	片貝地内～金丸地内
田水口沢	パイプビーム	8.9m	金丸地内

(3) トンネル部

名 称	延 長	位 置
片貝トンネル	1007m	大内淵地内～片貝地内
八ツロトンネル	1590m	ヤツロ大橋付近～越後金丸駅裏付近
玉川トンネル	980m	新潟・山形県境付近

(4) 若ぶな無線中継局（わかぶな高原スキー場頂上部に設置）

第4 管理体制等

1 関川管理所

仙台パイプラインに関しては、関川管理所、米沢管理所及び名取管理所の三管理所体制で管理を行っている。なお、関川管理所は、聖籠町から山形県小国町新股地内までの施設を管轄している。

2 長岡・仙台送ガス監視センター

各V Sの送ガス状況（圧力・温度計）を24時間体制で監視しており、緊急遮断弁の遠隔操作も可能である。

第5 防災体制の維持等

1 防災訓練・教育等

保安統括者は次の各号を内容とする教育を随時実施し、また総合的訓練を毎年1回実施して、防災態勢の機能を点検し、不備ある場合は改善の措置を講じる。

- (1) 緊急態勢確立に関すること。
- (2) 送ガス緊急停止に関すること。
- (3) 送ガス災害対策要領に関すること。
- (4) 工事などの中断に関すること。
- (5) 施設などの巡視、点検に関すること。

(6) 防災に係る資材などの確保、輸送に関すること。

2 輸送体制の確立

保安統括者は、必要な人員・資材などを緊急に輸送し得る体制を整備する。

3 協定の整備

保安統括者は、防災資材の協同運用に関する他社あるいは公的機関との協定を締結する。

4 防災資材の整備・点検

保安技術管理者は、次の防災資材を常時備蓄し、その内容を月1回以上点検し、その整備に努める。

救急用品・医薬品、流出油回収用資材、油乳化剤、土工具、配管工具、配管補修用資機材、標識類、携帯照明器具

5 通常時のパトロール等

- (1) 毎日（公休日（土・日・祭日）を除く。）、車両による全線パトロールを実施。
- (2) パイプライン近傍での他社工事の工事立会を実施。
- (3) 施設の保守管理を実施。

第6 村における対策

パイプライン敷設箇所付近で掘削作業、穿孔作業、矢板、杭打ち作業等工事を行う場合は、(株)ジャベックスパイプラインにパイプライン埋設の有無を確認する。

なお、パイプラインの異状を発見したら、下記管理所に速やかに連絡する。

(株)ジャベックスパイプライン 関川管理所

所在地：関川村打上167-1

電話：0254-64-3220、1470

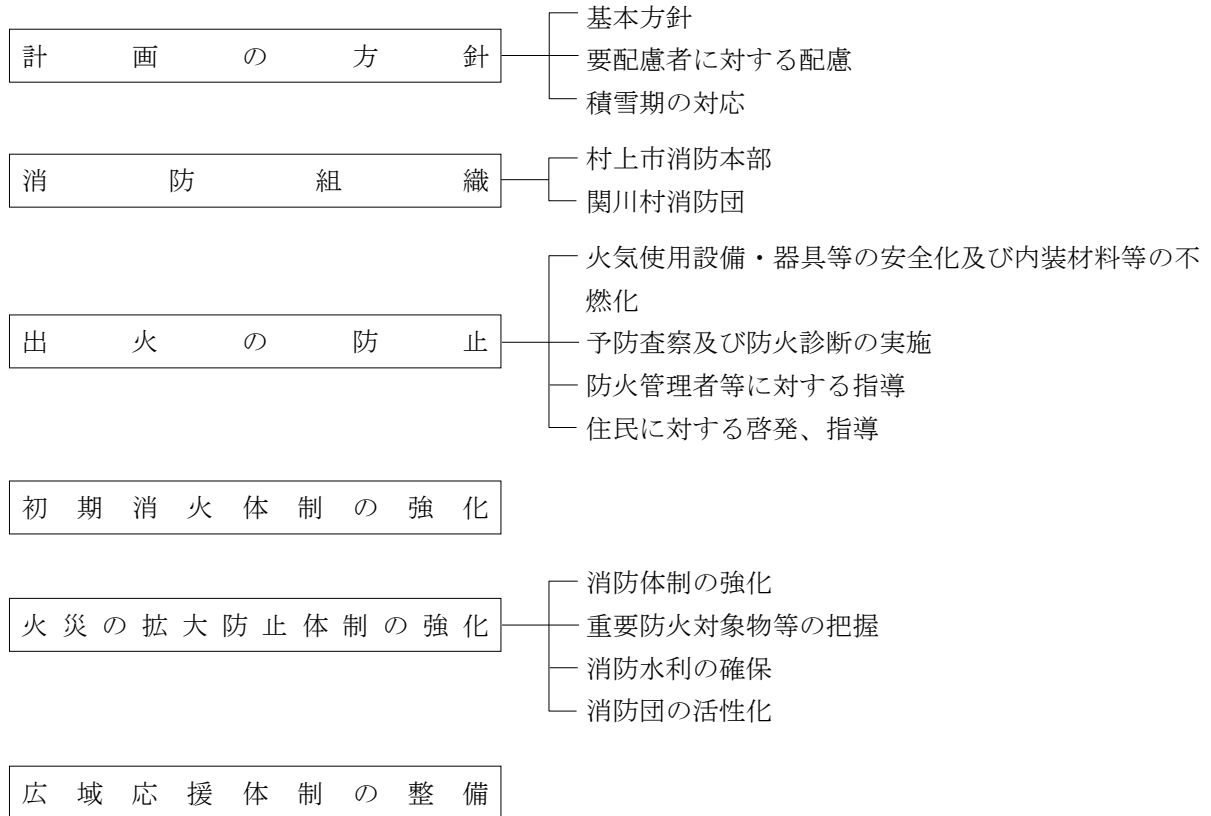
フリーダイヤル：0120-39-4900

(携帯電話でフリーダイヤルへかけた場合は、新潟管理所へつながる。)

第16節 火災予防計画

【関係課名 等】 ◎総務課、村上市消防本部

〔計画の体系〕



第1 計画の方針

1 基本方針

異常乾燥下及び強風下における火災等の被害を最小限に食い止めるため、村及び消防関係機関は、火災予防体制等の充実、強化を図る。

2 要配慮者に対する配慮

- (1) 村は、要配慮者と接する機会の多いホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者等に対し、火災予防に関する知識の普及を図り、積極的な協力を働きかける。
- (2) 村は、避難行動要支援者が居住する住宅について、防火診断を重点的に実施し、住宅用火災警報器等の普及を図る。

3 積雪期の対応

村は、積雪期においては除雪等を的確に行い、必要な消防水利を確保するとともに、雪崩危険箇所や道路状況を把握するよう努める。

第2 消防組織

1 村上市消防本部

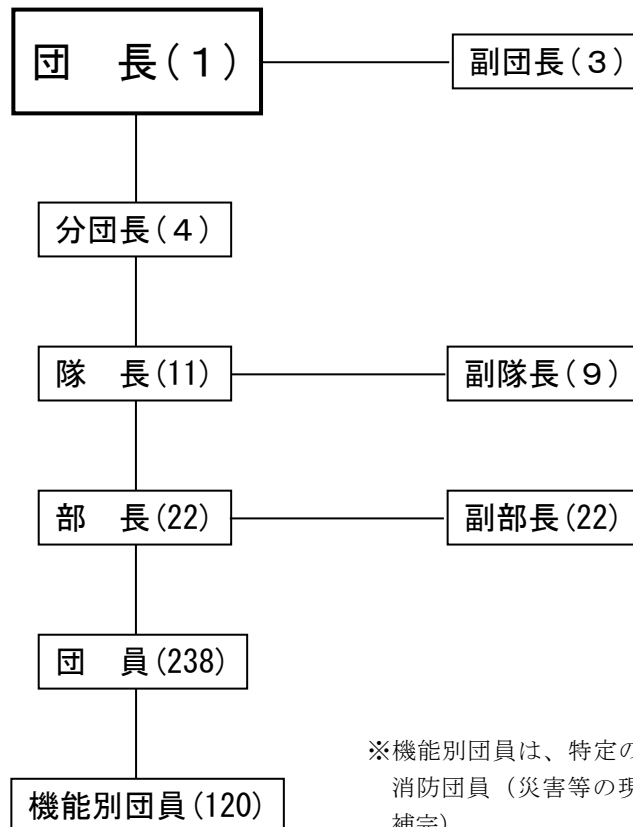
平成20年4月に旧岩船地域広域事務組合の岩船地域広域消防本部消防署を継承し、村上市消防本部が発足した。本村は、村上市に対し、消防業務を委託している。

村上市に消防本部・消防署（村上市救急ワークステーション含む。）、荒川分署、山北分署、神林分署、朝日分署そして本村に関川分署が設置されており、予防・警防及び火災・救急・救助活動を行っている。

2 関川村消防団

4つの分団を編成しそれぞれの地域の、消火活動はもとより日常の予防・警防など地域の安全確保に努めている。

消防団の組織及び管轄区域は、次のとおりである。



※機能別団員は、特定の任務に限って従事する消防団員（災害等の現場で不足する防災力を補完）

分 団 名		管 轄 区 域
第 1 分 団	下関隊	下関
	四ヶ字隊	辰田新、打上、勝蔵、南赤谷、内須川
	霧出隊	大島、下土沢、上土沢、鯉江沢、山本、幾地
第 2 分 団	上関隊	上関
	湯沢隊	湯沢、沢、高瀬
	九ヶ谷隊	金丸、八ツ口、片貝、聞出、沼、大内淵、荒川台、下川口
	七ヶ谷隊	上川口、蔵田島、久保、安角、鮎谷、大石、金俣
第 3 分 団	川北隊	桂、高田、平内新、松ヶ丘、小見前新田、小見、上野山、滝原、松平
	女川隊	田麦千刈、中束、蕨野、上新保、蛇喰、南中、宮前、朴坂、上野新、小和田、上野、若山、深沢、上野原
第 4 分 団	防災隊	村内全域

第3 出火の防止

1 火気使用設備・器具等の安全化及び内装材料等の不燃化

村及び消防機関は、火気使用設備・器具等からの火災の発生を予防するため、住民・企業等に対して、次の事項について対策の推進指導を行う。

- (1) 火気使用設備・器具周囲の保安距離の基準化
- (2) 液体燃料を使用する火気使用器具の耐震安全装置の設置及び機能維持
- (3) 常時火気を使用する施設の管理の強化
- (4) 火気を使用する事業所、不特定多数の出入りする事業所の指導の強化
- (5) 建築物の内装材料、家具調度品及び装飾物品等の不燃化

2 予防査察及び防火診断の実施

消防本部は、火災の著しい拡大及び延焼媒体を考慮し、特に防火対策が必要な飲食店等の防火対象物、工場及び作業所等で多量の火気を使用する防火対象物等に対し、重点的に予防査察を実施する。

また、その他の事業所及び一般住宅についても防火診断等を通じて出火防止の指導を行うとともに、施設管理者等に対し出火防止対策の徹底を図る。

3 防火管理者等に対する指導

消防本部は、事業所の防火管理者及び施設の管理者に対し、次の火災予防対策を講ずるよう指導する。

- (1) 防火管理者及び防災管理者の選任義務のある事業所における消防計画の整備及び従業員に対する消防計画の周知徹底
- (2) 一つの建物で管理権原者が複数となる場合の統括防火管理者の選任及び全体についての消防計画作成と計画に基づく訓練の実施
- (3) 救出、救護知識の普及及び必要な資機材の整備
- (4) 防火管理業務従事者を対象とした実務講習等による教育
- (5) 実戦的かつ定期的な訓練の実施
- (6) 火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の管理
- (7) 病院、社会福祉施設等要配慮者が多数所在・利用する施設及び物品販売店舗等不特定多数の者が利用する施設における自動火災報知設備、屋内消火栓設備等の適正な設置及び維持管理

4 住民に対する啓発、指導

村及び消防本部は、住民の防火に関する知識及び火災に対する備えなどの普及のため、次の事項について啓発、指導に努める。

- (1) 消火器、消火バケツ等消火器具等の整備
- (2) 家具類の転倒、日用品等の落下防止措置
- (3) 対震自動消火装置付火気器具の普及及び点検整備の指導
- (4) 台所など火を使う場所の不燃化
- (5) カーテン、じゅうたん等防災製品の普及
- (6) 灯油ホームタンク等の転倒及び漏えい防止等の安全管理
- (7) 異常乾燥及び強風時における防火管理
- (8) 消防法で義務づけられた住宅用火災警報器の設置

第4 初期消火体制の強化

消防本部は、初期消火体制の確立を図るため、家庭、事業所等（自主防災組織及び自衛消防隊）に対し火災予防査察、消防訓練の機会を通じ初期消火活動の重要性を認識させ、次の対策を指導する。

- (1) 防火管理者を置く事業所に対し、消防計画作成に基づく各種訓練等を通じた指導
- (2) (1)以外の事業所及び住民に対する消防訓練、防火講習会等への参加促進及び印刷物等の配布による防災意識及び初期消火行動力等（消火・避難・通報等）の向上、強化

第5 火災の拡大防止体制の強化

異常乾燥下及び強風下においては、火災の延焼拡大が予想されることから、消防力の充実強化を図り、その被害の軽減に努める。

1 消防体制の強化

- (1) 火災発生時における迅速な初動体制の確保

村は、火災発生時には「関川村火災対策緊急措置要領（昭和55年訓令第1号）」の定めに基づき、あらかじめ指名する要員の参集を行い、迅速な初期消火体制の確保に努める。

また、消防機関は、火災発生時における要員の迅速な確保を図るため、あらかじめ職員の参集基準及び参集方法等を定めておく。

- (2) 消防力の整備

消防本部は、消防職員及び消防車両等の消防力の基準に対する充足率を満たすよう各種制度を活用し、その整備充実に努める。

2 重要防火対象物等の把握

村及び消防機関は、危険物施設、消火優先地域、重要消火対象物について、優先的に火災防御活動を行うため、それらの施設の所在を明記した地図（重要防火対象物マップ）を整備し、迅速な火災防御活動に努める。

3 消防水利の確保

- (1) 村は、同時多発火災への対応力強化と初期消火活動の充実を図るため、多元的な消防水利の確保が重要となることから、消火栓のみに頼ることなく地域の実情に即した次のような水利の確保を図り、災害に備える。

ア 河川、池の利用

イ 農業用水、プール等の活用

ウ 防火水槽、耐震性貯水槽の設置

- (2) 村及び消防機関は、消防水利の位置を明記した地図（水利マップ）を整備し、効果的な消防活動に努める。

資料編	○ 消防水利の現況
-----	-----------

4 消防団の活性化

- (1) 村は、「消防団活性化総合計画（昭和63年2月29日消防消第60号消防庁長官通知）」を策定するものとし、策定に当たっては村の総合計画等との整合性を十分に図り、実効性のある計画づくりに努める。

- (2) 消防団活性化計画の主な内容は、次のとおりである。

ア 公募制導入等、団員募集の多様化

- イ 若手リーダーの育成、レクリエーション活動の実施等青年層の入団促進
- ウ 女性消防団員採用の検討
- エ 事業所勤務者団員（サラリーマン団員）の活用
- オ 報酬、各種手当の額の改善、公務災害補償の充実等団員の処遇改善
- カ 消防団拠点施設の整備
- キ 通信体制、消防車両等の整備による機動力の強化
- ク 装備や設備の小形化、軽量化
- ケ 防火衣、防火帽等安全装備の充実
- コ 地域との連携強化等による消防団のイメージアップ
- サ 行政区等、各種サークル等地域内諸団体との連携強化
- シ 災害時における消防団広域応援体制の検討

第6 広域応援体制の整備

本村は、新潟県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合と「新潟県広域消防相互応援協定」を、村上市と田麦千刈地区及び大栗田地区の消防相互応援について「村上市・関川村消防相互応援協定書」を締結している。

応援協定区域内の消防団の出動

応援協定区域	出動する分団
胎内市 鯉江	第1分団 霧出隊
村上市 貝附、花立	第1分団 霧出隊
村上市 大栗田	第3分団 女川隊
村上市（応援要請による）	

村は、単独では対処不可能な火災の発生に備え、引き続き他市町村等との消防相互応援協定等の締結に努める。

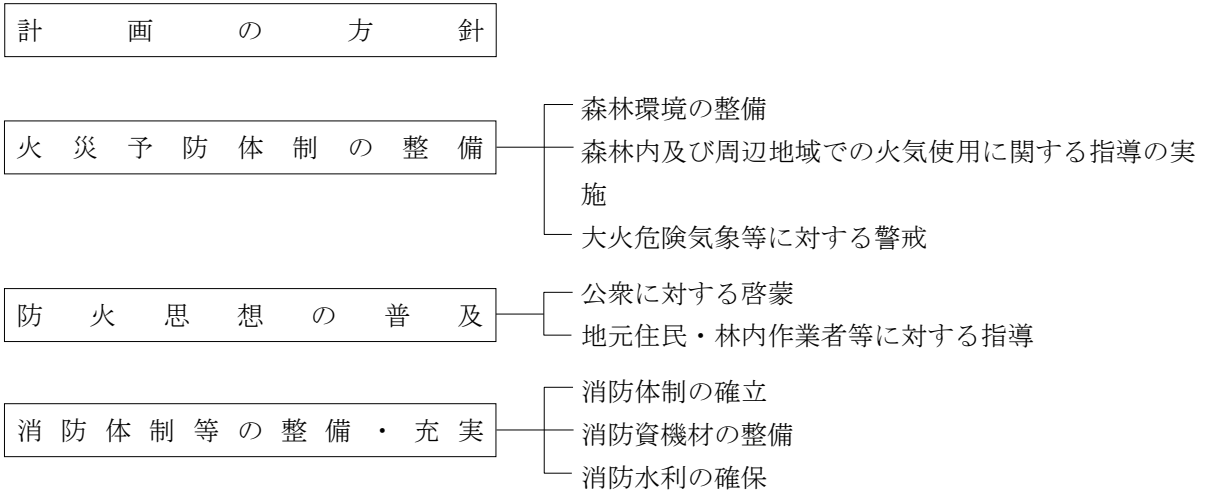
村は、他市町村等との消防相互応援協定等について、応援可能な部隊等を明確にし、要請手続き及び応援出動要領等を定めるなど、迅速、効果的な応援体制の確立に努める。

資料編	○ 村上市・関川村消防相互応援協定書
-----	--------------------

第17節 林野火災予防計画

【関係課名等】 総務課、農林課、村上市消防本部

〔計画の体系〕



第1 計画の方針

村及び林野関係機関は、自然環境と森林資源を林野火災による破壊から守るため、林野火災予防体制の整備、教育・指導等による防火思想の普及、消防体制、資機材等の整備・充実を図る。

第2 火災予防体制の整備

1 森林環境の整備

村、県、国、森林組合及び林野の所有者等は、平時から次により林野火災の予防上必要な森林の環境整備に努める。

(1) 防火線・防火林の整備

森林区画、尾根等を利用し、防火樹帯を整備するとともに、立地条件、気象条件を考慮し、防火線を布設するよう努める。また、固定防火線と併用又は単独に防火樹を植栽した林帯の整備に努める。

防火線は、定期的に刈払い等の維持管理を行い、延焼防止機能の維持に努める。

(2) 防火用水利の確保

河川、池、ダム、砂防・治山関係施設等の整備に当たっては、消火作業に使用する際の利便性に配慮した構造とするよう努める。

(3) 林道（防火道）の整備

村は、消防用車両の通行に支障のないよう、林道の適正な維持管理に努める。

2 森林内及び周辺地域での火気使用に関する指導の実施

(1) 森林等への火入れの制限

森林等への火入れは、森林法（昭和26年法律第249号）第21条の定めるところにより村長の許可がなければできない。村長は、許可条件等について事前に消防機関及び森林管理署等の関係機関と十分に協議する。また、火入れの場所が隣接市町村に近接している場合は、関係市町村に通知する。（関川村火入れに関する条例（昭和60年3月22日条例第3号））

(2) 火気使用施設に対する指導

消防機関は、森林内及び周辺に所在する民家、作業所、山小屋等火気を使用する施設の管理者に対して必要に応じて査察を実施し、施設の改善等の指導を行う。

3 大火危険気象等に対する警戒

(1) 一般的な警戒

森林の所有者、管理者及び消防機関は、気象条件により林野火災が発生するおそれのある場合は、林野の巡視・監視を強化する。また、地区住民及び入林者に対し火気取扱いに関する注意を促すとともに、火災の発生防止に努める。

(2) 火災警報の発令と警戒

村長は、気象官署から火災気象通報が発表されたとき、又は気象の状況が火災予防上危険であると自ら認めるときは、火災に関する警報を発令して住民及び入林者等に周知し、屋外での火気使用禁止、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講じる。村及び消防機関は、広報車による巡回、広報無線等により広報するとともに県消防課に通報する。

第3 防火思想の普及

1 公衆に対する啓蒙

(1) 広報宣伝の充実

村、県、消防機関、森林管理署、その他林野関係機関は、連携して広域的な林野火災防止運動を展開し、登山・観光・保養等の森林利用のマナー向上と定着を図る。

また、春（４・５月）の出火危険期は山火事予防の強化期間とし、広報紙等による啓発宣伝や、屋内外、交通機関、駅、登山口、林野内の道路、樹木等へのポスター、標識板、立て看板、懸垂幕等の掲示等により注意を喚起する。

(2) 学校教育による防火思想の普及

村、県、消防機関、森林管理署、その他林野関係機関は、村教育委員会の協力を得て、学校における自然愛護、森林愛護等の情操教育を通じた防火思想の普及を図る。また、標語、ポスター、作文等の募集を行い、児童生徒を通じて家庭への浸透を図る。

2 地元住民・林内作業員等に対する指導

(1) 地域での指導・啓発

消防機関は、林野内に立ち入る機会の多い山間地域の住民を対象に、林野火災発生防止に関する講習会等を開催し、防火思想の啓発普及を図る。

(2) 職場での指導・啓発

林野関係機関・事業者は、消防機関の協力を得て職場で講習会等を開催し、その職員に対し林野火災防止対策及び発生時の対処について周知徹底を図る。

第4 消防体制等の整備・充実

村、消防機関及び林野関係機関は、林野火災に対する消防力の整備・充実を図る。

1 消防体制の確立

(1) 消防出動計画の整備

消防本部は、当該地域の地勢、植生及び気象条件等を考慮し、林野火災を想定した出動計画を定める。

(2) 自衛消防体制の整備

山間地の住民は自身の命と財産を守るため、林野火災が消防機関の所在地から離れた場所で発生することを踏まえ、自衛消防隊等による初期消火体制の確立を図る。

(3) 広域応援体制等の整備

村及び消防機関は、他の消防機関との広域的な応援体制及び県、森林管理署等の林野関係行政機関、警察、自衛隊、その他の関係機関との協力体制を整備・充実し、林野火災発生時に効果的な消防活動が実施できるよう、平時から情報交換等に努める。

2 消防資機材の整備

村及び林野関係機関は、林野火災に対する消火活動に適した消防資機材の整備・充実を図る。

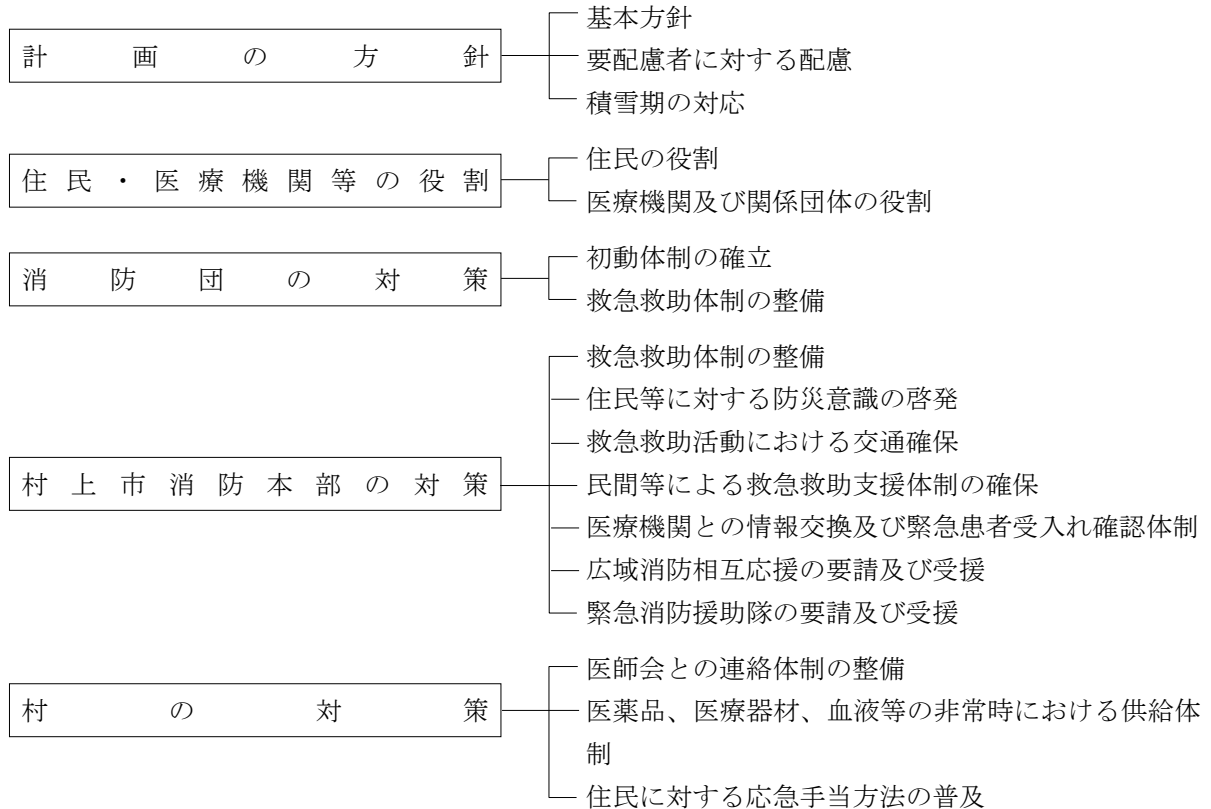
3 消防水利の確保

消防本部は、林野火災発生時の消防水利の確保のため、川・池等の自然水利や砂防ダム等水源として利用できる施設を調査し、消防水利マップを作成する。また、林野内に適当な水源が確保できない場合に備え、コンクリートミキサー車等、水を運搬できる車両を保有する事業者から消防用水運搬に関する協力が得られるよう体制整備を図る。

第18節 救急・救助体制の整備計画

【関係課名 等】 ◎村上市消防本部、総務課、健康福祉課

〔計画の体系〕



第1 計画の方針

1 基本方針

村は、風水害等大災害が発生し、家屋の倒壊、火災、負傷、疾病、危険地帯での孤立等、同時多発的に降りかかる被災者の危機に対し、迅速かつ適切な救出措置及び救急医療活動に必要な救急・救助体制及び要救助者等の情報や受入病院の情報等、救急・救助活動に必要不可欠な情報の収集体制の整備を図る。

また、関係機関の広域的な支援及び応援を円滑に受け入れ、有機的に連携して活動が行える体制の整備を図る。

2 要配慮者に対する配慮

村及び村上市消防本部は、要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、避難行動要支援者の避難誘導や救急・救助及び医療救護等が円滑に行われるよう体制を整備する。

また、自主防災組織は自らの安全を確保し、避難行動要支援者の避難支援を行うよう努める。

3 積雪期の対応

村及び村上市消防本部は、地域の実情に応じ、積雪期の風水害等発生時における道路の除雪体制及び避難場所等への住民の避難誘導体制並びに無雪ヘリポートの確保等に努め、地上及び航空機による円滑な救急・救助活動が実施できるよう備える。

第2 住民・医療機関等の役割

1 住民の役割

住民は、地域・学区・自治会等における協力体制を育むとともに、自主防災組織の活動に積極的に参加して防災知識及び技術の習得に努め、災害時に地域の消防団員及び警察官等と協力して地域の被害軽減を図ることができるよう努める。

2 医療機関及び関係団体の役割

(1) 医療機関

医療機関は、村、県、他の医療機関及び医療関係団体等と連携して、大規模災害時における円滑な傷病者の受入や医療従事者の確保対策に努める。

(2) 医療関係団体

医療関係団体は、村及び県と災害時における医療従事者及び医療器材等の確保に関する協定をあらかじめ締結するよう努める。

第3 消防団の対策

1 初動体制の確立

消防団は、災害発生時、一刻も早い現場到着が必要であることから、団員の連絡・参集体制の整備、充実を図るとともに、地域住民と協力して一人でも多くの人員で救急救助を行えるよう、日頃から地域住民との連携による初動体制の確保に努める。

2 救急救助体制の整備

村は、消防団に対して救急救助活動についての指導を積極的に行うものとする。

第4 村上市消防本部の対策

1 救急救助体制の整備

村上市消防本部は、救急隊員、救助隊員の専任率の向上を図るとともに、救急隊員として高度な応急手当を行うことができる救急救命士の養成及び高規格救急自動車、救助工作車等の救急救助資機材の整備に努める。

2 住民等に対する防災意識の啓発

救助訓練、応急手当の普及啓発活動等を実施し、住民の防災意識の高揚を図る。また、要配慮者が災害発生時に犠牲になるケースが多いことから、避難行動要支援者の避難誘導や救急救助及び医療救護等が円滑に行われるよう努める。

3 救急救助活動における交通確保

建物等の崩壊や道路の損壊等により通行障害が発生した場合の交通確保対策を、警察、関係機関とあらかじめ協議しておく。

4 民間等による救急救助支援体制の確保

同時多発災害に備え、村内業者等から、救助活動に必要な車両、操作要員の派遣を受けられる体制の整備に努める。

5 医療機関との情報交換及び緊急患者受入れ確認体制

同時多発する救急搬送について、迅速かつ的確な救急搬送を行うために、医療機関との情報収集、伝達体制の確立を図る。

6 広域消防相互応援の要請及び受援

県内広域消防相互応援協定及び近隣消防本部との相互応援協定等に基づく応援部隊の受援を円滑に行い、応援消防部隊の的確な活動管理及び指揮が行えるよう体制の整備に努める。

7 緊急消防援助隊の要請及び受援

緊急消防援助隊新潟県受援計画及び緊急消防援助隊村上市消防本部受援計画に基づき、緊急消防援助隊応援部隊の円滑な受入れ及び的確な活動指揮が行えるよう体制の整備に努める。

第5 村の対策

1 医師会との連絡体制の整備

救急活動を円滑に行うために、必要数の医師及び看護師が確保できるよう、村上市岩船郡医師会との連絡体制の整備を図る。

2 医薬品、医療器材、血液等の非常時における供給体制

村上市岩船郡医師会、関係業者と連携し、医療器材等の供給支援体制の整備を図る。

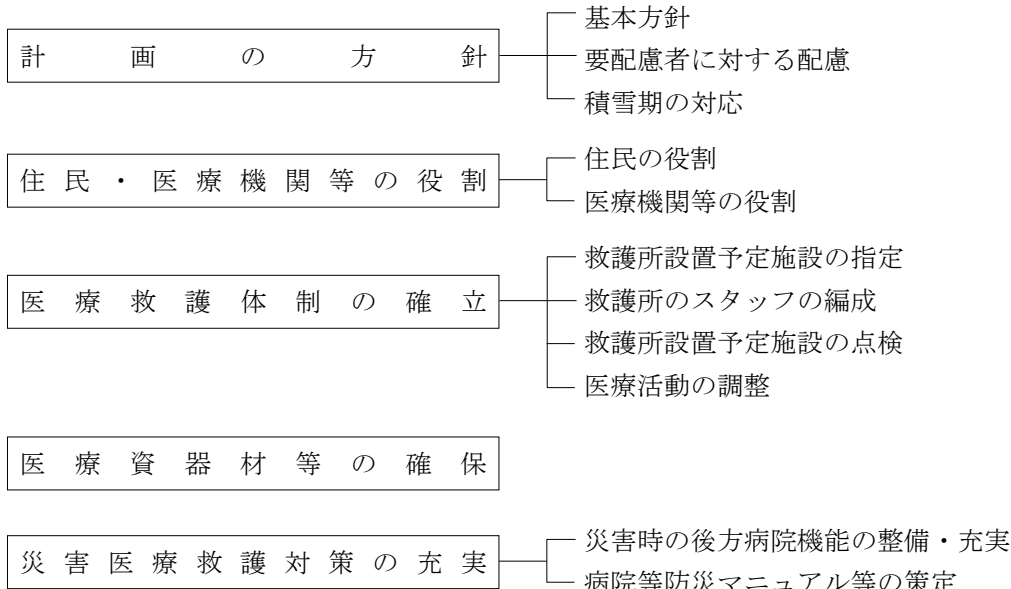
3 住民に対する応急手当方法の普及

村は、防災訓練時等において、消防機関の協力により、応急手当の講習の実施、また広報紙等への掲載により、住民に対して応急手当方法の普及啓発を図る。

第19節 医療救護体制の整備計画

【関係課名 等】 ◎健康福祉課、総務課、村上市消防本部

〔計画の体系〕



第1 計画の方針

1 基本方針

村、医療機関及び医療関係団体は、緊密な連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む）救護を行うための体制を、あらかじめ構築する。

2 要配慮者に対する配慮

村及び村上市消防本部は、要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、避難行動要支援者の避難誘導や救急・救助及び医療救護等が円滑に行われるよう体制を整備する。

3 積雪期の対応

村及び村上市消防本部は、地域の実情に応じ、積雪期の風水害等発生時における道路の除雪体制及び避難場所等への住民の避難誘導体制並びに無雪ヘリポートの確保等に努め、地上及び航空機による円滑な救急・救助活動が実施できるよう備える。

第2 住民・医療機関等の役割

1 住民の役割

住民は、災害時に定期的に服用している薬や常備薬を持ち出せるように平時から準備しておく等、医療救護活動の負担軽減を図ることができるよう努める。

2 医療機関等の役割

医療機関は、村、県、他の医療機関及び医療関係団体等と連携して、大規模災害時における円滑な傷病者の受入や医療従事者の確保対策に努める。

医療機関及び医療関係団体は、医療救護班及び歯科医療救護班の派遣に係る編成計画の策定に協力するとともに、災害時に対応するためのマニュアルを作成する。

(1) 病院

病院は、村及び県の作成する地域防災計画を踏まえて、病院防災マニュアルを作成するとともに、マニュアルに基づき実践的な訓練を行う。

(2) 診療所

診療所は、病床の有無、規模等の事情を踏まえて、病院防災マニュアルに準じて、防災マニュアルを作成し、防災訓練を行う。

(3) 医療関係団体

医療関係団体は、災害時における各団体の役割に応じたマニュアルを作成する。

第3 医療救護体制の確立

村は、災害から地域住民の生命、健康を守るため、地域の実情にあわせた医療救護体制の整備を行う。

1 救護所設置予定施設の指定

村は、避難施設に指定した学校等の中から、保健室等、救護所として使用可能な施設の内容を検討の上、救護所設置予定施設をあらかじめ指定し、医療資器材等を備蓄しておく。

2 救護所のスタッフの編成

村は、村上市岩船郡医師会等の医療関係団体と協議の上、救護所設置に係るスタッフの編成計画を定める。

医療救護班は、原則として医師1名、看護師2名、薬剤師1名及び補助者1名で構成する。構成は原則であり、状況に応じて変更できるものとする。

3 救護所設置予定施設の点検

村は、災害が発生した場合、直ちに救護所が設置され医療救護活動が円滑に開始できるよう、平常時より救護所設置予定施設の設備等の点検を行う。

4 医療活動の調整

被災地における医療需給調整のため、村は災害医療コーディネーター（村上保健所長）と連携を図り、次の業務を行う体制を整備する。

- (1) 被災地の救護所及び医療機関等の医療需要の情報を把握する。
- (2) 救護班の派遣が必要と判断したときは、必要な救護班の種類、班数及び活動場所等の情報を提供しつつ村上市岩船郡医師会へ救護班の派遣を要請し、救護班が不足する場合は保健所へ要請する。
- (3) 村は、救護班の活動内容、撤退時期等について、災害医療コーディネーター（村上保健所長）と調整する。

第4 医療資器材等の確保

村は、災害発生時における医薬品（歯科用医薬品を含む）、輸血用血液、医療機器及び衛生材料等の確保を図る体制を整備する。

第5 災害医療救護対策の充実

1 災害時の後方病院機能の整備・充実

県は、被災地域の医療支援を行うため、国の方針を踏まえ、後方病院として患者受入れが可能となる災害拠点病院（基幹災害医療センター及び地域災害医療センター）を県立病院等地域の中核病院から選定し、これら病院の災害時に対応するための施設、設備の充実に努めている。

基幹災害医療センターは「新潟大学医歯学総合病院」及び「長岡赤十字病院」、本村における保健

医療圏域の地域災害医療センターは、「村上総合病院」及び「県立新発田病院」が指定されている。

村は、災害時に救護所や村内医療機関では処置が困難な重症者を災害拠点病院へ迅速に搬送できるよう、平素から搬送体制、また消防本部との連携体制等について整備を図る。

2 病院等防災マニュアル等の策定

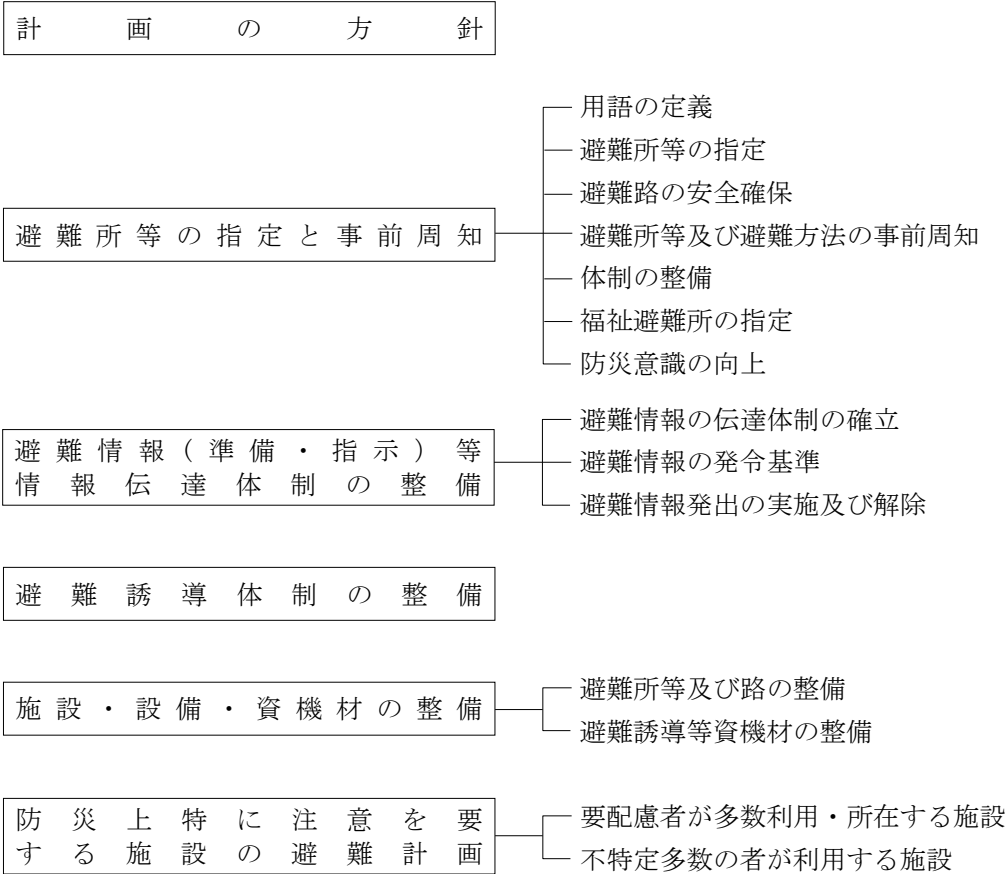
村内病院等は、本防災計画を踏まえて、次の事項を盛り込んだ病院防災マニュアルを作成するとともに、マニュアルに基づき防災訓練を行う。また、各診療所は、病床の有無、規模等の事情を踏まえて、病院防災マニュアルに準じて、防災マニュアルを作成し、防災訓練を行う。

- (1) 災害対策委員会の設置
- (2) 防災体制に関する事項（ライフラインの確保・備蓄等の方策・支援協力病院の確保等）
- (3) 災害時の応急対策に関する事項（病院内の連絡、指揮命令系統の確立、情報収集等）
- (4) 自病院内の既入院患者への対応策に関する事項（重症患者の把握、点滴や人工呼吸器等の医療機器の状況把握、患者の移送方法についての検討及び訓練、ヘリポートの確認等）
- (5) 病院に患者を受け入れる場合の対応策に関する事項（トリアージ、入院システム等）
- (6) その他（医療設備等の確保、自家発電装置の運用法等）

第20節 避難体制の整備計画

【関係課名 等】 全課（◎総務課、健康福祉課）

[計画の体系]



第1 計画の方針

村は、この計画に基づき、あらかじめ避難場所及び避難所を定め、住民に周知しておくとともに、避難路となることが予想される経路の安全確保に努める。

第2 避難所等の指定と事前周知

村は、公共的施設等を対象に、その管理者（設置者）の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される「指定緊急避難場所」及び被災者が避難生活を送るための「指定避難所」（以下「避難所等」という）として指定する。住民にその位置等を周知徹底しておく。

1 用語の定義

- (1) 「指定緊急避難場所」とは、災害による危険が切迫した状況において、住民等が緊急に避難する際の避難先として位置付けるものであり、住民等の生命の安全の確保を目的とするものであり、村長が一定の基準を満たす施設又は場所を指定する。
- (2) 「指定避難所」とは、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設であり、市町村が指定する。

2 避難所等の指定

本村における指定避難所は、資料編「避難所施設一覧」のとおりである。

今後、施設の老朽化、人口動態の変動等により見直しを図る場合は、次の点に留意して指定する。

- (1) 住民を安全かつ効率的に避難所へ避難させるため、土砂災害警戒区域等を踏まえ、集落、自治会等、同一の避難行動をとるべき避難単位に設定し、要配慮者でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること。
- (2) 避難者の誘致圏域及び人口に見合った面積を確保すること。
面積の目安は、避難場所は1人当たり1.0㎡、避難所は避難者1人当たり3～4㎡のスペースとすることに努める。
- (3) 地震・浸水・延焼・土砂災害等災害種別を考慮した施設の安全性の確保。
- (4) 公園等避難場所の指定にあたっては、火災の輻射熱を考慮した広さを確保すること。
- (5) 危険物を取り扱う施設などが周辺にないよう配慮すること。
- (6) 放送設備等、避難者への情報伝達に必要な設備を有するものであること。
- (7) 一旦避難した避難所等に更に危険が迫った場合に、他の避難所等への移動が可能であること。
- (8) 人員・物資の輸送用車両が直接乗り入れられるよう、広幅員の道路に面するか、十分な幅員のアプローチを確保するよう努める。
- (9) 避難施設においては、停電・断水、電話の不通等の事態に耐えられる施設の整備に努める。
- (10) 避難施設においては、避難者の長期滞在に備え、必要な環境整備に努める。
- (11) 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食糧、水、備蓄薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、間仕切り、簡易ベッド、毛布、ブルーシート、土のう等避難生活に必要な物資の備蓄に備えること。
- (12) 女性や子どもへの対応として、生理用品、女性用下着の女性による配布、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室、育児・キッズスペースの設置場所を検討する。
- (13) 避難所における犯罪防止対策の一環として、女性や子どもへの注意喚起やプライバシーの確保など、ニーズの違いに配慮した滞在場所の運営に努める。
- (14) 避難所予定施設において、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるよう努めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

3 地域の危険に関する情報の事前周知

- (1) 村は、住民・企業等に対し、地域の特性を踏まえた風水害・土砂災害に関する基礎的な知識と災害時とるべき行動、避難に当たっての注意事項などの普及・啓発を行う。
- (2) 県等から提供される浸水予測情報及び過去の浸水被害等の実績を基に、洪水、雨水出水による浸水、土砂災害警戒区域等の危険個所や指定緊急避難場所、指定避難所等を記したハザードマップ・防災マップを作成し、住民等に配布して周知を図る。その際、河川近傍や浸水深の大きい地域については「早期に立ち退き避難が必要な区域」として明示するとともに避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。

4 避難路の安全確保

村は、避難所等への避難路の安全を確保するため、次のことに留意する。

- (1) 避難所等へ至る主な経路となることが予想される複数の道路について、十分な幅員を確保し、火災の延焼、浸水、土砂災害等による危険が及ばないようにする。
- (2) 道路に面する構造物等が避難時に支障とならないよう、沿道の土地所有者や施設管理者に対し啓

発及び指導を行う。

5 避難所等及び避難方法の事前周知

村は、避難所等を指定したときは、次の方法等により住民にその位置及び避難に当たっての注意事項等の周知徹底を図る。

- (1) 標識、誘導標等の設置
- (2) 広報紙、チラシ配布
- (3) 防災訓練等の実施

6 体制の整備

- (1) 夜間・休日でも直ちに施設を解錠できるよう、できるだけ近隣住民に鍵の管理を委託する。
- (2) 避難所管理に当たる職員を、施設近傍居住職員の中から事前に指定しておく。
- (3) 避難所開設の初動対応をあらかじめ計画しておくよう努める。
- (4) 避難所には、避難者が必要とする物資や非常食等を事前に配置するよう努める。
- (5) 避難所の開設・運営について、自主防災組織等、地域の住民組織と事前に協議しておくよう努める。
- (6) 避難所の開設状況について、住民に速やかに伝達する。
- (7) 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- (8) 新型コロナウイルス感染症等の感染拡大の流行拡大のおそれのある中での避難所の開設・運営においては自然災害対応においては、避難者はもちろんのこと、避難所運営スタッフも含め感染拡大防止策を徹底するように努める。また感染症を感染させるおそれのある避難者について、平時から保健所等県の関係機関と必要な情報共有及び災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）を調整し連携して対応するよう努める。

7 福祉避難所の指定

- (1) 村は、一般の避難所での共同生活が困難な高齢者、障がい者、発達障がい者の他、妊産婦、乳幼児、病弱者等の要配慮者及びその家族のための「福祉避難所」をあらかじめ指定する。
- (2) 村は、施設管理者と連携し、当該施設が指定福祉避難所として機能し、要配慮者が避難生活を送る上で良好な生活環境を確保するため通風・換気の確保、冷暖房設備・非常用発電機の整備など必要な施設整備に関して支援するものとする。
- (3) 福祉避難所は、バリアフリー化など避難した要配慮者の生活に支障が少ないよう整備された施設であることを要する。
- (4) 村は、福祉関係機関と協議し、福祉避難所開設時の必要要員の配置等を事前に定めるよう努める。
- (5) 村は、感染症や熱中症対策について、保健・医療関係者の助言を得つつ、指定福祉避難所の計画、検討を行うものとする。

資料編

○ 避難所施設一覧

○ 福祉避難所施設一覧

8 防災意識の向上

土砂災害防止月間をはじめ、日頃から県や関係機関と連携し、住民へ広報活動を進めるとともに防災意識の向上を図る。

また、定期的な防災訓練を行うとともに、住民主体の防災訓練等を支援し、防災意識の向上を図るとともに、警戒避難に係る方法や体制の点検を行う。

特に土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

第3 避難情報(準備・指示)等情報伝達体制の整備

1 避難情報の伝達体制の確立

- (1) 気象警報等について、夜間・休日を含めた受信・対応体制を整備する。
- (2) 防災行政無線等、住民・企業等へ避難情報を迅速・確実に伝達する手段を整備する。特に、学校、要配慮者関係施設等の管理者への確実な情報伝達が確保できるよう留意する。
- (3) 在宅の避難行動要支援者に対する避難情報の伝達について、福祉関係機関と協議し、その方法を計画する。
- (5) 避難情報(準備・指示)の理解及び住民等の取るべき行動について、正しい知識の普及を図る。

避難情報(高齢者等避難・指示)の類型

情報の種類	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難 (危険な場所から高齢者等は避難)	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階。人的被害の発生する可能性が高まった状況	- 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所等への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) - これ以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難指示 (危険な場所から全員避難)	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階。人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	- 通常の避難行動ができる者は、計画された避難所等への避難行動を開始 - 避難に危険を伴うと判断された場合、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う
緊急安全確保 (命の危険 直ちに安全確保)	- 前兆現象の発生や現在の切迫した状況 - 人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 - 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 - 人的被害の発生した状況	- 避難指示後に発令、避難中の場合は避難の完了を、避難が完了している場合はより確実な避難体制をとる。 - 未だ避難していない対象住民は、立ち退き避難することが危険である場合、高所へ移動、近傍の堅固な建物への退避その他、緊急に安全を確保する。 - 必ず発令される情報ではないことを認識する。

2 避難指示等の基準

村長は、浸水、土砂災害、火災の延焼などにより、住民等の安全のため必要があると認められ、人的被害の発生する可能性が高まった状況で、当該地域の住民等に対し、「高齢者等避難」を行い要配慮者及び支援者に避難行動開始を促し、人的被害の発生する危険性が明らかに高まった状況で「避難指示」を発令し、通常の避難行動ができる者に対して避難行動を開始させ全員の避難を完了する。

なお、具体的な発令基準(目安)は、第3章 第9節「住民等避難計画」(P133～)を参照のこと。

3 避難情報発出の実施及び解除

避難情報発出に当たっては、対象地域の適切な設定等に留意し、指示等を夜間に発令する可能性が

ある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努めるとともに、次のことに留意する。

(1) 避難指示

- ア 災害の的確な情報収集、早期の避難情報の発出及び迅速な伝達
(視聴覚障がい者への確実な情報伝達について十分に配慮し、地域の実情及び視聴覚障がい者の居住状況に合わせた伝達方法を工夫すること)
- イ 災害種別ごとの適切な避難場所への誘導と避難誘導員等の指定
- ウ 要配慮者、旅行者等への配慮と避難介助
- エ 迅速な避難誘導のための自主防災組織等の指導育成
- オ 避難路や避難場所の安全確認のための職員の指定
- カ 避難場所の設営及び運営のための職員の指定
- キ 避難情報発出を行った場合の県知事への報告
- ク 上関水位6.00mで赤谷川への逆流がおり、制水門の閉門が予想されることを留意する。(3時間前水位はおおよそ4.70mと予想されるので、該当地域へ避難情報発出を検討する)

(2) 避難情報の解除

- ア 適切な避難情報の解除と伝達方法
- イ 避難情報解除の公示
- ウ 県知事への報告

第4 避難誘導体制の整備

- (1) 村は、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難先、災害危険箇所等(浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、雪崩危険箇所等)の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。
- (2) 村は、消防団、自主防災組織等と協力し、避難の準備・指示が発出された際、住民が集団で避難できるよう、消防団、自主防災組織等による避難誘導体制を、地区別にあらかじめ定める。
- (3) 村は、在宅の避難行動要支援者の安全・確実な避難のため、福祉関係者と協力して「避難支援プラン」を策定する。
- (4) 一般避難スペース、福祉避難スペース、介護施設等から、避難者に応じて最も適切な避難場所を見極め、誘導する手法を確立する。
- (5) 避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。
- (6) 避難指示の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の暴雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。また、そのような事態が生じうることを住民にも周知する。

第5 施設・設備・資機材の整備

1 避難所等及び避難路の整備

村は、避難所等及び避難路について、その管理者(設置者)と十分調整を図り、次のとおり施設・

設備の整備に努める。

- (1) 避難路・避難所等の整備と施設の耐震化の推進
- (2) 仮設トイレ、照明設備、ハンドマイク、ラジオ等必要な施設・設備の整備
- (3) 食料・水の備蓄
- (4) 給水用機材・照明設備（非常用電源）・医薬品・炊飯用具・燃料・寝具・生活物資・暖房器具の
配備、備蓄
- (5) 緊急物資、救急・救助・医療・物資・機材の倉庫、場所の確保、また救援物資の一時集積場所の
確保
- (6) 要配慮者に配慮した避難場所への誘導標識の整備、避難施設の環境整備

2 避難誘導等資機材の整備

村は、災害時の適切な情報収集、避難誘導のため、次の避難誘導、応急対策のための資機材等の整備に努める。

- (1) 防災無線（移動系）等
- (2) 投光機、懐中電灯、ロープ、救出救助資機材

第6 防災上特に注意を要する施設の避難計画

1 要配慮者が多数利用・所在する施設

学校、保育所、社会福祉施設の管理者は、次の事項を考慮し避難計画を策定しておく。

- (1) 地域の実情に応じた避難場所（村指定の避難所等）、経路、誘導及びその指示伝達の方法
- (2) 入所者、自力避難の困難な避難行動要支援者の避難誘導方法及び近隣住民、事業所等の協力体制
- (3) 集団的に避難する場合の避難所等の確保、保健衛生、給食の実施方法
- (4) 家族等への安否の連絡方法

2 不特定多数の者が利用する施設

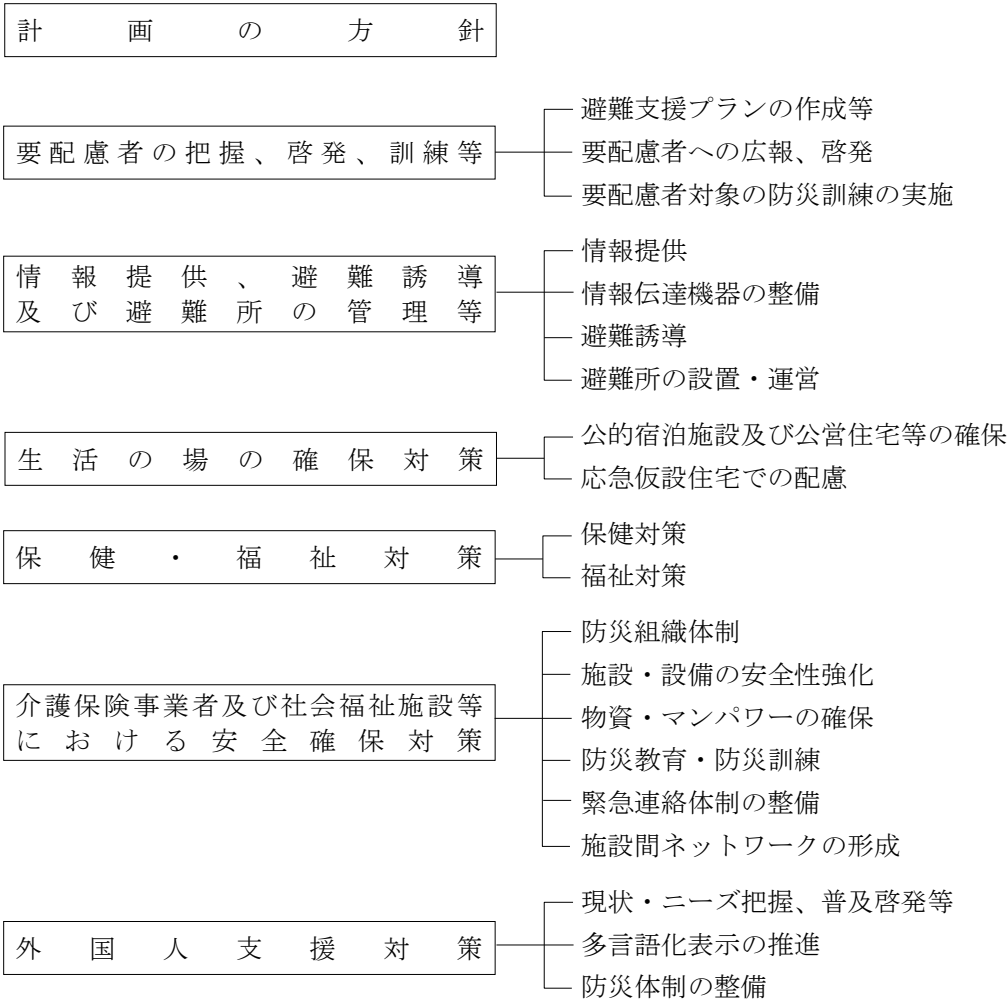
旅館、その他の施設の設置者又は管理者は、次の事項を考慮し避難計画を策定しておく。

- (1) 施設外の状況の利用者への的確な伝達
- (2) 利用者の施設外への安全な避難誘導

第21節 要配慮者の安全確保計画

【関係課名等】 総務課、◎健康福祉課、村上市消防本部

〔計画の体系〕



第1 計画の方針

要配慮者は、災害の認識や避難指示等の災害情報の受理、自力避難などが困難な状況にあることから、災害時には通常の住民に比べ、災害の犠牲になる確率が高いと考えられる。このため、村は、避難指示等の判断・伝達マニュアル、避難行動要支援者名簿や避難支援プラン等を作成するとともに、県、防災関係機関及び社会福祉施設等と相互に連携し、近隣住民をはじめとした地域社会で要配慮者を支援する体制づくりを推進し、災害時における要配慮者の安全確保を図る。

第2 要配慮者の把握、啓発、訓練等

1 避難支援プランの作成等

(1) 村は、国の作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考に、避難行動要支援者の情報収集・共有及び避難支援などを定めた避難支援プラン、避難情報の判断、伝達などを定めたマニュアルを作成するとともに、避難行動要支援者の個別避難計画の策定に努める。また、指定避難所の設置、施設等のバリアフリー化、要配慮者向けの食糧・備品等の確保を図る。情

報収集に当たっては、民生委員、区長等と十分連携を図り、個人情報の保護に万全を期する。

- (2) 村は、収集した情報を基に、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、名簿の更新は随時行い、名簿情報を提供することに同意した者については、避難支援等の携わる関係者に限り提供する。
- (3) 村は、避難行動要支援者の避難支援プランに沿った個別の避難計画を作成し、民生委員、区長、自主防災組織等と協力し、地域で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを推進する。
- (4) 収集した避難行動要支援者情報は、個人情報の保護に配慮しつつ、民生委員、区長等と情報の共有を図るとともに、避難行動要支援者に対し、必要に応じ保健師・ホームヘルパー等を派遣し、日常的な安否確認に努め、民生委員、区長等と協力し、避難行動要支援者と近隣住民とのコミュニケーションづくりを推進する。
- (5) 要配慮者関連施設に対して、防災関連情報等の伝達方法を定めるとともに施設管理者が警戒避難体制を確立することに対して支援する。

2 要配慮者への広報、啓発

村は、要配慮者向けのパンフレット、リーフレット等により、災害時の適切な行動についての防災教育に努めるとともに、住民等に対しても、身の回りの要配慮者への災害時の支援についてパンフレット、広報誌等により啓発普及に努める。

3 要配慮者対象の防災訓練の実施

村は、要配慮者の避難等について訓練するため、地域の自主防災組織等と合同の防災訓練の実施に努める。

第3 情報提供、避難誘導及び避難所の管理等

1 情報提供

村は、災害発生時において、防災行政無線、集落内の連絡網、村有車等の様々な方法を活用し、要配慮者に迅速かつ確実に情報が提供されるよう体制の整備に努める。特に、民生委員、区長等は、避難行動要支援者名簿を基に避難情報等が伝達できるよう地域内の体制整備に努める。

2 情報伝達機器の整備

村は、病弱な一人暮らし老人及び一人暮らしの重度身体障がい者等の事故等を未然に防止するため、民間事業者が行っている緊急通報サービス等を活用し情報伝達機器の整備を図る。

3 避難誘導

避難誘導は、要配慮者に対して近隣住民が果たすべき役割は重要であり、村は、民生委員、自主防災組織、集落等と協力し、個別の避難計画により避難行動要支援者を優先して避難誘導する体制整備を図る。なお、要配慮者のうち自力で避難できない場合又は避難途中危険がある場合は、車両等による移送に配慮する体制整備を図る。

また、平常時においては、避難行動要支援者名簿を基に実際に訪問をし、本人や家族から避難する際に必要とする支援、留意事項や避難先を聴き取るなど、非常時の避難誘導に備えておく。

4 避難所の設置・運営

村は、指定避難所の設置・運営に当たり、民生委員など福祉関係者や防災関係機関の連絡・協力を得ながら、要配慮者へ配慮した対応を行う体制整備を図る。

- (1) 避難所の管理責任者は、避難者名簿の作成にあたり、負傷者や衰弱した要配慮者の把握に努めるとともに、安否確認を行う体制整備を図る。

- (2) 村は、避難所において、要配慮者に対して必要なスペースの確保、障害者用仮設トイレの設置など、良好な生活環境の確保に十分配慮するとともに、視覚・聴覚障がい者に対して的確な情報が伝わるよう、その伝達手段の確保に配慮する。
- (3) 避難所において、車椅子や粉ミルク等の要配慮者の生活必需品の確保を行うとともに、ボランティア等の協力を得ながら、要配慮者に配慮した食事の提供や介助者の確保等の支援を行う整備体制を図る。
- (4) 避難所での生活が困難な要配慮者については、社会福祉施設等への緊急入所・入院及び公的住宅等への収容、移送など必要な配慮を行う体制の整備に努める。

資料編	○ 福祉避難所一覧
-----	-----------

第4 生活の場の確保対策

1 公的宿泊施設及び公営住宅等の確保

公的宿泊施設は、施設設備が整い、食事も確保されることから、要配慮者の収容先として確保に努め、また、要配慮者で健康面に不安のある者のため、公営住宅等の確保に努める。

2 応急仮設住宅での配慮

応急仮設住宅の建設に当たっては、要配慮者向けの仕様や入居者の選考にも配慮する。

第5 保健・福祉対策

村は、災害の規模等に応じた実施体制を確保し、各段階におけるニーズに対応した保健・福祉サービスの提供を行うことができる体制の整備に努める。

また、県や他の市町村等の受け入れ、ボランティア等との協力体制についても整備する。

1 保健対策

要配慮者に限らず、被災者の心身の健康確保が特に重要なため、避難所、応急仮設住宅、自宅等に保健師を派遣し、次のような健康相談等を行う体制の整備に努める。特に、要配慮者に対しては、十分に配慮する。

- (1) 巡回相談、栄養指導
- (2) こころのケア
- (3) 訪問指導、訪問看護等の保健サービス

2 福祉対策

(1) 要配慮者のニーズの把握等

災害発生直後に、避難支援プラン等に基づき、福祉関係職員、防災関係職員、社会福祉協議会、民生委員、介護保険事業者、福祉関係者、区長等の協力を得て、要配慮者の実態把握、ニーズ把握、情報提供、生活相談等を行う体制整備に努める。

(2) 福祉サービスの提供

介護の必要な要配慮者の社会福祉施設等への緊急入所又は避難所、応急仮設住宅、自宅等での福祉サービスの提供体制を整備する。

(3) 情報提供

災害に関する情報、医療・福祉・生活情報等が要配慮者に的確に提供されるよう、掲示板、ファクシミリ、パソコン等の活用、報道機関との協力による新聞、ラジオ、データ放送、手話付きテレビ放送等の利用を行うことができる体制の整備に努める。

情報入手に困難を伴う視覚障害者に対しては、点字、大活字又は音声により、聴覚障がい者に対しては、文字又は手話等により情報提供が行われるよう支援する体制の整備に努める。

第6 介護保険事業者及び社会福祉施設等における安全確保対策

介護保険事業者及び社会福祉施設等の管理者は、施設内の要配慮者の安全確保を図る。

村は、県から提供された水防上危険箇所や土砂災害の危険箇所に関する情報を施設の管理者に周知し、管理者は施設の立地地域において水害、土砂災害等による被災の危険性を把握し、入所者等の安全を確保するために必要な対策を講じる。また、災害時に村から要請を受けた要配慮者の受入れができるよう、平常時から体制の整備をしておく。

なお、本地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練等に係る計画を作成して村へ報告するとともに訓練を行う。

1 防災組織体制

(1) 自衛防災組織の設置

介護保険事業者及び社会福祉施設等は、防火管理者の下に施設の職員により構成する自衛防災組織を設置し、必要に応じて情報班、消火班、安全指導班、救護班、応急物資班等を置き、防災業務を分担する。

(2) 情報連絡・応援体制の確保

介護保険事業者及び社会福祉施設等は、村上市消防本部等との非常通報装置（ホットライン）の設置を検討する。また、必要に応じて消防、警察及び近隣施設等と災害時における協力体制の確保に努める。

(3) 夜間体制の充実

介護保険事業者及び社会福祉施設等は、夜間における災害に対処するため、各施設における入所者の状況、建物の構造等総合的に勘案の上、夜間職員の配置体制整備に努める。

2 施設・設備の安全性強化

建築基準法による技術基準に基づき施設の安全性を確保するとともに、平時から施設、設備の点検を実施し、安全性の維持・強化に努める。

3 物資・マンパワーの確保

(1) 食料品等の備蓄

介護保険事業者及び社会福祉施設等は、災害に備えて2～3日分の食料品・飲料水、慢性疾患用医薬品、高齢者・障がい者用仮設トイレ、避難用テント、福祉用具、避難生活用具等の備蓄及び必要により井戸、耐震性貯水層や備蓄用倉庫の整備に努める。

(2) 地域住民等との協力体制の確保

介護保険事業者及び社会福祉施設等は、職員の緊急連絡体制を整備しマンパワーの確保に努めるが、さらに、地域住民、民間ボランティア、近隣施設等との協力を得られるよう普段から協力関係の形成に努める。

4 防災教育・防災訓練

介護保険事業者及び社会福祉施設等は、職員、入所者等に対し日ごから防災意識の育成を図るとともに、国又は県の定める基準により防災訓練を実施し、実施に当たっては、地域の自主防災組織や消防機関の協力・参加を得るとともに、避難行動要支援者の避難・救出訓練、夜間における避難に重点

を置いた訓練等の実施に努める。

5 緊急連絡体制の整備

介護保険事業者及び社会福祉施設等は、災害発生時に入所者等の保護者又は家族と確実に連絡が取れるよう緊急連絡体制の整備に努めるとともに、この旨家族等への周知に努める。

6 施設間ネットワークの形成

被災地に隣接する地域の介護保険事業者及び社会福祉施設等は、入所者の処遇の継続を確保した後、余裕スペースなどを活用して被災者の受入れを行うものとし、受入れに当たっては要介護者等援護の必要の高いものを優先する。

このため、村は、保健医療福祉圏域内で施設間のネットワークの形成に努め、余裕スペースの確認に努める。

第7 外国人支援対策

1 現状・ニーズ把握、普及啓発等

村は、在住する外国人の現状やニーズを的確に把握し、外国人に対する適切な配慮を行う。

また、地域に住む外国人や訪日外国人旅行者に配慮した災害時マニュアル・防災マップ等の作成・配布のほか、ホームページ等あらゆる広報媒体等や外国人登録窓口を活用して、日ごろからの外国人への防災知識の普及啓発、避難場所や避難経路の周知徹底を行う。

2 多言語化表示の推進

避難所や避難標識等の災害に関する表示板等の多言語化を行う。

3 防災体制の整備

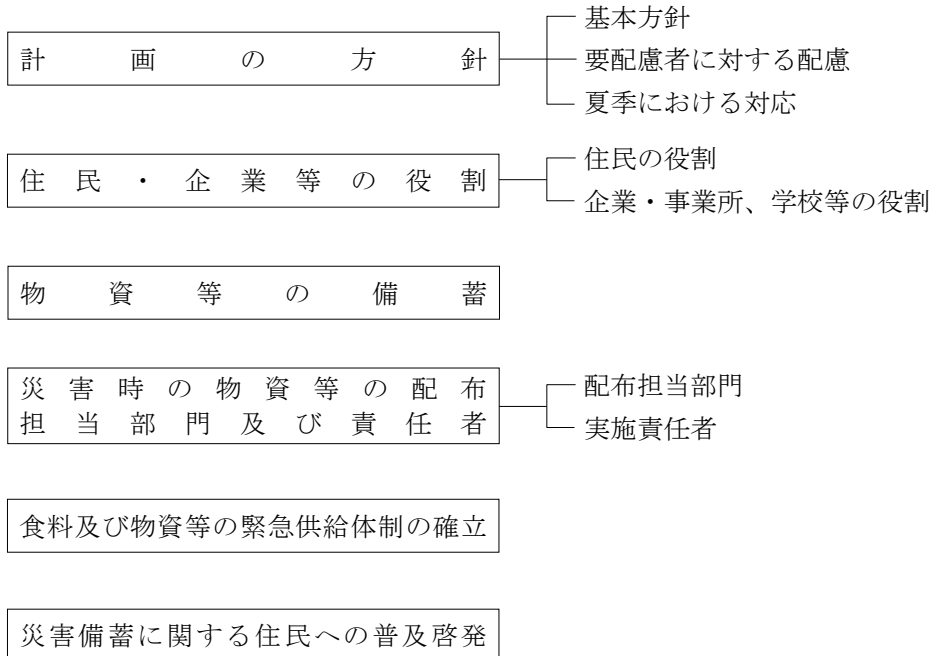
村が行う防災訓練の実施に当たっては、地域に住む外国人を含めるとともに、外国人雇用企業等に対し、防災教育等の実施を働きかける等、民間と協力して防災体制の整備を行う。

また、日ごろから県、外国人関係団体、外国語ボランティア等と連携して災害時の情報提供、相談窓口等、外国人支援の体制づくりを行う。

第22節 食料・生活必需品の確保計画

【関係課名 等】 ◎総務課、健康福祉課

〔計画の体系〕



第1 計画の方針

1 基本方針

- (1) 災害発生から、交通状況を含む流通機構の復旧が見込まれるまでの「最低3日間、推奨1週間」分の必要な飲料水、食料及び生活必需品（以下「食料及び物資等」という）は、住民（各家庭、企業・事業所、学校等）が自らの備蓄で賄うことを原則とする。
- (2) 村は、住家や施設の被災により備蓄した物資等が確保できない住民や、一時的滞在者に対し物資等を供給するとともに、そのために必要となる燃料や物資等を緊急調達する。
- (3) 村は、燃料や物資等の供給又は緊急調達が困難なときは、県に対し燃料や物資等の提供又は調達の代行を要請する。
- (5) 県及び村は、上記の責務を果たすため、別に協議して定める物資等の備蓄目標とお互いの分担割合に基づいて、達成についての年次計画を策定し、早期の達成を目指す。
- (6) 県及び村は、民間業者に委託可能な業務（物資の保管、荷捌き及び輸送）についてはあらかじめ協定を締結しておくとともに輸送拠点として活用可能な民間業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築する。また、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう適切な物資の輸送拠点の選定に努めるものとする。
- (7) 県及び村は、平時から訓練を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに災害協定を締結した民間業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

2 要配慮者に対する配慮

- (1) 村は、食料の供給に当たって、高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患患者、食物アレルギー患者等摂食上配慮をする必要がある者を特定し、これらの者に必要な食料及びその数量を把握し、備蓄方法

等について事前に検討し、災害時に速やかに提供できる体制を整備する。食料の備蓄、輸送、配食等に当たっては、管理栄養士等の活用を図る。また、併せて、宗教等食習慣の違いに配慮できる体制を整備する。

- (2) 村は、高齢者、乳幼児、女性、障がい者に提供する物資のほか、温食提供、介護等に必要な物資及びその数量について、事前に検討し、災害時に速やかに供給できる体制を整備する。

3 夏季における対応

村は、夏季においては、避難所予定施設が高温多湿となることも予想されることから、食料の提供に当たって、食中毒等の発生を防止する等、衛生対策に万全な体制を整備する。

第2 住民・企業等の役割

1 住民の役割

- (1) 各家庭において、平時から家族の3日分、できれば1週間分程度の物資等の備蓄に努める。
- (2) 高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患患者、食物アレルギー患者等、食事に特別な配慮をする必要のある者は、平時から3日分（推奨1週間分）の分量を自ら確保するよう努める。
- (3) カセットコンロ等調理用熱源及び燃料を確保する。
- (4) 石油ストーブ等停電時でも使用可能な暖房器具及び燃料を確保する。
- (5) その他災害時に必要な物資（携帯ラジオなど）の備蓄に努める。
- (6) 車両の燃料等をこまめに満タンとしておくよう心がけるなど日頃から車両の燃料等を確保するよう努める。

2 企業・事業所、学校等の役割

- (1) 企業・事業所及び学校等は、長距離通勤・通学者で災害時に帰宅が困難になる者の把握に努め、これらの者が1～3日間程度宿泊する場合に必要な量の食料及び物資等の備蓄に努める。
- (2) 企業・事業所は、災害時においても事業の継続に必要な人員の把握及び確保に努めるとともに、その他に必要な食料及び物資等の備蓄に努める。
- (3) 福祉施設・病院等は、入居者、入院患者及び職員等が必要とする3日分（推奨1週間分）の食料及び物資等の備蓄に努める。

第3 物資等の備蓄

- (1) 村の備蓄状況は資料編に掲げるとおりであるが、村は県との備蓄分担割合に基づき食料及び物資等の備蓄に努める。
- (2) 災害時の必需品で、住民が日常生活では通常使用しないため備蓄しにくい品目は、村での公的備蓄に努める。
- (3) 備蓄物資は、極力避難所予定施設等にあらかじめ配備し、災害時に避難者が直ちに取り出して使用・配付できるようにする。

資料編	○ 災害時緊急備蓄物資等数量
-----	----------------

第4 災害時の物資等の配布担当部門及び責任者

1 配布担当部門

村は、災害時においては、被災者の生活必需品の確保に努めるものとし、配布担当部門をあらかじめ定めておく。

2 実施責任者

村長は、災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失し、若しくは損傷し、又は災害により地域における物資の販売・供給の混乱により、生活必需品を直ちに入手できずに日常生活を営むことが困難な者に対して、一時的に生活維持をするに必要な程度の生活必需品を供給して、応急保護の措置を執る。

第5 食料及び物資等の緊急供給体制の整備

- (1) 企業・事業者団体等との協定による緊急調達体制を整備する。
- (2) 輸送事業者等との協定による緊急輸送・配付体制を整備する。
- (3) 地域の住民組織及びボランティア等による協力体制を整備する。

第6 燃料の緊急供給体制の整備

村は、石油販売業者と燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

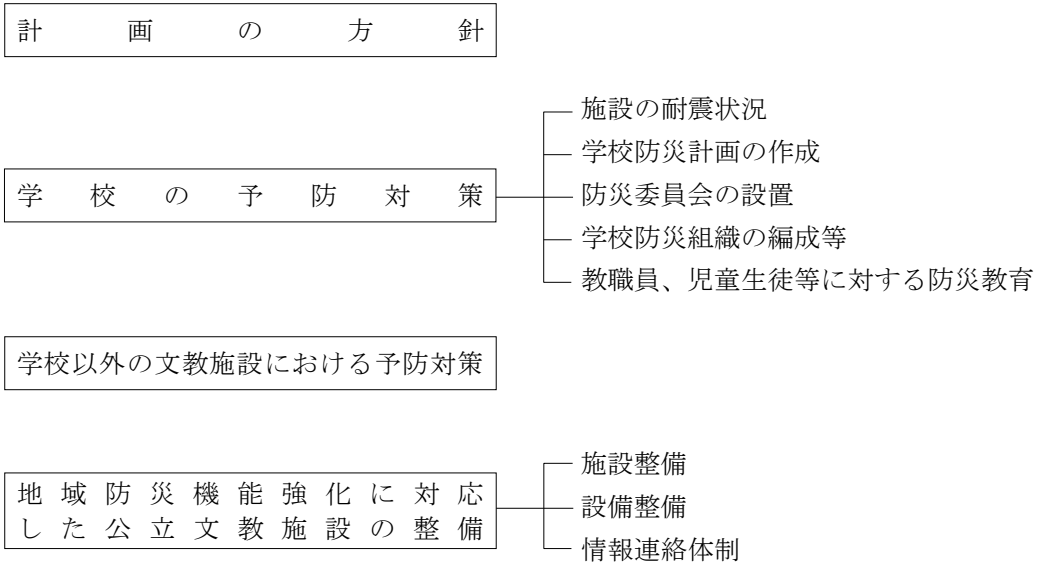
第7 災害備蓄に関する住民への普及啓発

- (1) 村は、一般家庭、企業・事業所、学校等に対して、災害備蓄の重要性及び災害時の食料・物資の供給計画について、食育推進計画等と連携して、普及啓発する。
- (2) 防災訓練に際して、地域住民とともに避難所の備蓄物資の確認及び使用配付の訓練を行う。
- (3) 小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

第23節 文教施設における災害予防計画

【関係課名 等】 教育課

[計画の体系]



第1 計画の方針

大規模な災害が発生した場合に、児童生徒、教職員、入館者・施設利用者、施設職員等の安全を確保するとともに、施設及び収蔵物の保全に関する迅速な対応を図るため、教育委員会や学校等が実施しておくべき事項を定める。

また、地域における防災機能の強化を図るため、学校等公立文教施設の設置者は、本防災計画の定めるところに従い、施設・設備の整備に努める。

第2 学校の予防対策

1 施設の耐震状況

本村の学校施設（関川小学校及び関川中学校）は現在すべて耐震基準を満たしている。耐震改修状況は下記のとおりである。

学校名	棟の名称等	建築区分	構造	階数	建築年月	建築面積(㎡)	診断種別等	診断結果	備考
関川小学校	教室棟	校舎	R	3	H22. 03	5, 682	新耐震	耐震性あり	
	屋内運動場	屋体	R	1	H22. 03	1, 226	新耐震	耐震性あり	
関川中学校	普通教室棟	校舎	R	3	S50. 02	2, 375	補強済	耐震性あり	H19耐震改修済
	特別教室棟	校舎	R	3	H16. 12	2, 469	新耐震	耐震性あり	
	屋内運動場	屋体	R	2	H24. 01	1, 751	新耐震	耐震性あり	

平成27年4月1日現在

2 学校防災計画の作成

校長は、災害発生に備え、村教育委員会の指導により、下記の予防対策及び応急対策を盛り込んだ「学校防災計画」を作成する。

区 分	主 な 項 目
予 防 対 策	①学校防災組織の編成 ②施設・設備等の点検・整備 ③防災用具等の整備 ④防災教育の実施 ⑤教職員の緊急出勤体制 ⑥家庭との連絡 など
応 急 対 策	①災害発生が予想されるとき事前休校、授業短縮措置等 ②発生直後の児童・生徒の安全確保 ③避難誘導 ④児童・生徒の安全確認 ⑤気象情報・被害情報の収集 ⑥被害状況等の報告 ⑦下校措置又は保護継続 ⑧避難所開設・運営の協力 ⑨教育活動の再開 ⑩被災時のこころのケア など

3 防災委員会の設置

校長は、学校防災計画の作成や見直しについて検討し、及び学校防災計画に定められた事項等について教職員の共通理解及び周知徹底を図るため、防災委員会を設置する。

4 学校防災組織の編成等

校長は、学校防災組織の編成等に当たって、次の点に留意する。

(1) 学校防災組織の編成

災害発生時に対応する教職員の役割分担を定めておく。また、担当教職員が不在の場合の代行措置を明確にしておく。

(2) 施設・設備等の点検・整備

学校の施設・設備等は定期的に安全点検を行い、危険箇所、破損箇所等の補強・補修を実施する。

特に、児童生徒の避難に際しての危険防止のため、内壁・外壁落下防止、窓ガラスの飛散防止、ロッカー、棚等の転倒防止、塀の倒壊防止等必要な措置を行うとともに、非常用電源の確保に努める。防火扉、スプリンクラー等の設備の機能点検も日頃から定期的に行っておく。

また、雪囲い用の資材が倒れることのないようにしておくとともに、積雪時は、除雪を十分に行い、避難路を確保しておく。

(3) 防災用具等の整備

ア 医薬品、ラジオ、ロープ、メガホン、懐中電灯等必要な物品は、一定の場所に整備し、教職員に周知しておく。

イ 児童・生徒及び教職員名簿、部活動名簿、保護者との緊急連絡カード等を整備し、常に人員把握等ができるようにしておく。

(4) 教職員の緊急出勤体制

校長は、夜間・休日等の勤務時間外に災害が発生した場合に備え、事前に出勤体制を決め教職員に周知しておく。

(5) 家庭との連絡

あらかじめ、保護者と相談のうえ、緊急時の連絡先等を定めた「緊急連絡カード」を作成し、教員、保護者双方が常備しておくとともに、家庭訪問、保護者会等で災害発生時の連絡先、児童・生徒の引渡方法について保護者と確認し、徹底しておく。

また、携帯電話のメール機能を活用した連絡体制を整備するよう努めるとともに各学校のホームページによる情報提供が速やかに行える準備を整えておく。

5 教職員、児童生徒等に対する防災教育

(1) 教職員に対する防災教育

ア 村教育委員会は、初任者研修、経験者研修、職位研修等で防災対策の基礎知識、気象状況等に
応じた避難行動などに関する研修を行う。

イ 校長は、学校防災計画等に基づき、教職員各人の任務、定期点検事項、応急処置等に関する
校内研修を行う。

(2) 児童生徒に対する防災教育

校長は、児童・生徒の発達段階に応じた内容・水準の防災教育を行う。

ア 避難訓練を計画的、実践的に実施し、災害時に安全かつ迅速に避難できるようにする。な
お、学校の立地条件を考慮して事前に避難場所を定め、児童生徒等に周知しておく。

(ア) 形式的な指導に終わることなく、災害発生時に沈着、冷静かつ迅速な行動がとれるよう
に実施すること。

(イ) 登下校中、授業中、特別教育活動中等、種々な場面を想定して計画的に実施すること。

(ウ) 地域社会の一員として、中学生を地域防災訓練へ積極的に参加させる。

イ 各教科や道徳、学級活動等を通じて「災害の原因」、「安全な行動の仕方」、「日常の備え」、
「命、家族の絆、助け合う心の大切さ」などについて計画的に指導する。

(ア) 児童生徒の発達段階や学校種別、学校の立地条件等によって指導内容や指導方法を具体
的に考え実施すること。

(イ) 児童生徒の発達段階に沿って、副読本、ビデオ等を活用し指導すること。

(ウ) 自然生活体験学習、福祉体験学習、ボランティア体験学習等の実施により、「命の大切
さ」、「家族の絆」、「助け合う心」、「生きるたくましさ、勇気」等について指導すること。

第3 学校以外の文教施設における予防対策

体育施設等、学校以外の文教施設は、学校と違い不特定多数の者が利用する施設であるので、組織
的な統制、避難・誘導は困難である。また、貴重な文化財・蔵書等を収蔵している施設においては、
これら収蔵物を災害による損傷・滅失から守る必要がある。

施設の管理者はこれらの事情を考慮して防災計画を作成し、防災設備の整備・充実に努めるととも
に、非常時の措置についてあらかじめマニュアル等を作成し、訓練等を通じて職員に周知しておく。

(1) 施設・設備等の安全対策は基本的に学校に準じるが、避難経路の表示を増やす等、不特定多数の
利用者の迅速・安全な避難を考慮したものとする。また、収蔵物を火災、浸水、転倒等から守るた
め、消火装置や防火・防水扉の設置、展示方法の工夫、非常時の措置等の対策を講じるよう努め
る。

(2) 災害発生時に、施設内の利用者等に外の状況を的確に伝達し、迅速・安全に施設外に避難させる
ため、館内放送設備の充実に努めるとともに、その運用方法と避難誘導の手段・方法を定めてお
く。

(3) 災害発生時に対応する施設防災組織を編成し、あらかじめ、職員の役割分担を定めておく。ま
た、担当職員が不在の場合の代行措置を明確にしておく。

第4 地域防災機能強化に対応した公立文教施設の整備

学校等公立文教施設の設置者は、本防災計画の定めるところに従い、地域の防災機能強化のため必
要な施設・設備の整備に努める。なお、防災施設等の整備に当たっては、その施設本来の設置目的に
支障のないよう十分配慮するとともに、関係機関と事前に協議を行い、当該防災施設等について適切
な管理体制を整える。

1 施設整備

- (1) 備蓄倉庫の整備
- (2) 避難場所の確保
 - ア 和室の整備
 - イ シャワー施設の整備
 - ウ 冷暖房設備を備えた部屋等の整備
- (3) 飲料水、生活用水等の確保
 - ア 飲料水兼用耐震性貯水槽等の整備
 - イ 生活雑用水確保のための井戸等の整備

2 設備整備

- (1) 断水時にも使用可能なトイレの整備
- (2) 救護所設置を念頭に置いた学校保健室等の充実

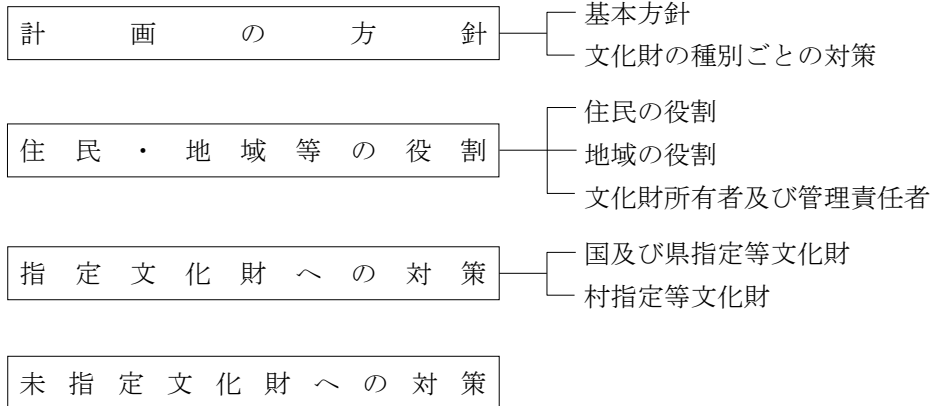
3 情報連絡体制

- (1) 携帯電話を利用した連絡網、防災無線等の導入
- (2) パソコン通信体制等インターネット等を利用した情報伝達体制の整備
- (3) 情報収集のためのテレビ・ラジオの整備

第24節 文化財災害予防計画

【関係課名 等】 教育課

[計画の体系]



第1 計画の方針

1 基本方針

- (1) 文化財所有者は、文化財の実態を常に把握し、風水害から文化財を保護するために、文化財の修理、防災設備の設置及び保存環境の整備等に努める。
- (2) 村は適宜文化財調査を行うなど、その実態把握に努め、県と連携しながら風水害への予防措置を講ずるとともに、文化財所有者に対してもその指導・助言を行う。

2 文化財の種別ごとの対策

(1) 建造物

文化財所有者は、修理・保存により建造物としての性能を維持するとともに、防災設備の設置や点検整備を実施する。村はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。

(2) 美術工芸品、有形文化財

文化財所有者は、村及び県の指導・支援を受けながら、収蔵庫等保存施設の修理や設置を行うとともに、保存・展示方法等についても随時検討を加え、被害を最小限度に抑える工夫をする。

(3) 史跡、天然記念物

文化財所有者は定期的な巡視によって現状を把握し、暴風・洪水による倒壊・崩壊又はそれによる二次災害等が生ずることのないよう、事前の措置を講ずる。村はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。

第2 住民・地域等の役割

1 住民の役割

文化財の愛護に心がけ、文化財に異変が見られた場合には、所有者又は関係機関等へ速やかに連絡を行う。

2 地域の役割

地域全体の共有財産として文化財を愛護・保護するとともに、緊急時における連絡・援助体制を事前に確認し、確立しておく。

3 文化財所有者及び管理責任者

文化財の日常管理に心がけるとともに、暴風・洪水に備えた防災対策を講じ、緊急時における対応体制を確立しておく。

第3 指定文化財への対策

文化財の所在情報により、所有者・管理者に対して、日常の保存・管理方法や災害時の対応についての支援や助言を行う。

1 国及び県指定等文化財

村内に所在する文化財の現状把握を行い、必要に応じて県教育委員会に報告する。また、その修理・修復に係る役割や災害時の対応等を、関係機関及び所有者・管理者と事前に調整し、確認しておく。

2 村指定等文化財

文化財の現状把握を行い、関川村文化財保護条例（昭和46年条例第16号）に基づき修理・修復に係る指導・援助を行うとともに、防災設備設置の推進や支援を行う。

第4 未指定文化財への対策

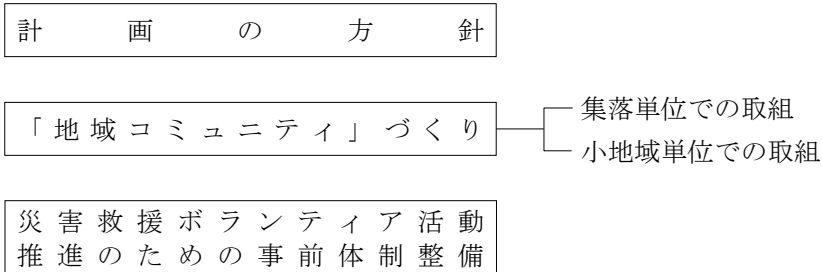
文化財の所在情報により、所有者・管理者に対して、日常の保存・管理方法や災害時の対応についての支援や助言を行う。

資料編	○ 指定文化財一覧
-----	-----------

第25節 ボランティア受入れ体制の整備計画

【関係課名 等】 健康福祉課

〔計画の体系〕



第1 計画の方針

災害時における被災者の救助活動において大きな役割を果たす災害ボランティアの自主性・自立性を尊重しつつ組織的な活動が円滑に行われるよう、関係機関の支援・協力体制の確立について定める。

第2 「地域コミュニティ」づくり

災害が生じた場合、普段からの住民の主体的な意思に基づく共助社会ができているか否かが、被害状況及び復旧において、大きな差となって現れるので、日常的な地域コミュニティづくりの取組が重要である。

1 集落単位での取組

地域活動における最小単位である集落等による日常的な相互扶助活動は、地域コミュニティづくりの基本となるものであり、日ごろから一層その自発的な取組が必要となる。村社会福祉協議会は、この取組に対し支援・指導する。

2 小地域単位での取組

数自治会や小学校区程度を単位とした小地域での相互扶助活動は、地域コミュニティづくりの中心として極めて重要である。村社会福祉協議会は、民生委員等と協力して、日ごろからネットワーク的な相互扶助活動を盛んにすることにより、地域コミュニティの醸成に努めるものとし、村は、この取組に対し、支援・指導する。

第3 災害救援ボランティア活動推進のための事前体制整備

災害発生時において、救急・救助、医療・看護、高齢者・障がい者等の介護・介助、建物の応急危険度判定、輸送、避難所の物資配布・清掃、炊き出し、安否確認など多様な分野でボランティア活動による支援が期待されるが、阪神・淡路大震災の教訓から、災害時には県内外のボランティア活動志望者が多いことが予想され、行政が単独でボランティアを受け入れたり、調整したりすることよりも、民間団体と連携した方が最も効果的かつ現実的である。したがって、ボランティア団体を含む連絡・調整組織が必要である。しかも、災害が生じてからの対応では難しく、あらかじめこうした組織を設置しておく必要がある。

また、村外、県外から自発的に参集してくる個人あるいは団体のボランティアに対し、容易に受入れあるいは必要個所に配置指示できる体制を整えておく。

ボランティアの受入計画については、本節のほかに**第46節「ボランティア受入計画」**(P258～)による。

村は、災害救援ボランティア活動がスムーズに行われるために、事前の登録、研修等の実施や、災害時にボランティア活動の第一線の拠点として、県の設置する「災害ボランティア活動推進組織」との連携を図りながら、被災者のニーズ把握や具体的活動内容の指示等を行うボランティア活動現地本部が迅速に組織できる体制について、村社会福祉協議会等関係機関と連携を図りながら、整備する。また、防災訓練時などに、地域住民の避難所の確認と併せ、災害ボランティア活動の重要性や活動内容等の普及啓発を実施する。なお、普及啓発の実施にあたっては、ボランティアとの協働に努める。

第3章 災害応急対策

第1節 災害対策本部の組織・運営計画

【関係課名 等】 全課

[計画の体系]



第1 計画の方針

村内に大規模な風水害等が発生した場合、又は発生するおそれのある場合は、村は、県等防災関係機関と連携し被災者の救援救助を強力に推進する体制を整える必要があるため、本節では村の災害対策本部の組織及び運営計画について定める。

第2 関川村災害対策本部の設置

1 設置・廃止基準

村は、次の場合に関川村災害対策本部（以下「村本部」という）を設置し、又は廃止する。

設 置 基 準	● 村の地域において風水害等により大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、必要があると認めた場合
廃 止 基 準	● 予想された災害の危険が解消したと認めた場合 ● 災害応急対策が概ね完了した場合

2 本部（本部室）設置場所

本部（本部室）は、村役場、関川中学校又は本部長の指定する場所に設置する。

3 本部設置の庁内周知

本部を設置しようとするとき、又は本部が設置された場合の各課等への周知は、庁内放送等により行う。

4 本部を設置又は廃止した場合の防災関係機関等への通知等

総務課長は、本部が設置された場合又は廃止された場合は、直ちにその旨を次に掲げる機関に連絡するとともに住民に対して通知する。

連絡又は通知先	連絡又は通知方法
県（危機対策課）	県防災行政無線、電話、FAX、メール
県村上地域振興局	県防災行政無線、電話、FAX、メール
近隣市町村	県防災行政無線、電話、FAX、メール
村上市消防本部	県防災行政無線、電話、FAX
村上警察署	電話、FAX
村防災会議委員	村防災行政無線（同報系）、電話、FAX
一般住民	村防災行政無線（同報系）、防災メール、広報車、電話

資料編

○ 関川村災害対策本部条例

○ 関川村災害対策本部運営規程

第3 本部の組織、運営等

1 本部長（村長）

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

2 副本部長（副村長、教育長）

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 本部員

(1) 本部員は、本部長の命を受け、村本部の事務に従事する。

(2) 本部員の構成は、次のとおりである。

- 庁議メンバー（村長、副村長、教育長を除く）
- 消防団長
- 必要に応じその都度村長が指名又は委嘱する村の職員

4 本部会議

(1) 本部長は、災害対策に関する重要事項の協議を行うため、必要に応じ本部会議を招集する。

(2) 本部会議の構成は、本部長、各部の部長及び副本部長とする。

(3) 協議事項等は、次のとおりとする。

- ア 村内の災害状況及び災害応急対策実施状況
- イ 本部の災害応急対策等の実施に関する基本的事項及び災害対策実施に関する重要な事項
- ウ 本部内各班及び現地本部相互の調整に関する事項
- エ 防災関係機関との連携推進に関する事項
- オ 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事項
- カ 県、他市町村及び公共機関等に対する応援要請に関する事項

- キ 公用令書による公用負担に関する事項
- ク その他災害対策上重要な事項

5 本部連絡員の配置

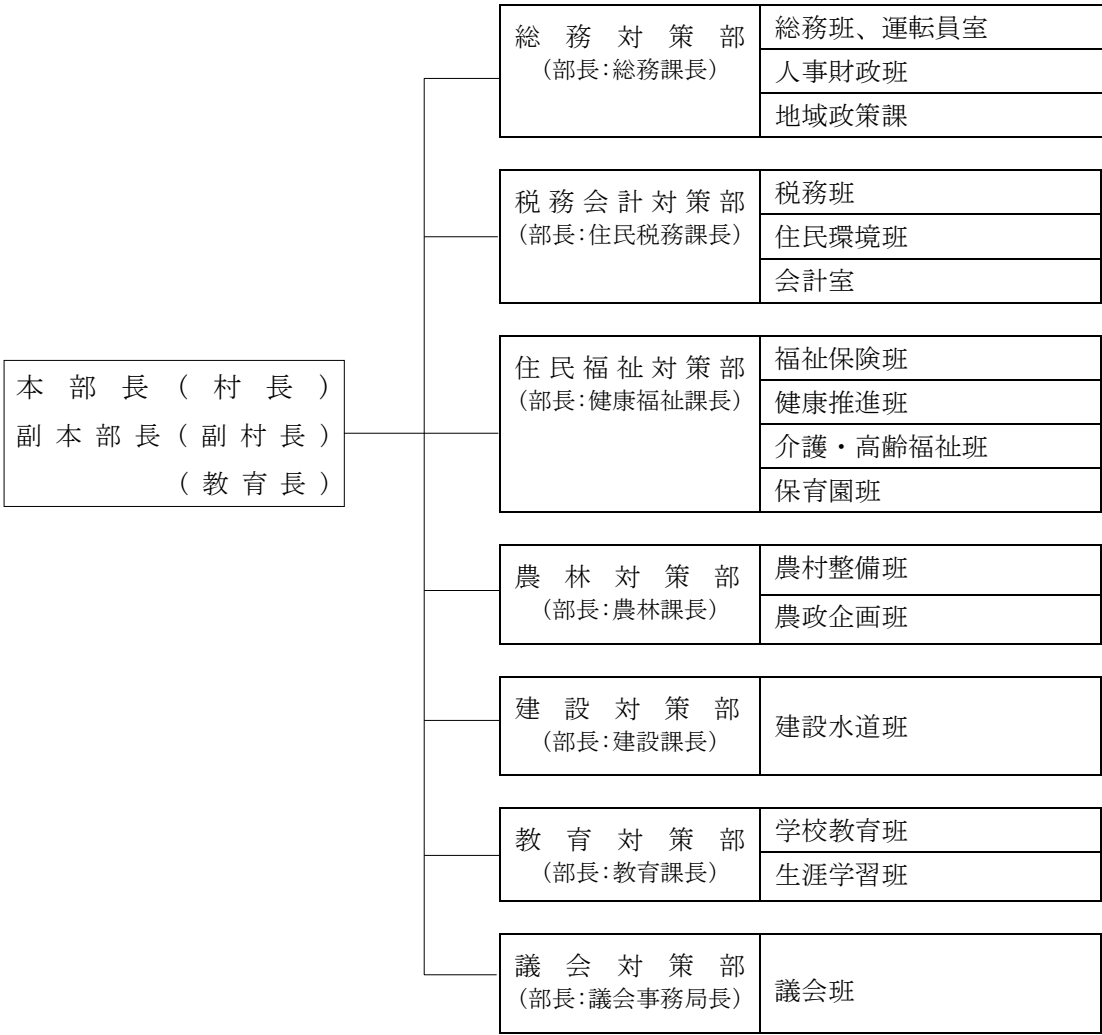
- (1) 本部室には、原則として本部連絡員を置く。
- (2) 本部連絡員は、各対策部長が、それぞれ所管職員のうちから指名するものをもって充てる。
- (3) 本部連絡員は、各対策班の災害に関する情報及び応急対策の実施状況をとりまとめて本部に報告するとともに、本部からの連絡事項を各班の班長に伝達する。

6 対策部

災害応急対策の全庁的な推進を図るため、本部に対策部を置く。

- (1) 対策部長
 - ア 対策部長は、「関川村災害対策運営規程」別表第1の部長担当職に掲げる者をもって充てる。
 - イ 対策部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- (2) 各対策部の組織等
 - ア 対策部に班を置き、班は班長及び班員で組織する。
 - イ 班長は、「関川村災害対策運営規程」別表第1の班長担当職に掲げる者をもって充てる。
 - ウ 班員は、「関川村災害対策運営規程」別表第1の班員構成に掲げる部署に所属する職員とし、災害の状況の推移に応じ班員体制を整える。

関川村災害対策本部組織図



7 組織編成及び事務分掌

災害対策本部の組織編成及び事務分掌は、資料編に掲載の「関川村災害対策本部運営規程」別表第1に定めるところによる。

資料編	○ 関川村災害対策本部運営規程
-----	-----------------

第4 災害対策本部長の職務代理者の順位

災害対策本部長（村長）が災害時に登庁困難な場合又は登庁に時間を要する場合の職務代理者の順位は、次によるものとする。

第1順位 副村長

第2順位 総務課長

なお、上記の順位は、災害対策本部設置前の段階においても同様とする。

第5 現地災害対策本部

土砂崩れ、雪崩等による局地的な災害等で、人身被害、住家被害等が多数に及んだ場合、本部長は、必要に応じ災害地で本部の事務の一部を行う「現地災害対策本部」（以下「現地本部」という）を置く。

1 現地本部の設置期間

現地本部は、現地での主要な災害応急対策が概ね終了するまでの間、又は現地本部設置の必要性がなくなったと認められるまでの間設置する。

2 現地本部の設置場所

現地本部は、災害現場等に設置する。

3 現地本部の組織

- (1) 現地本部に現地本部長及び現地本部員その他の職員を置く。
- (2) 現地本部長及び現地本部員は、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する。
- (3) 現地本部長は、本部長の命を受け現地本部の事務を掌理し、現地本部員を指揮監督する。

第6 本部組織の整備と職員の活動体制

本部の組織機構に基づき、常に災害時に対処し得る体制の整備強化を図り、関係職員の活動体制を定める。

1 組織及び活動体制

村長は、災害対策の責務を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための職員の動員、組織、配備態勢、情報連絡体制等を、休日、夜間等の勤務時間外における体制を含め定めておく。

2 村災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告

村長は、村災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を県（危機対策課）へ報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報する。

3 災害救助法が適用された場合の体制

村長は、本村に災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を執行する。

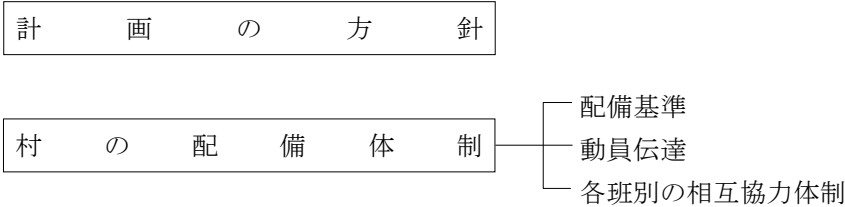
4 勤務時間外における体制の整備

村長は、休日及び夜間等の勤務時間外における災害発生に備えた情報連絡体制を予め整えておく。

第2節 職員の配置及び動員計画

【関係課名 等】 全課（◎総務課）

[計画の体系]



第1 計画の方針

風水害等の発生が予測される場合及び風水害等が発生した場合の村の災害配備体制について定める。

第2 村の配備体制

1 配備基準

村内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の職員の配備体制は、資料編「関川村災害対策本部運営規程」別表第2に定めるところによる。

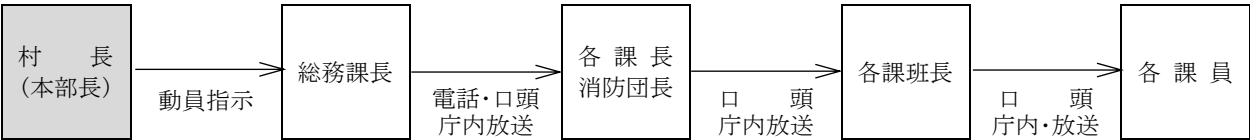
資料編 ○ 関川村災害対策本部運営規程

2 動員伝達

(1) 平常執務時の伝達系統及び方法

平常時の伝達方法は、村長から総務課長を通じ、各対策部長(各課長・局長)に庁内放送又は口頭で連絡する。

【勤務時間内】



(2) 休日又は退庁後の伝達系統及び方法

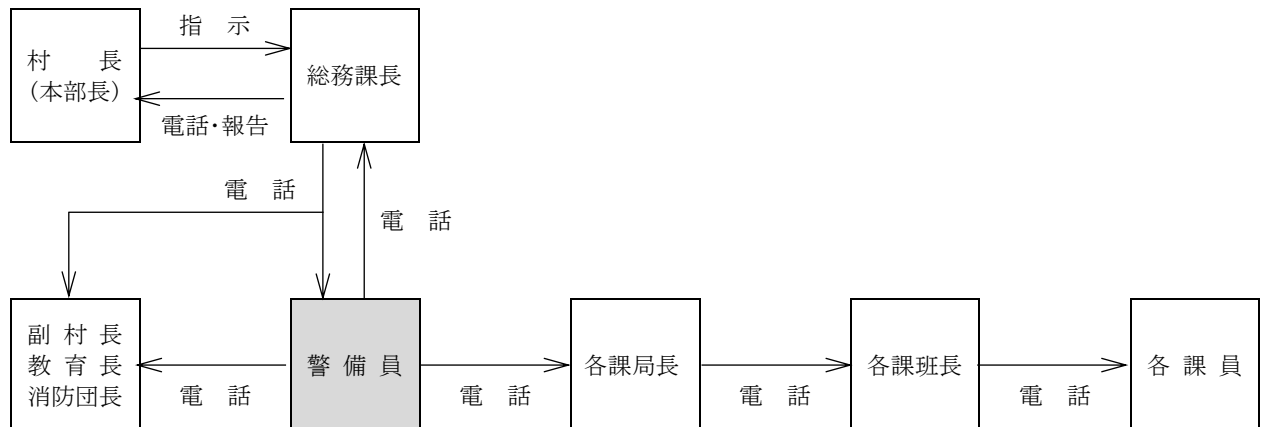
ア 警備員から次のいずれかに該当する連絡を受けた総務課長は、ただちに村長に連絡して指示を仰ぎ、必要により関係課長等に連絡する。

(ア) 災害発生のおそれのある気象情報等が関係機関から通報され、又は自ら覚知し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。

(イ) 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。

(ウ) 災害発生のおそれのある異常現象の通報があったとき。

【勤務時間外】



(注) 各職員への伝達は、各課局長・班長・班員が手分けして行う。

イ 休日又は退庁後の伝達方法について、各所属長は、所属職員の住所及び連絡方法を把握しておき、ただちに動員できるよう措置を講ずる。また、資料編「関川村災害対策本部運営規定」に定める配備基準に応じ、配備につく職員（以下「指定配備職員」という）をあらかじめ指定しておく。

指定配備職員については、大規模な災害が発生した場合における交通の混乱・途絶等においても迅速な配備体制が確立できるよう、役場までの距離、担当業務等を勘案して指定する。

ウ 職員の非常登庁

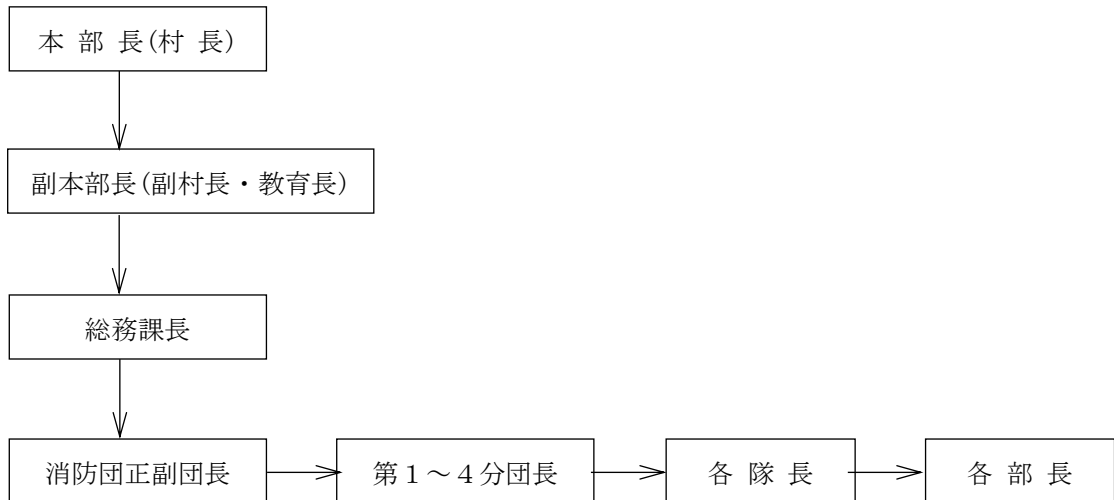
(ア) 指定配備職員は、勤務時間外又は休日等において登庁の指示を受けたとき、又は災害が発生し、あるいは災害発生のおそれがある情報を察知したときは、所属長と連絡の上、又は自らの判断により登庁する。

(イ) 交通の混乱・途絶等により登庁できない職員は、避難場所に指定された最寄りの公共施設に参集し、必要な応急措置を行うとともに、電話等で所属長へ報告し、その後の指示を受ける。

(ウ) 指定配備職員等は、その職務について権限を有する者が不在の場合には、臨機の判断により迅速かつ的確な応急対策を実施する。この場合、当該職員は、事後、速やかに実施業務の内容を、権限を有する者に報告する。

(3) 消防団に対する伝達及び出動

ア 村長は、災害対策本部を設置した場合その配備体制についての消防団への伝達は、次の伝達系統にしたがい行う。



イ 消防団長は、村長から本部設置に伴う配備体制の指示を受けたときは、ただちに出動できる体制を確立するよう配下の分団長に対し、電話、口頭その他方法をもって指示する。

ウ 出動命令を受けた各分団は、災害現場に出動し、指揮者のもとに活動する。

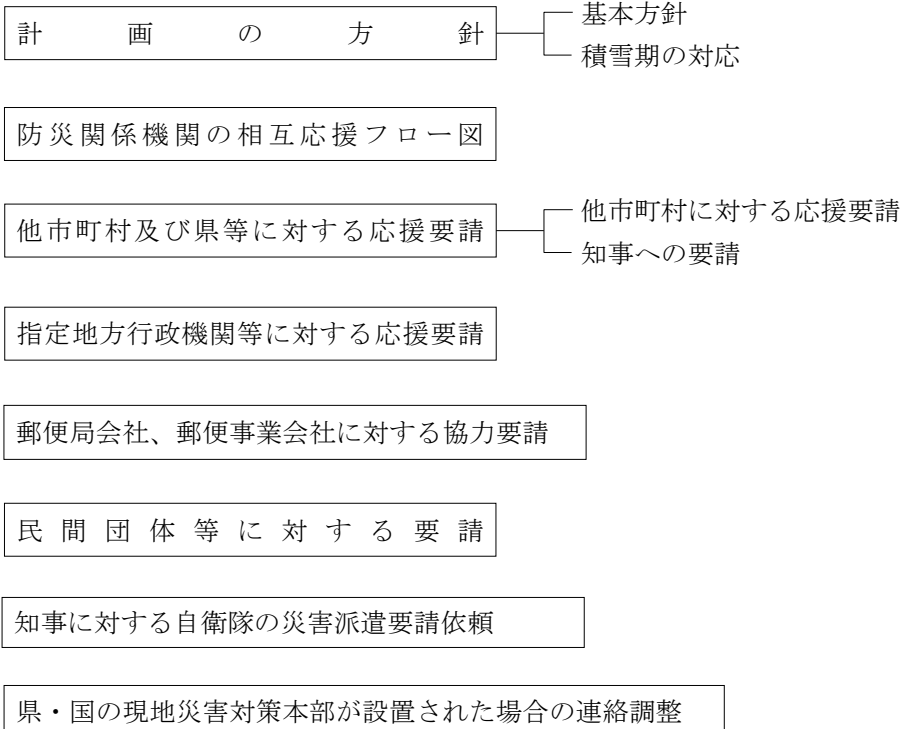
3 各班別の相互協力体制

- (1) 本部が設置された場合、本部長は、災害応急対策が総合的に迅速かつ的確に実施されるため、災害時の状況及び応急措置の推移の状況を勘案し、必要に応じて各対策部の所属する職員を他の班に応援させる。
- (2) 各対策部長は、所管の実情により職員の応援が必要な場合は、総務対策部長を通じ本部長に申請を行い、必要人員の応援を受ける。

第3節 防災関係機関の相互協力体制

【関係課名 等】 全課（◎総務課）

〔計画の体系〕



第1 計画の方針

大規模な災害が発生した場合は、本村の防災関係機関のみでは十分な応急対策が困難となることから、県、被災していない他の市町村、民間等の協力を得て防災対策を行う必要がある。

このため、防災関係機関等の相互協力について必要な事項を定める。

1 基本方針

- (1) 村が被災したときは、被害状況等を迅速に把握し、災害応急対策を行う必要があると認めた場合は速やかに応援又は職員派遣の要請を行うとともに、受入体制を確立する。
- (2) 村が被災せず、他の市町村が被災したときは、被災地の被害状況等に関する情報収集を積極的に行うとともに、速やかに応援体制を整備する。
- (3) 村が被災せず、被災市町村から応援を求められたときは、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り応援を行う。
- (4) 災害時自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。また、市町村間の災害時相互応援協定の締結の促進等を通じて体制整備に努める。なお、その際、大規模災害等による同時災害を避ける観点から遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。

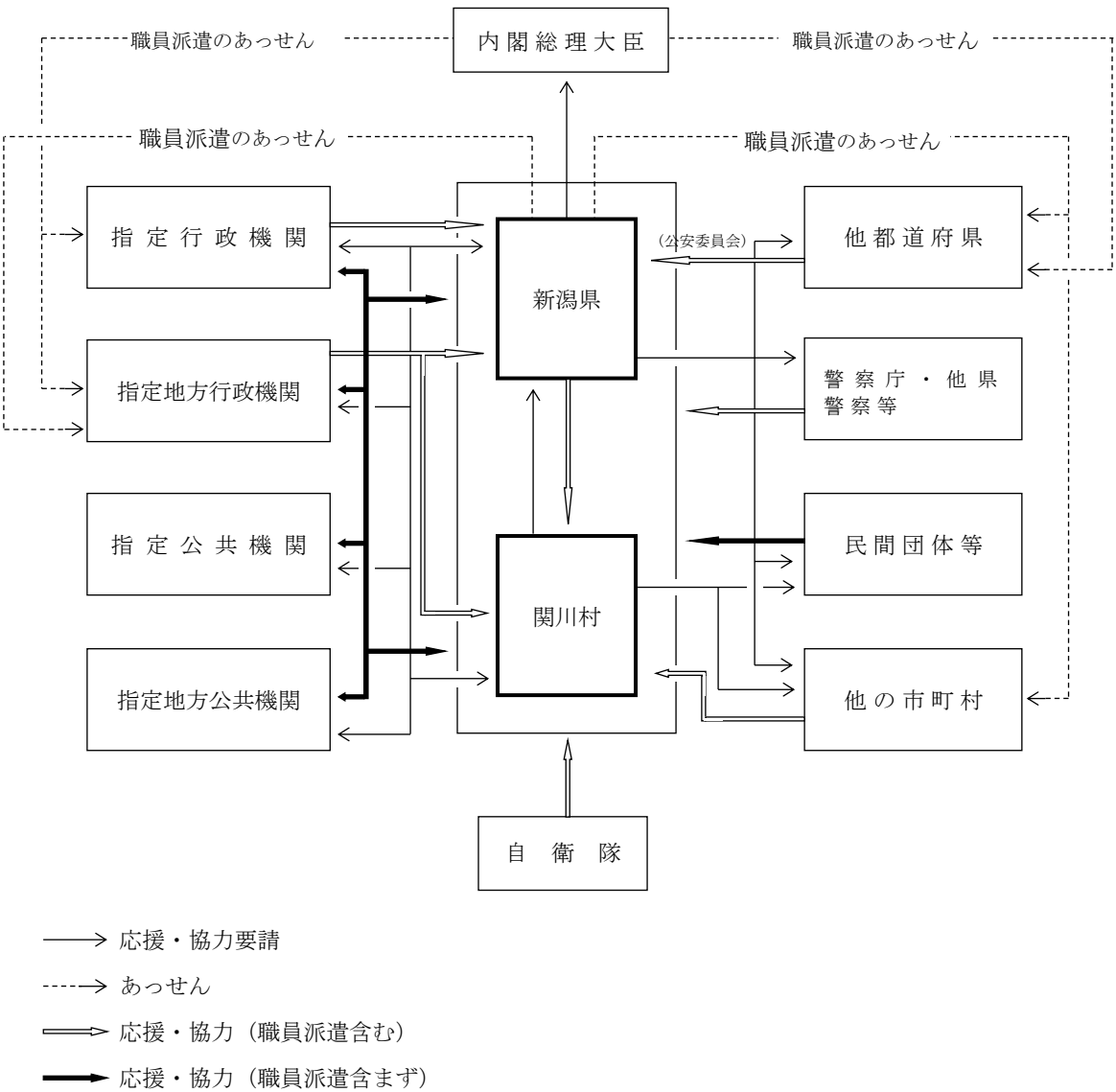
2 積雪期の対応

積雪期においては、道路交通の状況や気象状況に十分配慮した応援の受け入れ体制を確立する。

第2 防災関係機関の相互応援フロー図

大規模な災害が発生し、村のみでは十分な応急対策が困難となった場合には、県、他の市町村、民間等の協力を得て防災対策を行う必要がある。

このため、防災関係機関等の相互協力について必要な事項を定める。



- 応援・協力要請
- あっせん
- ====> 応援・協力（職員派遣含む）
- 応援・協力（職員派遣含まず）

応援要請の種類

要請先	要請の内容	根拠法令等
指定地方行政機関の長	当該指定地方行政機関の職員の派遣要請	災害対策基本法第29条第2項
県知事	①指定地方行政機関職員の派遣のあっせん要請 ②他の地方公共団体職員の派遣のあっせん要請 ③応援の要求及び応急措置の実施要請 ④職員の派遣要請 ⑤自衛隊への派遣要請	災害対策基本法第30条第1項 災害対策基本法第30条第2項 災害対策基本法第68条第1項 地方自治法第252条の17 災害対策基本法第68条の2第1項

他の市町村長等	①応援の要請 ②職員の派遣要請 ③災害応援に関する協定に基づく応援要請	災害対策基本法第67条第1項 地方自治法第252条の17 消防組織法第21条に基づく消防相互応援協定 災害時における相互応援協定 各種消防応援協定
---------	---	---

第3 他市町村及び県等に対する応援要請

1 他市町村に対する応援要請

- (1) 村長は、大規模な災害が発生した場合において、村のみでは十分な応急対策が実施できないと認めたときは、隣接市町村との応援協定に基づき、協定締結市町村長に対して応援を要請する。
- (2) 他市町村から応援を求められた場合は、県が行う市町村間の調整に留意するとともに、必要な応援を行う。

資料編 ○ 災害時における相互援助協定

2 知事への要請

村長は、村の地域にかかる応急対策を実施するため、必要と認めるときは、知事に対し次により応援（あつせんを含む）を求め、又は県が実施すべき応急対策の実施を要請する。

連絡先及び方法	
県危機対策課（災害対策本部が設置された場合は連絡指令室）へ県防災行政無線、電話、ファクシミリ又は口頭で、次の事項を明示して行う。 なお、県防災行政無線、電話で要請した場合は、後にファクシミリ等で処理する。	
応援要求事項 ア 応援を必要とする理由 イ 応援を必要とする場所 ウ 応援を必要とする期間 エ その他応援に関し必要な事項	応急対策実施要請事項 ア 応急対策の内容 イ 応急対策の実施場所 ウ その他、応急対策の実施に関し必要な事項

第4 指定地方行政機関等に対する応援要請

村長は、村の地域における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対し、当該機関の職員の派遣を要請することができる。

また、村長は知事に対し、指定地方行政機関若しくは指定公共機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。

- (1) 村長が直接派遣を要請する場合は、下記の事項を記載した文書により、当該機関の職員の派遣を要請する。（災害対策基本法施行令第15条）

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ アからオまでに掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

(2) 村長が、知事に対し職員の派遣についてあつせんを求める場合は、下記の事項を記載した文書により行う。(災害対策基本法施行令第16条)

ア 派遣のあつせんを求める理由

イ 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ アからオまでに掲げるもののほか、職員の派遣のあつせんについて必要な事項

第5 郵便局会社、郵便事業会社に対する協力要請

村は、村の地域内等における被災状況等を把握するため、あるいは避難場所や物資集積場所としての施設及び用地が必要な場合には、あらかじめ締結している協定に基づき、郵便局会社、郵便事業会社に対して協力を要請する。

資料編 ○ 災害時における関川村と郵便局の協力に関する協定書

第6 民間団体等に対する要請

村長は、村の地域における応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、民間団体に協力を要請する。

第7 知事に対する自衛隊の災害派遣要請依頼

村長は、災害の発生に際し住民の生命又は財産の保護のため、必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣を要請する。

災害状況から事態が切迫し、かつ、通信の途絶等で県との連絡が物理的に不可能な場合に限り、直接自衛隊に災害の状況等を通知することができる。その場合は、事後、知事に対し速やかに所定の手続きをとらなければならない。

なお、自衛隊の災害派遣要請の手続等については、本章 第12節「自衛隊の災害派遣計画」(P144～)の定めによる。

緊急を要する場合は、知事への要請を待たず、直接、陸上自衛隊新発田駐屯地司令(第30普通科連隊長)へ要請連絡できる協定を活用する。(自主派遣)

第8 県・国の現地災害対策本部が設置された場合の連絡調整

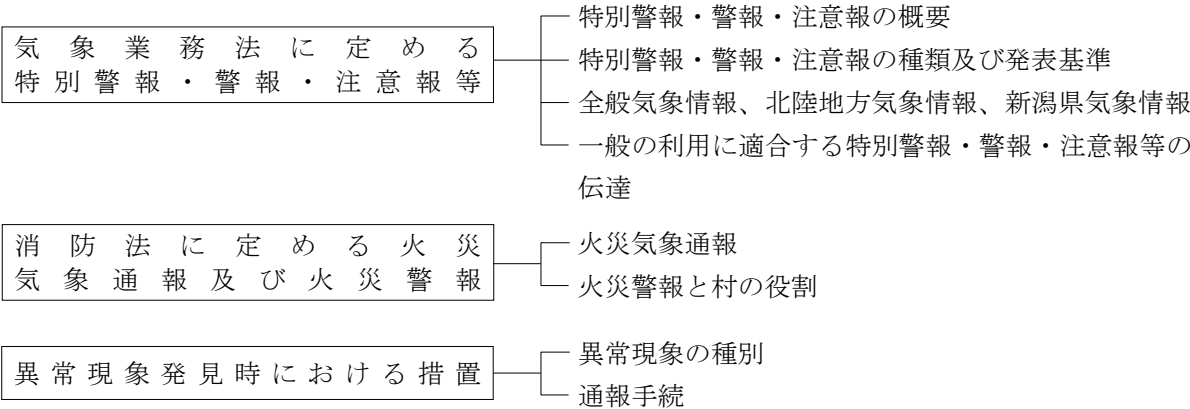
災害発生により県・国の現地災害対策本部が村域に設置された場合は、村は、応急対策を円滑に実施するため、十分な連絡調整を図る。

第4節 気象情報等伝達計画

【関係課名 等】 総務課

[計画の体系]

計 画 の 方 針



第1 計画の方針

風水害等は気象・水象情報の分析により、災害発生の危険性のある程度予測し、事前対策を講じることが可能なことから、関係機関及び住民に対し迅速かつ適切に情報を伝達し、災害応急対策活動や住民等の避難の効果的な実施に役立てる。

第2 気象業務法に定める特別警報・警報・注意報等

1 特別警報・警報・注意報の概要

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、新潟県内の市町村ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警 報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注 意 報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

2 特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準

新潟県の警報・注意報及び気象情報の地域区分では、本村は新潟県・下越地区の岩船地域に含まれ

ている。

(1) 特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(2) 警報・注意報の発表基準

新潟地方気象台が岩船地域を対象に発表する気象警報・注意報の発表基準[関川村版]は次表のとおりである（令和6年6月8日現在）。

なお、大雨・洪水の発表基準については、過去災害の発生履歴等に関連性が高い指数値を用いて設定されている（平成29年7月7日運用開始）。本指数値は、新潟地方気象台が災害事例等の蓄積により毎年見直しを行っている。最新の基準値は気象庁ホームページ掲載の値を確認のこと。

警報・注意報発表基準一覧表[関川村版]

警報・注意報発表基準一覧表

令和5年6月8日現在
発表官署 新潟地方気象台

関川村	府県予報区	新潟県	
	一次細分区域	下越	
	市町村等をまとめた地域	岩船地域	
警報	大雨	表面雨量指数基準	14
	(浸水害)	土壌雨量指数基準	121
	洪水	流域雨量指数基準	女川流域=18.3, 赤谷川流域=6.2, 吹ノ沢川流域=5.8, 沼川流域=12.3, 藤沢川流域=9.1
		複合基準 ^{*1}	—
		指定河川洪水予報による基準	荒川[上関]
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地 6時間降雪の深さ35cm 山沿い 12時間降雪の深さ55cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	9
		土壌雨量指数基準	87
	洪水	流域雨量指数基準	女川流域=14.6, 赤谷川流域=4.9, 吹ノ沢川流域=4.6, 沼川流域=9.8, 藤沢川流域=7.2
		複合基準 ^{*1}	吹ノ沢川流域=(5, 4.6), 沼川流域=(7, 7.8), 藤沢川流域=(7, 5.8)
		指定河川洪水予報による基準	荒川[上関]
	強風	平均風速	4~9月 12m/s 10~3月 15m/s
	風雪	平均風速	4~9月 12m/s 10~3月 15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地 6時間降雪の深さ15cm 山沿い 12時間降雪の深さ30cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	1. 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が7℃以上、かつ、日平均風速5m/s以上かつ日降水量が20mm以上	
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度 40% 実効湿度 65%	
	なだれ	1. 24時間降雪の深さが50cm以上で気温の変化が大きい場合 2. 積雪が50cm以上で最高気温が8℃以上になるか、日降水量20mm以上の降雨がある場合	
	低温	5~9月:日平均気温が平年より3℃以上低い日が3日以上継続 11~4月:海岸 最低気温-4℃以下 平野 最低気温-7℃以下 山沿い 最低気温-10℃以下	
	霜	早霜・晩霜期に最低気温3℃以下	
	着氷・着雪	1. 著しい着氷が予想される場合 2. 気温0℃付近で、並以上の雪が数時間以上降り続くと予想される場合	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm

^{*1}(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

大雨警報・洪水警報の危険度分布等

警報の危険度分布等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。
------------	---

3 全般気象情報、北陸地方気象情報、新潟県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って警戒や注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

(1) 土砂災害警戒情報

ア 大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（聖籠町を除く）を特定して警戒を呼びかける情報で、新潟県と新潟地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。

イ 村は、県からの土砂災害危険度情報及び県と新潟地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報等に基づき、住民への避難指示等を迅速かつ的確に発令するとともに、災害が発生した場合、災害発生情報を可能な範囲で発令する。また、これらの情報に対応する警戒レベルを明確にするなど、対応したとすべき避難行動がわかるように伝達するとともに、適切な避難誘導を実施する。

避難誘導に当たっては、指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努める。

【新潟県土砂災害警戒情報システム】

【パーソナルコンピューター用】 <http://doboku-bousai.pref.niigata.jp/sabou/>
【携帯端末用】 http://doboku-bousai.pref.niigata.jp/sabou_m/
【スマートフォン用】 http://doboku-bousai.pref.niigata.jp/sabou_s/

(2) 記録的短時間大雨情報

新潟県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

(3) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、一次細分区域単位（上越、中越、下越、佐渡）で発表される。なお、実際に危険度

が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が一次細分区域単位（上越、中越、下越、佐渡）で気象庁から発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(4) 荒川洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。荒川については、北陸地方整備局羽越河川国道事務所と新潟地方気象台が共同で発表する。警戒レベル2～5に相当する。

なお、基準水位については、本章 第5節「水位情報・水防警報伝達計画」（P117～）記載事項を参照のこと。

4 一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報等の伝達

- (1) 新潟地方気象台は、気象警報等（航空機、鉄道、電気事業等に適合するための警報を除く）を発表、切替え、解除したときは、別表に定めるところにより、関係機関へ速やかに専用通信施設又は公衆通信施設により伝達する。

通知を受けた関係機関は、更に傘下の関係機関及び一般住民等に速やかに伝達・周知する。

東日本電信電話(株)は、新潟地方気象台から警報の伝達を受けたときは、一般通信に優先し、電話回線（FAX）により各市町村へ伝達する。

- (2) 放送機関は、ラジオにあっては番組間を利用し、又は緊急の場合は番組を中断し、テレビにあっては字幕により放送し、速やかに関係地域一般これを放送しなければならない。なお、災害対策基本法第57条に基づいて、地方自治体の長から災害による避難の指示等の放送要請があつたときは、緊急警報放送を実施する。

第3 消防法に定める火災気象通報及び火災警報

1 火災気象通報

新潟地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第1項の定めにより、その状況を「火災気象通報」として、直ちに知事に通報し、火災気象通報を受けた知事は、同法第22条第2項の定めにより、直ちにこれを一般の気象注意報・警報の伝達に準じて関係市町村長に通報しなければならない。

通報基準は、新潟地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、実施基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しないときがある。

2 火災警報と村の役割

- (1) 村長は、知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第3項の定めにより、「火災警報」を発することができる。
- (2) 村は、火災警報を発し、又は解除したときは、村防災行政無線、広報車等による呼びかけのほか、公衆及び所在の官公署・事業所等に周知するとともに、県消防課に通報する。

第4 異常現象発見時における措置

1 異常現象の種別

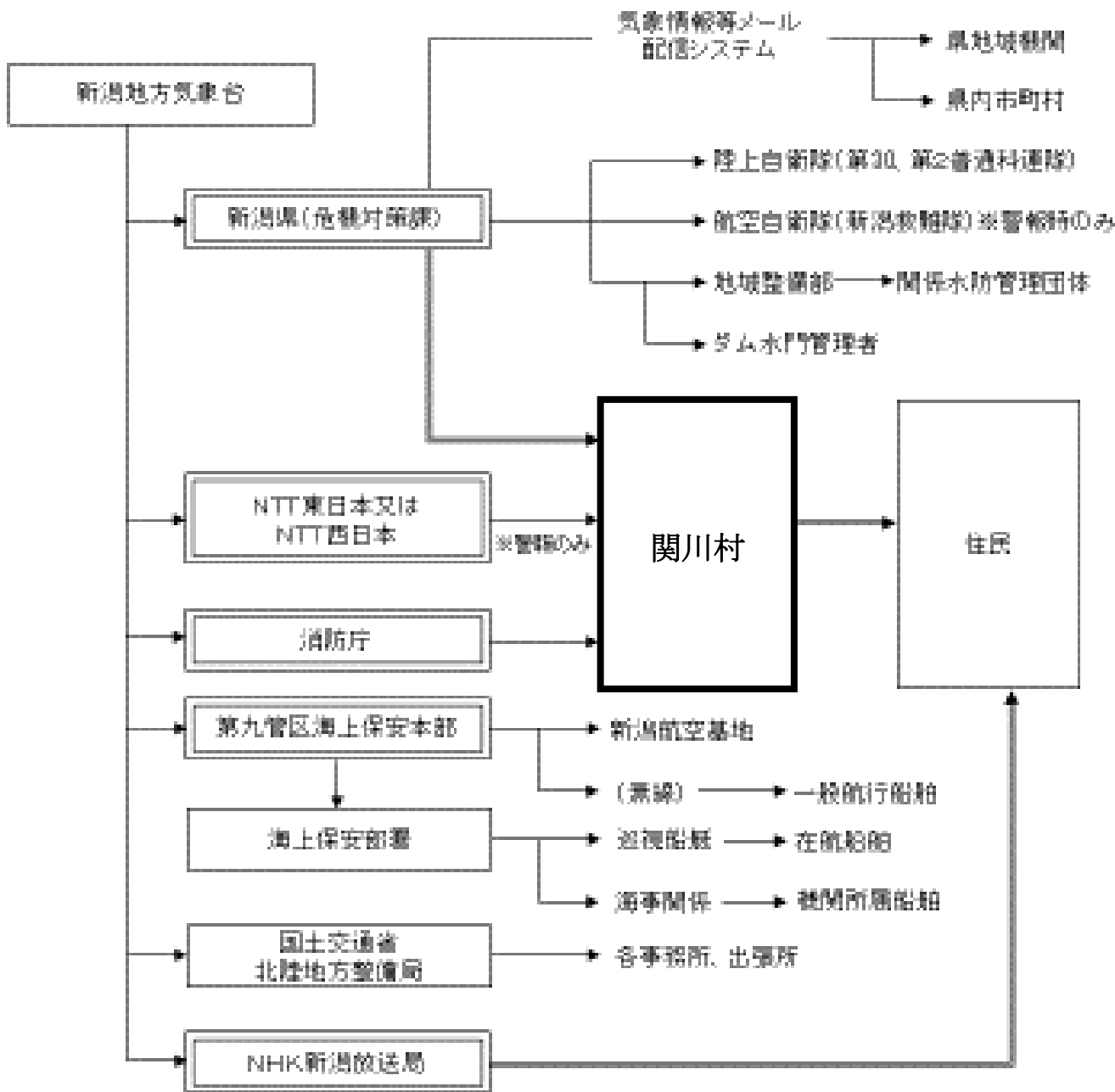
- (1) 竜巻：農作物、建造物に被害を与える程度以上のもの
- (2) 強い降ひょう：農作物等に被害を与える程度以上のもの
- (3) なだれ：建造物又は交通等に被害を与える程度以上のもの
- (4) その他異常なもの

2 通報手続

- (1) 異常現象を発見した者は、速やかに村長又は警察官に通報する。
- (2) 通報を受けた警察官は、その旨村長に通報する。
- (3) (1)又は(2)により通報を受けた村長は、直ちに下記機関に通報する。
 - ① 新潟地方気象台
 - ② その地域を所管する県地域機関その他関係機関
 - ③ 当該災害に関係する隣接市町村
- (4) 県地域機関の長は、その旨を直ちに関係市町村長その他の関係機関に通報する。
- (5) 警察署長は、その旨を直ちに関係市町村長その他の関係機関に通報する。
- (6) 県危機対策課長及び県警察本部警備第二課長・地域課長は、相互に連絡するとともに、新潟地方気象台にその旨を直ちに通報する。

別表

気象注意報・警報等伝達系統図

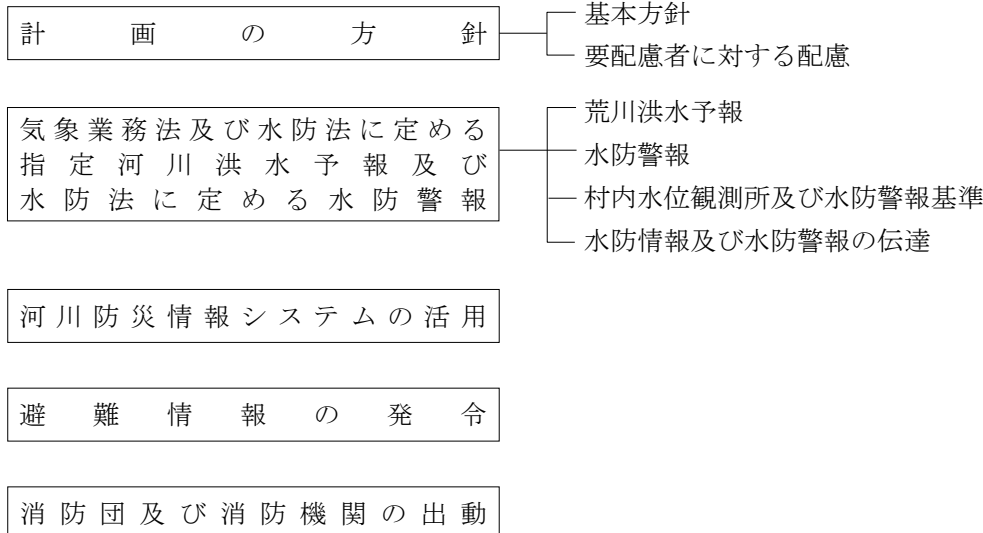


二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づき法定伝達先。
二重線の配置は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知又は同様の措置が義務づけられて
いる伝達経路。

第5節 水位情報・水防警報伝達計画

【関係課名 等】 総務課

[計画の体系]



第1 計画の方針

1 基本方針

風水害等は気象・水象情報の分析により、災害発生の危険性のある程度予測し、事前対策を講じることが可能なことから、関係機関及び住民に対し迅速かつ適切に情報を伝達し、災害応急対策活動や村民等の避難の効果的な実施に役立てる。

2 要配慮者に対する配慮

村は、県、新潟地方気象台等からの気象・防災情報等に基づき、要配慮者への避難準備・高齢者等避難開始等の発令の時機を判断し、迅速かつ的確に伝達する。

第2 気象業務法及び水防法に定める指定河川洪水予報及び水防法に定める水防警報

1 荒川洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。荒川については、北陸地方整備局羽越河川国道事務所と新潟地方気象台が共同で下表の標題により発表される。警戒レベル2～5に相当する。

種 類	標 題	概 要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況で命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難するが必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

荒川洪水予報の基準水位

予報 区域名	河川名	水位 観測所名	所在地	位置 (距離表)	水防団 待機 水位	氾濫注 意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位	計画 高水位
荒川	荒川 幹川	上関	関川村	左岸17.0k	3.60m	4.30m	6.60m	7.40m	8.30m
		葛籠山	村上市	右岸5.0k	3.00m	3.70m	6.40m	6.90m	7.80m

2 水防警報

水防警報は、荒川の水位の状況に応じて、水防活動の必要が予測され又は現に水防活動を必要とするときにこれを行うものとし、おおむね次の段階により発表される。

水防情報提供の段階		内 容	状 況
【第1段階】	準 備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備点検、水門等の開閉の準備、水防機関に出動の準備を通知するもの	雨量、水位、流量、その他の河川状況により必要と認められるとき
【第2段階】	出 動	水防機関が出動する必要がある旨通知するもの	雨量、水位、流量、その他の河川状況により水位が氾濫注意水位を越える恐れがあり、又は、氾濫注意水位を越え、なお増水が予想されるとき
【第3段階】	状 況	洪水の状況等、水防活動上必要な情報	適宜河川状況により必要と認められた

		を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂、その他河川状況により特に警戒する事項を通知するもの	とき
【第4段階】	解除	水防の終了を通知するもの	水位がはん濫注意水位以下に復したとき、但し、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認められるとき

3 村内水位観測所及び水防警報基準

村内に設置されている水位観測所及び警報を発表する場合の具体的基準は、次のとおりである。

【国土交通大臣所管】

河川名	観測所名	地名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	発表者
荒川	上関	大字上関	3.60m	4.30m	6.60m	7.40m	羽越河川国道事務所長

【県知事所管】

河川名	観測所名	地名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	発表者
荒川	鷹ノ巣	大字大内湊	48.60m	49.53m	51.15m	52.55m	村上地域振興局長

水防団待機水位	:	通常の水位から上昇し、水防団が出動のために待機する水位
↓		
氾濫注意水位	:	河川の氾濫の発生に対する注意を求める水位
↓		
避難判断水位	:	高齢者等避難発表の判断目安となる水位 要配慮者の避難等の参考となる水位
↓		
氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)	:	洪水により相当の被害を生じる氾濫の恐れがある水位 氾濫危険水位に到達したときは、広く住民に周知する

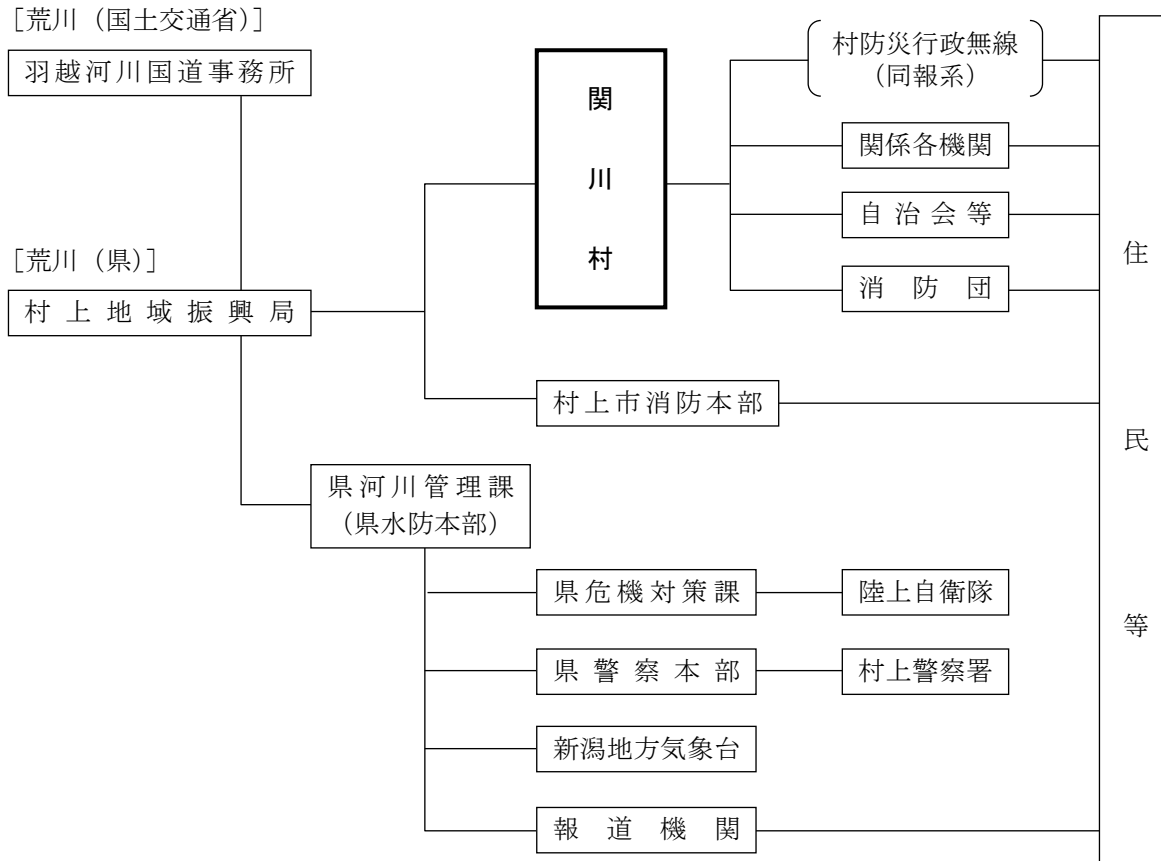
なお、村内の地盤高が低く内水はん濫の恐れのある一部地区では、水防警報基準を下げた関川村基準を設定する。

水防警報関川村基準

河川名	観測所名	職員待機水位	水防団待機水位	避難準備発令判断水位	避難指示発令判断水位	赤谷水系避難水位(赤谷水門閉鎖)	避難判断水位	氾濫危険水位
荒川	上関	レベル0	レベル1	レベル2	レベル2.5	レベル3		レベル4
		3.60m	4.30m	4.70m	5.10m	6.00m	6.60m	7.40m

4 水防情報及び水防警報の伝達

荒川洪水予報が発表された場合又は水防警報が発令された場合には、村及び関係機関に通知されるので、村は情報を受け次第、速やかに村職員、関係機関、また、状況に応じて住民に周知する。



第3 河川防災情報システムの活用

県は、河川に関する雨量・水位・ダム放水量等をリアルタイムで情報処理する河川防災情報システムをインターネットにより配信している。村は、このシステムを積極的に活用し、河川情報を収集し、洪水のおそれがある場合の円滑かつ迅速な避難の確保、被害の防止・軽減を図る。

〔新潟県河川防災情報システム〕	
【パーソナルコンピューター用】	http://doboku-bousai.pref.niigata.jp/kasen/
【携帯端末用】	http://doboku-bousai.pref.niigata.jp/kasen_m/
【スマートフォン用】	http://doboku-bousai.pref.niigata.jp/kasen_s/

第4 避難情報の発令

村は、県が伝達する避難判断水位等の水位情報やダム放流等の防災情報、新潟地方気象台が発表する気象情報等に基づき、住民に対する避難情報発表等の時機を判断し、迅速かつ的確にそれを発令し伝達する。

第5 消防団及び消防機関の出動

村（水防管理者）は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したと

き、その他水防上必要があると認めるときは、「関川村水防計画」に定めるところにより、水防団（消防団）を出動させ、又は出動の準備をさせるとともに消防機関に出動又は出動の準備を要請する。

第6節 防災通信施設応急対策

【関係課名 等】 総務課

[計画の体系]

計 画 の 方 針

防 災 通 信 施 設 応 急 対 策 フ ロ ー

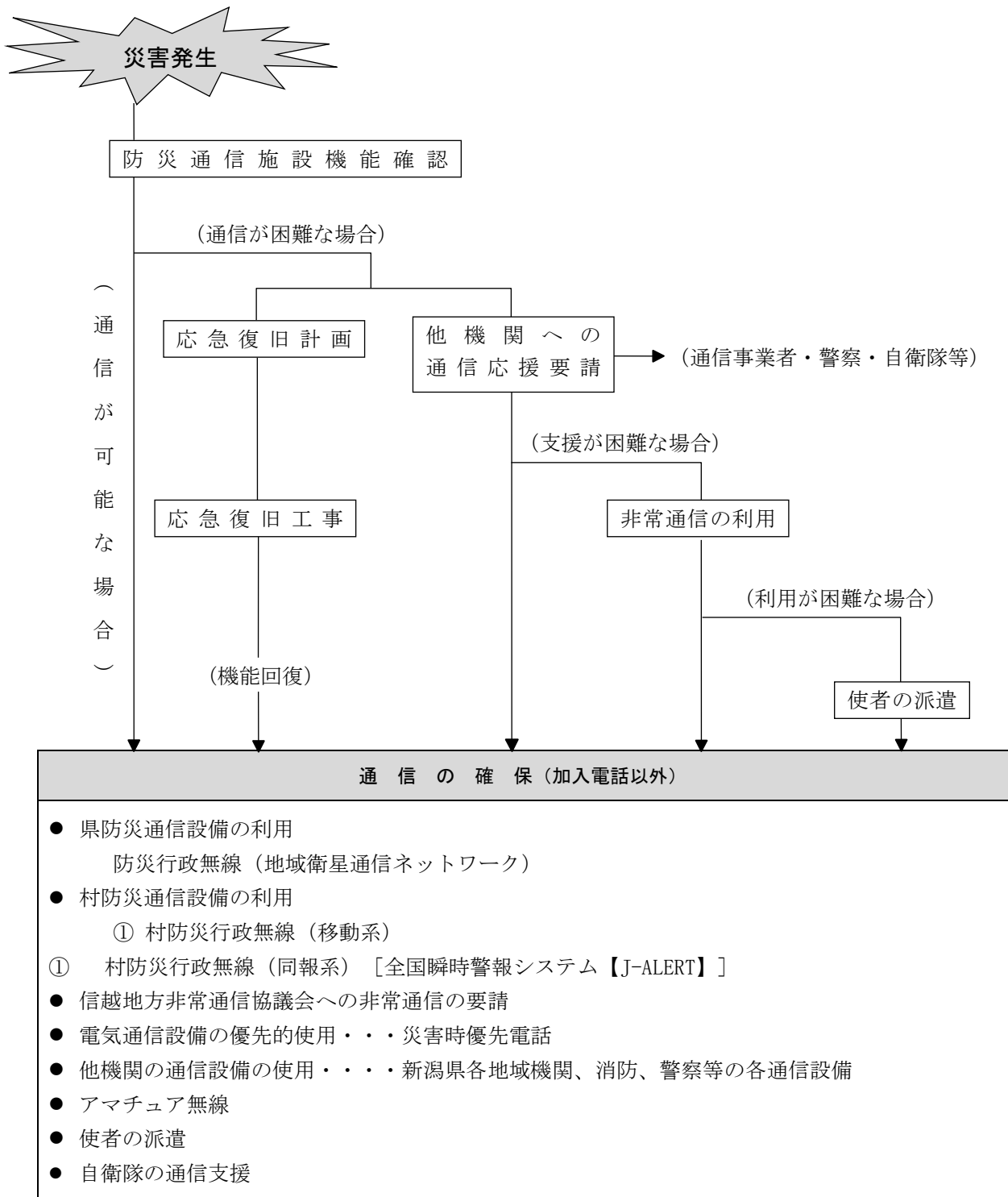
災 害 時 の 通 信 連 絡

- 村所有通信手段の活用
- 電気通信事業者の運営する設備（災害時優先電話）の使用
- 他機関の通信設備の優先利用等
- 自衛隊の通信支援
- 消防無線の利用
- 非常通信の利用
- その他の手段
- すべての通信が途絶した場合

第1 計画の方針

災害発生時における被災状況の把握や被災者救助活動等の応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、情報収集・伝達手段の確保が重要である。このため村は、各種の有線・無線の通信手段を的確に運用するとともに、通信施設の被災状況の把握と早期復旧及び代替通信手段の確保に努める。

第2 防災通信施設応急対策フロー



第3 災害時の通信連絡

1 村所有通信手段の活用

村は、防災関係機関等への情報連絡にあたっては、村が所有する通信手段を活用し、迅速に行うものとする。状況によっては、個人などの携帯電話を利用し、通信の確保を図る。

村	←→	県	=	県防災行政無線、電話、FAX、メール
村	←→	消防本部	=	県防災行政無線、電話、FAX
村	←→	警察	=	電話、FAX
村	←→	近隣市町村	=	県防災行政無線、電話、FAX、メール
村	←→	消防団	=	村防災行政無線(同報系)、電話
村	←→	住民	=	村防災行政無線(同報系)、防災メール、広報車、電話

2 電気通信事業者の運営する設備（災害時優先電話）の使用

災害時には、一般加入電話が輻輳し通話が困難となることが予想されるため、加入電話のうち、あらかじめNTT東日本に申請を行い、承諾を得た災害時優先電話を活用する。

災害時優先電話設置状況

電話番号	設置場所
0254-64-1410	村役場2階 総務課長席

3 他機関の通信設備の優先利用等

災害に関する通知、要請、伝達及び災害が発生した場合の応急措置に必要な通信のため、緊急を要する場合において特別の必要があると認めたときは、電気通信事業法第8条、災害対策基本法第57条、消防組織法第23条、災害救助法第28条の規定により、電気通信事業者及び他の機関の通信設備を優先的に利用することができる。

使用することができる主な機関は、次のとおりである。

- | | | | |
|--------------------|-------|----------|---------|
| ・新潟県各地域機関 | ・各市町村 | ・新潟県警察各署 | ・県内消防各署 |
| ・北陸地方整備局各事務所及び出張所等 | | | |

4 自衛隊の通信支援

(1) 知事に対する派遣要請の依頼

村長は、災害応急対策のため必要がある場合は、知事に対し自衛隊の災害派遣（通信支援）の要請を依頼することができる。

(2) 自衛隊に対する派遣要請

知事は、村からの依頼を受けた場合、又は自衛隊による通信支援の必要を自ら認めた場合は、自衛隊に対し、必要な要員、資機材等の派遣を要請する。

5 消防無線の利用

村上市消防本部には消防無線が整備されているため、村は、地域内に災害、その他緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあると認めた際、村所有の通信施設が使用できない等の場合には、村上市消防本部との検討協議を踏まえた上で当該無線の利用を依頼し、通信を確保することに努める。

6 非常通信の利用

信越地方非常通信協議会に対し非常通信を要請する。非常通信は別に定める地方非常通信ルート（関川村←→関係機関←→新潟県←→中央関係機関←→消防庁←→内閣府防災担当）により行う。

7 その他の手段

通信の確保について、必要に応じてアマチュア無線団体に協力を要請する。なお、アマチュア無線はあくまでもボランティアであることに配慮する。((社)日本アマチュア無線連盟新潟県支部)

8 すべての通信が途絶した場合

すべての有線及び無線通信が途絶した場合は、使者を派遣して連絡を確保するものとする。

第7節 被災状況等情報収集伝達計画

【関係課名 等】 全課（◎総務課）

[計画の体系]

計 画 の 方 針

被災状況等情報収集伝達フロー

被災規模早期把握のための活動

災害発生直後の被害の
第一次情報の収集・伝達

- 県・消防庁への第一報
- 119番通報殺到時の報告
- 収集情報の報告

一般被害情報及び応急
活動情報の収集・伝達

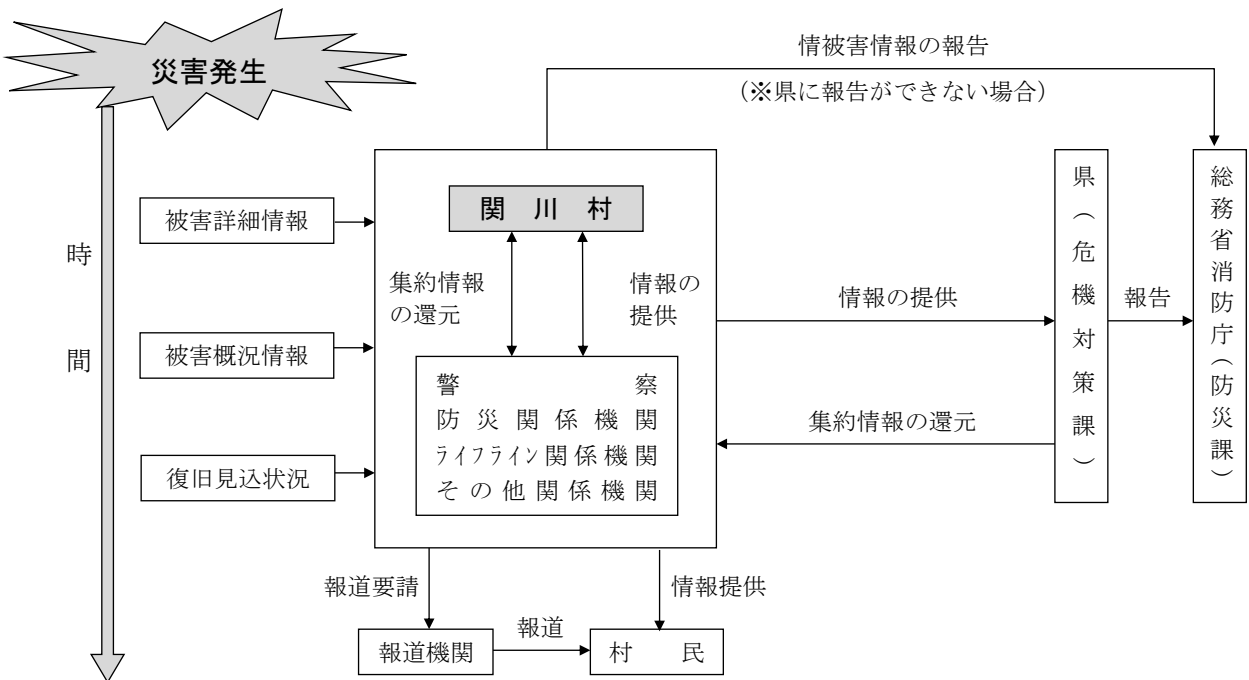
孤立状況の把握

第1 計画の方針

被災状況の情報収集及びその集約は、発生した災害の姿を認識する行為そのものであり、災害応急対策活動の出発点である。

このため、村は、災害が発生した場合は、速やかに被害状況を収集、集約し、被害の概括を掌握し、直ちに必要な行動を起こすとともに、県や各防災機関、地域住民に各種の手段を使って伝達し、「情報の共有化」に努める。

第2 被災状況等情報収集伝達フロー



第3 被災規模早期把握のための活動

災害の発生直後において、概括的被害情報、ライフラインの被害の範囲、医療機関における負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集するとともに、次の事項に関する情報を収集し、村内の被害状況を把握する。

- (1) 消防団の巡視活動による地域の被害状況
- (2) 村内各公共施設から施設及び施設周辺の被害状況
- (3) 消防本部通信指令室から119番通報の殺到状況等の情報
- (4) 「災害時における関川村と郵便局の協力に関する協定」に基づく、郵便局会社、郵便事業会社からの被災住民の避難先及び被災状況の情報
- (5) 税務班を中心とする職員による被害不明地域への被害状況調査
- (6) 自主防災組織、集落あるいは住民からの情報

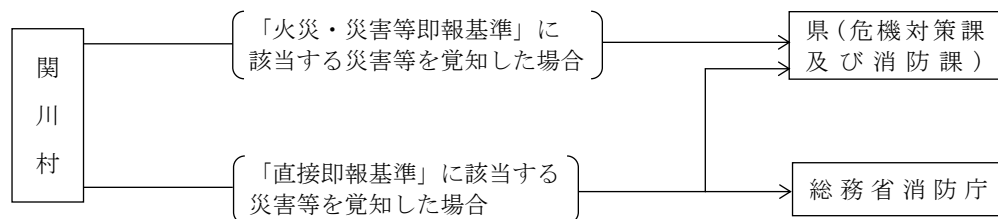
資料編 ○ 災害時における関川村と郵便局の協力に関する協定書

第4 災害発生直後の被害の第一次情報の収集・伝達

1 県・消防庁への第一報

村は、火災・災害等を覚知したときは、被害状況が十分把握できない場合であっても、直ちに第一報を、資料編「火災・災害等即報基準」に掲載の「1 消防庁への火災・災害等即報基準」に準じ、県（危機対策課及び消防課）へ報告する。

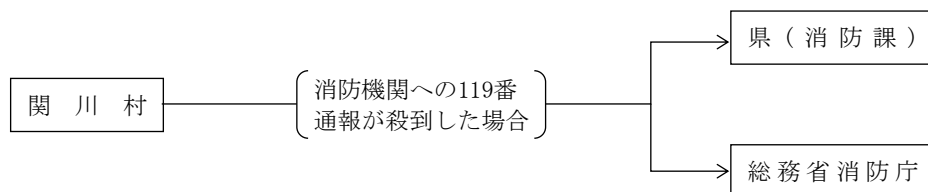
また、資料編「火災・災害等即報基準」に掲載の「2 消防庁への直接即報基準（市町村）」に該当する火災・災害等を覚知したときは、第1報を県（危機対策課及び消防課）に対してだけでなく、総務省消防庁に対しても、原則として30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第1報後の報告についても引き続き、総務省消防庁に対しても行う。



資料編 ○ 火災・災害等即報基準

2 119番通報殺到時の報告

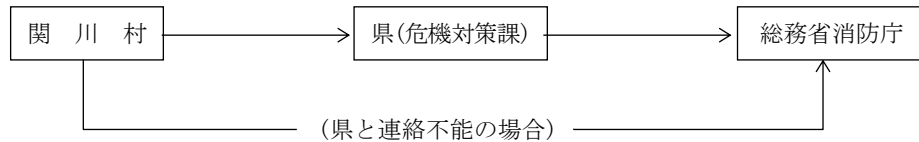
消防機関へ119番通報等が殺到したことを覚知した場合は、その状況を直ちに総務省消防庁及び県（消防課）へ報告する。



3 収集情報の報告

人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模の概括情報を含め、把握できた範囲から直ちに県（危機対策課）へ報告する。

県に被害状況等を報告できない場合は、総務省消防庁へ直接報告する。



【消防庁への連絡先】

区 分		平日（9：30～18：15） [応急対策室]	左記以外 [宿 直 室] (消防防犯・危機管理センター内)
回 線 別	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線(注1)	電 話	5-90-49013	5-90-49102
	F A X	5-90-49033	5-90-49036
地域衛星通信ネットワーク (注2)	電 話	8-048-500-90-49013	8-048-500-90-49102
	F A X	8-048-500-90-49033	8-048-500-90-49036
中央防災無線(注3)		5017	5017

【消防庁災害対策本部設置時の報告先】

報 告 先		消防庁災害対策本部 情報集約班 (消防防犯・危機管理センター内)
N T T回線	電 話	03-5253-7510
	F A X	03-5253-7553
消防防災無線(注1)	電 話	5-90-49175
	F A X	5-90-49036
地域衛星通信ネットワーク (注2)	電 話	8-048-500-90-49175
	F A X	8-048-500-90-49036
中央防災無線(注3)		5017

(注1) 消防庁と都道府県をつなぐネットワーク

(注2) 消防庁、都道府県及び地域衛星電話を所有する消防本部等をつなぐネットワーク

(注3) 省庁等の指定行政機関、都道府県及び首都圏政令市をつなぐネットワーク

第5 一般被害情報及び応急活動情報の収集・伝達

村は、被害地域へ調査班の派遣等を行うほか、県の地域機関、その他関係機関の協力を得て、地域内の詳細な被害状況を調査する。

把握した被害状況及び応急対策活動状況、村本部の設置状況等を県（危機対策課）へ逐次報告する。

避難所を開設したとき、又は避難住民により自主的に避難所が開設されたときは、パソコン通信等の通信手段の確保又は新設に努めるとともに、職員又はボランティアの連絡員を派遣して、避難者の数、状況及び必要とされる食料・日常生活物資等の情報を効率的に収集する。

なお、災害時に収集すべき災害情報は、概ね次のとおりとする。

- (1) 災害発生箇所
- (2) 火災、土砂災害等の発生状況
- (3) 人的被害、建築物の被害状況
- (4) ライフライン関係機関の被害状況
- (5) 道路の被害状況
- (6) 公共交通関係機関の被害状況
- (7) 交通規制状況
- (8) 被災者の避難状況
- (9) 避難所の設置及び収容状況
- (10) 災害発生箇所の復旧見通し
- (11) その他の情報

第6 孤立状況の把握

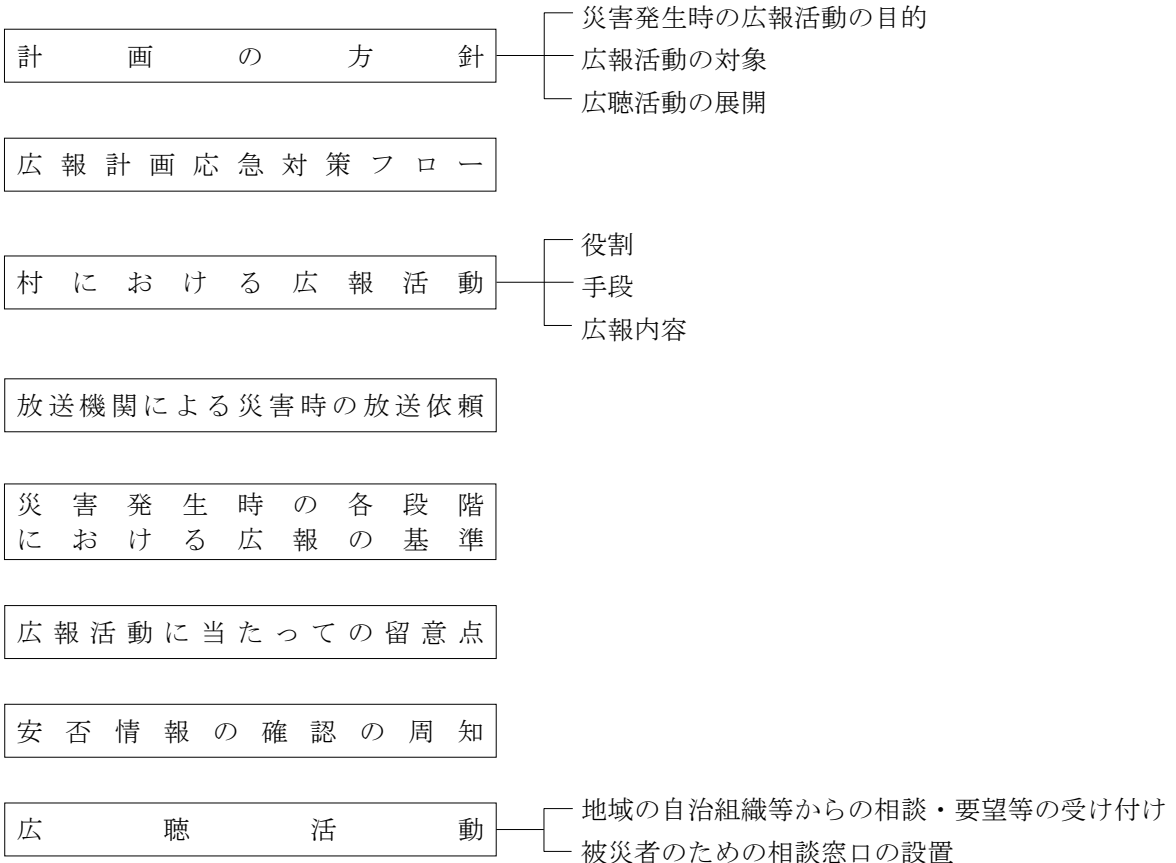
道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、県、村、指定公共機関は、それぞれ所管する道路、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、復旧状況と合わせ、県、村へ報告する。

また、村は、地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など、要配慮者の有無の把握に努める。

第8節 広報計画

【関係課名 等】 総務課

〔計画の体系〕



第1 計画の方針

村は、県・防災関係機関・報道機関等と相互に協力して、被災地の被害情報の迅速かつ的確な伝達と応急対策等の情報の確実な伝達に努め、被災者の立場に立った効率的な広報活動等を実施する。

1 災害発生時の広報活動の目的

- (1) 流言飛語等による社会的混乱の防止
- (2) 被災者や関係者の避難・救援行動のための適切な判断を助けること。
- (3) 応急対策等の情報の伝達により、被災地域及び被災者の復旧意欲の高揚と民心の安定を図ること。
- (4) 当該災害に対する社会的な関心を喚起し、救援活動や復興事業に対する社会的な協力を得やすくすること。

2 広報活動の対象

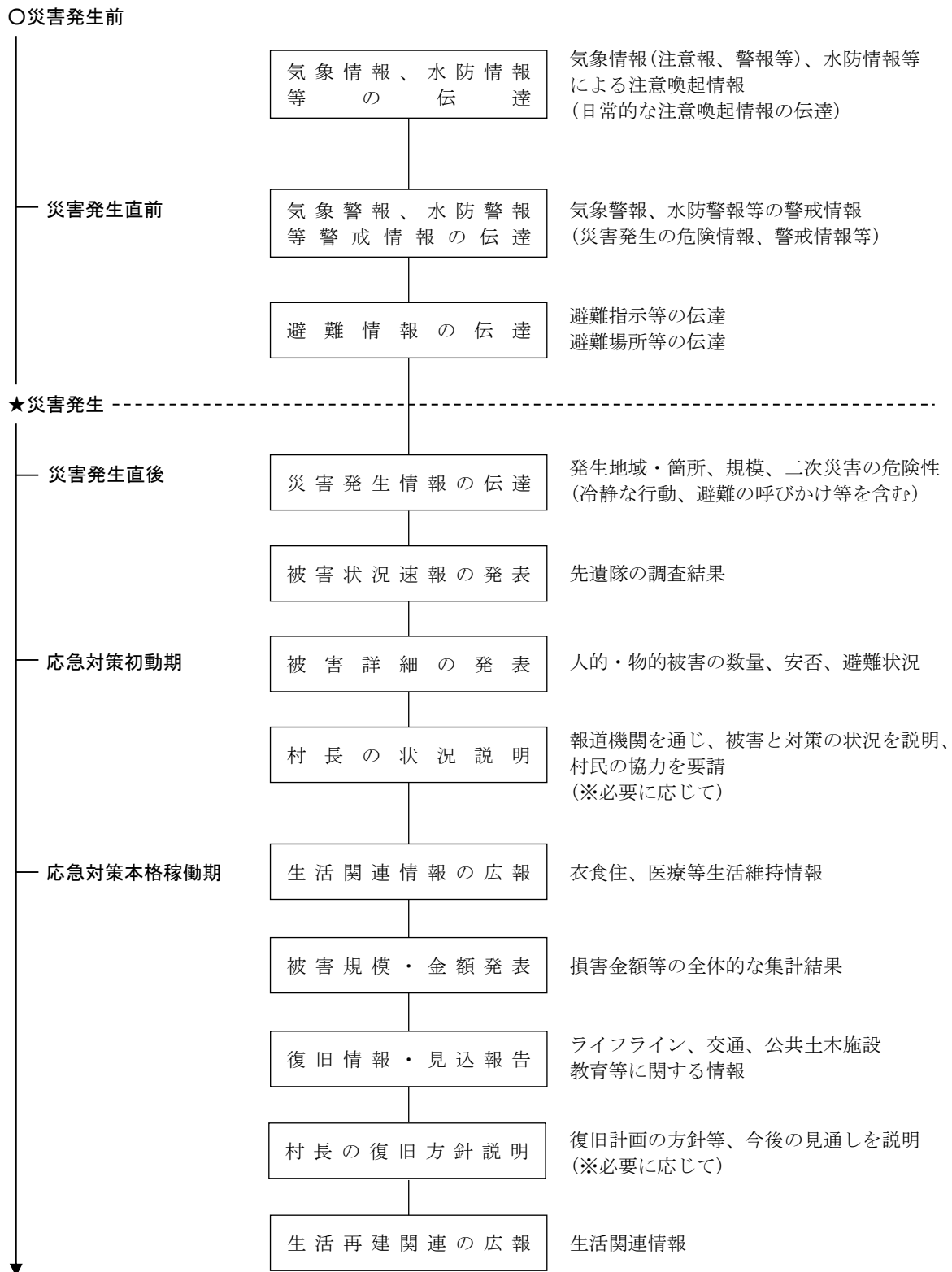
- (1) 被災地域の住民及び滞在者（＝直接的な被災者）
- (2) 被災地域外の被災地関係者（＝間接的な被災者。例：親せき、親類等）
- (3) 村民

3 広聴活動の展開

被災者等の意見要望を積極的に取り入れ、応急対策や復旧活動に反映させるため、様々な手段を

使って広聴活動を展開する。

第2 広報計画応急対策フロー



第3 村における広報活動

1 役割

総務班は、主に被災地域及び被災者に対する直接的な広報活動を行う。

2 手段

- (1) 村防災行政無線（同報系）による広報
- (2) 広報車による呼びかけ、印刷物の配布・掲示
- (3) 各集落等に対する緊急避難情報の伝達
- (4) 住民相談所の開設
- (5) 県を通じての報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接報道依頼）
- (6) インターネットによる情報発信(村ホームページ)

3 広報内容

- (1) 避難、医療、救護、衛生、健康（心のケア含む）に関する情報
- (2) 給水、炊き出し、生活必需品の配給の実施に関する情報
- (3) 生活再建、仮設住宅、医療、教育、復旧計画に関する情報
- (4) その他被災住民の避難行動や生活に密接な関係がある情報

第4 放送機関による災害時の放送依頼

村は、災害のため有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合又は通信が著しく困難な場合は、災害対策基本法第57条の規定により、日本放送協会及び民間放送各社に放送を要請する。（原則的には県を通じて要請）

各放送機関の連絡先・連絡責任者

機 関 名	所 在 地	電話(昼夜)	F A X	連絡責任者
NHK新潟放送局	新潟市中央区川岸町1-49	025-265-1141	025-265-1145	放送部長
B S N新潟放送	新潟市中央区川岸町3-18	025-267-3469	025-267-4410	報道担当部長
N S T新潟総合テレビ	新潟市中央区八千代2-3-1	025-249-8900	025-249-8881	報道部長
T e N Yテレビ新潟放送網	新潟市中央区新光町1-11	025-283-8152	025-283-8159	報道部長
新潟テレビ21	新潟市中央区下大川前通2230-19	025-223-7009	025-223-8628	報道グループ長
エフエムラジオ新潟	新潟市中央区幸西4-3-5	025-246-2314	025-245-3399	業務本部長兼技術部長
新潟県民エフエム放送	新潟市中央区万代2-1-1	025-240-0211	025-246-5185	放送本部編成制作部長

第5 災害発生時の各段階における広報の基準

村は、災害発生時の各段階に応じた適切な広報を行うものとする。

災 害 発 生 直 前	被害を及ぼす可能性のある洪水等の状況を把握し、予測した場合は村防災行政無線（同報系）及び広報車により、又は関係機関・報道機関等を通じて住民に速やかに伝達する。その際、対象に漏れなく、要配慮者にも配慮するとともに、住民にとってわかりやすい伝達に努める。
災 害 発 生 直 後	危険地域の住民に村防災行政無線（同報系）及び広報車等により、避難情報及び二次災害防止情報等を緊急伝達する。
災害応急対策初期 (災害発生後 概ね2日以内)	(1) 住民に対する避難指示 (2) 給水・炊き出しの実施、物資の配給 (3) 避難所の開設等

災害応急対策本格稼働期 (災害発生後 概ね3日目以降)	(1) 消毒・衛生・医療救護、健康(心のケア含む)に関する情報 (2) 小中学校の授業再開予定 (3) 仮設住宅への入居
復旧対策期	(1) 被災証明の発行 (2) 生活再建資金の貸付け (3) 災害廃棄物の処理方法及び費用負担等 (4) その他生活再建に関する情報

第6 広報活動に当たっての留意点

- (1) 視覚、聴覚障がい者にも情報が十分に伝わるよう、掲示と音声の組み合わせ、手話通訳者や誘導員を配置する等の措置を講ずる。
- (2) 被災地から一時的に退去した被災者にも、生活再建、復旧計画等に関する情報が伝わるよう、情報伝達経路の確保に努める。
- (3) 関川村防災会議は、収集した情報について事実を確認し、速やかに報道機関等に公表し、情報提供に努める。

この場合において、災害の規模が大きく又は長期間にわたる災害については、公表時間を定めて行う等の措置を講ずる。

第7 安否情報の確認の周知

災害時の安否情報の確認にあたっては、東日本電信電話(株)の「災害用伝言ダイヤル」サービスが開設された場合は、村は、当該「災害用伝言ダイヤル」サービスの活用方法を避難所等における掲示、印刷物の配布等により、被災者等に周知する。

また、村は、平素から広報紙等により活用方法の周知に努める。

第8 広聴活動

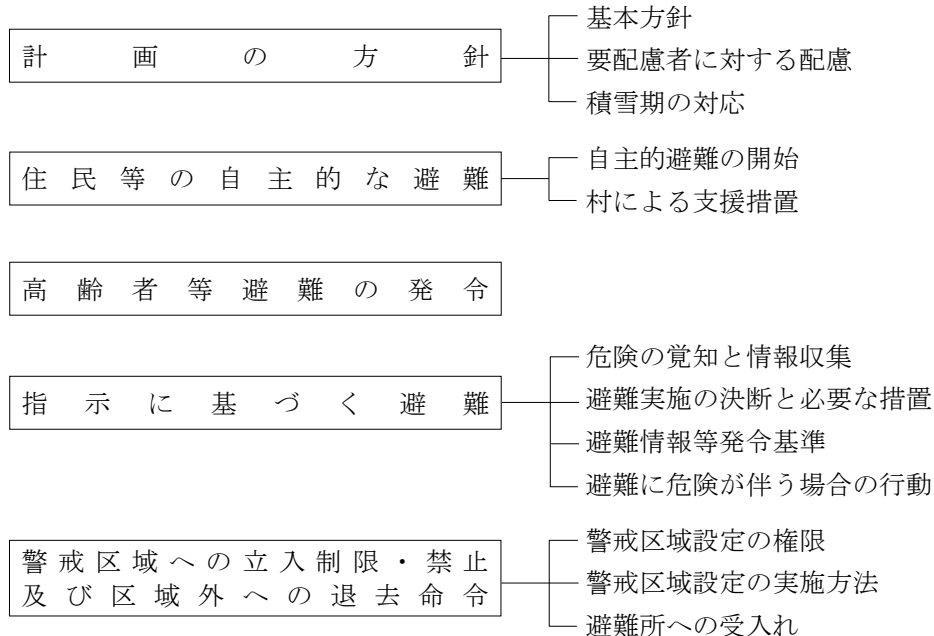
災害発生時には、被災者からの相談、要望、苦情等を受け付け、適切な措置をとるとともに、災害応急対策や復旧・復興に対する提言、意見等を広く被災地内外に求め、村の災害対応の参考とする。

- (1) 地域の自治組織等からの相談・要望等の受け付け
- (2) 被災者のための相談窓口の設置

第9節 住民等避難計画

【関係課名 等】 全課（◎総務課）

〔計画の体系〕



第1 計画の方針

1 基本方針

迅速かつ的確な避難情報等の活用と情報伝達体制の確立、発令に当たり速やかな避難所の準備、開設を併せて行い、被害の軽減を図る。

2 要配慮者に対する配慮

要配慮者の安全を図るため、災害の発生が懸念される場合の避難行動は、高齢者、幼児、障がい者、病人等の要配慮者を優先して実施するものとするが、警察、消防、自主防災組織の協力をあらかじめ得られるよう普段からの協力体制を構築する。

3 積雪期の対応

災害の発生は季節によって、それぞれ被害の程度が異なることから、積雪期を想定した暖房器具等を避難所にあらかじめ配備するとともに、孤立が予想される集落の連絡通信手段を確保する。

第2 住民等の自主的な避難

1 自主的避難の開始

住民等は、自主的に避難する場合は、近隣住民にも状況を伝達するとともに、村へ避難先、避難人数等を連絡する。また、できるだけ集団で行動し、高齢者等の要配慮者の安全の確保と避難時の介助等を心掛ける。

2 村による支援措置

村は、住民が自主避難を開始した場合は、直ちに職員等を派遣し、避難行動の支援、避難所予定施設の開放等の措置を行う。また、避難所予定施設は、住民が自主的に避難してきた場合に直ちに利用できるように、各集落の区長と協議を図る等管理体制を検討しておく。

住民が、親類や知人宅等に避難した場合は、避難者の希望を調査し、必要に応じて公共施設等の避難所を提供する等、避難者が「気兼ねなく」避難生活を送れるよう配慮する。

第3 高齢者等避難の発令

高齢者・障害者等の要配慮者は、避難所への移動に時間がかかるため、村は、状況（災害の発生する可能性が高まった段階）により、避難指示を発令する以前に高齢者等避難を発令し、災害危険地域等にいる要配慮者を速やかに避難させる。

第4 指示に基づく避難

1 危険の覚知と情報収集

村は、県から災害の発生が予測される気象情報、河川水位、土砂災害緊急情報、土砂災害警戒情報とその補足情報等を受けたときは、村内の危険箇所等のパトロールを強化し、危険の早期覚知に努めるとともに、住民等に警戒を呼びかける。

また、職員、住民等からの通報により被害の発生を覚知したときは、直ちに応急対策に取りかかる。また、住民等に危険が及ぶと判断したときは、当該住民に避難指示等を行うとともに、村上警察署、村上市消防本部、県等へ連絡する。

なお、村は避難指示の対象地域、判断時期等について、県に助言を求めることができる。

2 避難実施の決断と必要な措置

(1) 「避難指示」の実施者

避難の「避難指示」は、原則として村長が行う。村長は、村の区域内において災害が発生し又は発生するおそれがあり、住民を避難させる必要があると判断したときは、避難のための立ち退きを指示し、速やかに知事に報告する。また、必要に応じて村上警察署長及び消防署長に住民の避難誘導への協力を依頼する。

住民に危険が切迫する等、急を要する場合で、村長が避難の指示を行うことができないとき、又は村長から要求があったときは、次表のとおり知事が避難の指示を、また警察官等が避難の指示を行うことができる。この場合、速やかに村長に通知する。

区 分	実 施 者	根 拠 法 令	備 考
指 示	村長	災害対策基本法第60条第1項	災 害 一 般
	警察官	災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条（警察官のみ）	
	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官（その場に警察官がいない場合に限り）	自衛隊法第94条	
	知事	災害対策基本法第60条第5項（災害の発生により村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき）	
	知事又はその命を受けた吏員	地すべり等防止法第25条	洪水・地滑り
	知事、その命を受けた県職員又は水防管理者	水防法第29条	洪 水

(3) 避難指示実施時の明示事項

避難指示は、次の内容を明示して行う。

ア 要避難対象地域

イ 避難理由

ウ 避難先

エ 避難経路

オ 避難時の注意事項（避難後の戸締り、携行品、服装、家族等への連絡方法の確認等）

(3) 避難の広報

ア 村は、サイレン、警鐘、村防災行政無線（同報系）、標識、広報車等あらゆる広報手段により、住民等に対して迅速な周知・徹底を図る。

イ 要配慮者への高齢者等避難、避難指示に当たっては、地域の消防団、区長等を通じ、確実に伝達する体制を整えておく。

(4) 避難誘導

住民等の避難誘導は、村及び警察・消防及び消防団が実施するが、誘導に当たっては、できるだけ集落等あるいは職場、学校等を単位とした集団避難を行う。

避難場所は、災害が発生した場合の各地域等の状況を考慮し、村があらかじめ地区ごとに定めたとおりとし、村は平素から住民に周知徹底しておく。

(5) 避難路の安全確保

ア 村は、迅速かつ安全な避難を確保するため、職員の派遣及び道路管理者、警察官等の協力により避難路上にある障害物を排除し、避難の円滑化を図る。

イ 村は、警察、消防機関と協力して避難路等の要所に誘導員を配置するとともに、車両、舟艇等を活用し、また状況によってはヘリコプターの出動を要請し、住民を迅速・安全に避難させる。

3 避難情報等発令基準

避難指示等は、次の状況が認められるときを基準に総合的に判断して実施（発令）する。

【高齢者等避難】

基準（目安）	◎洪水等 ●指定河川洪水予報により、荒川の上関水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である6.60m（赤谷水系においては6.00m）に到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されている場合 ●指定河川洪水予報により、荒川の上関水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ●荒川の鷹ノ巣水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である51.15mに到達した場合 ●荒川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合 ●その他の河川は、洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[洪水]）が出現し、流域雨量指数の予測値が上昇傾向の場合 ●堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合 ●警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点に発令）
--------	--

	●梅雨、台風、集中豪雨等により洪水の発生が予測され、支川の氾濫等による住宅地などへの浸水・冠水等内水被害の恐れがある場合 ◎土砂災害 ●大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）の基準に到達し、新潟地方気象台への確認を踏まえ、必要と判断した場合 （※大雨警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるため警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域を適切に絞り込む） ●数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ●警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が接近・通過することが予想される場合（夜間から明け方に接近・通過することが予想され大雨注意報が夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨、言及される場合は夕刻時点までに発令）
発令の対象	●河川堤防の決壊・越水または土砂災害の発生等により被害が及ぶおそれのある地域の住民(特に同地域内の要配慮者等の避難行動に時間を要する者)
住民に求める行動	●通常の避難行動ができる者は、避難をするための準備を開始する ●要配慮者等の特に避難行動に時間を要する者は、避難所等への避難行動を開始する ●要配慮者の避難を支援する者は、支援行動を開始する
広報事項	●非常持出品の準備 ●避難場所、必要に応じ避難経路の確認 ●家財を高いところに移動

【避難指示】

基準（目安）	◎洪水等 ●指定河川洪水予報により、荒川の上関水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である7.40mに到達したと発表された場合 ●荒川の鷹ノ巣水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）である52.55mに到達した場合 ●荒川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合 ●その他の河川は、洪水警報の危険度分布で「非常に危険（紫）」が出現し、流域雨量指数の予測値が上昇傾向の場合 ●堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合 ●大石ダムの管理者から異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 ●梅雨、台風、集中豪雨等による洪水発生の危険性が高まり、支川の氾濫等による住宅地などへの浸水・冠水等内水被害の予防や軽減を図る必要が生じた場合 ◎土砂災害 ●土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合 （※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されたため、警戒レベル4避難指示の発令対象区域を適切に絞り込む） ●土砂災害の危険度分布で「非常に危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）
--------	---

	害])の基準に到達し、新潟地方気象台への確認を踏まえ、必要と判断した場合 ●上記災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 ◎洪水・土砂災害共通 ●警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等の接近・通過が予想される場合（夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合は夕刻時点までに発令） ●警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
発令の対象	●河川堤防の決壊・越水または土砂災害の発生等により被害が及ぶおそれのある地域の住民
住民に求める行動	●通常の避難行動ができる者は、避難所等への避難行動を開始する
広報事項	●火の始末、火の元の確認 ●戸締り ●非常持出品を持参して避難所へ避難（危険地域から全員が立ち退く。）

【緊急安全確保】

基準（目安）	◎洪水等 （災害が発生直前又は既に発生しているおそれ） ●荒川の上関水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位に到達した場合 ●荒川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合 ●その他の河川は、洪水警報の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合） ●堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ●樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合 ●大雨特別警報（浸水害）が発表された場合（※大雨特別警報[浸水害]）は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域を適切に絞り込む。） （災害発生を確認） ●堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 ◎土砂災害 （災害が発生直前又は既に発生しているおそれ） ●大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合（※大雨特別警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域を適切に絞り込む。） ●土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[土砂災
--------	--

	害]) となった場合 (災害発生を確認) ●土砂災害の発生が確認された場合
発令の対象	●河川堤防の決壊・越水または土砂災害の発生等により被害が及ぶおそれのある地域の住民
住民に求める行動	●避難指示後、発令、避難中の住民は直ちに避難行動を完了する ●まだ避難していない対象住民は、立ち退き避難することが危険である場合、安全な建物の2階以上や崖の反対側に避難するなどの命を守る最低限の行動をとる
広報事項	●命の危険、直ちに安全を確保する

4 避難に危険が伴う場合の行動

住民等は避難時の周囲の状況などから、避難所等へ移動することが危険を伴う場合等やむを得ないと判断したときは、近隣の緊急的な避難場所への移動又は屋内での待避を行う。

第5 警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令

1 警戒区域設定の権限

警戒区域の設定は、次の区分により村長等が行う。

区 分		実 施 者	設 定 権	目 的
災害対策基本法	第63条第1項	村 長	災害時の一般的な警戒区域設定権	住民等の生命・身体の保護を目的とする
	第73条第1項	知事（村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるとき）		
	第63条第2項	警察官（村長若しくはその委任を受けてその職権を行う吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき）		
	第63条第3項	災害派遣を命じられた自衛隊部隊等の自衛官（村長若しくはその委任を受けてその職権を行う吏員がいない場合に限る）		
水防法	第21条第1項	水防団長、水防団員、消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所での警戒区域の設定権	水防・消防活動関係者以外の者を現場から排除し、水防・消防活動の便宜を図ることを主目的とする
	第21条第2項	警察官（水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき）		
消防法	第28条第1項、第36条	消防吏員又は消防団員	火災の現場及び水災を除く他の災害の現場における警戒区域の設定権	
	第28条第2項、第36条	警察官（消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき）		

2 警戒区域設定の実施方法

警戒区域の設定は、権限を有する者が現場において、バリケードや規制ロープの展張等によって行う。また、警戒区域内への立入りの制限・禁止及び区域内からの退去について、拡声器等による呼びかけや看板等の設置により周知を図り、これに従わない者には法令の定めるところにより罰則を適用することができる。

警察官又は自衛官が、村長に代わって警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を村長に通知しなければならない。

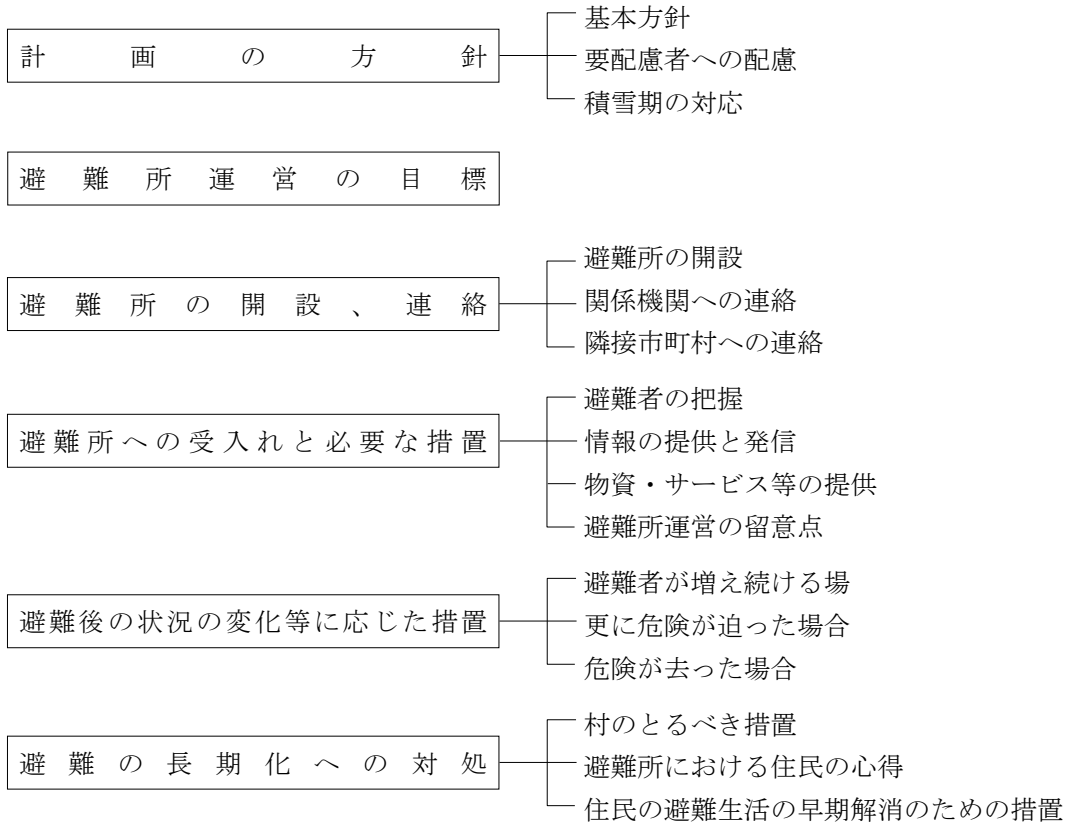
3 避難所への受入れ

警戒区域の設定により一時的に居所を失った住民等に対しては、村長は必要に応じて避難所を開設してこれらを受け入れ、必要なサービスを提供する。

第10節 避難所運営計画

【関係課名 等】 全課（◎総務課）

〔計画の体系〕



第1 計画の方針

1 基本方針

風水害の場合の避難所は、当該地域への避難情報（準備・指示）発出後速やかに開設し、これを受け入れ必要な支援を行う。住民が帰宅又は仮設住宅等の居所を得た段階で閉鎖する。避難情報の発出がなく、住民等が避難所予定施設に自主的に避難してきた場合にもこれに順ずる。

避難所の開設・運営は村が行い、避難者の安全の確保、生活環境の維持、要配慮者に対するケア及び男女の視点の違いに十分に配慮するとともに被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 要配慮者への配慮

(1) 避難所での配慮

ア 村は、避難所施設内の段差解消などバリアフリー化に努める。

イ 情報伝達は音声と掲示を併用し、手話・外国語通訳者の配置など、要配慮者の情報環境に配慮する。

ウ 保健師・看護師の配置又は巡回により避難者の健康管理に努める。通常の避難所での生活が難しいと判断される傷病者、障がい者、高齢者等には、医療機関への転送、福祉施設等への緊急入所又は福祉避難所への移動を勧める。

(2) 福祉避難所の開設

ア 村は、施設への緊急入所を要しない程度の要介護高齢者、障がい者等のために福祉避難所を開設し、一般の避難所からの移動を図る。

イ 福祉避難所には、障がい者・高齢者の介護のために必要な人員を配置し、資機材等を配備する。

3 積雪期の対応

(1) 全避難者を屋内に収容する。避難所の収容力を上回る場合は、速やかに他施設への移動を手配する。

(2) 暖房器具、採暖用具の配置、温かい食事の早期提供に配慮する。

第2 避難所運営の目標

- ア 避難に関する最初の情報の発出後速やかに開設する。(施設の安全確認、職員配置)
- イ 開設6時間後には、避難者、生活必需品の必要量等の概数を把握し、避難行動要支援者の把握と初期的な対応を行う。
- ウ 開設12時間後には、必要に応じて仮設トイレを設置する。
- エ 開設3～7日後までには、避難者の入浴の機会を確保する。
- オ 避難所での生活をおおむね開設から2ヶ月程度で終了できるよう、住宅の修理、仮設住宅の設置、公営住宅の斡旋等を行う。

第3 避難所の開設、連絡

1 避難所の開設

村は、住民に避難を指示した場合は、直ちに避難先の施設の管理者に連絡し、原則として屋内の施設内に避難者を受け入れるようつとめる。

資料編 ○ 避難所施設一覧

2 関係機関への連絡

村は、防災関係各機関に対し避難行動への支援・協力を要請する。また、避難所を開設したときは、開設状況を速やかに県（危機対策課）、村上地域振興局企画振興部及び村上警察署、村上市消防本部等関係機関に連絡する。

3 隣接市町村への連絡

地域住民が避難のため隣接市町村の施設を利用したい場合、また避難の誘導経路によって協力を要する場合は、当該市町村に対し、必要事項を連絡し協力を求める。

第4 避難所への受入れと必要な措置

1 避難者の把握

村は、避難所を設置した場合は、管理責任者を置く。管理責任者は、避難者の名簿を作成し、避難者の人数及びその内訳を把握して速やかに村に連絡する。避難者にけが人・病人等がいる場合は、直ちに消防署等へ連絡し、必要な措置をとる。また、避難者に対しては、避難にあたっての注意事項を示し、混乱の防止に努める。

2 情報の提供と発信

村は、避難者に対し、避難所の管理者を通じるなどして、被害状況等に関する情報を逐次提供する。また、避難者の安否等を、マスコミ等を通じて広報する。

3 物資・サービス等の提供

村は、避難者を避難所に受け入れたときは、日用品販売業者等から生活必需品等を調達するほか、日本赤十字社新潟県支部に連絡し、衣類（着替え）、寝具、食料等の提供を依頼する。避難所の管理者は、避難者のニーズを把握し、必要な物資・サービスの提供を村に要請するとともに、自らも要配慮者への別室の用意、冬季間の暖房装置の確保等に配慮する。

必要な物資が確保できない場合は、「災害時における相互援助協定」に基づき、協定締結市町村から必要量の必要物資を要請する。

なお、指定した避難所以外への避難者に対しても、物資・サービス・情報の提供について配慮する。

資料編	○ 災害時における相互援助協定
-----	-----------------

4 避難所運営の留意点

(1) 一般的事項

ア 村は、避難所の運営・管理に当たる職員を遅滞なく配置する。

イ 安全、保健・衛生、保安、プライバシーの保持に留意し、更衣室、授乳室などを確保する。

ウ 避難者に食料、生活必需品を提供する。性別、年齢、障がい者等へのそれぞれの対応に配慮するよう努める。また避難所で生活せず食事のみ受け取りに来る被災者等にも配慮する。

エ 避難者1人当たり3～4㎡のスペースを目安として家族単位で区画を確保し感染症対策やプライバシー確保の観点から間仕切りや簡易ベッド等の設置に努める。また、避難所内には通路を設置し、間仕切りが設置できない場合には避難者の区画間をできるだけ2m（最低1m）空けることを意識するよう努める。

オ 風水害の場合、避難所の建物外での避難は困難であり、全避難者の屋内収容を原則とする。

カ トイレは仮設トイレも含めて男女別とし、女性用トイレを多く設置するとともに高齢者や障害者等に配慮し、洋式便器の配置に努める。なお、災害発生当初は、避難者約50人当たり1基、避難者が長期化する場合には約20人当たり1基、トイレの平均的使用回数は1日5回を一つの目安として備蓄や災害時用トイレの確保計画を作成することが望ましい。

キ テレビ、ラジオ、見えるラジオ等の文字放送、臨時公衆電話、スマートフォンの充電サービス等、避難者の情報受発信の便宜を図るよう努める。

ク 避難者による自治組織の結成を促し、段階的に避難者自身による自主的な運営に移行するよう努める。

ケ 気温や湿度が高い日には、熱中症に係る危険性が高まるため、扇風機やエアコン等を設置して避難所の気温・湿度の調整に努めるとともに、こまめな水分補給の呼びかけを行うなど、十分な熱中症対策を実施する。

コ 必要に応じ家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

(2) 男女共同参画の視点に立った避難所運営

避難生活において人権を尊重することは、女性にとっても、男性にとっても必要不可欠であり、

どのような状況にあっても、一人ひとりの人間の尊厳、安全を守ることが重要である。

ア 男女それぞれが良好な環境で避難生活ができるよう配慮する。

イ 避難所への職員配置は、女性と男性の両方を配置するよう努める。

ウ 避難住民による避難所管理組織に対しては、女性が参画し、意見が反映できるよう配慮に努める。

エ 男女のニーズの違いに配慮した相談体制を整備する。

オ 男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配付を行う。

カ 巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性を確保する。特にトイレ、更衣室、授乳室等の防犯対策に配慮する。

キ 夜間の授乳、夜泣き対応のための部屋の確保など子育て家庭のニーズに配慮した避難場の運営に努める。

第5 避難後の状況の変化等に応じた措置

1 避難者が増え続ける場合

村は、避難所の管理者を通じて、避難者の動向を常に把握する。

地区外からの避難者の流入等により避難所の収容人員を超えて避難者が参集しつつあると判断した場合は、他の余裕のある避難所又は新たに開設した避難所で受け入れるものとし、避難所の管理者を通じて避難者に伝達するとともに、必要に応じて移動のための車両等を手配する。

村内の避難所だけでは不足する場合は、被災地外の市町村に被災者の受入れを要請し、又は県にあつせんを依頼する。

2 更に危険が迫った場合

村は、災害が拡大し、避難所にも危険が及ぶと判断したときは、直ちに避難者を他の安全な避難所へ再避難させる。必要であれば県、警察等に避難者移動用の車両、舟艇、ヘリコプター等の提供を依頼するとともに、協力して避難誘導に当たる。

3 危険が去った場合

村は、被害が鎮静化し、避難指示を解除した場合は、避難所の管理者を通じて避難者に連絡する。元の居所で生活できる場合は帰宅を促進する。

交通関係機関は、不通区間が復旧又は再開したとき及び代替輸送手段を確保したときは、直ちに村及び報道機関を通じて避難中の旅行者に伝達する。

避難者は、避難所から退去する場合は、必ず避難所の管理者に届け出る。避難所の管理者は、避難者の退去状況を、逐次村に連絡する。

第6 避難の長期化への対処

1 村のとりべき措置

村は、住民の避難が長期化した場合は、避難所運営にあたって次の点に留意し、特に、高齢者、障がい者、病人等の要配慮者の処遇について、十分に配慮する。また、避難者の自治組織の結成を促し、避難所が自主的に運営されるよう配慮する。

(1) 避難者の栄養、健康等の対策

避難者の必要に応じた栄養確保及び生活必需品（下着、生理用品等）の確保に努める。特に、寒冷

期においては暖房等に配慮し、健康管理に十分留意するよう努める。

(2) 避難所の衛生、給食、給水等の対策

- ア 入浴、便所、ごみ処理等の衛生面に十分配慮する。
- イ 炊き出し施設を設けるなどして、応急的な食料の配布を行う。
- ウ 給水車等による応急給水についても考慮する。

(3) 被災者のプライバシー保護、メンタル相談等の対策

被災者のプライバシー保護やメンタル相談などの対応についても配慮する。あわせて、更衣室、授乳室等の設置についても配慮する。

(4) 要配慮者への配慮

避難所開設時には、高齢者、障がい者等の生活環境の確保や健康状態の把握、情報の提供など要配慮者には十分配慮するが、障がい者、寝たきりの高齢者など一般の避難者との共同生活が難しく、介護が必要な者等に対しては、必要により社会福祉施設へ入所を依頼する。

施設への入所が困難な場合は、次の施設に要配慮者専用の避難所として福祉避難所を開設し、ホームヘルパーの派遣、日常生活用品等の確保など福祉関係者等の協力を得て管理運営する。

施 設 名	所 在 地	電 話 番 号 (FAX番号)
特別養護老人ホーム「垂水の里」	関川村大字湯沢728-1	0254-64-2322 (0254-64-2331)
関川愛広苑	関川村大字湯沢728-7	0254-60-4025 (0254-60-4026)

(5) 避難所運営に伴う各機関への協力要請

避難所の運営に際し、必要に応じて、県に対して、日本赤十字社新潟県支部、新潟県医師会、村上地域振興局健康福祉部、新潟県精神保健福祉センター、新潟県栄養士会、ボランティア団体等の防災関係機関の協力についての要請を行う。

(6) 災害救助法等が適用されている場合の措置

災害救助法又は新潟県災害救助条例、関川村災害救助条例による避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む）を受ける。

2 避難所における住民の心得

避難所に避難した住民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、次のような点に心掛ける。また、村は平時から避難所における生活上の心得について、住民に周知を図る。

- (1) 自治組織の結成とリーダーへの協力
- (2) ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールへの遵守
- (3) 要配慮者への配慮
- (4) その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項

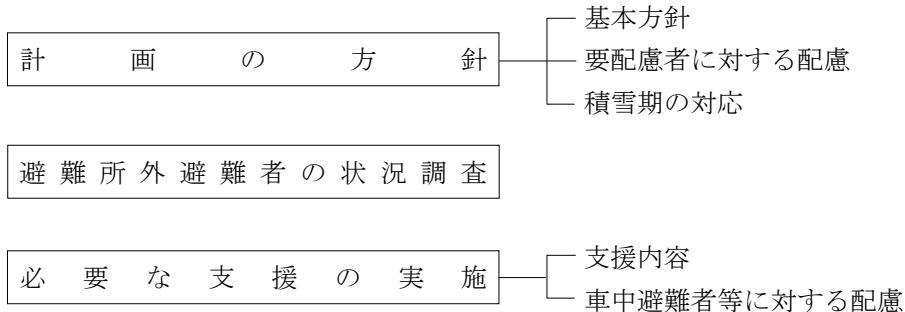
3 住民の避難生活の早期解消のための措置

村は、住居を滅失又は長期間居住不能となった住民の住居の確保について、県と連携して公営住宅への入居や自宅再建の援助等の根本的措置を早期に提示するとともに、仮設住宅建設等の当座の住居対策を迅速に実施し、被災者が生活再建の計画を立てやすいよう配慮する。

第11節 避難所外避難者の支援計画

【関係課名 等】 全課（◎総務課）

〔計画の体系〕



第1 計画の方針

1 基本方針

地域の公園や集会所、車中など、村があらかじめ指定した避難所以外に避難している村民等（以下「避難所外避難者」という）に対し、食料・物資等の提供、情報の提供、指定避難所への移送など必要な支援を行う。

2 要配慮者に対する配慮

避難所外に避難した避難行動要支援者は、できるだけ早く避難所、福祉避難所、福祉施設又は医療機関へ移送する。

4 積雪期の対応

積雪期の屋外避難は危険なため、全員ができるだけ早く避難所等の施設内に避難するよう誘導する。

第2 避難所外避難者の状況調査

避難所外避難者の状況は、災害発生後3日以内に把握し、必要な支援を開始する。

- (1) 避難所外避難者は、村、消防、警察又は最寄りの公的避難所に、現況を連絡する。
- (2) 村は、避難所外避難者の避難場所、避難者数、避難者のニーズ及び健康状態等の調査を行う。
- (3) 調査・支援等について関係機関の支援を要する場合は、その旨を県に要請する。
- (4) 民生委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について村へ提供する。

第3 必要な支援の実施

村は、状況調査を踏まえ避難所外避難者に対して生活環境の確保が図られるよう次の支援を行う。

1 支援内容

- (1) 食料等必要な物資の配付
- (2) 保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供
- (3) 正確な情報の伝達等

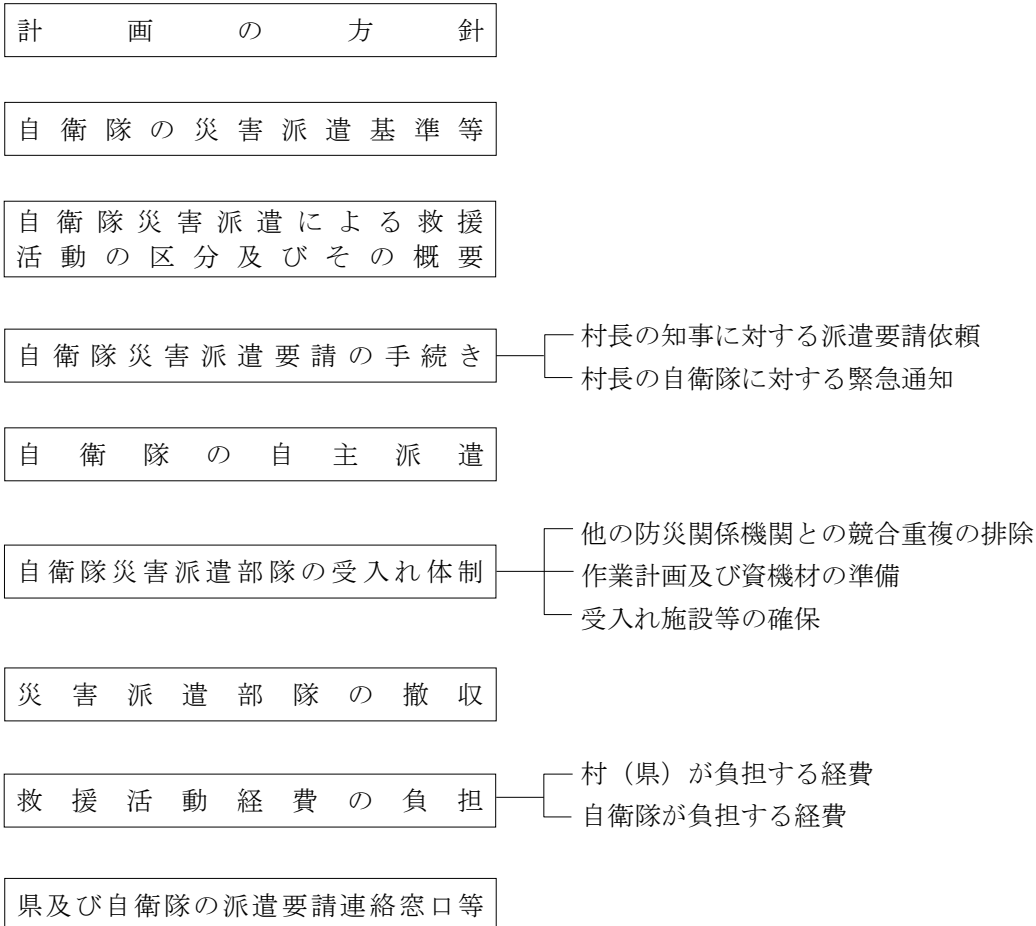
2 車中避難者等に対する配慮

車中避難者等に対するエコノミークラス症候群などの防止のための注意喚起広報を実施する。

第12節 自衛隊の災害派遣計画

【関係課名 等】 総務課

[計画の体系]



第1 計画の方針

災害発生時における自衛隊の災害派遣活動を迅速・円滑に行うため、その活動内容、派遣要請手続き、受入れ体制等について定める。

第2 自衛隊の災害派遣基準等

自衛隊の災害派遣は、次の3原則が満たされることが基本となっている。

- (1) 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること。（公共性の原則）
- (2) 差し迫った必要があること。（緊急性の原則）
- (3) 自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと。（非代替性の原則）

第3 自衛隊災害派遣による救援活動の区分及びその概要

救援活動区分	内 容
① 被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
② 避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
③ 遭難者等の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合、通常他の救援活動に優先して捜索・救助活動を行う。
④ 水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
⑤ 消防活動	火災に対して、利用可能な消防車その他の消防用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力し消火に当たる。（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）
⑥ 道路又は水路等交通路上の障害物の排除	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物等により交通に障害がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。（放置すれば人命、財産の保護に影響があると考えられる場合）
⑦ 応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）
⑧ 人員及び物資の緊急輸送	緊急患者又は医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。（航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められる場合）
⑨ 炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。（緊急を要し、他に適当な手段がない場合）
⑩ 救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は必需品等を譲与する。
⑪ 危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
⑫ その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて、所要の措置をとる。
予防派遣	災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合において、その被害を未然に防止するための措置を実施する。

第4 自衛隊災害派遣要請の手続き

1 村長の知事に対する派遣要請依頼

村長は、知事に対して自衛隊の災害派遣要請依頼を行うときは、次の事項を明らかにし、県（危機対策課）へ県防災行政無線、電話、ファクシミリ又は口頭により行う。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

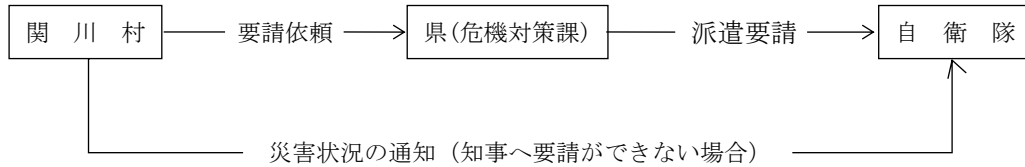
（注） 口頭、県防災行政無線、電話で依頼した場合は、事後ファクシミリ（災害派遣要請依頼書ファクシミリ様式）で処理する。

資料編

○ 自衛隊災害派遣要請依頼書

2 村長の自衛隊に対する緊急通知

- (1) 村長は、1の「知事に対する自衛隊の災害派遣要請依頼」ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛庁長官又は関係自衛隊に通知することができる。
- (2) 村長は(1)の通知を行ったときは、速やかに、その旨を知事に通知する。



第5 自衛隊の自主派遣

- (1) 各自衛隊指定部隊等の長は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく、次の基準により部隊等を派遣することができる。
 - ア 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
 - イ 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
 - ウ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
 - エ その他、災害に際し、(1)から(3)までに準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められること。
- (2) 指定部隊等の長は、知事等の要請を待たずに部隊等の災害派遣を行った場合においても、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動の実施に努める。
- (3) 知事等の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事等が派遣要請をした場合は、その時点から知事等の派遣要請に基づく救援活動を実施する。

第6 自衛隊災害派遣部隊の受入れ体制

1 他の防災関係機関との競合重複の排除

自衛隊の活動と他の防災関係機関の活動が競合重複しないよう、村長は、知事、その他の防災関係機関の長と緊密な連携を図り、より効率的な作業分担を定める。

2 作業計画及び資機材の準備

村長は、自衛隊の作業の円滑な実施を図るため、県と連携を図り次により可能な限り調整のとれた作業計画を立てるとともに、資機材の準備及び関係者の協力を求めるなど、支援活動に支障のないよう十分な措置を講ずる。

- (1) 作業箇所及び作業内容
- (2) 作業の優先順位
- (3) 作業実施に必要な図面
- (4) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- (5) 派遣部隊との連絡責任者（窓口の一本化）、連絡方法及び連絡場所

3 受入れ施設等の確保

村長は、県との連携を図り、派遣部隊に対し次の施設等を確保する。

- (1) 自衛隊事務室
- (2) ヘリコプターによる派遣部隊のためのヘリポート
- (3) 駐車場(車1台の基準は3m×8m)
- (4) 幕営地又は宿泊施設(学校、公民館等)

資料編

○ ヘリポート適地の選定基準

○ ヘリポート適地一覧

第7 災害派遣部隊の撤収

災害派遣部隊の撤収要請に当たっては、民心の安定、民生の復興に支障がないよう、知事、村長、関係機関の長及び派遣部隊の指揮官等と協議し、決定し、知事が派遣自衛隊に撤収要請する。

第8 救援活動経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費(自衛隊の通常装備に係るものを除く)については、原則として派遣を要請した村の負担とする。ただし、災害救助法の適用となる大規模な災害については、次の区分により県と派遣部隊の長において協議のうえ決定する。

1 村(県)が負担する経費(自衛隊装備に係るものを除く)

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料、借上料、入浴料他
- (3) 派遣部隊の救援活動に伴う光熱水費及び電話料
- (4) 派遣部隊の救援活動中に発生した損害に対する補償費
- (5) 災害派遣部隊輸送のための民間輸送機関に係わる運搬費

2 自衛隊が負担する経費

- (1) 災害派遣部隊の食料費、被服維持費、医療費、車両等の燃料及び修理費
- (2) 写真用消耗品

第9 県及び自衛隊の派遣要請連絡窓口等

1 県の連絡窓口

災害派遣担当窓口	住 所 等
県防災局 危機対策課 危機対策第1	【所在地】〒950-8570 新潟市新光町4番地1 【電話】025-285-5511(代表) 内線6434、6435、6436 025-282-1638(直通) 【防災無線】(発信番号)-40120-6434、6435、6436 【NTT Fax】025-282-1640 【衛星 Fax】(発信番号)-401-881

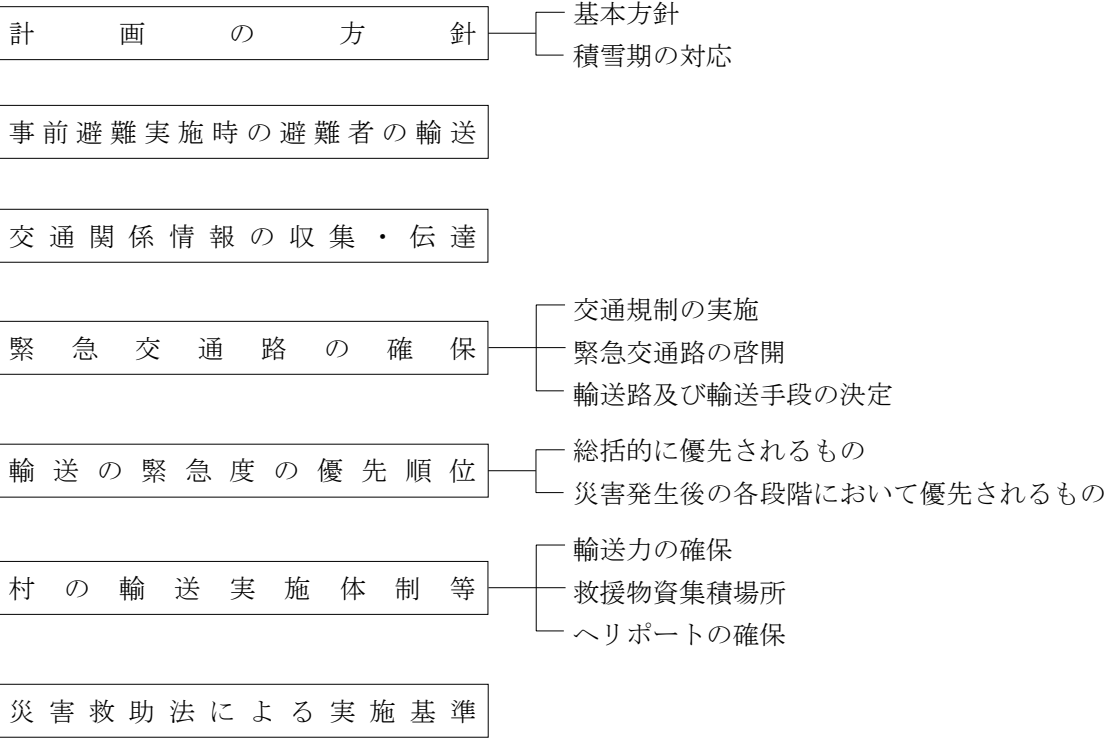
2 派遣要請先及び連絡窓口等

災害派遣の要請先	住 所 等
陸上自衛隊 新発田駐屯地司令 (第30普通科連隊)	【連絡窓口】陸上自衛隊第30普通科連隊第3科 【住所】〒957-8530 新発田市大手町6丁目4番16号 【電話】0254-22-3151 内線235 【防災無線】(発信番号)-451-30 【NTT Fax】0254-22-3151 Fax切替内線537
航空自衛隊 航空総隊司令官 航空支援集団司令官	【写真偵察機による調査活動の要請先】 【住所】〒183-0000 府中市浅間町1丁目1855 航空自衛隊航空総隊司令部防衛部運用課 【電話】0423-62-2971 内線2322 【NTT Fax】0423-62-2971 Fax2631 【輸送機・救難ヘリコプターの派遣等の要請先】 【住所】〒183-0000 府中市浅間町1丁目1855 航空自衛隊航空支援集団司令部防衛部運用課 【電話】0423-62-2971 内線2521 【NTT Fax】0423-62-2971 Fax2631 【連絡窓口】航空自衛隊新潟救難隊 【住所】〒950-0031 新潟市船江町3丁目135 【電話】025-273-9211 内線218 【NTT Fax】025-273-9211 Fax切替

第13節 輸 送 計 画

【関係課名 等】 全課（◎総務課）

[計画の体系]



第1 計画の方針

1 基本方針

災害時に、応急対策要員、救援物資等の緊急輸送を迅速かつ効率的に行うために、車両等の輸送手段、緊急輸送ネットワーク（防災活動拠点【村、消防署等の庁舎】、輸送施設【道路、臨時ヘリポート】、輸送拠点【トラックターミナル等】、備蓄拠点を有機的に結ぶ道路網を主体としたネットワーク）などの輸送体制を確保し、交通手段の連携により緊急輸送を実施する。

2 積雪期の対応

- (1) 各施設の管理者は、積雪期における除雪体制等を整備し、迅速かつ的確な除雪・排雪活動を実施する。
- (2) 各施設の管理者は、降積雪による被害の防御、軽減及び交通の混乱防止のため、交通状況及び交通確保対策の実施状況等について、適時適切な広報を行う。

第2 事前避難実施時の避難者の輸送

村は、災害の発生が予測され、住民等の避難が必要となった場合で、徒歩による迅速な避難が困難な場合は、車両又は状況によりヘリコプターの出動を要請し、住民等を安全な地域へ輸送する。

この場合は、県、警察並びに陸・空の各自衛隊との連携を強化して、迅速、円滑な避難を行う。

災害発生後に、避難者輸送の必要が生じた場合も同様とする。

第3 交通関係情報の収集・伝達

県警察本部及び道路管理者は、被災地等の道路情報を収集し、応急対策業務に携わる各機関に伝達するとともに、放送機関と協力して一般の運転者に随時情報を提供する。

- (1) 被災地の被害状況
- (2) 交通の確保、交通規制の実施に関する情報
- (3) 渋滞の状況

第4 緊急交通路の確保

1 交通規制の実施

県警察本部及び道路管理者は、直ちに緊急交通路の確保のため次の措置を行う。

- (1) 被災地内での交通規制
- (2) 被災地内への車両の乗り入れ規制
- (3) 一般ドライバーへの協力呼びかけ等

2 緊急交通路の啓開

- (1) 道路管理者は、警察・消防機関・自衛隊との協力のもと、他の復旧作業に優先して原則として2車線(やむを得ない場合は1車線)の緊急交通路を次により啓開・確保し、被災地に近接する幹線道路と被災地内の拠点を有機的に結び付ける。

ア 道路上の堆積物、倒壊家屋等の障害物の除去

イ 通行の障害となる路上放置車両の撤去(必要な場合は、強制撤去を行う)

ウ 仮設橋の架橋

- (2) 村及びその他の道路管理者は、あらかじめ協議の上、災害発生時の緊急啓開路線及び作業分担等を決めておく。

3 輸送路及び輸送手段の決定

村は、道路の被災情報等に基づき物資等の緊急輸送手段及び輸送経路を決定し、必要に応じ県警察本部、道路管理者に輸送経路の交通規制等を依頼する。

第5 輸送の緊急度の優先順位

災害時における緊急輸送の優先順位は、次のとおりとする。

1 総括的に優先されるもの

- (1) 人命の救助、安全の確保
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

2 災害発生後の各段階において優先されるもの

- (1) 第1段階(災害発生直後の初動期)

ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資

イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員物資

ウ 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重傷患者

エ 村の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資

オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員・物資

- (2) 第2段階(応急対策活動期)

- ア 第1段階の続行
 - イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
 - ウ 傷病者及び被災地外へ退去する被災者
 - エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
- (3) 第3段階（復旧活動期）
- ア 第2段階の続行
 - イ 災害復旧に必要な人員及び物資
 - ウ 生活用品
 - エ 郵便物
 - オ 廃棄物の搬出

第6 村の輸送実施体制等

1 輸送力の確保

村は、災害の規模・状況等に応じ、適切な輸送手段を選択し、速やかに緊急輸送を実施する。

(1) 車両による輸送

- ア 各班は、それぞれの配車計画及び運行計画により所管車両等を運行するものとするが、必要に応じ、総務班が集中管理して運用する。
- イ 公用車両のみでは必要な輸送が困難な場合は、村内防災関係機関、公共的団体等に協力を得て緊急輸送を実施する。
- ウ 他市町村又は県への要請
村内では必要とする車両が調達不能となった場合、又は不足する場合は、次の事項（概要）を明らかにして他の市町村又は県に調達のあっせんを要請する。

要 請 先	明 示 事 項
● 他市町村 ● 県危機対策課（県が災害対策本部を設置した場合は連絡指令室）	① 輸送区間及び借り上げ期間 ② 輸送人員又は輸送量 ③ 車両等の種類及び台数 ④ 集積場所及び日時 ⑤ その他必要事項

(2) ヘリコプターによる輸送

緊急輸送が必要な場合、又は陸路輸送が不能の場合は、県に対して県消防防災ヘリコプターや県警ヘリコプターの出動を要請し、又は自衛隊の派遣要請を依頼し、ヘリコプターにより空輸する。

(3) 船艇による輸送

水害等により船艇による輸送が適切と判断した場合は、防災関係機関に協力を要請し、ゴムボート等の船艇による輸送を実施する。

(4) 鉄道による輸送

大量の物資、資機材等を輸送する場合に、鉄道により輸送が必要と判断した場合は、県を通じて東日本旅客鉄道(株)に協力を要請する。

2 救援物資集積場所

他市町村から輸送される救援物資は、「関川中学校」に集積、配分し、各避難所等に搬送する。

3 ヘリポートの確保

村は、ヘリポートに指定している施設の管理者に連絡し、使用可能状況を把握するとともに、ヘリコプターが活用できる必要な整備を行うよう指示する。

資料編

○ ヘリポート適地の選定基準

○ ヘリポート適地一覧

第7 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された際の、救助のための輸送費等については、資料編「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表のとおりとする。

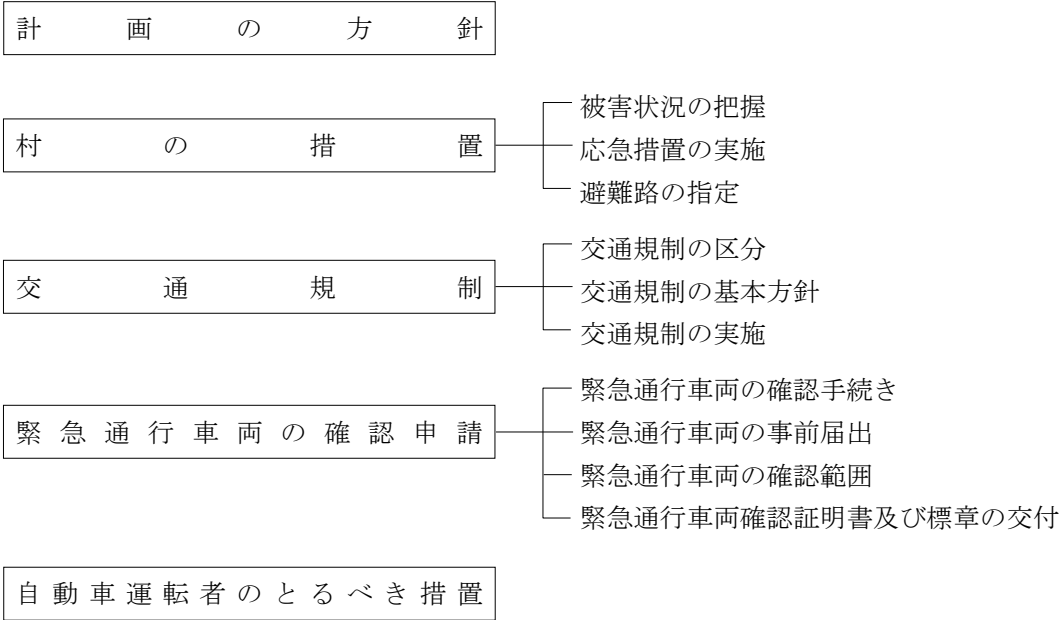
資料編

○ 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

第14節 交通計画

【関係課名 等】 総務課、建設課

[計画の体系]



第1 計画の方針

災害が発生した場合は速やかに道路の被害状況及び交通状況の把握に努め、必要な応急対策を実施するとともに、公安委員会に交通規制の実施を要請し、緊急通行車両の交通の確保を図る。

第2 村の措置

1 被害状況の把握

災害が発生した場合には、村は速やかに消防団、区長等からの情報、建設課による被害調査等により、村内道路、橋梁の被害状況を把握する。

この場合、村上警察署、村上地域振興局地域整備部と連携・協力して情報の共有化を図る。

2 応急措置の実施

被害調査結果に基づき、危険箇所に対する標示、地域住民に対する広報等を行うとともに、村内建設業者の協力を得て、危険度・重要度等を勘案して速やかに道路の応急復旧を行う。

資料編 ○ 村内建設業者一覧

3 避難路の指定

道路、橋梁の被害状況から安全な避難路を選定し、区長等に連絡する。また、村上警察署にも連絡する。

第3 交通規制

1 交通規制の区分

交通の規制は、次の区分により行う。

実施責任者		範 囲	根拠法
道路 管 理 者	国土交通大臣 知 事 村 長	1. 道路の破損、決壊その他の事由により危険であると認められる場合 2. 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法第46条第1項
警 察	公安委員会	周辺地域を含め、災害が発生した場合又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認められる場合	災害対策基本法第76条、道路交通法第4条第1項
	村上警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合(適用期間が短いもの)	道路交通法第5条第1項
	警 察 官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険が生じるおそれがある場合	道路交通法第6条第4項

2 交通規制の基本方針

実施責任者等は、下記の交通規制を行う。

- (1) 被災地域での一般車両の走行は原則として禁止し、又は制限することができる。
- (2) 被災地域への一般車両の流入は原則として禁止し、又は制限することができる。
- (3) 被災地域外への流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。
- (4) 避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図るため、原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。

その他防災上重要な道路についても必要な交通規制を行う。

- (5) 走行中の全車両を道路の左端に寄せて停車させ、道路中央部を住民の避難路及び緊急自動車等の通行路として確保するとともに、速やかに管内の道路被害状況等を調査する。

3 交通規制の実施

大規模な災害が発生した場合、交通の混乱を防止し、住民の避難路及び緊急交通路を確保するため、交通規制実施責任者は次の交通規制を実施する。

- (1) 被災地域での一般車両の走行は、道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車及び緊急輸送等災害応急対策に従事する車両として都道府県知事又は都道府県公安委員会の確認を受けた車両（以下「緊急通行車両」という）以外は禁止し、又は制限することができる。

- (2) 被災地域への一般車両の流入は、緊急通行車両以外は禁止し、又は制限することができる。

- (3) 緊急交通路等の指定

ア 主要道路の被害調査結果に基づいて、災害対策基本法第76条の規定により、区域又は道路の区間及び期間を定めて緊急交通路を指定する。

緊急交通路については、各検問所及びルート内主要交差点において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。また、交通規制資機材を活用し支線からの車両の流入を防止する。

イ 村が指定する主要な避難路については、極力車両の通行を抑制する。

- (4) 緊急交通路等における車両等の措置

ア 緊急交通路等を走行中の一般車両については、直ちに同路線以外の道路又は路外へ誘導退去させるとともに、その走行を極力抑制する。

イ 緊急交通路等に放置車両その他交通障害となる物件がある場合、直ちに立ち退き・撤去の広報、指示を行う。著しく妨害となる物件については、道路管理者等の協力を得て排除するほか、状況により必要な措置を講ずる。

また、警察官がその場にいない限り、災害派遣を命ぜられた自衛隊部隊の自衛官及び消防吏員が行うことができる。

(5) 交通規制の結果生ずる滞留車両運転者及び同乗者の措置

交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、適切なう回路を指示するとともに、関係機関と協力し必要な対策を講ずる。

第4 緊急通行車両の確認申請

1 緊急通行車両の確認手続き

災害対策基本法第76条に基づき、公安委員会が道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限を行った場合、災害対策基本法施行令第33条の規定に基づく知事又は公安委員会の行う緊急通行車両の確認手続きは、県危機対策課又は警察本部交通規制課等において実施される。

なお、村所有車両の申請受付及び確認実施場所は、次のとおりである。

- (1) 県警察本部交通規制課
- (2) 村上警察署
- (3) 交通検問所

2 緊急通行車両の事前届出

公安委員会においては、災害発生時の確認手続きの効率化を図るため、緊急通行車両についてあらかじめ必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両事前届出済証を交付するので、村においても公用車両のうち災害応急対策に使用する車両については、公安委員会に事前届出を行い、届出済証の交付を受けておく。

3 緊急通行車両の確認範囲

事前届出の対象とする車両は、概ね次に掲げる業務に従事する車両とする。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の指示に関するもの
- (2) 消防、水防、道路維持、電気・ガス・水道その他の応急措置に関するもの
- (3) 被災者の救護、救助、その他の保護に関するもの
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの
- (5) 被災地の施設、設備の応急の復旧に関するもの
- (6) 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの
- (7) 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの
- (8) 緊急輸送の確保に関するもの
- (9) (1)から(8)までのほか、災害の発生の防止又は拡大の防止のための措置に関するもの

4 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付

- (1) 確認の申し出

車両の使用者は、所定の様式により当該車両が緊急通行車両であることの確認を申し出る。

- (2) 標章及び証明書の交付

(1)において確認したときは、知事又は公安委員会から申出者に対し、災害対策基本法施行規則で定めた標章及び証明書が交付される。

(3) 標章の掲示等

緊急通行車両使用者は、交付された標章を当該車両の見やすい箇所に掲示するものとするとともに、証明書を携帯する。

資料編	○ 緊急通行車両等事前届出関係様式
-----	-------------------

第5 自動車運転者のとるべき措置

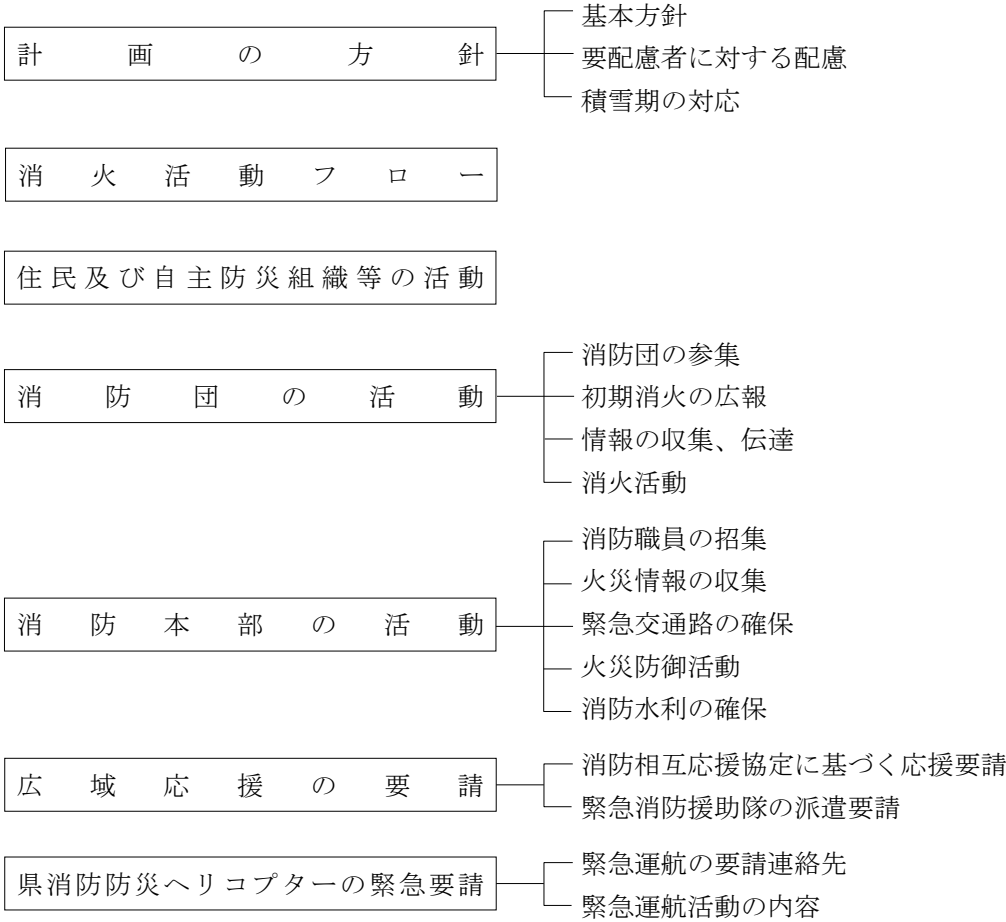
平素から関係機関と連携して、自動車運転者に対し、大規模な災害の発生時にとるべき措置について、次に定める事項の周知徹底を図る。

- (1) できるかぎり安全な方法により車両を左側に停車させること。
- (2) 停車後はカーラジオ等により災害に関する情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
- (3) 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させる。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両を道路の左端に寄せて停車させ、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアをロックしないこと。

第15節 消火活動計画

【関係課名 等】 ◎村上市消防本部、総務課

[計画の体系]



第1 計画の方針

1 基本方針

火災発生時において、住民の初期火災による延焼防止及び消防機関等の迅速、効果的な消火活動及び応援要請による消防力の増強により、災害の拡大を防止する。

2 要配慮者に対する配慮

近接住民、自主防災組織、消防団、ボランティア組織、施設管理者等は、避難行動要支援者の住宅、施設等からの出火防止を図るとともに、火災が発生した場合は、身の安全を確保するとともに、初期消火に努める。

3 積雪期の対応

(1) 住民の対応

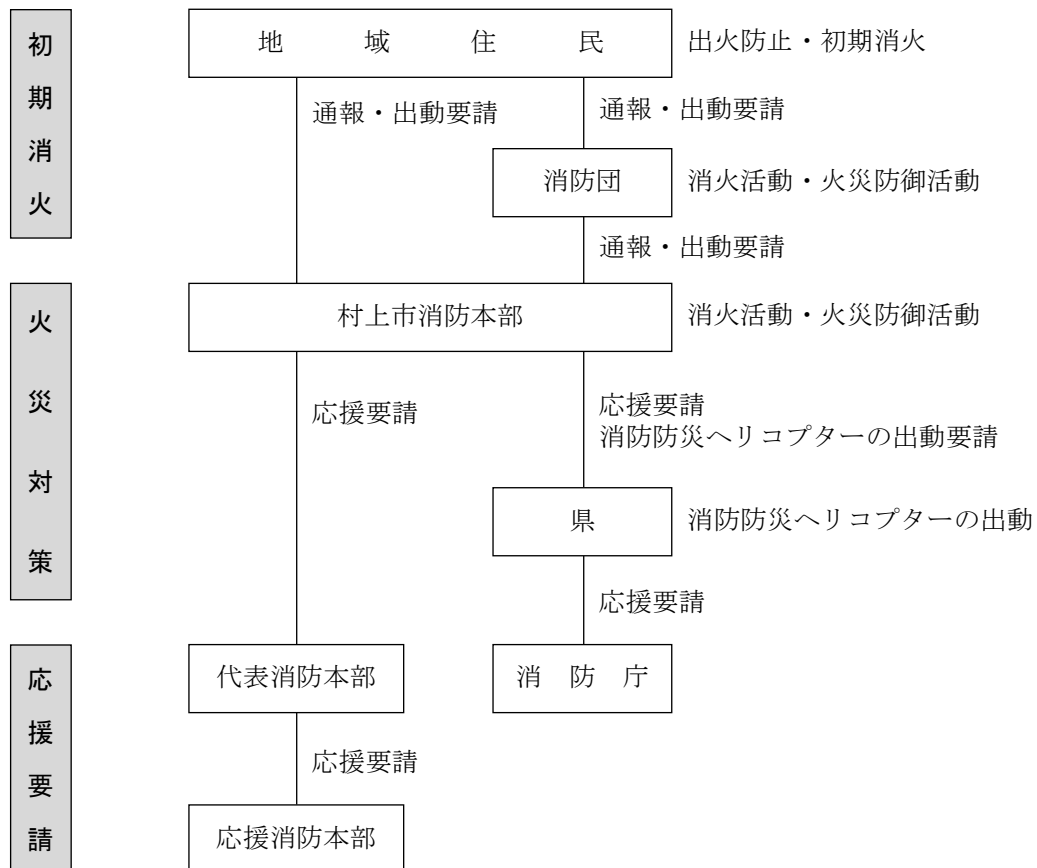
ア 消防隊の速やかな到着は非常に困難になることを念頭に置き、暖房器具等からの出火防止に努めるとともに、保管・備蓄している燃料の漏出等がないか直ちに点検する。

イ 近くの消火栓・防火水槽等を点検し、雪で埋まっている場合は、火災の発生の有無にかかわらず除雪に協力する。

(2) 消防機関の対応

- ア 火災発生現場への消防車両の通行確保のため、関係機関に除雪等を要請する。
- イ 積雪期においては、雪上車を保有する機関・事業者に、現場への人員、資材等の輸送に対する協力を要請する。
- ウ 火災発生時に速やかな消火活動を行うため、管理する消火栓・防火水槽等の消防水利の除雪及び点検を行い、適切な維持管理に努める。

第2 消火活動フロー



第3 住民及び自主防災組織等の活動

住民及び事業所自主防災組織等は、家庭及び職場等において、次により出火防止、初期消火及び情報の伝達に努める。

- (1) 電気器具、暖房機具、ガスコンロ等の安全な使用
- (2) 汲み置き水、消火器等による初期消火
- (3) 近隣で発生した火災に対する初期消火活動の実施及び消防団の消火活動への協力

第4 消防団の活動

消防団は、地域に密集した消防機関として消防署等と緊密な連携の下に、火災防御活動に努める。

1 消防団の参集

消防団員は、参集の必要な火災を覚知した場合は、速やかに消防団器具置場へ参集し、消防資機材等を準備する。

2 初期消火の広報

出動に際しては、周辺住民に対し拡声器等により延焼への警戒を呼びかける。

3 情報の収集、伝達

現地の火災状況等を消防機関へ電話、無線等により連絡する。

4 消火活動

常備消防部隊が到着するまでの間、地域住民、自主防災組織等と協力し、迅速、効果的な消火活動に当たる。常備消防の部隊の到着後は、協力して消火活動等に当たる。

第5 消防本部の活動

村上市消防本部は、火災が発生した場合、消防団等と連携し、適切な消火活動に努める。

1 消防職員の招集

火災警報発令時等における電話、サイレン等を用いた消防職員の招集方法等に基づき、火災防御活動に必要な消防職員の迅速な参集を図る。

2 火災情報の収集

- (1) 119番通報による火災発生状況の把握
- (2) あらかじめ定めた経路、方法による職員の参集途上の情報の収集
- (4) 消防団、各集落等からの電話、無線等による情報収集

3 緊急交通路の確保

- (1) 警察及び道路管理者の情報を基に火災現場までの通行路の確保を図るとともに、必要に応じて交通規制及び道路警戒を要請する。
- (2) 消防職員は、警察官がその場にはいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要な措置命令・強制措置を行う。

4 火災防御活動

- (1) 火災の延焼状況に対応した消防力の配置を図り、火災の拡大防止に努める。
- (2) 火災がある程度の消防力の強化によって鎮圧可能である地域については、全部の鎮圧あるいは大火の発生防止を目標として、これに必要な対策を講ずる。
- (3) 火災の発生密度が大きく、大部分の延焼火災の鎮圧が不可能と予想される地域については、避難上の安全を確保するための消防活動を行う。
- (4) 避難者収容施設、救助物資の集積場所、救護所、災害対策実施上の中核機関、住民生活に直接影響を及ぼす公共機関等の施設について、優先的に火災防御活動を行う。

5 消防水利の確保

消防機関は、利用可能な消防水利を明記した水利マップ等により、火災現場の状況に応じた迅速、的確な消防水利の確保に努める。

資料編	○ 消防水利の現況
-----	-----------

第6 広域応援の要請

1 消防相互応援協定に基づく応援要請

村長又は消防長は、自らの消防力では災害防御が著しく困難と予想される場合にあっては、「新潟県広域消防相互応援協定」及び「緊急消防援助隊村上市消防本部受援計画」に基づき応援を要請す

る。

なお、「新潟県広域消防相互応援協定」に基づく応援要請は、協定に定める代表消防本部を通じて他市町村へ行う。(代表消防本部に応援要請を行うことができない場合は副代表消防本部)

資料編 ○ 村上市・関川村消防相互応援協定書

2 緊急消防援助隊の派遣要請

村長及び消防長は、「新潟県広域消防相互応援協定」に基づく応援をもってしても対応できないときは、次の事項を明らかにして、県を通じ、消防庁長官に応援要請(緊急消防援助隊の出動要請又は「大規模特別災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援要請等)を行う。(事後速やかに文書を提出する)

- (1) 火災状況、応援要請理由、応援の必要時間
- (2) 応援要請消防隊の部隊と人員
- (3) 村への進入路及び集結場所

第7 県消防防災ヘリコプターの緊急要請

火災が発生し、村長又は消防長がヘリコプターによる消火活動が最適と判断した場合は、「新潟県消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき、新潟県消防防災航空隊にヘリコプターの緊急運航の要請を電話で速報連絡する。

速報後、「消防防災航空隊出場要請書」を作成し、ファクシミリで(夜間の場合は翌朝)航空隊事務所へ送付する。

1 緊急運航の要請連絡先

○ 8時30分から17時15分まで

新潟県消防防災航空隊	【所在地】新潟市東区松浜町新潟空港内
	【電話】025-270-0263、0264、0395
	【FAX】025-270-0265
	【携帯電話】090-8943-9409、9410

○ 17時15分から8時30分まで

- | |
|---|
| ① 早朝の運航等を要請する場合は上記航空隊の携帯電話に連絡する |
| ② 夜間運航を要請する場合
県庁警備員室【電話】025-285-5511 |

2 緊急運航活動の内容

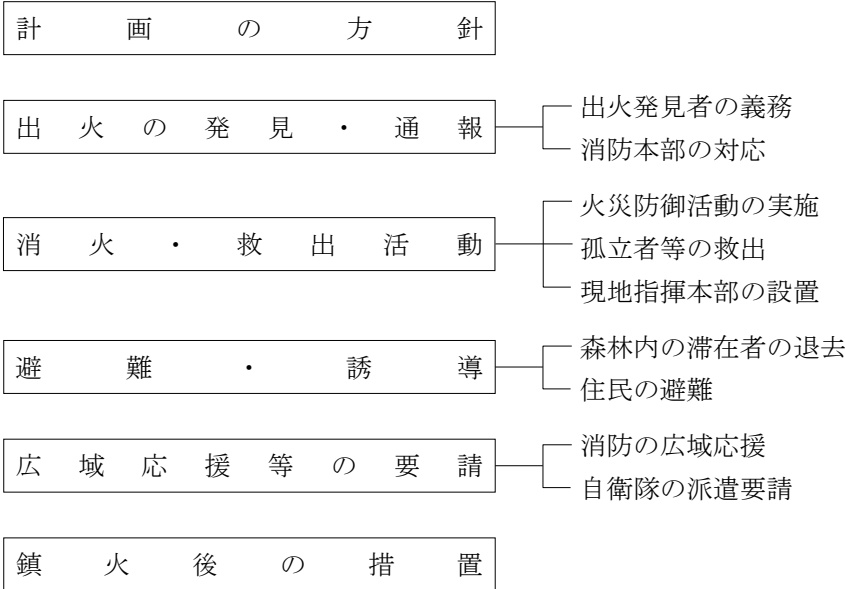
- (1) 災害応急対策活動
災害の状況把握、物資搬送等
- (2) 火災防御活動
火災等の消火、火災情報等の収集及び伝達、住民への避難誘導等の広報
- (3) 救急活動
傷病者等の搬送
- (4) 救助活動
災害・事故等における被災者の捜索・救助

資料編 ○ 消防防災航空隊出場要請書

第16節 林野火災応急対策計画

【関係課名 等】 ◎村上市消防本部、総務課

〔計画の体系〕



第1 計画の方針

林野火災から自然環境と住民の生命財産を守るため、出火の早期発見と延焼防止のための体制を整備し、村及び森林所有者・管理者、地域住民、消防機関、県その他関係機関が連携して消火・救助活動に当たる。

村は、消防ポンプによる消火活動のほか、消防防災ヘリコプターによる空中消火等の手段により早期鎮火に努める。また、消火活動による延焼防止が難しいと判断されるときは、森林所有者等と協議の上、林業関係者と協力して森林の伐開により臨時の防火帯を形成するなどして延焼を防止する。

林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断したときは住民に対し避難指示等を行い、警察等と協力して住民を安全に避難させる。

第2 出火の発見・通報

1 出火発見者の義務

森林・原野等で火災の発生を発見した者は、直ちに最寄りの消防機関に通報しなければならない。

また、発生した火災が微小な場合は、消防隊の到着までの間、地域住民等と協力して自身に危険が及ばない範囲内で初期消火活動に当たる。

2 消防本部の対応

(1) 通報を受けた消防機関は、直ちに火出位置を確認し、消防隊を出動させるとともに、次により関係機関に連絡し、所要の措置を要請する。

要 請 先	要 請 事 項
関川村消防団	消火活動、飛び火等による延焼警戒及び住民等の避難誘導のための出動
森林の管理者 (下越森林管理署村上支署)	火災情報の提供 森林内の作業員の安全確保及び消火活動への協力
県危機対策課	消防防災ヘリコプターの緊急運航
村上警察署	消防車両の通行確保のための交通規制
関 川 村	地域住民及び旅行者等の一時滞在者の安全確保

- (2) 火災が複数の消防本部の管轄区域に及ぶおそれがある場合は、速やかに当該隣接消防本部に連絡し、協力を要請する。

第3 消火・救出活動

1 火災防御活動の実施

現場に出動した消防隊は、関川村消防団、森林管理者、消防防災ヘリコプター等と協力して効果的な消火活動及び延焼阻止活動を行う。

(1) 情報収集

消防隊は、消防団とともに自ら火災の発生・延焼状況についての情報を収集するほか、現地の林業関係者や地域住民からも情報を求めて早期の状況把握に努める。また、現地に出動した消防防災ヘリコプターへ火災の延焼状況を空中から偵察し、地上の消防隊に情報を提供するとともに飛び火の警戒に当たるよう要請する。

(2) 消防水利の確保

林野火災では消防水利の確保が難しい場合が多いので、あらかじめ作成した消防水利マップにより最寄りの水源からの送水ルートの早期確保に努める。また、自然水利が得られない場合は、コンクリートミキサー車等、水を運搬できる車両を保有する事業者に消火用水の運搬について協力を依頼する。

(3) 消火活動の実施

消防隊は消防ポンプによる消火活動、背負いポンプ等を使った人海戦術による消火のほか、消防防災ヘリコプターによる空中消火等要請し、あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。また、消火活動による延焼阻止が難しいと判断する場合は、森林所有者等と調整の上、林業関係者と協力して森林の伐開により臨時の防火帯を形成するなどして延焼を阻止する。

2 孤立者等の救出

村は、現地に出動した消防防災航空隊へ、消防防災ヘリコプターにより火災現場を空中から偵察し、孤立した負傷者及び退路を断たれた者等を発見したときは、直ちに他の業務に優先して救助活動を行うよう要請する。

3 現地指揮本部の設置

火災の規模が大きく総員出動が必要な場合は、消防団長を本部長とする現地指揮本部を現場近くに開設し、消火活動等の指揮にあたる。

第4 避難・誘導

1 森林内の滞在者の退去

村・警察・消防団等は、林野火災発生の通報を受けたときは、直ちに村広報無線及び広報車等により火災発生区域周辺に広報を行い、登山者等の森林内の滞在者に速やかに退去するよう呼びかける。道に迷った者等に遭遇したときは安全な避難路を指示し、必要に応じて安全地帯まで誘導する。また、消防防災ヘリコプターへ空から避難の呼びかけを要請する。

2 住民の避難

村長は、林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断したときは住民に対し避難指示等を行い、警察等と協力して住民を安全に避難させる。

第5 広域応援等の要請

1 消防の広域応援

消火にあたる消防本部の消防長は、消防本部単独での対処が難しいと判断される場合は、「新潟県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に対し応援を要請する。

2 自衛隊の派遣要請

村長は、消防力だけでは当該林野火災への対処が難しい場合は、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。

第6 鎮火後の措置

消防機関は、林野火災鎮火後も再発に備えてなおしばらく警戒にあたる。

森林等の所有者・管理者は、焼失した林地が放置されて崩壊等を起こすことのないよう、速やかに植林や治山工事等の二次災害防止措置を行う。

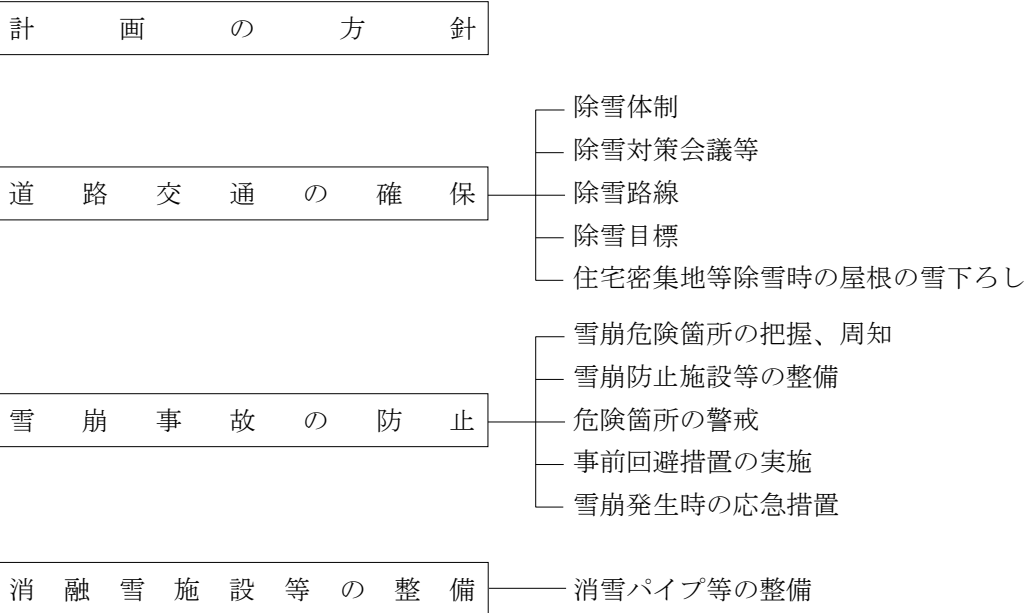
第17節 水 防 計 画

別に定める「関川村水防計画」による。

第18節 雪害対策計画

【関係課名 等】 ◎建設課、総務課

[計画の体系]



第1 計画の方針

村は、主要道路交通の確保を図り、公共施設の除雪対策を講ずるとともに、以下の諸対策の実施により、降雪に伴う被害を軽減し、産業、経済の振興と民生安定を図る。

第2 道路交通の確保

村は毎年道路除雪計画を定め、除排雪体制を整備し、雪害予防に努める。

1 除雪体制

村内の道路、公共施設及び住宅等の立地状況を勘案し、気象状況、積雪状況に応じた除雪体制を整える。

また、村は、短時間に局地的な大雪となる事態が発生した場合等における除雪、交通規制の実施、交通状況の情報発信等について、県・関係機関と広域的な連携・調整を行う体制の整備を図る。

2 除雪対策会議等

- (1) 冬期間における地域道路除排雪の円滑な実施を期すため、除雪対策会議等を行う。
- (2) 除雪対策会議等は、村、国、県の地域機関、警察署、学校、区長等の各代表をもって構成する。

3 除雪路線

路線の選定にあたっては、主な幹線道路、バス路線、地域的に主要な道路及び公共、公益施設への道路を主体として選定する。なお、融雪施設については計画的に整備・更新に努める。

4 除雪目標

交通確保の重要度に応じ、除雪路線ごとの除雪目標を定め、迅速・効率的な除雪を実施する。

5 住宅密集地等除雪時の屋根の雪下ろし

降雪が続く屋根の雪下ろしが必要となったときは、除雪対策会議等を行い、屋根の雪下ろし一斉作

業完了後、道路除雪作業を実施する。

第3 雪崩事故の防止

1 雪崩危険箇所の把握、周知

村における雪崩危険箇所数は、資料編「雪崩危険箇所一覧」とおりであるが、雪崩対策事業の効率的実施のためには、道路及び集落等に被害を及ぼすおそれのある雪崩危険箇所の的確な把握が必要である。したがって、村は、資料の収集・整理等可能な範囲で現地調査や聞き取り調査を組合せ、雪崩危険箇所の把握及び周知に努める。

なお、村は、住民に対して雪崩災害防止のため、雪崩に関する知識の啓蒙に努めるとともに、雪崩危険箇所の周知を図る。

資料編	○ 雪崩危険箇所一覧
-----	------------

2 雪崩防止施設等の整備

村は、雪崩施設の機能を十分に発揮できるよう、発生区、走路、堆雪区の各区における勾配、地形、土質、雪崩の種類等の条件を考慮し、対象物及び被防護物により適宜・適切な施設を選定し、雪崩防止施設等の整備に努める。

(1) 雪崩予防施設の整備

雪崩発生のおそれがあり、人的・物的被害が予想される箇所に対し、雪崩防止林・予防柵等の雪崩予防施設の設置に努め、雪崩災害発生の予防措置を図る。

(2) 雪崩防護施設等の整備

道路及び道路の附属施設の保全及び交通の安全を確保するため、防護柵・防護擁壁・雪崩割り・誘導工等の防護施設の整備に努め、雪崩災害発生の防止を図る。

(3) 砂防・治山の施設整備

雪崩・融雪等により、河川・沢等をせき止め、洪水・土石流災害を引き起こす原因となることから、砂防・治山等の施設整備に努める。

(4) 雪崩防止施設・設備の点検整備

雪崩防止施設の管理者は、雪崩防止施設の機能を有効に発揮させるために、積雪前に定期的に整備・点検に努める。

また、降雪時においては、積雪の状況を把握するとともに、積雪深計、雪崩監視装置の設置に努めるほか、パトロール及び巡視員等により整備・点検を行う。

3 危険箇所の警戒

(1) 村による監視

村は、雪崩危険箇所に近接している民家、不特定多数の者が利用する公共施設、集会施設及び旅館等を対象に、住民の生命の安全確保を図るため、雪崩監視装置の設置等を含め、適時に十分な監視警戒を行うよう警戒体制の整備を図る。

また、降雪等により住民生活に多大な支障をきたす道路については、関係機関と協議し路線の指定を行い、今後融雪施設の整備・更新を図る。

(2) 住民に対する指導

村は、住民に対して、居住地周辺の地形、積雪の状況、気象状況等に注意し、雪崩災害から自らの命を守るため相互に協力するとともに、雪崩の兆候等異常な事態を発見した場合は直ちに近隣住民及び村に通報し、必要に応じて自主的に避難をするよう指導を行う。

4 事前回避措置の実施

村は、次のとおり住民に対して雪崩情報の周知を行う。

- (1) 村は、気象状況、積雪の状況、危険箇所の巡視の状況等を分析し、雪崩の発生の可能性について住民に適宜広報を行い、注意を喚起する。
- (2) 雪崩発生により人家に被害が発生する可能性が高いと認めたときは、住民に対し避難の指示を行う。住民が自主的に避難した場合は、直ちに公共施設等に受け入れとともに十分な救援措置を講じる。

5 雪崩発生時の応急措置

- (1) 雪崩発生状況の把握及び被災者の救助

ア 村は、自らの巡視又は他の関係機関・雪崩巡視員・住民等からの通報により雪崩の発生を覚知したときは、直ちに被害の有無を確認し、県危機対策課へ状況を報告する。

イ 住民等が被災した場合は、直ちに消防署、消防団、警察署と連携し救助作業を行うとともに、必要に応じて県に自衛隊の派遣要請を依頼する。

ウ 住居を失った住民を公共施設等に受け入れ、十分な救援措置を講じる。

- (2) 鉄道・道路等施設等の被災時の対策

村は、雪崩による通行止めが長時間に渡り、列車・通行車両中に乗客・乗員等が閉じ込められる事態となったときは、運行事業者からの要請又は自らの判断により、炊き出し、毛布等の提供、避難施設への一時受け入れ等を行う。

- (3) 孤立集落住民の救助

県、警察本部は、雪崩の発生による交通途絶で集落の孤立が長期間に及ぶと認めたときは、ヘリコプターによる医師、保健師等の派遣又は医薬品、食料、生活必需品等の輸送、救急患者の救助、若しくは集落住民全員の避難救助を実施する。

- (4) 二次災害の防止

村は、雪崩が河川等他の施設に影響を与えている場合は、直ちに当該施設の管理者に通報し、二次災害等被害の拡大防止を要請する。

第4 消融雪施設等の整備

村は、道路交通の確保が必要と認められる道路、家屋及び家屋周辺における除排雪を可能とするため、消融雪施設等の整備を行う。

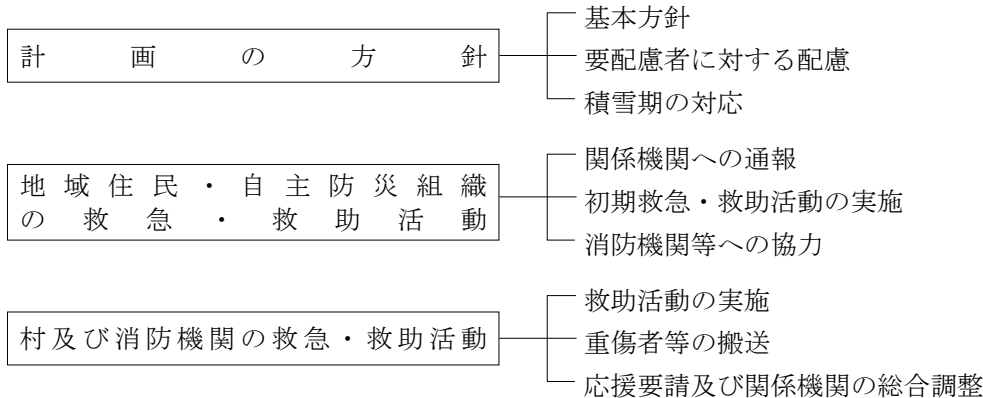
1 消雪パイプ等の整備

- (1) 人家連たん区域、交通量の多い交差点及び急坂路（6%以上）等、機械除雪作業の効率が著しく低下する道路に、消雪パイプの整備の推進に努める。
- (2) 消雪パイプは、降雪期前に点検整備を行うとともに、使用期間中においても定期的に維持管理を行う。

第19節 救急・救助活動計画

【関係課名 等】 ◎村上市消防本部、総務課、健康福祉課

〔計画の体系〕



第1 計画の方針

1 基本方針

村は、災害により被災した住民等に対し、県、県警察、消防、消防団、自主防災組織、地域住民及び医療機関等と連携して迅速かつ適切な救急・救助活動を行う。

2 要配慮者に対する配慮

地域住民、村及び消防本部等は、避難行動要支援者（障がい者、傷病者、要介護高齢者、妊産婦及び乳幼児等）の適切な安否確認を行い、救急救助活動を速やかに実施する。

3 積雪期の対応

積雪期における救急・救助活動については、地元消防団、自治組織等による速やかな初動対応が重要であり、村、消防団及び村上市消防本部は地域の実情に応じた適切な措置をとる。

第2 地域住民・自主防災組織の救急・救助活動

大災害発生時は、交通路の遮断や救急需要の同時多発により、救助隊の到着遅延や活動困難が予想されるため、被災地の地域住民及び通行人等災害の現場に居合わせた者は、救助すべき者を発見したときは、直ちに消防等関係機関に通報するとともに、協力して救出活動に当たる。

1 関係機関への通報

災害の現場に居合わせ、救助すべき者を発見した者は、直ちに消防等関係機関に通報しなければならない。電話等通常の連絡手段が使用できないときは、タクシー等の無線搭載車両に協力を依頼し、当該車両の運行者はこれに協力する。

2 初期救急・救助活動の実施

災害の現場に居合わせ、救助すべき者を発見した者は、自らの安全を確保したうえで可能な限り協力して救助活動にあたり、生き埋め者等の救出、負傷者の保護に当たらなければならない。このような初期救急・救助活動に当たっては、自主防災組織の活躍によるところが大きく、村は、自主防災組織の育成の推進に努める。

3 消防機関等への協力

災害の現場で消防等救急・救助活動を行う機関から協力を求められた者は、可能な限りこれに応じ

なければならない。

第3 村及び消防機関の救急・救助活動

1 救助活動の実施

- (1) 大災害発生時は、消防職員及び消防団員は、直ちに自主的に担当部署に参集するものとし、消防署関川分所及び消防団の指揮者は直ちに救助隊を編成する。
- (2) 部隊の運用に当たっては、要救助対象者が同時多発している事態を考慮し、出動対象の選択と優先順位の設定、現地での住民の労力の活用等、効率的な救助活動の実施に努める。
- (3) 村は、直ちに村上市岩船郡医師会等と協力して学校等に救護所を開設し、近隣で発生した負傷者等の救護に当たる。
- (4) 県等からの要請により、県内の災害派遣医療チーム（新潟DMAT）は、災害現場等に迅速に駆けつけ、消防機関等と連携した救命処置（トリアージ、緊急治療、患者搬送等）の活動を行う。

2 重傷者等の搬送

負傷者等の手当ては、できるだけ最寄りの医療機関や村が開設した救護所等現地ですみやかに行う。重傷者等の病院への搬送が必要な場合は、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて警察に協力を求める。

なお、救急車により直接病院へ搬送することが困難と判断されるときは、県に対して県消防防災ヘリコプターや県警ヘリコプターによる病院への搬送を要請する。また、必要があるときは「ドクターヘリ基地病院」にドクターヘリの派遣を要請する。

消防防災ヘリコプターの緊急運航要請手続きは、**本章 第15節「消火活動計画」**（P157～）による。

3 応援要請及び関係機関の総合調整

村及び村上市消防本部は、管内の消防力等で対応できない場合は、必要に応じて「新潟県広域消防相互応援協定」及び「新潟県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、県内広域消防相互応援部隊及び緊急消防援助隊並びに自衛隊等の応援を要請し、必要な救急・救助体制を迅速に確保する。

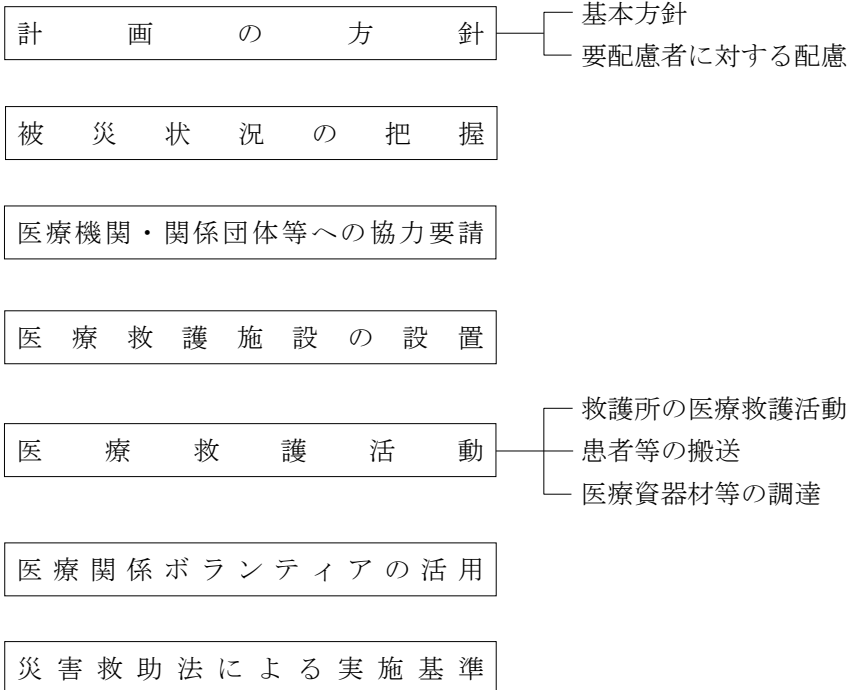
災害現場で活動する関係機関の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順・情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

資料編	○ 災害時における相互援助協定
-----	-----------------

第20節 医療救護活動計画

【関係課名等】 ◎健康福祉課、総務課、村上市消防本部

〔計画の体系〕



第1 計画の方針

1 基本方針

村は、県、他市町村、医療機関及び医療関係団体と緊密な連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む）救護を行う。

2 要配慮者に対する配慮

要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、村及び消防本部は、県、医療機関及び医療関係団体と連携し、要配慮者への医療救護活動を円滑に行う。

第2 被災状況の把握

災害発生時に迅速かつ的確な医療を提供するためには正確な情報の把握が最も重要であることから、村は発災直後に医療機関、消防機関等から次の事項について情報収集を行う。

- (1) 医療機関の施設・設備の被害状況
- (2) 負傷者等の状況
- (3) 診療（施設）機能の稼働状況
(※人工透析実施の医療機関にあつては、人工透析機器の稼働状況及び稼働見込み)
- (4) 医療従事者の確保状況
- (5) 救護所の設置状況
- (6) 救護所及び医療機関への交通状況
- (7) 医療資器材等の需給状況

第3 医療機関・関係団体等への協力要請

村は、負傷者等の情報等を得た場合で必要があると認めたときは、直ちに医療機関、医療団体等へ医療救護の協力を要請する。

その場合、村上保健所長が災害医療コーディネーターとなり、被災地での医療救護の県の窓口として、被災地の被災状況等の情報収集・提供や医療全般にわたる要請に対応するとともに関係機関との連携による災害時医療の企画・調整を行なう。

第4 医療救護施設の設置

村は、被災状況に応じて、避難施設に指定した学校の保健室などの救護所予定施設に救護所を設置する。設置に当たっては村上市岩船郡医師会に協力を依頼する。救護所は、新潟DMAT（災害派遣医療チーム）の活動拠点としても機能する。

第5 医療救護活動

村は、地域住民の生命、健康を守るため医療救護活動を行う。

1 救護所の医療救護活動

村は、設置した救護所において次の医療救護活動を行い、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。

- (1) 初期救急医療（トリアージ〔治療の優先順位による患者の振り分け〕を伴う医療救護活動）
- (2) 災害拠点病院（地域災害医療センター及び基幹災害医療センター）への移送手配
- (3) 医療救護活動の記録
- (4) 死亡の確認
- (5) 救護所の患者収容状況等の活動状況の把握

2 患者等の搬送

救護所等において、医療又は助産救護を行った者のうち、収容する必要がある者を村内病院等医療機関に収容するが、処置が困難な重症者が発生し、村内病院等では対応が困難等の場合は、地域災害医療センター（「村上総合病院」）又は基幹災害医療センター（「新潟大学医歯学総合病院」、「長岡赤十字病院」）に搬送する。

搬送方法は、本章 第13節「輸送計画」（P149～）による。

3 医療資器材等の調達

村は、医療救護活動に必要な医療資器材等の調達を次の方法により行う。

- (1) 応援協定締結市町村に必要な医療資器材や要員を要請する。
- (2) 村内等の業者から調達する。
- (3) 県に支援の要請をする。

資料編	○ 災害時における相互援助協定
-----	-----------------

第6 医療関係ボランティアの活用

県及び村は、災害救援ボランティア推進対策協議会及び関川村社会福祉協議会と連携し、医療関係ボランティアの正確な把握を行い、救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用する。

第7 災害救助法による実施基準

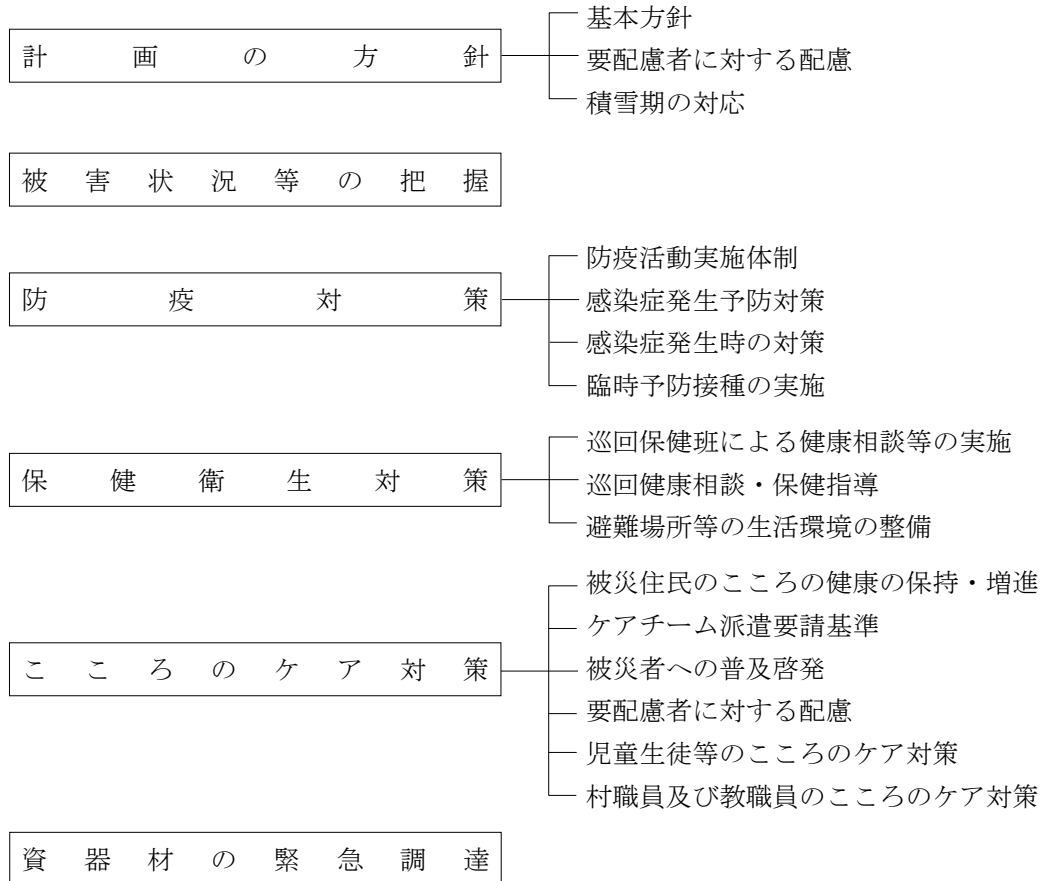
医療及び助産における費用の限度額、期間等については、資料編「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表のとおりとする。

資料編	○ 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表
-----	-----------------------------

第21節 防疫及び保健衛生計画

【関係課名 等】 ◎健康福祉課、教育課

〔計画の体系〕



第1 計画の方針

1 基本方針

- (1) 災害時においては、生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力の低下等により、心身の健康に不調を来し、感染症が発生しやすくなることから、村は防疫・保健衛生対策の円滑な実施を図る。
- (2) 住民は、医療・保健の情報を積極的に活用し、自らの健康管理に努めるとともに、相互に助け合い、居住地域の衛生確保に努める。
- (3) 村は、災害等の発生時の被災地区における被災者の避難状況を把握し、消毒等の防疫及び保健衛生上必要な対策をとる。
- (4) 村は、被害状況の把握を行い、災害等の発生時の被災地区における感染症患者の早期発見、食品の衛生監視、栄養指導等の防疫及び保健衛生対策を的確に実施する。

2 要配慮者に対する配慮

村は、避難行動要支援者及び人工透析患者等に対して互いに連携して、健康状態を把握、医療・保健情報を提供するとともに保健指導を実施する。

3 積雪期の対応

冬期間は、気温の低下等により身体の不調を来しやすいことから、村は、避難所等の採暖に配慮す

る。

雪が障害となり防疫資器材の搬出や運搬に支障を来す場合があることから、定期的に積雪状態や道路状況等について点検を行い、除雪や運搬計画等に万全を期する。

第2 被害状況等の把握

風水害等の発生時における防疫及び保健衛生対策を的確に実施するために、村は、次の事項について、被害状況等の把握に努める。

- (1) ライフラインの被害状況
- (2) 避難所の設置及び収容状況
- (3) 仮設トイレの設置及び浸水家屋の状況
- (4) 防疫保健衛生資器材取扱店及び格納倉庫の被害状況
- (5) 食品及び食品関連施設の被害状況
- (6) 集団給食施設の被害状況

第3 防疫対策

災害発生時における防疫対策は、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われるので、村は県と緊密に連携をとり、防疫対策を迅速かつ強力に実施する。

1 防疫活動実施体制

村は被災の規模に応じて、防疫組織を編成し、迅速かつ適切な防疫活動を行う。

2 感染症発生予防対策

村は、感染症の発生を未然に防止するため、避難所、浸水地区、衛生状態の悪い地区を中心に次の感染症発生予防対策を実施する。

- (1) パンフレット、リーフレット等を利用して、被災者の健康管理について、飲み水、食物の注意、手洗い、うがいの勧奨を指導するとともに、台所、トイレ、家の周りの清潔、消毒方法を指導する。
- (2) 道路、溝渠、公園等の公共の場所を中心に清潔対策を実施する。なお、清潔方法の実施に当たっては、ごみの処理、し尿の処理を重点に実施する。
- (3) トイレ、台所等を中心に消毒を実施する。
- (4) 県が定めた地域内でネズミ属や昆虫等の駆除を行う。

3 感染症発生時の対策

- (1) 村内において感染症患者又は無症状病原体保有者（以下「感染症患者等」という）が発生したときは、速やかに県に連絡し、必要な指示を受ける。
- (2) 台所、トイレ、排水口等の消毒を実施する。汚物、し尿等については消毒後に処理する。
- (3) 県が感染症の病原体に汚染された疑いがある生活の用に供される水の使用又は給水を制限又は禁止した場合には、その指示に従って水の利用者に対して生活の用に供される水を供給する。

4 臨時予防接種の実施

県から臨時予防接種を行うよう指示があった場合には、村がそれを行う。

第4 保健衛生対策

生活環境の激変による被災者の健康状態の悪化に対応するため、被災の程度等により村だけで対応できない場合には、村上地域振興局健康福祉部と連携し、避難場所等の衛生環境状態を良好に保つと

ともに、被災者の健康状態を把握し、被災に伴う健康障害を予防し、被災者自らが健康な生活を送れるよう支援する。

1 巡回保健班による健康相談等の実施

村は、村上地域振興局健康福祉部と連携して、村の保健師を中心として、必要に応じて医師、栄養士、精神保健福祉相談員、歯科衛生士等による巡回保健班を編成し、被災地区の避難所、仮設住宅等を巡回し、健康相談、保健指導及び生活環境の整備を行う。

2 巡回健康相談・保健指導

巡回健康相談に当たっては、避難行動要支援者の健康確保を最優先とし、次により被災者の健康状態の確認と必要な保健指導を実施する。

- (1) 避難行動要支援者及び人工透析患者等の健康状態の把握と保健指導
- (2) 結核患者、難病患者、精神障害者等に対する保健指導
- (3) インフルエンザ等の感染症予防の保健指導
- (4) 有症状者への受診勧奨、悪化予防の保健指導
- (5) 不安の除去等メンタルヘルスへの対応
- (6) 口腔保健指導

3 避難場所等の生活環境の整備

村は、県と連携して、避難所、仮設住宅等において次の状況を把握するとともに、生活環境の整備に努める。

- (1) 食生活の状況（食中毒の予防等への対応）
- (2) 衣類、寝具の清潔の保持
- (3) 身体の清潔の保持
- (4) 室温、換気等の環境
- (5) 睡眠、休養の確保
- (6) 居室、トイレ等の清潔
- (7) プライバシーの保護
- (8) 更衣室、授乳室の整備

第5 こころのケア対策

1 被災住民のこころの健康の保持・増進

避難所等における被災住民の精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するとともに、急性ストレス障害やうつ、長引く被災生活による精神的不調等に適切に対応して被災住民のこころの健康保持・増進に努める。こころのケア対策の窓口は福祉担当課とする。

2 こころのケアチーム派遣要請基準

村は、大規模災害で復興に時間を要し、支援が長期にわたり、被災住民への対応が村だけでは困難と判断される場合は、県に対し、こころのケアチームの派遣等の支援を要請する。

3 被災者への普及啓発

村は、県が災害発生から24時間以内にパンフレット、ポスター、ホームページ等により発表する次の情報について、速やかに収集・把握し、避難所への掲示、被災者への配布等情報の周知を図る。

- (1) 被災時のこころの健康についての正しい知識
- (2) 県精神保健福祉センターが開設する「こころのケアホットライン」等の支援情報

4 要配慮者に対する配慮

災害によるダメージを受けやすい乳幼児、高齢者、障がい者及び災害遺族等に対しては、こころのケアチーム等の支援を行うに際し、特にきめ細かな支援を行うよう十分配慮する。

5 児童生徒等のこころのケア対策

市教育委員会は、県教育委員会と連携して、避難所・各学校等における被災児童生徒等の精神的健康状況を迅速かつ適切に把握し、PTSD等のストレス障害やうつ、長引く被災生活による精神的不調等へ適切に対応して被災児童生徒等の心の健康の保持・増進に努める。また、必要に応じてケアチーム派遣等の支援を県教育委員会に要請する。

学校においては、養護教諭や学級担任を核としながら、全校体制で児童生徒観察・見取り、保護者との情報交換を密に行い、心のケアを早急に必要児童生徒等の把握に努める。

6 村職員及び教職員のこころのケア対策

(1) 村職員の心のケア対策

災害復興業務に従事する村職員は、災害直後から過酷な状況の中で、様々な支援活動に従事しなければならない。このような特殊な環境の下での支援活動は、オーバーワークになりがちで、身体的にも精神的にも疲弊を来しやすい。そのため、体だけではなくこころの健康のためにも、職員の健康管理担当部署との連携を図り、休養が確保できる勤務体制を早期に確立する。また、被災時のこころの健康についての情報も、早期に村職員に対し伝達する。

(1) 教職員の心のケア対策

学校管理下における児童生徒等の指導だけでなく、緊急な業務を的確に行わなければならない教職員は、災害直後から過酷な状況の中で、学校教育活動を再開するための、さまざまな業務に従事しなければならない。このような特殊な環境の下での業務は、オーバーワークになりがちで、身体的にも精神的にも疲弊を来しやすい。そのため、体だけでなく心の健康のためにも、県教育委員会等の支援を得ながら、休養が確保できる勤務態勢を早期に確立する。また、災害時のこころの健康についての情報も、早期に教職員に対し伝達する。

第6 資器材の緊急調達

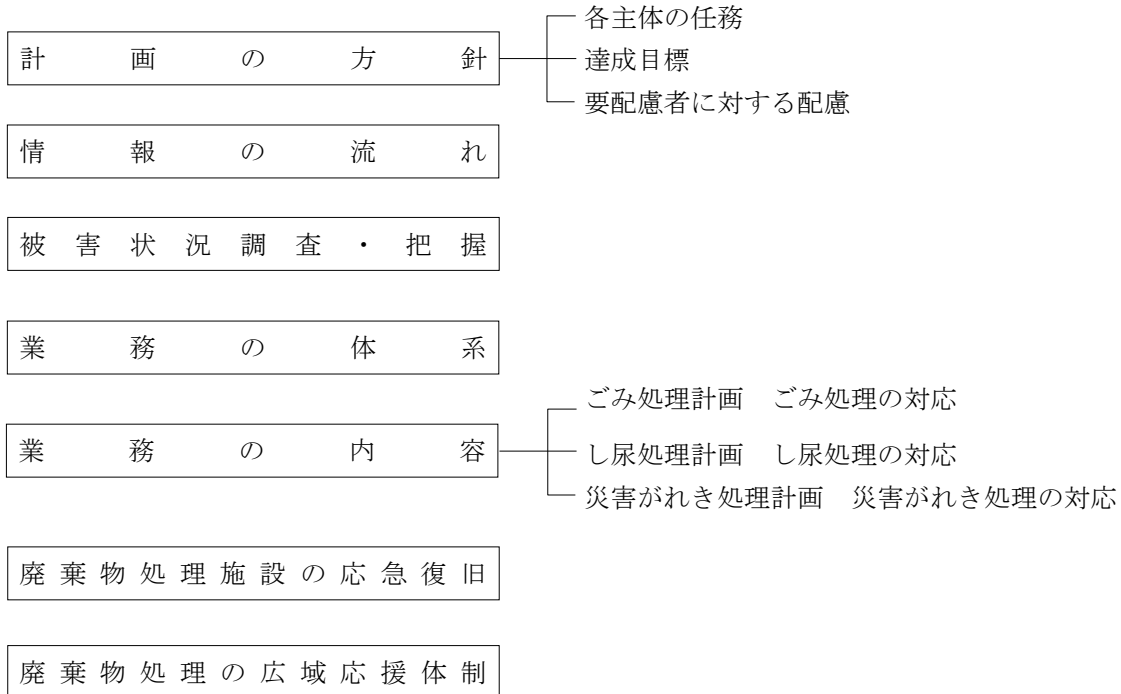
村は、防疫資器材等が不足の場合には、応援協定に基づき、協定締結市町村から必要な防疫資器材等を調達するほか、状況によっては村上地域振興局健康福祉部に要請する。

資料編	○ 災害時における相互援助協定
-----	-----------------

第22節 廃棄物処理計画

【関係課名 等】 ◎住民税務課、地域政策課、建設課、総務課

〔計画の体系〕



第1 計画の方針

1 各主体の責務

(1) 住民の責務

ア ごみ処理

- (ア) 避難所での生活ごみについて、村の指示する分別等のごみの排出に協力する。
- (イ) 家庭からの生活ごみ及び粗大ごみについて、村の指示する分別、指定場所へのごみの排出等に協力する。
- (ウ) ごみの野焼き、災害ごみ排出指定場所等への便乗ごみ（災害により発生したごみ以外のごみ）の排出、不法投棄等は行わない。

イ し尿処理

避難所の仮設トイレ等について、村の指示に従い、使用方法や維持管理等の公衆衛生面での対応やし尿の収集に協力する。

(2) 村の責務

ア ごみ処理

- (ア) ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、必要に応じ仮置場を設置するなど、復旧までの処理体制を整備する。
- (イ) 避難者の衛生面での支障が生じないように、避難所の生活ごみの収集体制を整備する。
- (ウ) 被害規模に応じた実行計画（ごみ処理対策）を策定する。
- (エ) ごみの発生量を予測し、必要に応じ、仮置場及び最終処分場を確保する。
- (オ) ごみの収集方法を決定し、速やかに住民に周知する。この際、排出時の分別について十

分周知を行う。

- (カ) ごみの処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限り減量化とリサイクルに努める。
- (キ) 仮置場においては、廃棄物の飛散流出防止、悪臭や害虫の発生防止、火災の防止、不法投棄対策、必要に応じた消毒の実施等、適切な管理を行う。また、有害廃棄物・危険物の適切な分別・保管により安全の確保及び環境汚染の未然防止を図るほか、廃棄物に石綿の付着・混入が疑われる場合は、湿潤化等により飛散防止の措置を講ずる。
- (ク) 大量のごみが一時に排出されるおそれがある場合は、収集作業の効率化を図るため、警察の協力（交通規制）も得て、仮置場までの運搬ルート of 確保を行う。
- (ケ) ごみの収集及び処理が困難と判断した場合は、速やかに近隣市町村、県に広域支援を要請する。

イ し尿処理

- (ア) し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、復旧までの処理体制を整備する。
- (イ) 避難所等の避難者の概数及び仮設トイレの設置状況の把握を行い、収集体制を整備する。
- (ウ) 被害規模に応じた実行計画（し尿処理対策）を策定する。
- (エ) し尿の収集及び処理が困難と判断した場合は、速やかに近隣市町村、県に広域支援を要請する。

ウ 災害がれき処理

- (ア) 隣家への倒壊、道路への支障など、緊急を要する危険家屋については、必要に応じ、自衛隊の協力も得て優先的に解体処理を実施する。
- (イ) 被害規模に応じた実行計画（がれき処理対策）を策定する。
- (ウ) 災害がれきの発生量を予測し、必要に応じ、仮置場及び最終処分場を確保する。
- (エ) 災害がれきの処理方法を決定し、速やかに住民に周知する。
- (オ) 災害がれきの処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限り減量化とリサイクルに努める。
- (カ) 仮置場においては、廃棄物の飛散流出防止、悪臭や害虫の発生防止、火災の防止、不法投棄対策、必要に応じた消毒の実施等、適切な管理を行う。また、有害廃棄物・危険物の適切な分別・保管により安全の確保及び環境汚染の未然防止を図るほか、廃棄物に石綿の付着・混入が疑われる場合は、湿潤化等により飛散防止の措置を講ずる。
- (キ) 損壊家屋が多数にのぼる場合は、住民の混乱を避けるため、必要に応じ解体から処理まで指定業者のあっせん、受付窓口の設置など、計画的な処理体制を構築する。
- (ク) 災害がれきの収集及び処理が困難と判断した場合は、速やかに近隣市町村、県に広域支援を要請する。

(3) 県の責務

- ア 必要に応じ災害廃棄物処理実行計画を策定する。
- イ 村の要請に応じ、災害ごみ、し尿処理等の広域支援体制を整備する。
- ウ 県及び他市町村の職員の応援派遣等により村を支援する。
- エ 村が行う災害廃棄物処理対策に対する技術的な援助を行う。

オ 村から災害廃棄物処理に関する事務の一部を委託された場合には、その事務を実施する。

2 廃棄物の処理目標

(1) 生活ごみ収集

河川の決壊等により、泥水を被った生活ごみ等は、腐敗が早いことから、おおむね2日～3日以内に開始し、5日～7日以内での収集完了に努める。

(2) し尿収集

し尿の収集は、おおむね24時間以内に開始する。

(3) がれき類の収集

がれき類の収集は、おおむね1か月以内に開始する。

3 要配慮者に対する配慮

避難行動要支援者の家庭からのごみ収集等へのボランティアの派遣について、村ボランティアセンターとの調整を図る。

第2 情報の流れ

1 被災地から

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者	村	・ごみ、し尿収集のニーズ
村	県	・広域支援の必要性
県	協定先・団体	・広域支援の要請

2 被災地へ

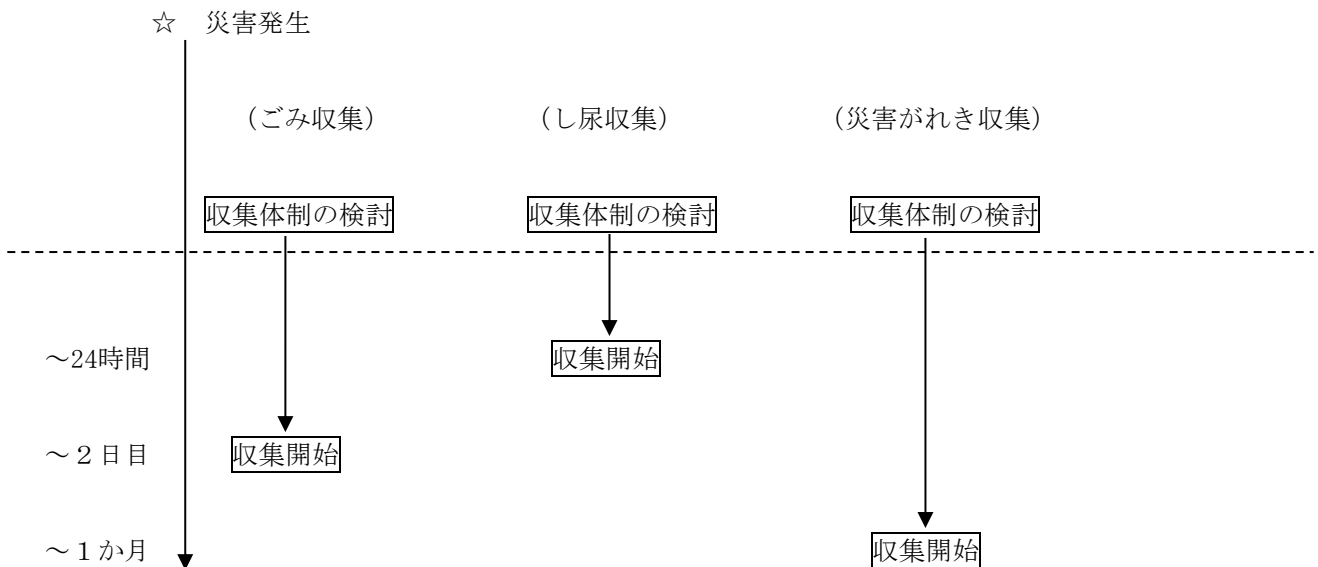
情報発信者→情報受信者		主な情報内容
県	村	・広域支援の情報
村	避難所、避難者	・ごみ、し尿の収集情報

第3 被害状況調査・把握

(1) 村は、速やかに被害状況を把握するため、調査地域、調査対象施設・設備及び調査者を明確にした調査体制を整備する。

(5) 村は、関係施設等の被害状況を早急に収集し、新潟県環境局資源循環推進課に報告する。

第4 業務の体系



第5 業務の内容

1 ごみ処理の対応

実施主体	対策	協力依頼先
被災者	1 村が行う避難所等のごみの分別及び排出に協力する。 2 各家庭においては、村の指示に従い、ごみの分別及び排出を行う。	村
村	1 実行計画書の策定、ごみ収集体制の整備 廃棄物処理施設の被害状況とそれに伴う稼働見込み(処理可能数量)及び村内収集委託・許可業者の収集能力を速やかに把握するとともに、ごみの発生量等を予測し、被害規模に応じた実行計画(災害ごみ処理対策)を策定し、収集体制を整備する。 2 仮置場の設置・管理 必要に応じて仮置場候補地の中から仮置場を選定し、設置・管理を行う。 3 運搬ルートの確保 大量の災害廃棄物が一時的に排出されるおそれがある場合など、収集作業や仮置場での搬入作業の効率化を図るため、警察の協力(交通規制)を得た中で、処理場までの運搬ルートの確保を行う。 4 住民への周知等 ごみの処理・収集を円滑に行うため、自主防災組織や避難所の自主組織等を通じて、住民等に次のことを周知する。 ① ごみの収集が困難となり、通常の収集ができない地区については、従来のステーションにはごみは出さないこと。 ② ごみの収集が可能な収集路線の周知と、通常の収集ができない地区については、臨時収集場所を指定し、搬入等協力を求めること。 ③ ごみは、生ごみ、可燃ごみ、不燃ごみ及びガラスビン等に分類しておくこと。	県、近隣市町村、協定団体等、村ボランティアセンター

	④ 当面は、生ごみの処理を優先して行うこと。 ⑤ 収集が不可能な場合は、暫定的な積み置き、あるいは家庭内での一時保管とすること。 ⑥ 交通の妨げとなるような廃棄物を道路上に出さないこと。 5 ごみの収集・処理 必要に応じて、ボランティアの派遣要請を行い、開設された避難所等の生活ごみの収集・処理場又は仮置場への搬送を行う。 6 応援の要請 ごみの収集及び処理が困難な場合は、県との災害廃棄物等の処理に関する相互応援に関する協定に基づき応援要請するとともに、場合によっては民間団体等にも応援を要請する。	
県	1 村からの要請に基づき、広域支援体制を整備する。 2 必要に応じて職員を派遣し、ごみ処理対策を支援する。	協定団体等、環境省関東地方環境事務所、他都道府県、県内市町村
環境省関東地方環境事務所	1 必要に応じ、職員を派遣し、村の初動対応を支援する。 2 ブロック協議会構成員を中心とした連携・協力体制を構築する。	
新潟県環境整備事業協同組合	村及び県からの要請に基づき、現地での災害ごみの収集に協力する。	
(一社)新潟県産業資源循環協会	村及び県からの要請に基づき、災害ごみの収集・処理に協力する。	
(公財)新潟県環境保全事業団	県からの要請に基づき、災害ごみの処理に協力する。	

※ 応援要請先

- 県
- 県内市町村
- 新潟県環境整備事業協同組合
- (一社)新潟県産業資源循環協会
- (一社)新潟県解体工事業協会
- 村廃棄物収集運搬委託・許可業者
- 村建設業協会
- 災害ボランティアセンター

2 し尿処理の対応

実施主体	対策	協力依頼先
被災者	仮設トイレの維持管理に協力し、村のし尿収集に協力する。	村
村	1 実行計画書の策定 し尿処理施設の被害状況とそれに伴う稼働見込み(処理可能数量)及び収集業者の収集能力を速やかに把握するとともに、し尿の発生量等を予測し、被害規模に応じた実行計画(し尿処理対策)を策定し、収集体制を整備する。 2 快適なトイレ利用の確保	県、協定団体等

	避難所等に職員を派遣して避難者の概数を把握した上で、仮設トイレの必要数を把握し、設置する。 また、必要な仮設トイレ等を確保できない場合は、県に支援を要請するほか、民間団体等にも応援を要請する。なお、仮設トイレ等の設置に当たっては、次の点に留意する。 ① 避難所においては、要配慮者優先の利用区分及び災害用トイレの使用方法等の周知を行うとともに、トイレの設置箇所の工夫、利用介助の実施等により、要配慮者のトイレ利用に配慮する。 ② トイレの衛生対策に必要な物資を供給するとともに、避難所の状況に応じて避難者や避難所運営ボランティアの協力を得ながら定期的な清掃を行い、トイレの清潔を保持する。 ③ 仮設トイレの設置に時間を要することも考慮し、携帯トイレ等の備蓄に努めるとともに、携帯トイレ等の適切な利用方法を周知する。 ③ 避難所の運営が長期にわたる場合、避難所の状況に応じて、トイレ利用の快適性向上のため、自己処理トイレを設置する。 3 住民への周知等 し尿の処理・収集を円滑に行うため、自主防災組織や避難所の自主組織等を通じて、住民等に次のことを周知する。 ① 被災等により住居において用を足すことができなくなった場合、浄化槽設置施設等で用を足すように努めること。 ② 浄化槽設置家庭及び施設等は、被災当初給水が止まることが考えられるので、河川や水路から水を汲み置きして使用するよう努めること。 4 し尿の収集・処理 避難所のトイレ利用状況に応じて、定期的にし尿のくみ取りを実施する。し尿の収集、処理が間に合わないときは、関係業界の協力を得て、仮設トイレ（共同便所）又は臨時の貯留施設を設置し、その設置場所を周知する。 5 応援の要請 し尿の収集及び処理が困難な場合は、協定等に基づき、県等に対して応援を要請する。	
県	1 村からの要請に基づき、広域支援体制を整備する。 2 必要に応じ、職員を派遣し、し尿処理対策を支援する。	協定団体等、 環境省関東地方環境事務所、 他都道府県、 県内市町村
環境省関東地方環境事務所	1 必要に応じ、職員を派遣し、村の初動対応を支援する。 2 ブロック協議会構成員を中心とした連携・協力体制を構築する。	
新潟県環境整備事業協同組合	村及び県からの要請に基づき、現地でのし尿収集に協力する。	
(一社)新潟県浄化槽整備協会	村及び県からの要請に基づき、浄化槽の被害調査及び応急復旧に協力する。	

※ 応援要請先

○県

○県内市町村

○新潟県環境整備事業協同組合

○村廃棄物（し尿）収集運搬業者

3 災害がれき処理の対応

実施主体	対策	協力依頼先
被災者	村の指示に従い、損壊家屋の解体後の災害がれきの処理に協力する。	村
村	1 実行計画書の策定 廃棄物処理施設の被害状況とそれに伴う稼働見込み（処理可能数量）及び災害がれき類の発生量等を把握し、被害規模に応じた実行計画（災害がれき類処理対策）を策定する。 2 仮置場の設置・管理 必要に応じて仮置場候補地の中から災害がれきの仮置場を選定し、設置・管理を行う。 3 運搬ルートの確保 大量の災害がれき類が一時的に排出されるおそれがある場合など、収集作業や仮置場での搬入作業の効率化を図るため、警察の協力（交通規制）を得た中で、収集場までの運搬ルートの確保を行う。 4 住民への周知等 災害がれき類の処理方法等について住民等に周知する。 5 災害がれき 損壊家屋の災害がれき等については、原則として被災者自らが、村が指定する収集場所に搬入することが望ましいが、大量に災害がれき類が発生した場合、村が状況を把握し、産業廃棄物処理業者等に依頼し、処理する。 6 応援の要請 災害がれき類の収集及び処理が困難な場合は、県の協定に基づき応援要請するとともに、場合によっては民間団体等にも応援要請する。 なお、緊急を要する危険家屋の解体については、必要に応じ、県を通じて自衛隊に要請する。	県、 協定団体等、 自衛隊
県	1 村からの要請に基づき、広域支援体制を整備する。 2 必要に応じ、職員を派遣し、災害がれき処理対策を支援する。	協定団体等、 環境省関東地方環境事務所、 他都道府県、 県内市町村
環境省関東地方環境事務所	1 必要に応じ、職員を派遣し、村の初動対応を支援する。 2 ブロック協議会構成員を中心とした連携・協力体制を構築する。	
自衛隊	県からの要請に基づき、災害がれきの処理、緊急を要する危険家屋の解体を支援する。	
（一社）新潟県産業資源循環協会	村及び県からの要請に基づき、災害がれきの収集、処理に協力する。	
（一社）新潟県	村及び県からの要請に基づき、損壊家屋の解体に協力	

解体工事業協会	する。	
(公財)新潟県 環境保全事業団	県からの要請に基づき、災害がれきの処理に協力する。	

※ 応援要請先

- 県
- 県内市町村
- 新潟県環境整備事業協同組合
- (一社)新潟県産業資源循環協会
- (一社)新潟県解体工事業協会
- 村廃棄物収集運搬委託・許可業者
- 村建設業協会
- 災害ボランティアセンター

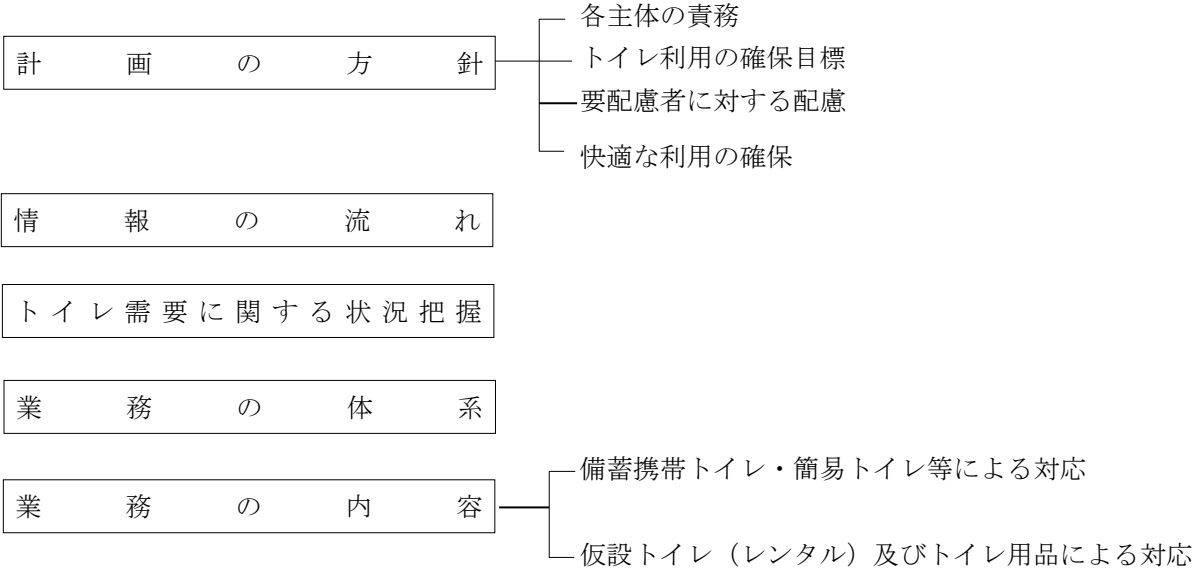
第6 廃棄物処理の広域応援体制

- (1) 村は、被災時における廃棄物の排出量及び収集、処理能力等を想定の上、近隣市町村と相互応援体制の整備に努める。
- (2) 村は、広範囲の被災により近隣市町村による相互応援体制が維持できない場合を想定した広域応援体制の整備に努める。

第23節 トイレ対策計画

【関係課名 等】 住民税務課、健康福祉課

[計画の体系]



第1 計画の方針

1 各主体の責務

(1) 住民・企業等の責務

災害発生から「最低3日間、推奨1週間」分の必要な携帯トイレは、原則として家庭及び企業等における備蓄で賄う。

(2) 村の責務

ア 避難所及びトイレの使用が困難な地域の被災者のトイレ利用を確保する（被災者への供給を行う。）。

イ 職員の配置・巡回により、避難所の状況及び上下水道等の利用可能状況を調査し、被災者のトイレ利用に関する需要を把握する。

ウ 自力で必要な仮設トイレ等を確保できない場合は、県に支援を要請する。

エ 避難所トイレ及び公衆トイレを衛生的に使用するための管理を行う。

(3) 県の責務

村の把握したニーズや被災の状況に応じて、仮設トイレ等の資機材の調達、輸送の代行、各種トイレの供給可能情報の提供、トイレの継続的な機能確保等について村を支援する。

2 トイレ利用の確保目標

(1) トイレ利用の確保

トイレ利用の確保は、おおむね次の計画を目安とする。

避難所開設後 ～12時間	● 避難所公共トイレの使用 ● 備蓄の携帯トイレ・簡易トイレによるトイレ確保 ● 県内他市町村が備蓄しているトイレを広域応援により調達
-----------------	---

〃 ～1日目程度	● 企業・団体から仮設トイレを調達（県内流通在庫）
〃 12時間～2日目程度	● 企業・団体から仮設トイレを調達（県外流通在庫）
〃 2日目程度～	● 需要に応じてトイレ追加・再配置 ● 需要に応じて、トイレの使用が困難な地域の被災者へ携帯トイレ・簡易トイレを供給

(2) トイレ用品の確保

トイレットペーパー等のトイレ用品の調達は、需要の把握からおおむね24時間以内に行う。

(3) トイレ管理の実施

トイレを衛生的に管理する避難所運営体制を、おおむね24時間以内に確立する。

3 要配慮者に対する配慮

(1) 避難所に要配慮者用トイレが設置されていない又は使用ができない場合は、要配慮者用簡易トイレを配備（おおむね24時間以内）する。

(2) 避難所においては、トイレの設置箇所の工夫、利用介助の実施等により、要配慮者のトイレ利用に配慮する。

(3) 要配慮者特有の需要（段差の解消、手すりの設置等）が見落とされないよう配慮する。

4 快適な利用の確保

(1) 村は、避難者に対して、要配慮者優先の利用区分及び災害用トイレの使用方法等の周知を行い、トイレの円滑な利用を図る。

(2) 村は、トイレの洗浄水、手洗い用水、トイレットペーパー、消毒剤、脱臭芳香剤等トイレの衛生対策に必要な物資を供給するとともに、避難所の状況に応じて避難者や避難所運営ボランティアとの連携の下で定期的な清掃を行い、トイレの清潔を保持する。

(3) 村は、避難所のトイレ利用状況に応じて、定期的にし尿のくみ取りを実施する。

(4) 村は、避難所の運営が長期にわたる場合、避難所の状況に応じて、トイレ利用の快適性向上のため、自己処理トイレを設置する。

(5) 村は、トイレが利用しやすい設置箇所の検討、洋式便座や温水洗浄便座の積極配置、女性や子どもに対する安全やプライバシーの確保、脱臭、照明、採暖等トイレを快適に利用するための配慮を行い、必要な物資を供給する。

第2 情報の流れ

1 被災地から

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者	村	・被災地ニーズ
村	県	・集約された被災地ニーズ
県	企業、団体	・調達情報

2 被災地へ

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
県	村	・供給予定情報
村	避難所、避難者	

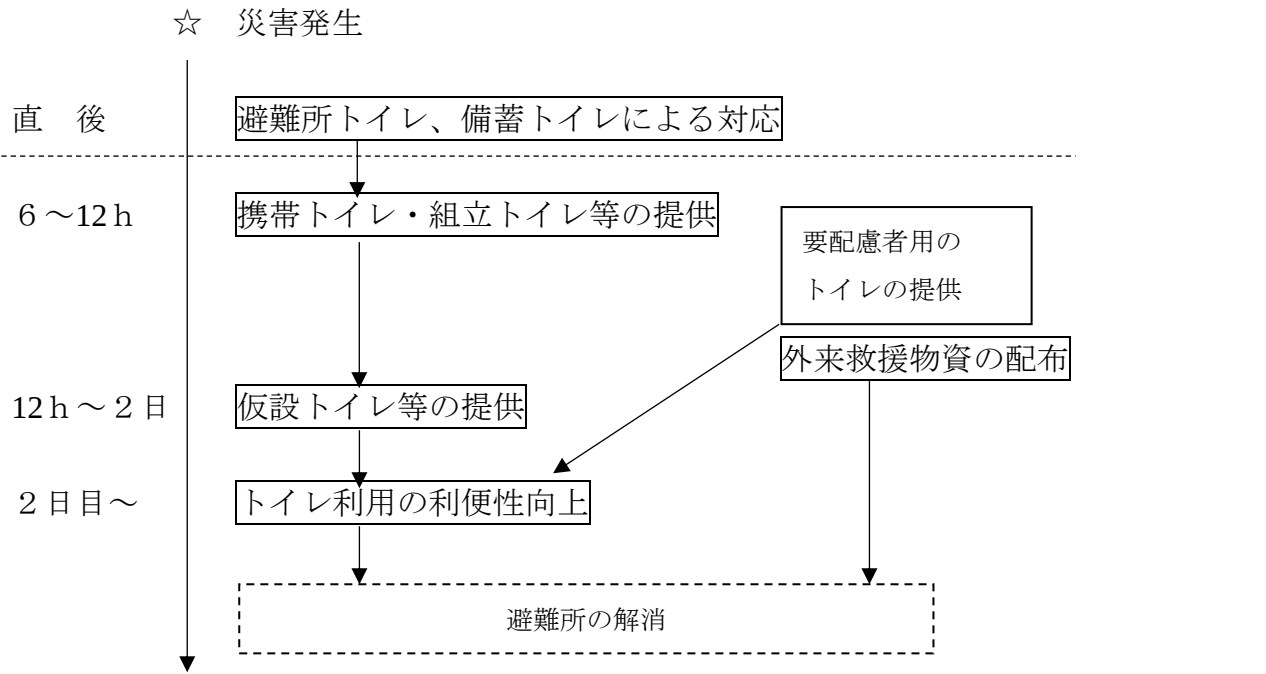
第3 トイレ需要に関する状況把握

村による職員の配置・巡回により、避難所の状況、公共トイレの状況及び上下水道等の利用可能状

況について調査し、被災者のトイレ利用に関する需要について把握する。

なお、村は、災害発生から「最低3日間、推奨1週間」分の必要な携帯トイレは、原則として家庭及び企業等における備蓄で賄うよう啓発する。

第4 業務の体系



第5 業務の内容

- 1 備蓄携帯トイレ・簡易トイレ等による対応
- (1) 避難所等に職員を派遣し、避難者の概数を把握する。
- (2) 避難者に対して携帯トイレ・簡易トイレ等の適切な利用方法を周知する。
- (3) 避難所等でトイレが不足する場合には、簡易トイレを村内取扱業者、協定締結市町村、県等から調達する。
- (6) 村社会福祉協議会を通じて避難所運営等の補助に当たるボランティア派遣を要請する。

● 実施主体・対策・協力依頼先

実施主体	対策	協力依頼先
村	1 避難所等に職員を派遣し避難者の概数を把握する。 2 避難者に対して、携帯トイレ、簡易トイレ及びマンホールトイレの適切な利用方法を周知する。 3 避難所等で不足するトイレを他の保管場所からの回送及び県からの緊急供給で補う。 4 関川村社会福祉協議会を通じて避難所運営等の補助に当たるボランティア派遣を要請する。	県災害対策本部、 関川村社会福祉協議会、 県支援センター
県	村からの要請に基づき、現地で不足するトイレ等を最寄りの県及び件に市町村からの広域応援により備蓄拠点から避難所等に配送する。	(公社)新潟県トラック協会
(公社)新潟県トラック協会	県内の備蓄トイレを避難所等へ配送する。	

2 仮設トイレ（レンタル）及びトイレ用品による対応

避難所に調達を要するトイレ及びトイレ用品の種類ごとの概数を把握し、村内取扱業者、協定締結市町村、県等から調達する。

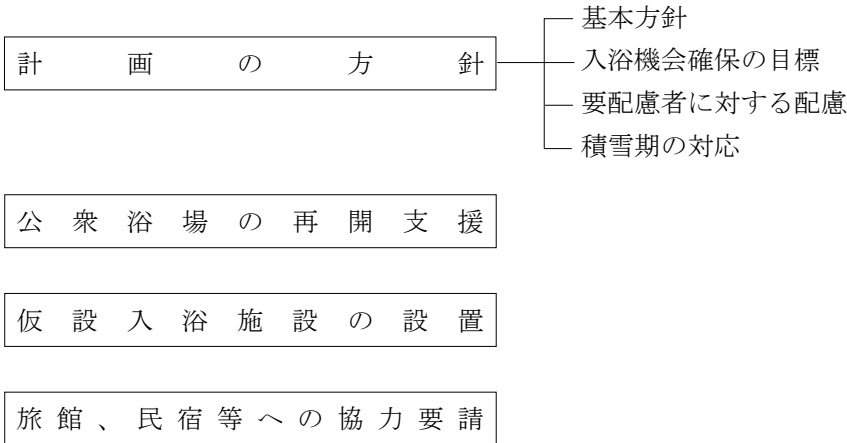
● 実施主体・対策・協力依頼先

実施主体	対策	協力依頼先
村	1 避難所に調達を要するトイレ及びトイレ用品の種類ごとの概数を把握する。 2 企業・団体等にトイレ等の供給を依頼する。 3 義援物資提供の申し出への対応（いずれかの避難所へ直接振り分ける。） 4 調達が困難な場合は県に調達の代行を依頼する。 5 し尿くみ取りを依頼する。	自治会長等、企業・団体等、県
県	1 村からの要請に基づきトイレ等の調達を代行する。 2 企業・団体等に対してトイレ輸送経路等の情報を適宜提供する。	企業・団体等、他都道府県
企業・団体等	県から調達要請があったトイレ等を指定された場所（原則として各避難所）へ配送する。	

第24節 入浴対策計画

【関係課名 等】 地域政策課、総務課、健康福祉課

〔計画の体系〕



第1 計画の方針

1 基本方針

自宅の被災又はライフラインの長期停止により入浴できない被災者に対し、入浴サービスを提供し、被災者の衛生状態の維持と心身の疲労回復を図る。

2 入浴機会確保の目標

入浴機会の確保は、災害の発生から概ね3日以内に実施する。

3 要配慮者に対する配慮

- (1) 入浴施設までの交通手段の確保
- (2) 避難行動要支援者等の利用可能な入浴施設や移動入浴車等の確保
- (3) 要配慮者への入浴施設情報の広報の徹底

4 積雪期の対応

冬期間は特に入浴後の保温対策に配慮し、旅館、民宿等への協力要請の強化を図る。

第2 公衆浴場の再開支援

- (1) 業務再開可能な公衆浴場等に対し、給水等の支援を行い、入浴環境を確保する。
- (2) バス事業者等の協力を得て、要配慮者の入浴施設までの交通手段を確保する。
- (3) 村内の入浴施設で被災者の入浴需要の確保が困難な場合は、入浴施設を有する近隣市町村や隣接県への協力を要請する。
- (4) 村防災行政無線、避難所への掲示等により避難者に対する入浴施設情報の広報を行う。

第3 仮設入浴施設の設置

近隣で入浴施設が十分に確保できない場合は、避難所等への仮設入浴施設設置を県に要請する。

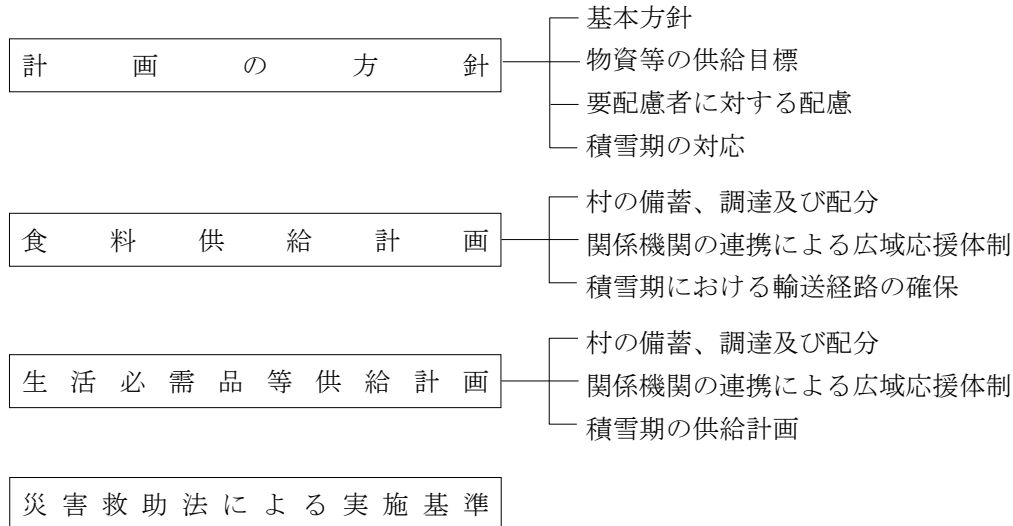
第4 旅館、民宿等への協力要請

村内の旅館、民宿等に対する入浴施設の提供等協力要請を行う。

第25節 食料・生活必需品供給計画

【関係課名 等】 ◎総務課、健康福祉課

〔計画の体系〕



第1 計画の方針

1 基本方針

被災者及び災害応急事業現地従事者に食料・飲料水・生活必需品（以下、「物資等」という）を供給する必要がある場合の対応は、応急対策の第一次的な実施責任者である村が、県、防災関係機関との相互連携により、供給時期、範囲、優先順位等を決定し、迅速、的確に実施する。

また、物資等の効率的な調達・確保及びニーズに応じた供給・分配を行うため、備蓄物資等の供給や調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県と情報共有を図りながら、相互に協力するよう努める。

さらに、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

2 物資等の供給目標

(1) 食料・飲料水

食料の供給はおおむね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。食事は原則として1日3回提供する。

避難～12時間以内：住民による自己確保又は避難所等の保存食料

避難12時間後～：おにぎり、パン等の簡単な調達食

避難24時間後～：自衛隊等による配送食（温かいもの）

地震72時間後～：自衛隊、日赤、ボランティア、住民等による現地炊飯（炊き出し）

（避難が長期化する場合は、避難所で避難者が自炊できるよう、食材、燃料及び調理器具等を提供する）

(2) 生活必需品

タオル、着替え、衛生用品、医薬品（風邪薬、胃腸薬等一般的なもの）、乳児用粉ミルク、おむつ（小人・成人用）、毛布、仮設トイレなどの供給は需要の把握からおおむね12時間以内に、その

他一般的な物資の供給はおおむね24時間以内に行うことを目標とする。

3 要配慮者に対する配慮

- (1) 高齢者、食物アレルギー等に配慮した食事提供（避難24時間後～）
- (2) 要配慮者用の生活必需品供給への配慮（避難24時間後～）

4 積雪期の対応

- (1) 村は、現地炊飯開始の前倒し等、早期の温食提供を図る。
- (2) 村は、防寒具、採暖用具（ストーブ、使い捨てカイロ等）、寝具、燃料等必要な物資を他の品に優先して供給する。

第2 食料供給計画

1 村の備蓄、調達及び配分

村は、あらかじめ災害時における食料供給計画を策定し、被災者等に対する食料の調達・供給に努める。

なお、避難が長期化した場合、食事の提供から段階的に食材提供による自炊へと移行し、避難者の自立を促す。

(1) 被災者救援のため必要となる主な食料品

- ア 米穀、食パン、麺類（即席麺・そば・乾うどん）、飯缶、乾パン
- イ 乳児用ミルク、牛乳
- ウ 副食品（缶詰・漬物・佃煮・野菜）、調味料（味噌・醤油・塩・砂糖）
- エ その他被災地周辺で容易に調達され、かつ、一時の代用食品として供給できるもの

(2) 備蓄

ア 村は、災害発生時に備え、資料編「災害時緊急備蓄物資等数量」に掲げるとおり食料の備蓄を行っているが、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、前記(1)に掲げる食料を参考に、その備蓄に努める。

イ 備蓄に当たっては、避難場所を勘案した分散備蓄について配慮する。

資料編	○ 災害時緊急備蓄物資等数量
-----	----------------

(3) 調達

- ア 民間から調達する場合は、あらかじめ主要な調達先、集積場所、輸送方法等を定めておく。
- イ 村内では十分な調達ができない場合は、応援協定締結市町村から必要な食料を調達する。
- ウ なお不足する場合は、県に調達・供給を要請する。

資料編	○ 災害時における相互援助協定
-----	-----------------

(4) 炊き出し

村は、炊き出しにより食料の供給を実施する場合は、次により行う。

- ア 炊き出しは、原則として避難所内又はその近くの適当な場所に給食施設を設置して、あるいは学校給食施設を利用して行う。
- イ 炊き出し要員が不足する場合は、日本赤十字社新潟県支部又は県に日本赤十字奉仕団、自衛隊の災害派遣を要請するとともに、ボランティアの活用を図る。
- ウ 村において直接炊き出しをすることが困難な場合、又は米飯業者等に注文することが実情に即すると認められる場合は、炊き出しの基準等を明示して業者から購入し、配給する。

(5) 食料供給対象者

- ア 避難所に収容及び避難した者で食料の持合わせのない者
- イ 住家の被害によって炊事のできない者
- ウ 旅行者等であって、食料の持参、又は調達のできない者
- エ 被害を受け、一時避難する者で、避難先に到達するまでの食料の持ち合わせのない者
- オ 被災地において災害活動に従事する者で、食料の供給を必要とする者

(6) 配分

被災住民への食料の配分に当たっては、次の事項に留意する。

- ア 各避難所等における食料の受入確認及び需給の適正を図るための、責任者の配置
- イ 住民への事前周知等による公平な配分
- ウ 要配慮者への優先配分

2 関係機関の連携による広域応援体制

(1) 他市町村等への応援要請

- ア 村は、必要な食料の調達・供給ができない場合は、他市町村に応援を要請する。
- イ 応援要請をするときは、次の事項を明示する。

応援要請時の明示事項

食料の応援要請時	炊き出し用具等の応援要請時
① 品目	① 人員
② 数量	② 器具
③ 引渡期日	③ 数量
④ 引渡場所	④ 期間
⑤ その他参考事項等	⑤ 場所
	⑥ その他参考事項等

(2) 県（危機対策課）への応援要請

村は、他市町村等の応援によっても十分に食料の調達及び供給ができない場合は、上記(1)イの事項を明示し、県に応援を要請する。

(3) 調達食料の一時集積場所

応援協定締結市町村等から調達した食料は、「関川中学校」に一時集積し、配分して、避難所等へ搬送する。

3 積雪期における輸送経路の確保

村は、供給物資の輸送を円滑に行うため、輸送経路の除雪等に万全を期す。

第3 生活必需品等供給計画

1 村の備蓄、調達及び配分

村は、あらかじめ災害時における生活必需品供給計画を策定し、被災者に対する生活必需品の供給に努める。

(1) 被災者救援のため必要となる主な生活必需品例

- ア 寝具（毛布、布団等）
- イ 被服（肌着等）
- ウ 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁等）
- エ 食器（茶碗、皿、はし等）

- オ 保育用品（ほ乳びん等）
- カ 光熱器具・材料（マッチ、ローソク、コンロ、液化石油ガス等）
- キ 日用品（石けん、タオル、トイレットペーパー、歯ブラシ等）
- ク 簡易（仮設）トイレ、紙オムツ
- ケ 暖房器具
- コ 燃料

(2) 備蓄

- ア 村は、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる生活必需品の備蓄に努めるものとする。
- イ 備蓄に当たっては、避難所を勘案した分散備蓄について配慮する。

(3) 調達

- ア 村は、にいがた岩船農業協同組合関川支店及び日用品販売業者から調達を行うが、その際の集積場所、輸送方法等をあらかじめ定めておく。
- イ 村内では十分な調達ができない場合は、応援協定市町村から必要な生活必需品を調達する。
- ウ なお不足する場合は、県に調達・供給を要請する。

資料編	○ 災害時における相互援助協定
-----	-----------------

(4) 生活必需品供給対象者

住家の被害により日常生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者。

(5) 配分

被災住民への生活必需品の配分に当たっては、次の事項に留意する。

- ア 各避難所等における生活必需品の受入れ確認及び需給の適正を図るための責任者の配置
- イ 住民への事前周知等による公平な配分
- ウ 要配慮者への優先配分

2 関係機関の連携による広域応援体制

(1) 他市町村等への応援要請

- ア 村は、必要な生活必需品の調達・供給ができない場合は、他の市町村に応援を要請する。
- イ 応援要請をするときは、次の事項を明示して行う。

応援要請の明示事項

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 品目別の調達要請量（自己の調達可能量と他市町村への調達要請の有無及び調達見込量）② 引渡しを受ける場所及び引受責任者③ 連絡課及び連絡責任者④ 荷役作業員の派遣の必要の有無 |
|---|

(2) 県（危機対策課）への応援要請

村は、他市町村等の応援でも十分に生活必需品の調達・供給ができない場合は、上記(1)イの事項を示し、県に応援を要請する。

(3) 調達生活必需品の一時集積場所

応援協定締結市町村等から調達した生活必需品は、「関川中学校」に一時集積し、配分して、避難所等に搬送する。

(4) 外来救援物資の配付

村受入物資については、村職員のほか、自治会、ボランティア等の協力を得て、配分、供給を行う。なお、状況に応じて、物資が過剰とならないよう品目などを含めて報道機関等を通じ情報の発信を行う。

3 積雪期の供給計画

(1) 輸送経路の確保

村は、輸送経路の除雪に万全を期する。

(2) 被災者の寒冷期対策

村は、寒冷期対策として寝具、被服、発熱・保熱品等に留意する。

第4 災害救助法による実施基準

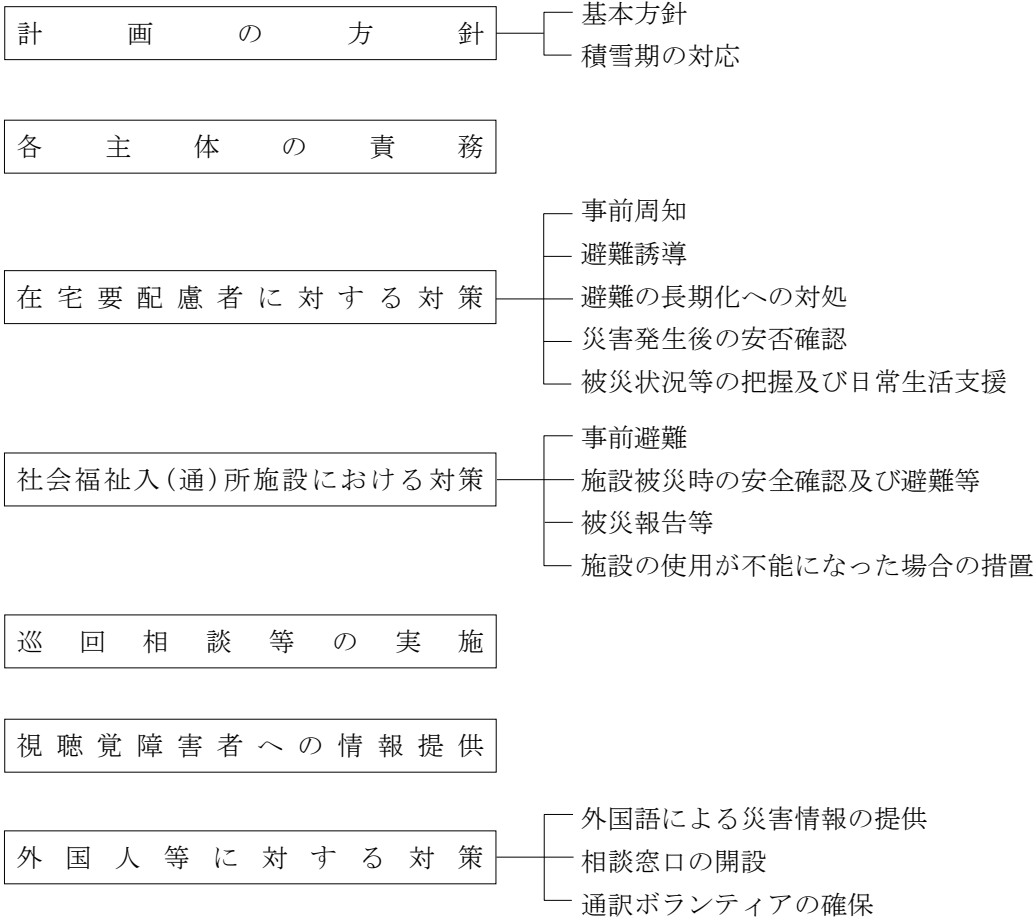
炊き出しその他による食品の給与における費用限度額、期間等については、資料編「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表のとおりとする。

資料編	○ 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表
-----	-----------------------------

第26節 要配慮者の応急対策

【関係課名 等】 ◎健康福祉課、総務課

〔計画の体系〕



第1 計画の方針

1 基本方針

災害時に必要な情報の把握が困難であり、又、自らの行動等に制約のある高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、発災前の避難からその後の生活までの各段階において、必要に応じたきめ細やかな支援策を講じていく。村は、避難行動要支援者の身近にいる地域住民、自主防災組織、関係団体並びに社会福祉施設、医療施設等（以下「社会福祉施設等」という）との連携のもと支援を行う。

2 積雪期の対応

必要により避難行動要支援者宅の雪下ろし、除雪等の措置を講ずる。

第2 各主体の責務

(1) 村の責務

村は、発災前において早期の避難準備情報の発表を行い要配慮者の避難時間を確保し、地域住民、民生委員、自主防災組織、介護保険事業者、社会福祉施設等との連携のもと、要配慮者の安全を確保する。必要によっては県、防災関係機関等に協力要請や避難行動要支援者情報の共有を行

う。

また、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や安否確認を迅速に行う。避難後は要配慮者支援の窓口となって、県、地域住民、介護保険事業者、社会福祉施設等との調整を行い、地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る。

また、外国人、視聴覚障害者等の情報弱者に対して、適切な情報提供を行う。

(2) 介護保険事業者及び社会福祉施設等の責務

介護保険事業者及び社会福祉施設等の管理者は、施設内の要配慮者の安全確保を図るとともに、村、防災関係機関等と連携して、施設外の避難行動要支援者の安全確保の協力に努める。

(3) 企業の責務

避難行動要支援者を雇用している企業及び関係団体は、避難行動要支援者を優先して避難誘導を行い、安否確認を迅速に行う。

(4) 外国人雇用企業、留学生が所属する学校、及び国際交流関係団体など外国人と交流のある団体等(以下「外国人関係団体」という)の責務

所属する外国人の安全確保に努める。また、被災・避難状況を把握し、村に報告する。

(5) 地域住民、自治会、自主防災組織等の責務

地域住民、自治会、自主防災組織等は、村、防災関係機関、介護保険事業者、社会福祉施設等と連携して、地域社会全体で要配慮者の安全確保に努める。

(6) 避難行動要支援者及び保護責任者の責務

避難行動要支援者及び保護責任者は、情報収集に努めるとともに、早めの避難行動開始に努める。

第2 在宅要配慮者に対する対策

1 事前周知

村は、風水害等が発生するおそれがあるときは、消防機関、自主防災組織等の協力を得て避難行動要支援者名簿を基に、事前周知のためのパトロールを行うなど有事に備えた対策を講じる。

2 避難誘導

村は、避難行動要支援者の避難に当たっては、日頃から交際のある近隣住民や自主防災組織等の協力を得るとともに、避難行動要支援者が属する自治会等を単位とした集団避難を行う。

避難の誘導に際しては、避難行動要支援者を優先するとともに、身体等の特性に合わせた適切な誘導に配慮する。

3 避難の長期化への対処

避難所開設時には、高齢者、障がい者等の生活環境の確保や健康状態の把握、情報の提供など要配慮者には十分配慮するものとするが、障害者、寝たきりの高齢者など一般の避難者との共同生活が難しく、介護が必要な者等に対しては、必要により社会福祉施設へ入所を依頼する。

施設への入所が困難な場合は、次の施設に要配慮者専用避難所として福祉避難所を開設し、ホームヘルパーの派遣、日常生活用品等の確保など福祉関係者等の協力を得て管理運営する。

施設名	所在地	電話番号 (FAX番号)
特別養護老人ホーム「垂水の里」	関川村大字湯沢728-1	0254-64-2322 (0254-64-2331)
関川愛広苑	関川村大字湯沢728-7	0254-60-4025 (0254-60-4026)

4 災害発生後の安否確認

村は、避難行動要支援者の避難所への収容状況及び自宅滞在状況等を確認し、その安否確認に努める。

安否確認に当たっては、必要に応じ区長、民生委員、近隣住民、自主防災組織等の協力を得る。

5 被災状況等の把握及び日常生活支援

村は、村上地域振興局健康福祉部（村上保健所）と連携して、次により要配慮者の被災状況等を把握し、日常生活の支援に努める。

(1) 被災状況等の把握

避難所及び避難行動要支援者の自宅等に保健師やヘルパー等を派遣し、被災状況、生活環境等を把握する。

なお、被災状況の把握は、48時間以内に実施するよう努めるものとする。

要配慮者の被災状況把握

- | | | |
|------------|---------------|-------------|
| ・要配慮者の身体状況 | ・家族（介護者）の被災状況 | ・介護の必要性 |
| ・施設入所の必要性 | ・日常生活用具（品）の状況 | ・その他避難生活環境等 |

(2) 被災後の日常生活支援

村は、村上地域振興局健康福祉部（村上保健所）の指導・助言を受け、在宅避難行動要支援者の被災状況に応じ、避難所への収容、施設への緊急入所、ヘルパー等の派遣、必要な日常生活用具（品）の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報の提供等の継続的な日常生活の支援に努める。

また、被災した要配慮者に対し、ボランティアの活用等により継続的な日常生活の支援に努める。

第3 社会福祉入(通)所施設における対策

1 事前避難

(1) 高齢者等避難の発令、避難の指示があった場合、施設長は直ちに防災活動隊を編成し、避難体制を整える。

避難誘導に当たっては、入(通)所者に不安を抱かせないように配慮する。

(2) 施設長は、風水害等の状況に応じ、適切な避難場所（屋内、屋外、村指定避難所）を判断し、避難誘導を行う。

(3) 夜間、休日等で施設職員数が少数のときは、日頃より連携を図っている周辺地域住民等の協力を得て、安全な避難誘導に努める。

2 施設被災時の安全確認及び避難等

(1) 施設が被災した場合、施設長は入(通)所者の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、入(通)所者の不安解消に努める。

- (2) 入(通)所者が被災したときは、施設職員又は近隣の住民等の協力を得て応急救助を実施するとともに、必要に応じ消防機関へ救助を要請する。
- (3) 施設の被災により入(通)所者の避難が必要になった場合は、前記「1 事前避難」に準じ避難を実施する。

3 被災報告等

施設長は、入(通)所者及び施設の被災状況を村、村上地域振興局健康福祉部（村上保健所）等に報告し、必要な措置を要請する。

また、保護者に入(通)所者の被災状況等を連絡し、必要な協力を依頼する。

4 施設の使用が不能になった場合の措置

- (1) 施設長は、施設の継続使用が不能となったときは、村を通じ他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じ保護者による引き取り等の手続きを講じる。
- (2) 村は、被災施設の施設長から緊急入所の要請があったときは、他の施設との調整に努め、入所可能施設をあっせんする。

また、必要によっては、県に入所可能施設のあっせんを要請する。

第4 巡回相談等の実施

村は、村上地域振興局健康福祉部（村上保健所）と連携して、要配慮者の被災状況、避難生活上のニーズ把握等のため、避難所及び自宅等の要配慮者に対する定期又は臨時の巡回福祉相談等を実施し、必要な措置を講ずる。

第5 視聴覚障害者への情報提供

村は、村社会福祉協議会と連携し、視聴覚障害者や視聴覚障害者等の避難している避難所に、いち早く災害情報を把握できる文字放送テレビ、FAX、ラジオ等の機器を設置するよう努める。また、実態調査により手話通訳等を必要とする避難所に、ボランティア等の協力による手話奉仕員や要約筆記奉仕員を、体制が整いしだい派遣する。

第6 外国人等に対する対策

1 外国語による災害情報の提供

外国人への災害情報の提供のため、ラジオ放送や印刷物の多言語化を図る。

2 相談窓口の開設

日本語によるコミュニケーションが困難な外国人に対して、災害後の生活全般について外国語で相談を受ける窓口を開設する。

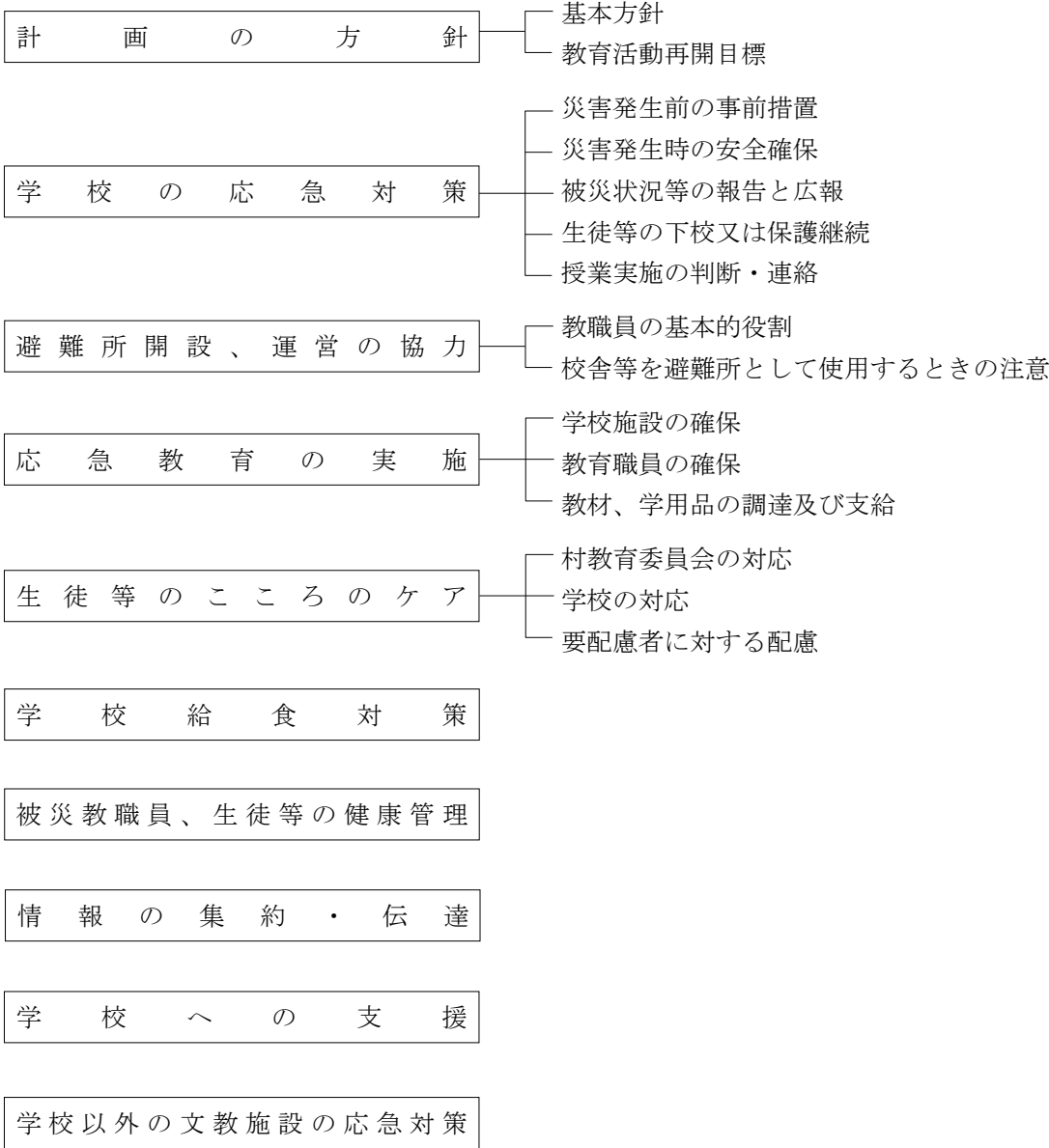
3 通訳ボランティアの確保

村内の外国語の堪能な村民の協力を求め、外国人からの問い合わせや各種相談、救援情報の提供に当たる通訳ボランティアの確保に努める。

第27節 文教施設における災害応急対策

【関係課名 等】 ◎教育課、健康福祉課

[計画の体系]



第1 計画の方針

1 基本方針

大規模な災害が発生した場合は、学校をはじめとする文教施設の管理者は、学校防災計画及び各施設の防災計画の定めるところにより、児童、生徒、園児等（以下「生徒等」という）、教職員、入館者及び施設利用者等の安全確保のほか、施設災害等に対する迅速な対応を図る。

2 教育活動再開目標

平成16年の「7.13新潟・福島豪雨」災害規模の風水害に際しても、被災後おおむね1週間以内に全学校で教育活動を再開する。

第2 学校の応急対策

1 災害発生前の事前措置

(1) 気象情報等により風水害等の災害発生が予測される場合の措置

校長は、臨時休校や授業短縮による一斉下校、学校での待機等の状況に応じた措置をとるとともに、速やかに保護者に連絡する。

下校措置に当たっては、中学生については集団下校、園児・小学生については教職員による引率又は学校での保護者への直接引き渡しにより安全を確保する。

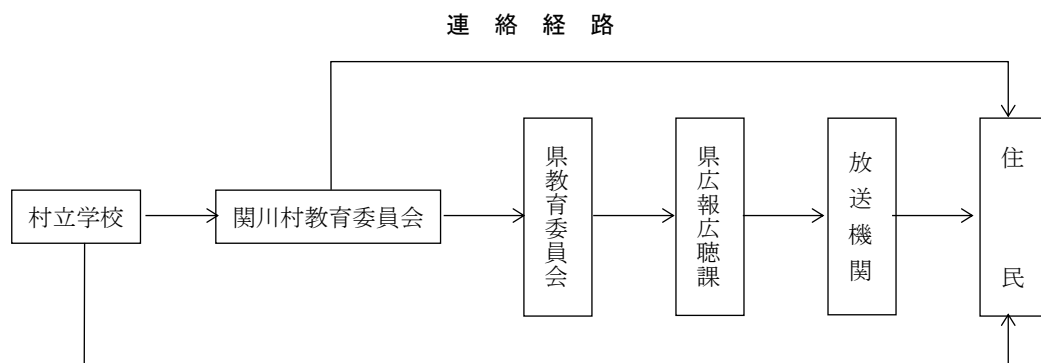
なお、保護者と連絡が付かない生徒等又は帰宅しても保護者が家にいない生徒等については、保護者に引き渡せる状況になるまで学校で保護する。災害の状況によって全校生徒等を学校で保護する必要がある場合は、保護者に確実に連絡する。

(2) 校外活動中に風水害等の発生が予測される事態となった場合の措置

引率教職員は活動を中止して学校に連絡をとり、生徒等を安全に帰校させる。交通の混乱等により直ちに帰校することが困難な場合は、生徒等の安全を確保したうえで学校に連絡し、校長等と協議して関係機関に協力を要請するなど臨機に対応を行う。

(3) 臨時休校、一斉下校等を決定したときの連絡経路

各校長は、村教育委員会を通じて県教育委員会に報告する。県教育委員会は、報告を受けた内容について県広報広聴課を通じて放送機関に連絡し、報道を要請する。



2 災害発生時の安全確保

(1) 生徒等の在校時に発生した場合の措置

ア 生徒等の掌握・避難

学校は、避難情報（準備・指示）の発令、学校の被災等により学校から退避する必要がある場合は、直ちに全教職員で生徒等を掌握し、状況を見て安全な場所に避難する。その際、あらかじめ指定された者が点呼用の名簿や防災用具等の非常持ち出し品を携行する。

イ 避難生徒等の安全確保等

生徒等を避難させた場合は、避難先で直ちに人員の点呼を行い、安全を確保したうえで負傷者の手当等を行う。また、火災が発生した場合や重傷者、生き埋め者、行方不明者等がいる場合は、直ちに消防署に通報するとともに、適切な方法により初期消火、救助及び搜索活動を行う。

(2) 登下校時間に発生した場合の措置

ア 生徒等の掌握・避難・安全確保

在校している教職員全員で、直ちに在校している生徒等及び学校に避難してきた生徒等を掌握

し、安全な場所に避難させる。その際、非常持ち出し品の携帯、避難生徒等の安全確保については、上記(1)と同様に対応する。

イ 生徒等の安否確認

避難してきた生徒等から状況を聴き取り、遭難した生徒等の情報を得たときは、直ちに消防・警察等に通報するとともに、現場へ教職員を派遣して状況を確認する。また、登下校中で学校の掌握下に入っていない生徒等については、保護者等と連絡を取り、状況によっては通学路を教職員が手分けして確認する等、安否確認に全力を尽くす。

(3) 勤務時間外に発生した場合の措置

ア 教職員の参集

校長及び学校防災計画であらかじめ指定された教職員は直ちに登校し、施設が被災しているときは直ちに応急措置を行い、被害の拡大防止に努める。校長は被災状況を集約して**上記 1**と同じ連絡経路で、速やかに村教育委員会を通じて県教育委員会に報告する。

イ 生徒等の安否確認

地域住民にかなりの被害が見込まれる場合は、生徒等の自宅に連絡をとるなどして安否及び所在を確認する。また、災害の状況及び施設の被災状況等を考慮したうえで休校等の措置を検討する。

3 被災状況等の報告と広報

校長は、生徒等の避難、生徒等及び教職員の安否確認を行った後、直ちに学校施設の被災状況と合わせ、**上記 1**と同じ連絡経路で、速やかに村教育委員会を通じて県教育委員会に報告する（この報告は人的・物的被害の有無にかかわらず必ず行う）。県教育委員会は、**上記 1**と同様に放送機関に報道要請を行う。

4 生徒等の下校又は保護継続

避難させた生徒等を帰宅させるときは、帰宅経路等の安全を確認したうえで下校させなければならない。

なお、保育園・小学校については、下校措置について保護者に連絡し、状況によってはできる限り保護者から迎えに来てもらうこととする。保護者と連絡が付かない生徒等又は帰宅しても保護者がいない生徒等は、保護者に引き渡せる場合になるまで避難場所で学校の保護下に置く。災害の状況によっては、中学校もこれに順ずる。

5 授業実施の判断・連絡

校長は、教職員の出勤の可否、ライフラインの復旧状況、生徒等の避難の状況、通学路の状況等を総合的に勘案し、授業を実施する可否かを判断する。

決定した内容は、あらかじめ決めていた連絡手段で生徒等及び保護者に連絡するとともに、**上記 1**と同じ連絡経路で、速やかに村教育委員会を通じて県教育委員会に報告する。

第3 避難所開設、運営の協力

校長等は、村長から指示があったとき又は近隣住民等が学校に避難してきたときは、学校を避難所として開放し、その運営に積極的に協力する。

1 教職員の基本的役割

教職員は、村職員が出動困難な場合の初動体制時における避難所初期対応や、避難所施設管理者としての基本的な指示や協力を行う。

区 分	応 急 措 置 内 容
校 長	施設管理者として、区長等と連携して避難所運営を支援する。
教頭・教諭	校長の指揮のもとで避難者との応対等、避難所運営を支援する。
養護教諭	学校医と連絡を取り、避難所での救援活動を支援する。
栄養職員等	学校の調理施設を利用した炊き出しに協力する。
事務職員等	村本部との情報連絡、学校施設のライフライン確保にあたる。

2 校舎等を避難所として使用するときの注意

- (1) 教育活動再開への支障が最小限となるよう、避難所として開放できる部分と開放できない部分を指定し、住民の協力が得られるようにする。
- (2) 校長室、職員室、保健室、放送室、理科室、図書室、コンピューター室、給食室等には入室させない。
- (3) 高齢者、妊婦、乳幼児等の要配慮者は、和室等条件が良好な部屋を使用できるよう配慮する。
- (4) 障害者等特別な介護が必要な避難者がいる場合は、当人の希望を確認したうえ、村に連絡し、必要に応じて介護員の派遣や施設への一時入所を依頼する。

第4 応急教育の実施

1 学校施設の確保

- (1) 学校施設が災害によりその一部が損壊し使用不能となった場合は、安全管理上緊急修理を要する箇所については応急修理又は補強を施し学校教育に支障のないよう万全の措置を講じる。なお、必要に応じ仮校舎の建設、二部授業により対応する。
- (2) 校舎の一部が利用できない場合は、特別教室、屋内体育施設等を利用し、なお不足するときは、学年合同授業二部授業等の方法をとる。
- (3) 学校施設が全部又は大部分が使用不能の場合は、被災をまぬがれた公共的施設を利用する。利用すべき施設がないときは、応急仮設校舎を建設する。

2 教育職員の確保

村教育委員会は、教育職員の被災状況を把握するとともに、県教育委員会と緊急連絡をとり教育職員の確保に努める。

3 教材、学用品の調達及び支給

学校は、生徒等の被災状況を調査し、教科書又は学用品等を損失して就学に支障を生じている場合に、不足する教科書又は学用品等を把握し、小・中学校児童生徒に対しては、村教育委員会が県教育委員会と連携して、調達配給する。

学用品の供与における費用限度額、期間等については、資料編「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表のとおりとする。

資料編 ○ 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

第5 生徒等のこころのケア

1 村教育委員会の対応

カウンセラー派遣計画、該当学校教員への説明会等について迅速かつ確実に各学校へ通知できるよう、連絡の方法等を明確にした上で確実に通知を行う。また、「該当学校教員への説明会」に係る会

場の手配を行う。

2 学校の対応

- (1) 「該当学校教員への説明会」を受け、こころのケアに係る職員研修、生徒等への説明、保護者への説明会を実施する。
- (2) カウンセリング実施に係る「こころの健康調査」等のストレスチェックとスクリーニングを実施する。
- (3) 教員による生徒等への早期カウンセリングを実施する。
- (4) 臨時休校が続く場合は、教職員が分担して生徒等の避難先等を訪ね、こころのケア対策を行うほか、状況の把握、安全指導、生活指導を行う。

3 要配慮者に対する配慮

こころのケアに関する保護者の理解を深め、家庭でのこころのケアの在り方等について、ガイドとなるパンフレット等を配布する。

第6 学校給食対策

村長は、応急給食の必要があると認めたときは、県並びに関係機関と協議のうえ応急給食を実施する。

第7 被災教職員、生徒等の健康管理

村は、災害の状況により被災学校の教職員、生徒等に対し、臨時予防接種や健康診断を村上地域振興局健康福祉部（村上保健所）に依頼し、又は知事の指示に基づき実施する。

第8 情報の集約・伝達

村は、村立学校の被害状況、要望、臨時休校の予定等の情報を速やかに集約し、県に伝達し、また、県からの情報を村立学校に伝達する。

また、村は学校の被害の状況、児童生徒等の安否、臨時休校、児童生徒等の下校措置などの情報について、村防災行政無線などにより広報し、保護者等への伝達に努める。

第9 学校への支援

村は、以下の点等について、学校の取組を支援する。

- (1) 県と連携し、必要に応じて、教職員に児童生徒等のこころのケアについて指導し、こころのケアの専門家を派遣する等により、支援する。
- (2) 避難等で通学が困難になった児童生徒等がいる場合に、スクールバスの運行等の便宜を検討する。

第10 学校以外の文教施設の応急対策

各施設の管理者は、災害が発生した場合は、各施設の防災計画の定めるところにより人命の安全確保及び施設等の保全を図り、被害の軽減に努める。

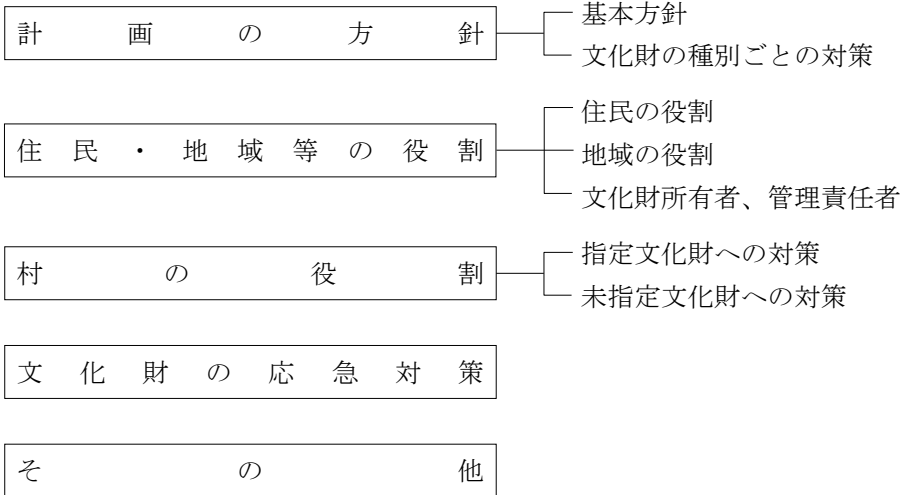
- (1) 館内放送等により施設内の入館者等に施設外の状況を伝えるとともに、必要に応じてハンドマイク等を使用して施設外へ安全に避難させる。
- (2) 要救助者及び負傷者がいる場合は消防・警察等に通報するとともに、救急隊が到着するまでの間、職員等により救助作業及び負傷者の手当等を行う。
- (3) 収蔵物、展示品、蔵書等の被害状況を調査するとともに、直ちに被害拡大防止の措置をとる。

- (4) 人的・物的被害状況等を集約し、直ちに施設の設置者に（被害がなくても）報告する。
- (5) 村長から指示があったとき又は近隣住民等が施設に避難してきたときは、可能な範囲内で施設を避難所として開放し、その運営に協力する。

第28節 文化財応急対策

【関係課名 等】 教育課

[計画の体系]



第1 計画の方針

1 基本方針

- (1) 文化財所有者は、暴風・洪水により被災した文化財の被害状況を把握するとともに、村等にその実態を報告し、必要に応じて支援を要請する。
- (2) 文化財所有者は、村等と連携しながら、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値がより失われないような必要措置をとる。
- (3) 村は、文化財の被害状況を把握し、早急に県に報告するとともに、文化財所有者や地域住民等と連携しながら、必要に応じて、応急的修理及び一時搬出等の救済措置を講ずる。

2 文化財の種別ごとの対策

(1) 建造物

文化財所有者は、二次災害等により被害拡大の恐れのあるものについては、可能な限り応急的措置を施し、本格的な修理・修復まで現状維持できるような対応を行う。村及び県はそれを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。

(2) 美術工芸品、有形文化財

文化財所有者は、文化財が展示・収蔵されている施設そのものが、倒壊・浸水又はその危険性がある場合には、村・県及び地域住民等と連携して、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護・保存を図る。あわせて、被災した文化財に関しては、その現状復旧を前提とした措置を施し、本格的な修理・修復に備える。

(3) 史跡、天然記念物

文化財所有者は可能な限り被害状況の把握に努め、二次的倒壊・崩落を極力防止するために、危険のない範囲で、応急的措置を講ずるよう対応する。村及び県はそれを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。

第2 住民・地域等の役割

1 住民の役割

文化財に被害が見られた場合には、所有者又は関係機関等へ可能な限り連絡を行うとともに、危険のない範囲で、被災文化財救出活動等への参加・協力を行う。

2 地域の役割

地域全体の共有財産である文化財を保存・継承するために、所有者又は管理責任者と確認を取り合いながら、可能な限り被災文化財の保護・救出活動に当たる。

3 文化財所有者、管理責任者

危険のない範囲で、被災文化財の保護・救出等に当たるとともに、村教育会等の関係機関へ被害状況を報告し、応急的処置及び修理についての協力や指示を仰ぐ。

第3 村の役割

1 指定文化財への対策

(1) 国及び県指定等文化財

村内に所在する文化財の被害状況を把握し、速やかに県教育委員会に報告するとともに、可能な限り被災文化財の保護・救出活動に当たる。あわせて、被災文化財に係る応急的措置及び修理について、関係諸機関と連絡・調整を図り、所有者又は管理責任者に対する指導・助言の仲立ちをする。

(2) 村指定等文化財

文化財の被害状況把握を行うとともに、可能な限り被災文化財の保護・救出等の活動に当たる。あわせて、応急的措置及び修理についての助言・指導を行い、必要に応じて所有者・管理責任者からの相談や協力要請に応じる。

2 未指定文化財への対策

被災文化財に対する保護・保全を呼びかけるとともに、所在リスト等を参考に被害状況を確認し、必要に応じて所有者等からの相談や協力要請に応じる。

資料編	○ 指定文化財一覧
-----	-----------

第4 文化財の応急対策

文化財の管理者は、災害が発生したときは当該文化財の被災防止に努める。観覧者がいる場合は人命の安全確保の措置を行う。また、被災した場合は直ちに村教育委員会に報告するとともに、被害拡大防止のための応急措置を行う。

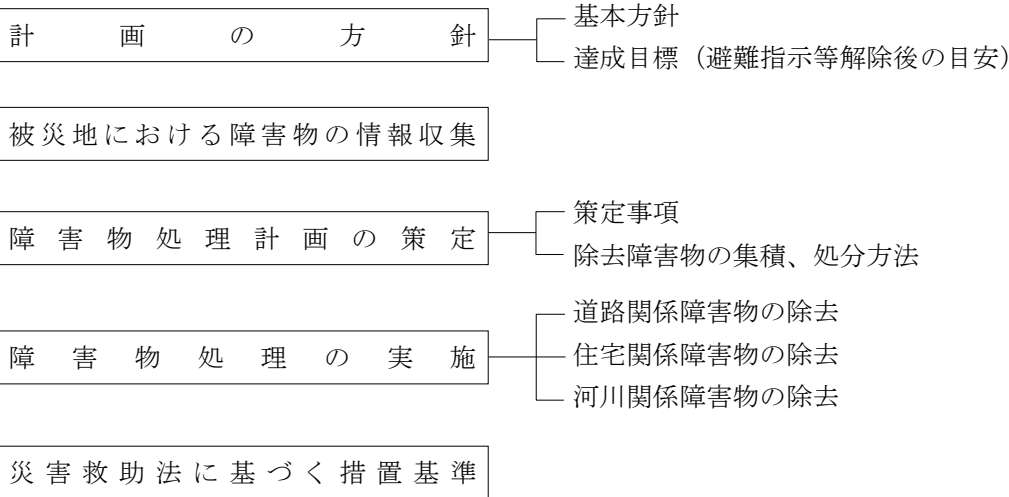
第5 その他

本節にない事例等については、文化財の保護等に関する法令の定めるところによる。

第29節 障害物除去計画

【関係課名 等】 ◎建設課、総務課

[計画の体系]



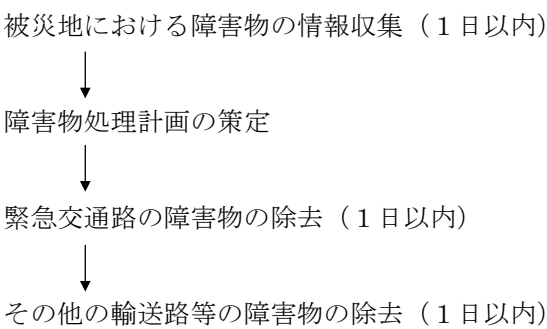
第1 計画の方針

1 基本方針

風水害等の災害により発生した落石、倒壊家屋等の障害物を速やかに除去することにより、防災活動拠点（村庁舎、消防署等）、輸送施設（道路、鉄道駅、臨時ヘリポート等）、輸送拠点（トラックターミナル等）及び防災備蓄拠点を連絡する緊急交通路を確保する。

2 達成目標（避難指示等解除後の目安）

緊急交通路等の障害物の処理は、おおむね次の計画を目安とする。ただし、人命救助等に必要な緊急交通路等については、関係機関が協力し、可能な限り早期に障害物を処理する。



第2 被災地における障害物の情報収集

村は、被災地域全体の状況把握のほか、救命・救助・緊急輸送の関連で障害物除去を必要とする道路・河川等の公共管理施設について、各地区の区長、消防団等のほか、各関係機関との連携のもとに情報を収集する。

なお、被災状況が広範かつ甚大な場合は、国及び県等の関係機関との連携を図りながら、効率的に障害物の除去を実施する。

第3 障害物処理計画の策定

被害状況の情報収集の結果、その被災程度が著しく甚大であり、障害物除去が広範かつ大規模であると判断された場合、県等の関係機関と協議を行い、障害物処理計画を策定する。

1 策定事項

- (1) 使用可能機械の把握（ダンプトラック・ショベルローダー等）
- (2) 作業人員の把握（監督員・交通整理員・オペレーター等）
- (3) 実施箇所及びその優先順位（県指定緊急輸送ネットワーク路線に留意）
- (4) 廃棄物収集場所・処分方法の指定
- (5) 村内建設業者等の支援要請（不足する資機材・作業人員等）

2 除去障害物の集積、処分方法

障害物の仮置場、最終処分地について定めておく。また、村上市と処分方法について協議しておく。

第4 障害物処理の実施

1 道路関係障害物の除去

- (1) 村及びその他道路管理者は、その管理区域の道路上の障害物の状況を調査し、各自の災害対策本部に報告するとともに、村内建設業者等の協力を依頼して、速やかに路上障害物を除去する。特に、あらかじめ県から緊急輸送ネットワーク路線として指定されている「国道113号線」「国道290号線」については、村上地域振興局地域整備部と連携協力して最優先に除去を実施する。
- (2) 緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる路上放置車両及びその他の物件については、村上警察署の協力を得て排除する。

2 住宅関係障害物の除去

災害によって建物又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しく支障を及ぼす障害物は、次の状態にある被災者に対して、村内建設業者等と連携して除去する。

- (1) 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの
- (2) 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれたもの
- (3) 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの
- (4) 住家が半壊又は床上浸水したもの
- (5) 原則として、当該災害により直接被害を受けたもの

3 河川関係障害物の除去

村は、災害時に管内河川、排水路等を巡視するとともに、特に、橋脚、暗渠流入口等につかえる浮遊物並びに流下浮遊物その他の障害物を各管理者に通報し協力を求め、除去作業を実施する。

資料編	○ 村内建設業者一覧
-----	------------

第5 災害救助法に基づく措置基準

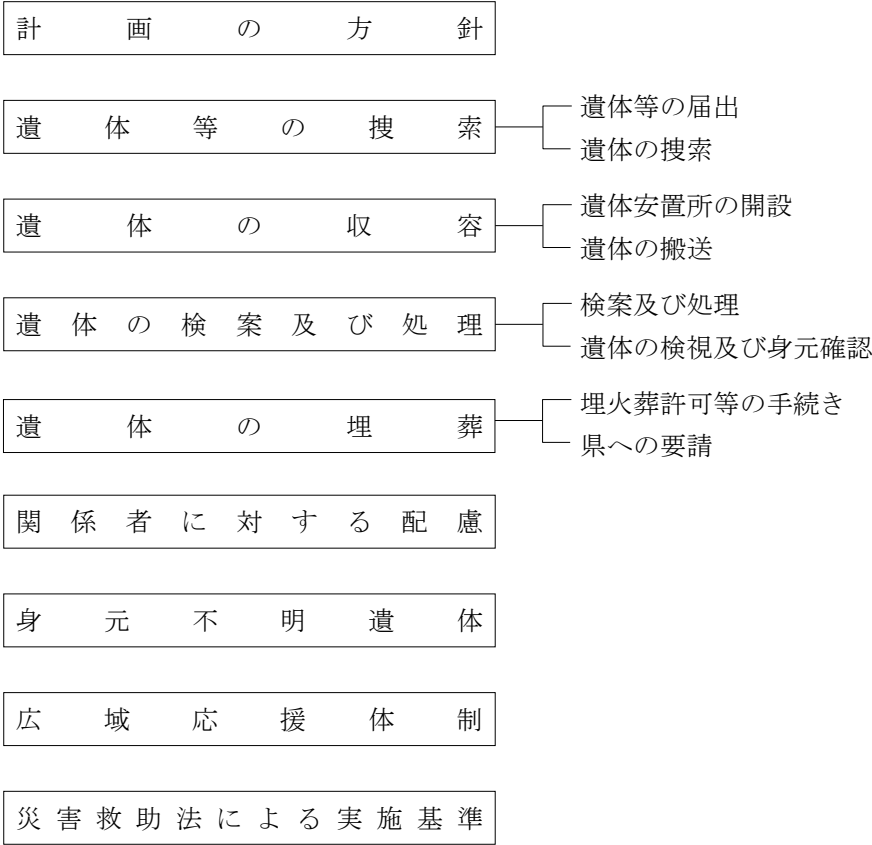
障害物の除去における費用限度、期間等については、資料編「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表のとおりとする。

資料編	○ 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表
-----	-----------------------------

第30節 遺体の搜索・処理・埋葬計画

【関係課名 等】 住民税務課、健康福祉課

[計画の体系]



第1 計画の方針

風水害等により、建造物の倒壊、火災、土砂崩れ等が発生し、多くの死者を出すことがある。村は関係機関と相互に連携強化を図り、遺体の搜索、処理、埋葬等一連の業務を迅速に行う。

第2 遺体等の搜索

1 遺体等の届出

遺体等（行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定されている者を含む。以下「遺体」という）の届出の受理は、住民環境班において取り扱う。行方不明者の届出の際は住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣、その他必要事項を記録するとともに、村上警察署及び消防団等に速やかに連絡する。

2 遺体の搜索

- (1) 遺体の搜索は、消防団等をもって搜索隊を編成してこれに当たる。この場合、村上警察署と緊密な連絡協力のもと、迅速かつ効率的に搜索を行う。
- (2) 村は、搜索状況を県に報告するとともに、状況により自衛隊の派遣要請を依頼する。

第3 遺体の収容

1 遺体安置所の開設

(1) 遺体の身元識別のため及び死亡者が多数のため短時日に埋葬できない場合は、村は遺体安置所を確保し、関係機関に連絡する。

遺体安置所は、被害現場付近の適当な場所（寺院等）又は公園等、遺体収容に適当な場所を選定し、開設する。

遺体収容のため適当な既存建物がないときは、天幕等を設置してこれを開設する。

(2) 柩、ドライアイス等は、関係業者等から調達するものとするが、不足する場合には新潟県葬祭業協同組合に手配するよう県に要請し、遺体の腐敗による公衆衛生上の危害を未然に防止するよう努める。

2 遺体の搬送

遺体安置所までの遺体の搬送は、関係業者等の車両又は公有車両等により行うものとするが、搬送車両が不足する場合は、(公社)新潟県トラック協会に車両の手配をするよう、県に要請する。

第4 遺体の検案及び処理

1 検案及び処理

(一社)村上市岩船郡医師会及び日本赤十字社新潟県支部等と協力して、医師による死因その他の医学的検査を実施する。

2 遺体の検視及び身元確認

村上警察署は、収容された遺体について各種の法令又は規則に基づいて遺体の検視を行うとともに、身元不明遺体の写真撮影、指紋の採取、遺品調査等を行い、関係機関と協力して身元確認を行う。

第5 遺体の埋葬

遺体は、関係業者の霊柩車により村上市の火葬場へ搬送し、火葬するものとする。搬送にあたっては、火葬場の被害状況等を把握しておく。

火葬場の名称	管 理 者	所在地	電話番号 (FAX番号)	火葬炉数
村上火葬場 無相院	村上市	村上市日下90	0254-53-2049 (0254-53-2049)	3基
山北火葬場	村上市	村上市府屋1436-1	0254-77-3490 (0254-53-2049)	2基
荒川火葬場 普照園	村上市	村上市坂町2137	0254-62-2042 (0254-53-2049)	2基

1 埋火葬許可等の手続き

埋火葬許可証は、村が発行するものとするが、死亡者が多数のため通常の手続きを行っていたのでは、遺体の腐敗等により公衆衛生上の危害が発生するおそれがある場合は、埋火葬許可手続を簡略化できる方法について、県を通じて厚生労働省へ協議する。

2 県への要請

(1) 霊柩車が不足する場合は、(公社)新潟県トラック協会に手配するよう、県に要請する。

- (2) 骨つぼ等が不足する場合は、新潟県葬祭業協同組合に手配するよう、県に要請する。

第6 関係者に対する配慮

一連の業務に当たっては、遺族の感情を十分考慮した上で遺族等へ説明を行う。

第7 身元不明遺体

身元不明の遺体については、村が村上警察署その他関係機関に連絡し、調査にあたる。被災地以外に漂着した遺体のうち、身元が判明しない者等の埋葬は、行旅死亡人として取扱う。

第8 広域応援体制

村は、自ら遺体の搜索、処理、埋葬の実施が困難な場合、近隣市町村又は県に応援要請を行うこととし、近隣市町村と相互応援体制の整備に努める。

第9 災害救助法による実施基準

遺体の搜索・処理・埋葬における費用限度額、期間等については、資料編「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表のとおりとする。

資料編	○ 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表
-----	-----------------------------

第31節 愛玩動物の保護対策

【関係課名 等】 ◎住民税務課、総務課、健康福祉課

〔計画の体系〕



第1 計画の方針

1 基本方針

災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民が動物を同行して避難所に避難してくることが予想される。

このため、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、村及び県等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体は、協力団体を確立するとともに、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。

また、県は、県獣医師会、県動物愛護協会等と「動物救済本部」を設置し、必要な措置を実施する。

2 各主体の責務

(1) 飼い主の責務

ア 災害発生時に動物と同行して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。

イ 一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

(2) 村の責務

ア ペットを同行して避難できる避難所の情報をあらかじめ住民に提供するように努めるとともに、避難訓練時には、動物の同行避難にも配慮する。

イ 避難所を設置するに当たり、動物を同行した避難者を受け入れられる施設を設置するなど住民が動物と一緒に避難することができるよう配慮するとともに、動物救済本部等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。

また、動物を同行した避難者の受け入れ施設の設置にあたっては、避難者への人獣共通感染症・動物アレルギー対策に配慮する。

ウ 県と協働し「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供及び活動を支援する。

(3) 県の責務

- ア ペットフードやペット飼育用品の備蓄等、災害初動時の所要物資確保に努める。
 - イ 危険動物等による住民の被害がないよう安全のための措置を講ずるとともに負傷動物や飼い主不明動物、住民避難の際に被災地に残された動物の保護を行う。
 - ウ 動物の保護や適正な飼育に関し、村等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立し「動物救済本部」を設置する。
 - エ 各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等、村への支援を行う。
 - オ 避難所において動物が適正に飼育されるよう支援を行う。
 - カ 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整を行う。
 - キ 必要に応じ、国、都道府県、政令市及びペット災害支援協議会等への連絡調整及び要請を行う。
- (4) 公益社団法人新潟県獣医師会の責務
- ア 県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。
 - イ 緊急動物用医薬品の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発災直後の県及び村からの要請に備える。
- (5) 一般社団法人新潟県動物愛護協会の責務
- ア 県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。
 - イ 必要に応じ、会員の中から派遣可能なボランティア情報を集約し、動物救済本部へ提供することにより被災地でのボランティアの円滑な活動を支援する。
- (6) 動物救済本部の責務
- ア ペットフード等支援物資の提供
避難した動物に対し、ペットフードや飼育用品の提供ができるよう村災害対策本部に物資を提供する。
 - イ 動物の保護
県の活動に協力し、負傷動物や飼い主不明動物、被災地に残された動物の保護を行う。
 - ウ 相談窓口の開設
被災地や避難所、仮設住宅等での適正な飼育や動物の愛護、環境衛生の維持のための相談窓口を設置する。
 - エ 動物の一時預かり
被災のため一時的に飼えなくなった動物及び迷子動物の一時預かりを行う。
 - オ 飼い主探し
被災のため飼えなくなった動物や飼い主が分からなくなった動物の新たな飼い主探しのための情報の収集と提供を行う。
 - カ 仮設住宅での動物飼育支援
仮設住宅で適正に動物が飼育できるよう支援を行う。
 - キ 被災動物の健康管理支援
被災動物間の感染症等の発生や拡大を阻止するため、健康管理活動を実施する。
 - ク ボランティア及び募金の受付・調整・運営
募金の受付と調整、運営を行う。また、必要に応じ、ボランティア等と協働するものとする。

第2 情報の流れ

1 被災地から

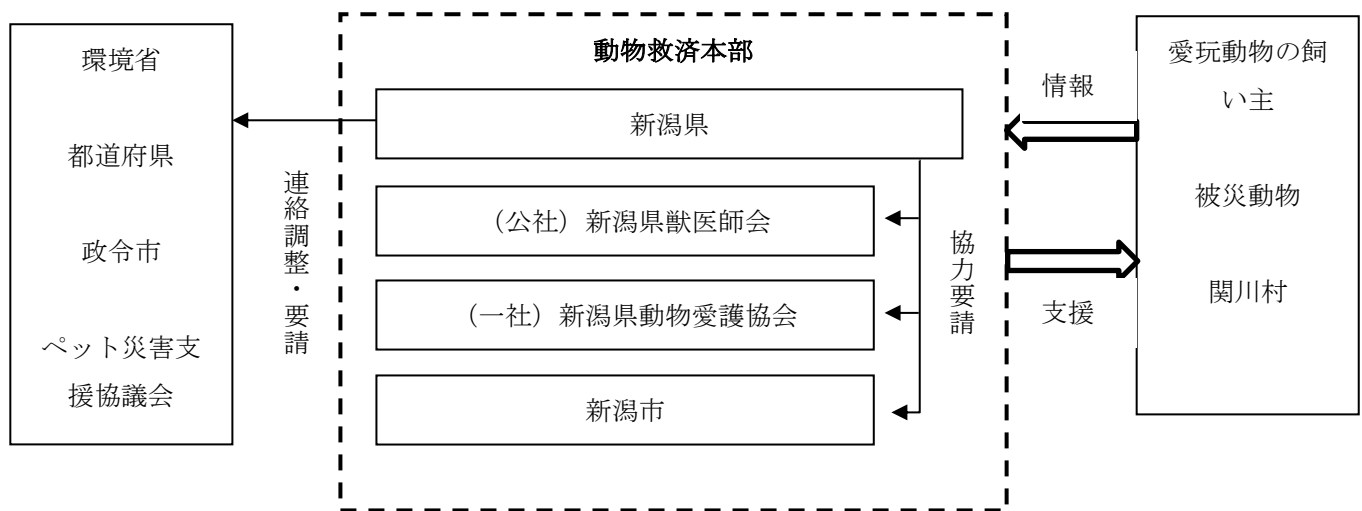
情報発信者→情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者	村災害対策本部	・ペット同行避難者の状況 ・被災者ニーズ
村災害対策本部	県・動物救済本部	・集約された被災者ニーズ

2 被災地へ

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
県・動物救済本部	村災害対策本部	・ペット関連の支援内容
村災害対策本部	避難所、避難者	

第3 業務の体系

【組織図】



☆ 災害発生	関川村	新潟県・動物救済本部
～1日	動物同行避難所設置	危険動物の飼育状況確認 負傷動物等の保護
～3日	避難所ニーズの把握	相談窓口の開設 動物救済本部の設置
～7日		避難所での動物飼育支援、物資提供 ペットの一時預かり
～2か月	仮設住宅の設置	仮設住宅での動物飼育支援

第4 業務の内容

●動物同行避難者や被災したペットへの対応

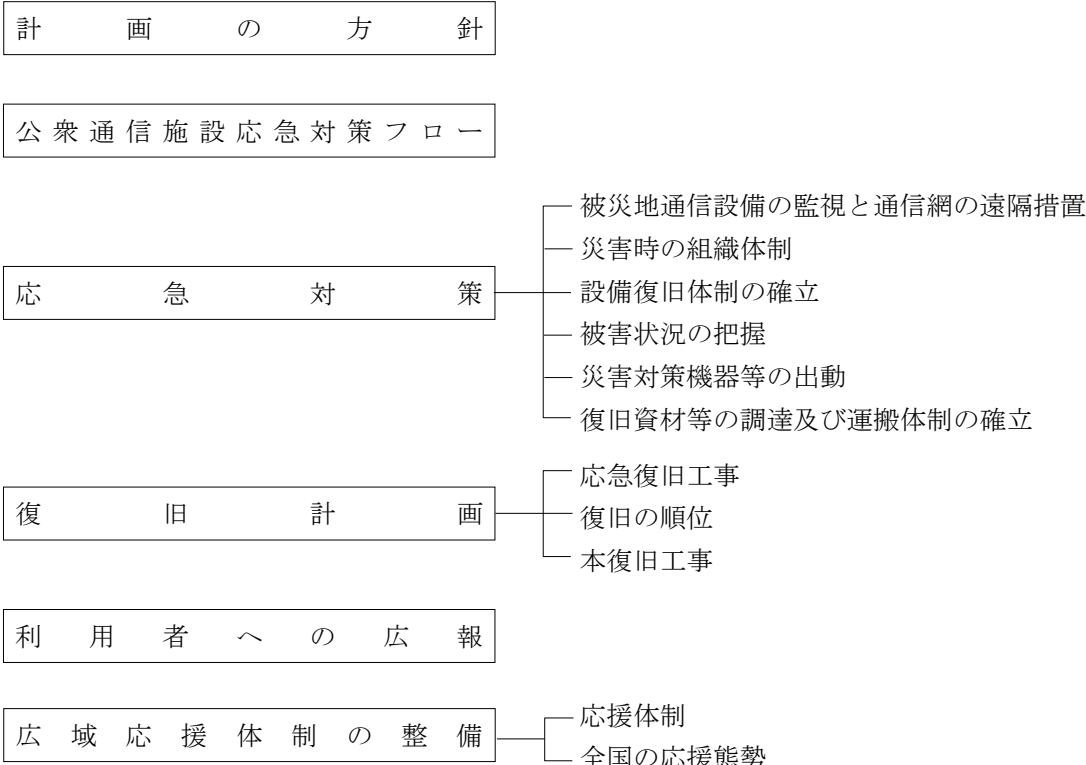
実施主体	対策	協力依頼先
被災者 (ペットの飼い主)	1 自分の安全を確保し、ペットを同行して避難所へ避難する。 2 避難先において、ペットの安全と健康を守り、他者に迷惑をかけることなく、ペットを適正に飼養管理する。	村

村	1 動物を同行した避難者を受け入れられる避難所を設置するとともに、動物救済本部等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。 2 避難所でのペットの飼養状況などについて県及び動物救済本部に情報提供する。 3 避難者に動物飼育関連物資を配布する。 4 住民へ動物救護や飼養支援に関する情報を提供する。 5 仮設住宅の設置に当たり、被災者のペット飼育について配慮する。	県、動物救済本部
県	1 危険動物の飼育状況を確認し、安全のための措置を講ずる。 2 負傷動物や飼い主不明のペットを保護する。 3 動物の保護や適正な飼育に関し、県獣医師会や県動物愛護協会など関係団体等と協力体制を確立し「動物救済本部」を設置する。 4 動物救済本部と協力し、被災者のペット飼育に関する相談窓口を開設する。 5 環境省や他の自治体及びペット災害支援協議会等との連絡調整及び支援要請を行う。	県獣医師会、 県動物愛護協会、 環境省、 ペット災害支援協議会
新潟県獣医師会	1 県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。 2 避難所等において、被災動物の健康管理支援を行う。	
動物救済本部	1 被災動物支援に関し、募金の受付や調整を行い、動物救済基金を運用する。 2 被災者のニーズに応じてペット飼育関連物資を調達し、村災害対策本部に提供する。 3 県の活動に協力し、負傷動物や飼い主不明動物、被災地に残された動物の保護を行う。 4 被災のため、一時的に飼育できなくなった動物や迷子動物の一時預かりを行う。 5 被災のため、飼い主を失った動物の新たな飼い主探しを行う。 6 被災動物の健康管理支援を行う。 7 仮設住宅で適正に動物が飼育できるよう支援を行う。 8 ボランティアの受付、調整を行う。	

第32節 公衆通信施設応急対策

【関係課名 等】 ◎NTT東日本・NTTドコモ、総務課

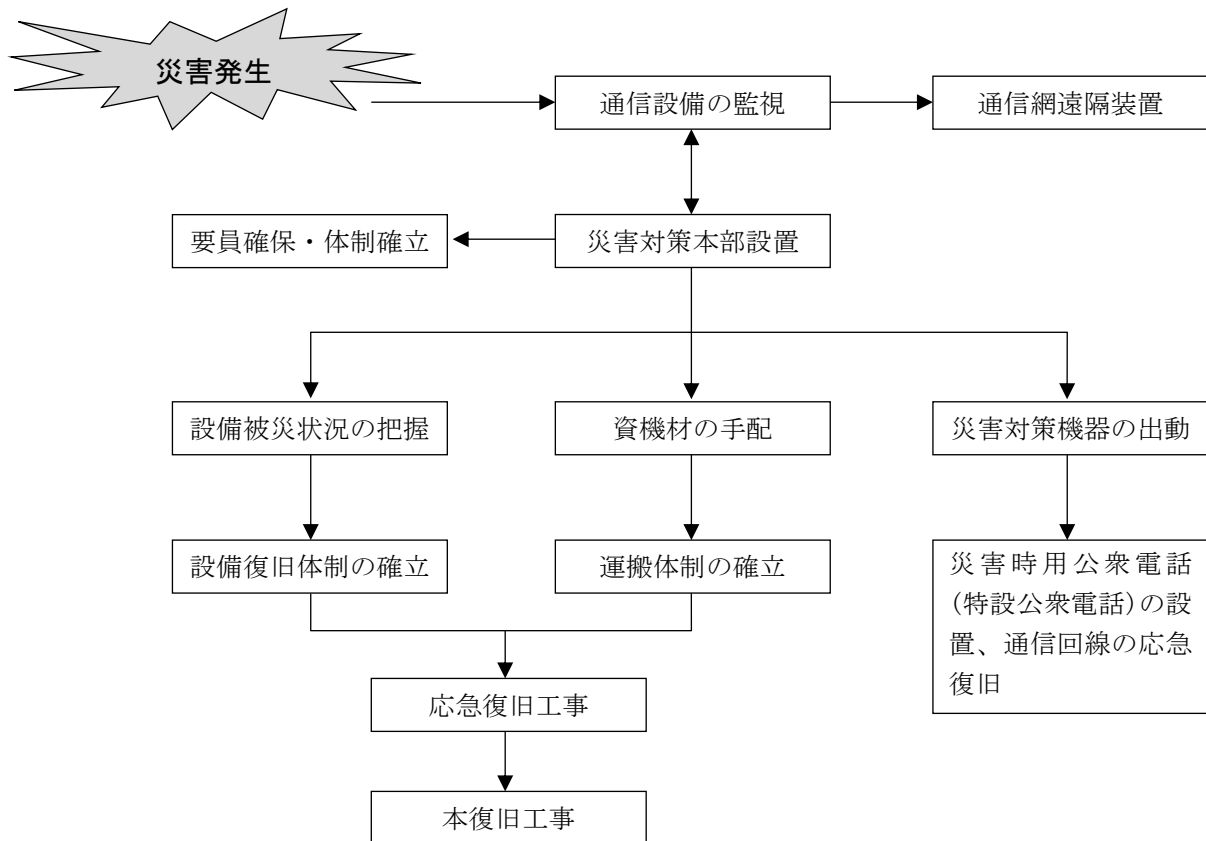
〔計画の体系〕



第1 計画の方針

NTT東日本及びNTTドコモは、災害の発生に際しては、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図る。

第2 公衆通信施設（NTT東日本／NTTドコモ）応急対策フロー図



第3 応急対策

1 被災地通信設備の監視と通信網の遠隔措置

村内の電気通信設備を常時監視し、被災状況の情報収集とともに通信の疎通確保のための遠隔切替制御及び輻輳による規制、トーク挿入措置等を行う。

2 災害時の組織体制

災害の発生又は発生するおそれのある場合は、NTT東日本新潟支店及びNTTドコモ新潟支店に設置基準に基づく次の組織体制を設置する。

- (1) 情報連絡室
- (2) 支援本部（地震時は、地震災害警戒本部）
- (3) 災害対策本部

3 設備復旧体制の確立

防災業務の運営あるいは応急復旧に必要な動員を行うため、次の事項について措置方法を定めている。

- (1) 全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集
- (2) NTTグループ会社等関連会社による応援
- (3) 工事請負会社の応援

4 被害状況の把握

- (1) 被害の概況について、社内外からの被害に関する情報を迅速に収集する。
- (2) 被害の詳細調査について、車両での通行は困難なことが想定されるので、バイク、自転車等によ

り全貌を把握する。

5 災害対策機器等の出動

重要回線の救済及び災害時用公衆電話（特設公衆電話）を設置するため、各種災害対策用機器、移動無線車等の出動により対応する。また運搬方法については、道路通行が不可能な場合、必要に応じ、県、自衛隊等ヘリコプターの要請を行い空輸する。

- (1) 孤立防止対策用衛星電話
- (2) 可搬型移動無線機
- (3) 移動電源車及び可搬電源装置
- (4) 応急復旧ケーブル
- (5) ポータブル衛星局及び衛星車載局
- (6) その他応急復旧用諸装置

6 復旧資材等の調達及び運搬体制の確立

応急復旧に必要な資材等については、NTT東日本及びNTTドコモ保有の資材及び全国から資材等の調達を行う。また運搬方法については、道路通行が不可能な場合、必要に応じ、県、自衛隊等ヘリコプターの要請を行い空輸する。

7 災害用伝言サービスの提供

災害発生時、及び災害の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況（輻輳）になった場合、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171、災害用伝言板及び災害用音声お届けサービスの利用を可能とする。

第4 復旧計画

1 応急復旧工事

災害による電気通信設備等を緊急に復旧する必要があるため、災害対策機器、応急用資機材等の仮設備で復旧する工事により、通信の疎通を早急に確保する。

2 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信の確保のため、災害の状況、電気通信設備の被害状況に応じ下表の復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

重 要 通 信 を 確 保 す る 機 関	
第 1 順 位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係ある機関、電力の供給の確保に直接関係ある機関
第 2 順 位	ガス、水道の供給の確保に直接関係ある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う機関、新聞社、通信社、放送事業者、第1順位以外の国又は地方公共団体
第 3 順 位	第1順位、第2順位に該当しないもの

3 本復旧工事

災害の再発を防止するため、必要な防災設計を織り込んだ復旧又は将来の設備拡張を見込んだ工事及び設備等が全く滅失した場合に復旧工事を実施する。

第5 利用者への広報

N T T 東日本新潟支店は、災害によって電気通信サービスに支障を来した場合又は利用の制限を行った場合、次に掲げる事項について、広報車及びインターネットにより地域の住民に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ、テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲に渡っての広報活動を行う。

- (1) 災害に対してとられている措置及び応急復旧状況
- (2) 通信の途絶又は利用制限をした理由及び状況
- (3) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）設置場所の周知
- (4) 住民に対して協力を要請する事項
- (5) 災害用伝言サービス提供に関する事項
- (6) その他必要な事項

第6 広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、N T T 東日本及びN T T ドコモの防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、被災支店と連携して迅速な災害復旧を図る。

1 応援体制

被災した支店は電気通信設備の被害状況を把握し、自支店だけでは対処できないと判断した場合は、N T T 東日本本社災害対策室及びN T T ドコモ本社災害対策に対して応援要請を行い、計画に基づいた資機材の確保と輸送体制及び作業体制を確立し運用する。

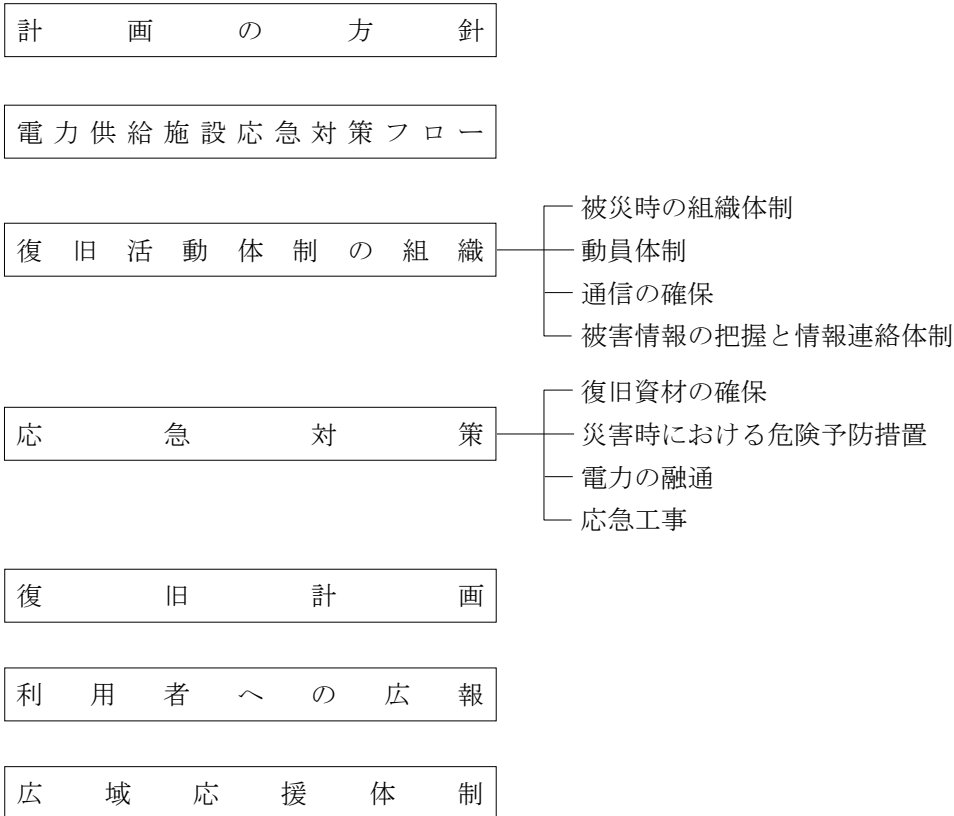
2 全国の応援体制

N T T 東日本本社災害対策室は、応援要請に基づき、要請事項を取りまとめるうえ持株会社災害対策本部及び各支店災害対策室へ要請する。

第33節 電力供給施設応急対策

【関係課名 等】 ◎東北電力ネットワーク、総務課

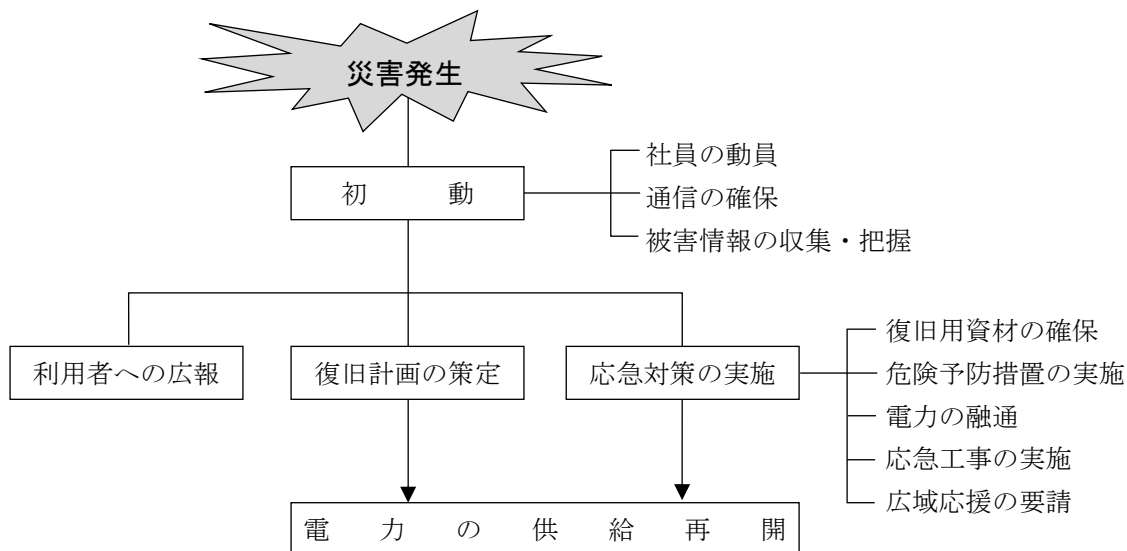
[計画の体系]



第1 計画の方針

東北電力ネットワークは、災害発生時における電力ラインを確保するとともに、電気災害から地域住民の安全を守るため被災箇所の迅速、的確な復旧を実施する。

第2 電力供給施設応急対策フロー



第3 復旧活動体制の組織

1 被災時の組織体制

東北電力ネットワークは、災害が発生したときは非常対策本部（連絡室）を設置するとともに、その下に設備、業務ごとに編成された班において災害対策業務を遂行する。

防 災 体 制 表

区分	非常事態の情勢
警 戒 体 制	災害の発生場合が予想され災害に備えた体制を整えるべきと判断した場合
第1 非常体制	関川村において大規模な災害が発生した場合 中心部の停電など社会的な影響が大きい災害が発生した場合
第2 非常体制	被害が拡大して長期化が懸念され、他の複数事業所からの応援による復旧体制で対応する場合

2 動員体制

対策本部及び各班の長は、防災体制の発令後、直ちに必要人員を動員する。

ただし、当該店所管内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、各長からの発令を待たず、自動的に第2非常体制に入るものとし、対策要員及び復旧要員・事務要員は呼集を待つことなく出動する。

また、被害が甚大で当該店所のみでは早期復旧が困難な場合は他店所や関連企業に応援を要請し、要員を確保する。復旧作業隊及び復旧資材の迅速な輸送を図るため、緊急通行車両の指定措置を関係機関に要請する。

3 通信の確保

対策本部（連絡室）は、防災体制を発令した場合速やかに関係店所間に非常災害用電話回線を構成する。

4 被害情報の把握と情報連絡体制

被害状況を迅速、的確に把握し、通報連絡経路に従って対策本部へ報告し、本部はこれを集約し関係機関へも報告する。

第4 応急対策

1 復旧資材の確保

- (1) 店所の対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は可及的速やかに確保する。
- (2) 災害対策用資器材の輸送は、自社で対応することが困難な場合は、請負会社の車両、船艇、ヘリコプター等をはじめ、その他可能な運搬手段により行う。
- (3) 災害時において復旧資材置き場及び仮設用地が緊急に必要な場合、並びに人命の確保及び資材運搬が困難な場合は、村本部に要請して確保する。

2 災害時における危険予防措置

災害時においても、原則として電気の供給を継続するが、二次災害の危険が予想され、村、県、警察、消防機関等から要請があった場合は、送電停止等、適切な危険予防措置を講ずる。

3 電力の融通

非常災害が発生し、電力需給に著しい不均衡が生じ、それを緩和することが必要であると認めた場合、本店・本社対策組織は電力広域的運用推進機構の指示などに基づく電力の緊急融通により需給状

況の改善を図る。

4 応急工事

災害時における応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度かつ電気火災等の二次災害の防止を勘案して迅速、的確に実施する。緊急復旧を要する箇所は電源車、バイパスケーブル、工事用変圧器等を使用して早期送電を行う。

第5 復旧計画

復旧計画の策定に当たっては、病院、公共機関、広域避難場所等を優先することとし、具体的には村、県の災害対策本部と連携し、復旧計画を策定する。

第6 利用者への広報

停電による社会不安の除去と公衆感電事故防止及び二次災害防止の周知について、広報車、ホームページ等の利用並びに報道機関の協力を得てラジオ、テレビ等放送媒体及び新聞等により設備の被害状況、復旧の見通し、公衆感電事故防止等について周知を図る。

第7 広域応援体制

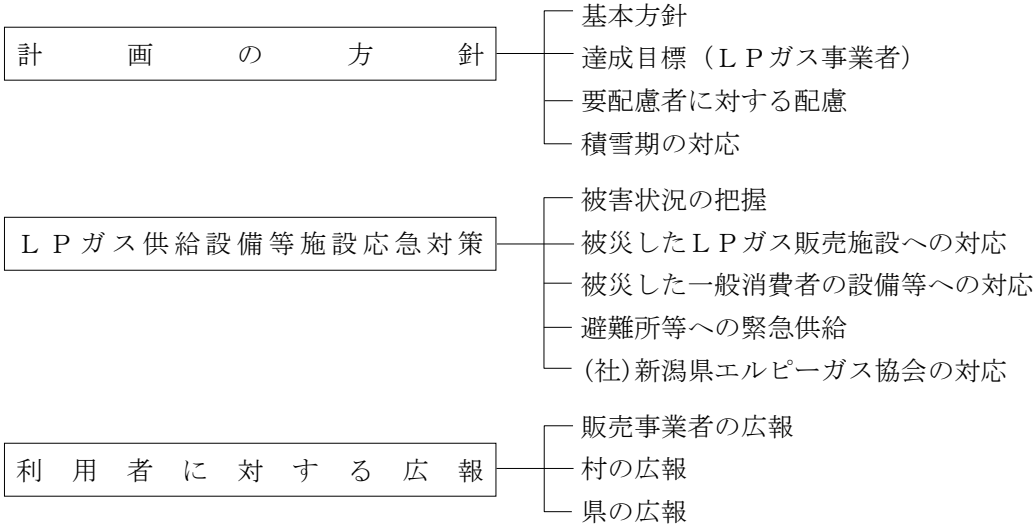
復旧活動に当たり、他電力会社への応援要請又は応援派遣については各電力会社で締結している「各社間の協定」等により実施する。

また、関係工事会社についても、復旧活動の支援を依頼する。

第34節 ガス供給応急対策

【関係課名 等】 ◎LPガス事業所、総務課

[計画の体系]



第1 計画の方針

1 基本方針

村におけるガス供給はLPガス取扱事業者（以下「LPガス事業者」という）が対応している。災害による応急対策は、供給側の被害を最小限に食い止めるとともに、消費者側の被害への迅速な対応が重要となる。これらに対応した応急対策を実施する体制を確立しておくようLPガス事業者に要請する。

また、村は二次災害防止の広報、供給停止・復旧状況等の広報を行う。

2 達成目標（LPガス事業者）

風水害発生中	被害状況把握、二次災害防止措置、県への報告
避難指示解除後2日	消費先の緊急点検完了
避難指示解除後3日	充てん所の復旧（大規模な災害が生じた場合を除く） 消費先安全確認終了（安全確認は、消費者の利用再開の要望がある場合）

3 要配慮者に対する配慮

- (1) ガス事業者は、要配慮者世帯の緊急点検・安全確認点検に当たり、燃焼器具の点検を併せて行う。
- (2) 避難時に誘導等を行う地域住民は、要配慮者世帯の元弁閉止等の安全措置の実施状況を確認するよう努める。

4 積雪期の対応

住民は、積雪期の風水害発生時に当たっては、事故発生防止と緊急点検・安全確認点検の迅速な実施のため、LPガス容器やガスメーター周辺を除雪する。

第2 LPガス供給設備等施設応急対策

LPガス事業者は、被害状況をふまえて復旧計画を定め、災害発生時の緊急措置マニュアルに従って安全で効率的な復旧を進める。

被災した供給設備及び消費設備については、当該消費者へガスを供給する販売事業者がそれぞれの設備の修復を行うものとし、次の措置をとる。

1 被害状況の把握

LPガス事業者及び関係機関は、災害発生後、速やかに緊急連絡体制により消費先ガス設備の緊急点検を実施し、被害状況の把握に努める。

2 被災したLPガス販売施設への対応

LPガス販売事業所は、販売施設（容器置場）を巡回してガス漏洩検知器等による調査点検を行い、火災、ガス漏洩等への対応を図るとともに、関係機関への通報、応援依頼等の連絡を行う。

3 被災した一般消費者の設備等への対応

LPガス販売事業所は、販売先消費者の供給設備及び消費設備について速やかに被害状況調査を実施し、火災、ガス漏洩等への対応を図るとともに、通報、応援依頼等の連絡を行う。なお、流出・埋没した容器を回収する場合は安全を期する。

4 避難所等への緊急供給

LPガス事業者は、村の要請により避難所、公共施設等への緊急供給を行う。

5 (社)新潟県エルピーガス協会の対応

各支会の取りまとめ、LPガス販売事業者に関する被害情報収集、整理及び防災関係機関、各支会、LPガス販売事業所からの要請に対応する。

第3 利用者に対する広報

二次災害の防止と、円滑な復旧作業を行うための広報活動を行う。

1 販売事業者の広報

販売事業者は、販売施設の被災の状況により、法令に基づいて近隣の住民に対して広報を行う。また、販売先の消費者にも供給施設及び消費施設の二次災害防止についての広報を行う。

LPガスにより災害が引き起こされる可能性がある場合は、防災関係機関に必要な広報を依頼する。

2 村の広報

LPガスによる災害（火災、爆発等）が発生し、又は発生のおそれがある場合は、直ちに付近住民に災害の状況や避難の必要性、二次災害の防止についての広報を行うとともに、県及び報道機関の協力を得て周知を図る。

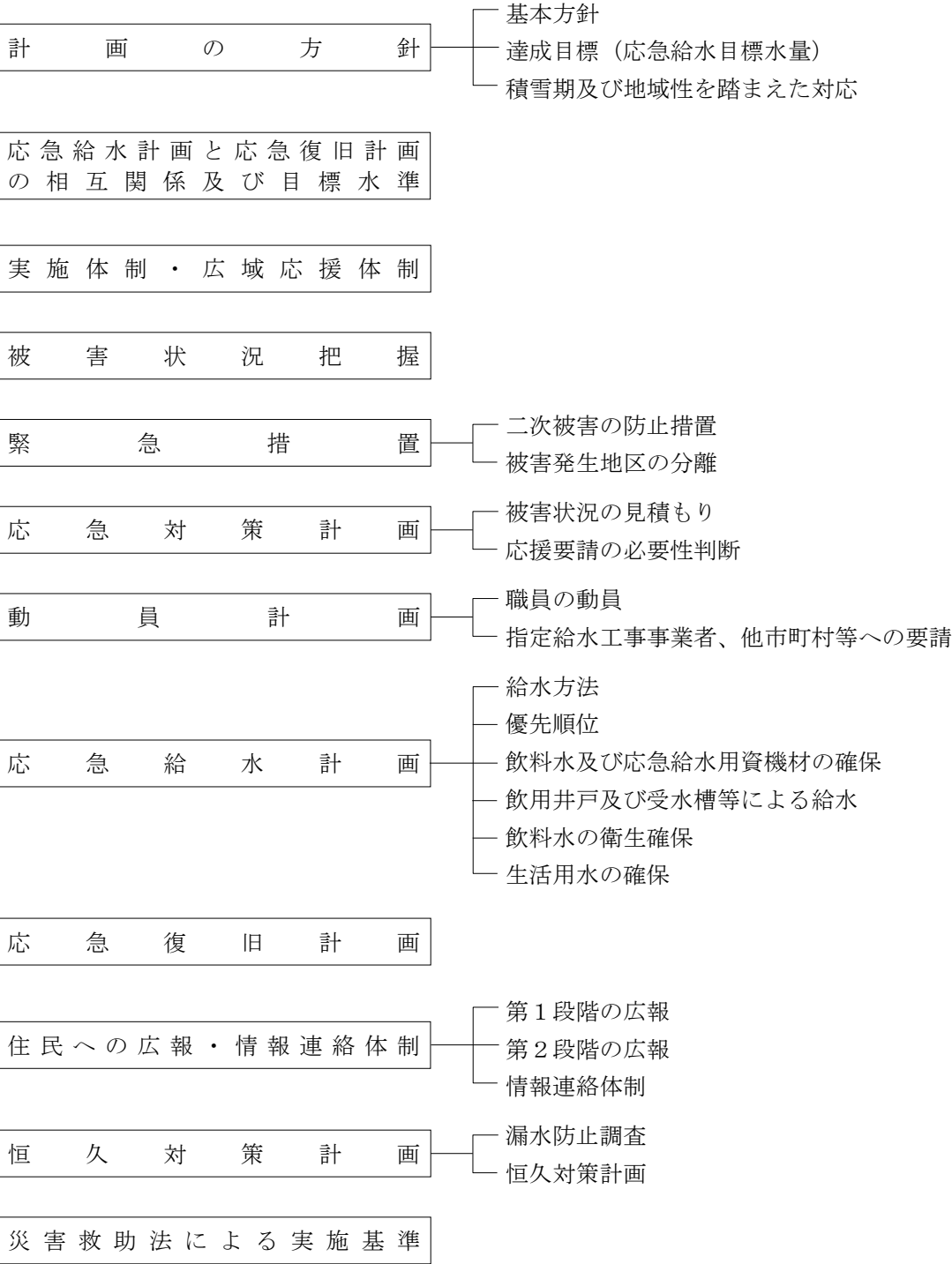
3 県の広報

県は、LPガスによる災害の状況、避難の必要性の有無及び応急対策の状況等について関係機関と連絡を密にし、周知を図る。

第35節 給水・上水道施設応急対策

【関係課名 等】 ◎建設課、総務課

[計画の体系]



第1 計画の方針

1 基本方針

災害時において飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という）の確保は被災者の生命維持及び人心の安定を図るうえでも極めて重要である。

被災住民に必要な飲料水等を迅速に供給するため、また、可能な限り速やかに給水機能の回復を図るために必要な措置を講ずる。

住民に対しては、応急給水の方法、復旧の見通し、飲料水の衛生確保等について広報し、住民の不安解消に努める。

また、報道機関への対応について、村の個別の被害状況等については、村で対応することを基本とし、全般的な被害状況等については県で対応する。

2 達成目標（応急給水目標水量）

災害発生から3日以内は1人1日3リットル、1週間以内に20～30リットル、2週間以内に30～40リットルの給水量を確保し、概ね1ヶ月以内に各戸1給水栓の設置（応急復旧の完了）を目標とし、それ以降は可能な限り速やかに被災前の水準まで回復させる。

災害発生からの日数	目標水量	用 途
災害発生～3日目まで	1人1日3リットル	生命維持に必要な飲料水
1週間以内	1人1日20～30リットル	炊事、洗面等の最低生活水量
2週間以内	1人1日30～40リットル	生活用水の確保
概ね1ヶ月以内	各戸1給水栓	

3 積雪期及び地域性を踏まえた対応

(1) 積雪期

積雪期においては、応急対策が困難となるおそれがあるため、必要に応じて自衛隊等へ派遣を要請する。

(2) 中山間地

ア 中山間地ではその地盤条件や周辺の地形条件によって、土砂崩れや河川の増水で冠水するおそれがあるため、関係機関等と調整、連携することにより効率的な応急対策を図る。

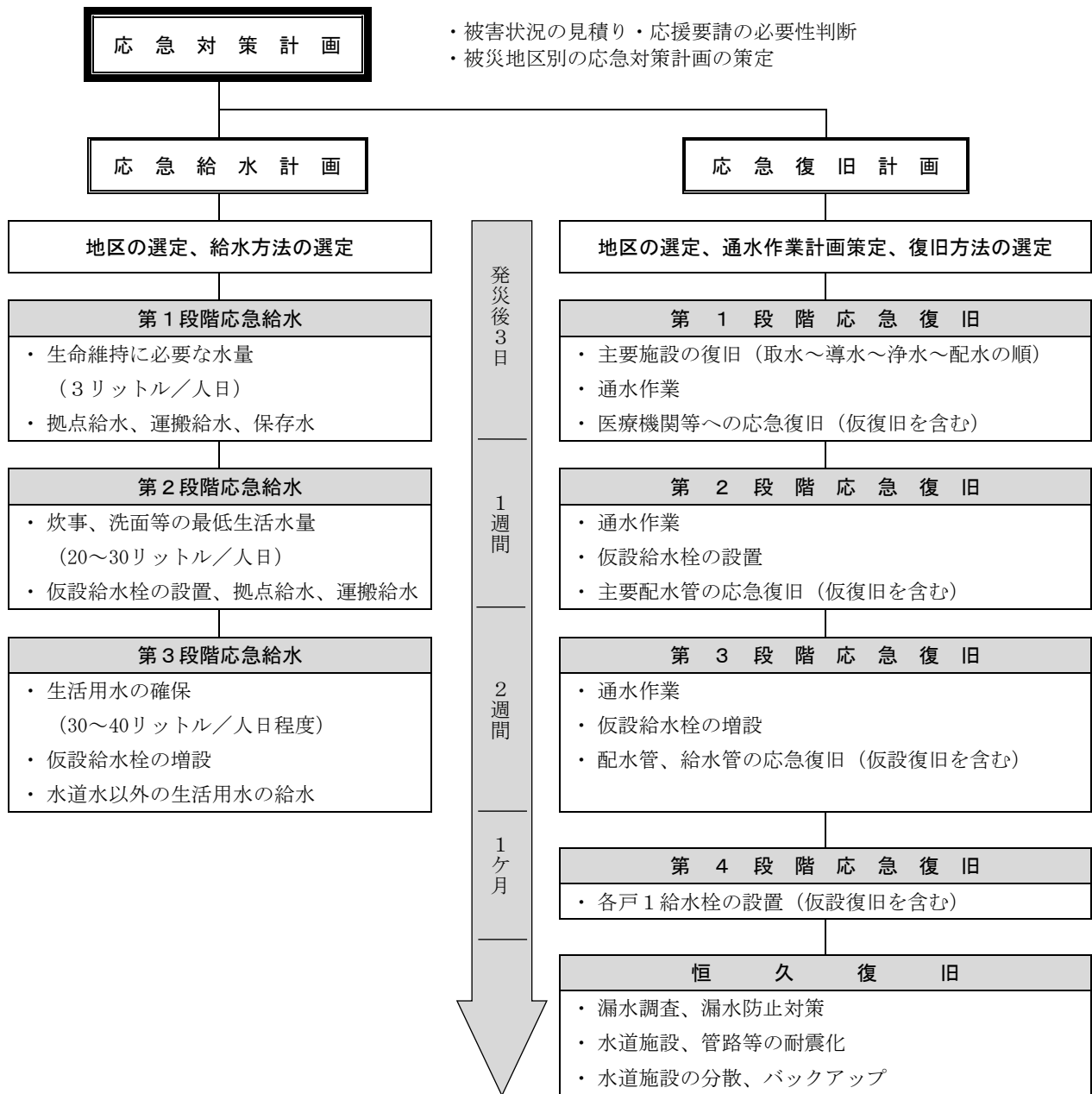
イ 土砂崩れ等の影響による原水濁度の極度な上昇に対応するため、浄水機能の低下防止措置等を講じ、給水機能の維持を図る。

ウ 中山間地については、応急対策が困難となることが予想されるため、必要に応じて自衛隊等へ派遣を要請する。

第2 応急給水計画と応急復旧計画の相互関係及び目標水準

村は、村内の被害状況を迅速かつ的確に把握し、応急給水計画と応急復旧計画を同時に立案、相互に関連を保ちながら応急対策を実行する。

計画の策定にあたっては段階的に目標水準を定め、災害直後は飲料水及び医療機関等への給水を中心に行い、その後は拠点給水、配管給水等により生活用水の給水量を確保しつつ、できるだけ速やかに全戸へ配管給水することを目途とする。



第3 実施体制・広域応援体制

村は災害対策本部の中に給水対策部門を設け、次に掲げる措置を講ずるとともに、関係機関との連絡調整を図り、必要に応じ、関係機関に応援を要請し、応急体制を確立する。

なお、村だけでは給水、復旧活動が困難な場合は、県、他の水道事業者、(社)日本水道協会新潟県支部、新潟県水道協会に応援を要請する。

- (1) 給水班を組織し、給水車、給水タンク、仮設給水栓等により被災者に応急給水する。また、水質検査及び消毒を行い、衛生対策を徹底する。
- (2) 復旧班を組織し、被災した水道施設の復旧対策を行う。
- (3) 村は、応援部隊等を的確に指揮できる体制を確立する。
- (4) 事前に他市町村と費用負担等を定めた応援協力に関する協定の締結、「応援要請・受入れマニュアル」の作成、応援部隊用宿泊場所のあっせん等の受入体制の確立に努める。
- (5) 水道工事業者、水道資機材及び保存水等の取扱業者と事前に応援協力を依頼し、円滑な応急対策

を実施できるよう努める。

第4 被害状況把握

村は、次の方法等により迅速かつ的確に水道施設、配水管路、道路等の被害状況を把握する。

- (1) 取水場、浄水場、配水場等の主要施設の被害状況及び配水ポンプ等の運転状況の、テレメータ監視システム等による把握
- (2) 職員等による主要施設、配水管路等の巡回点検による被害状況の把握
- (3) 住民からの通報による、配水管、給水管等の破損、断水等被害状況の把握
- (4) 災害規模、範囲及び道路等の被害状況の、災害対策本部からの情報入手

第5 緊急措置

村は、二次被害の防止措置及び被害発生地区の分離に努め、被害拡大を防止する。

1 二次被害の防止措置

- (1) 火災が発生した場合、速やかに消火活動を行う。
- (2) 消毒用塩素ガスの漏出防止措置を講ずる。
- (3) 配水池で浄水を確保する。

2 被害発生地区の分離

被害が少なく継続して給水が可能な地区と、被害が大きく継続給水が不可能な地区を選別し、配水管のバルブ操作等により配水区域を切り離し、配水池の浄水の漏出防止を図る。

第6 応急対策計画

村は、被災施設、被災者数等を的確に見積もり、地区別を考慮した応急給水計画及び応急復旧計画を策定するとともに、動員可能職員数及び災害対策用資機材の備蓄状況を確認し、応援要請の必要性を判断する。

1 被害状況の見積もり

主要水道施設の被災状況、配水管、給水管等の被害発生箇所、被害の程度及び被災者数等を迅速かつ的確に見積もり、地区別を考慮した応急給水計画及び応急復旧計画を策定する。

2 応援要請の必要性判断

動員可能職員数及び災害対策用資機材等の備蓄状況を確認し、応援要請の必要性を判断する。

第7 動員計画

村は職員動員表に基づき、迅速に職員を動員する。必要に応じ、他市町村等へ応援を要請し、必要な人員の確保に努める。

1 職員の動員

職員動員表に基づき、迅速に職員を動員する。職員自身が被災する場合もあるため、必要に応じ、他部班の職員も動員し、必要な職員数の確保に努める。

2 指定給水工事事業者、他市町村等への要請

被害状況に応じ、指定給水工事事業者、他市町村及び関係機関に応援を要請し、応急対策を迅速に実施できる応急体制を確立する。

第8 応急給水計画

村は、衛生対策、地域性や積雪期及び避難行動要支援者等に十分に配慮しながら優先順位を定め、

応急給水を実施する。また、応急給水にあたっては、地区別に被害状況に応じた給水方法を選定し、生活用水にも十分に留意したうえで、被災者に飲料水等を給水する。

1 給水方法

被害状況に応じ、地区別に拠点給水、運搬給水、仮設給水を効率的に組み合わせ給水する。

給水種類	内 容
拠 点 給 水	● 配水池及び避難場所等に給水施設を設けて給水する。 ● ろ水器を稼動し、給水基地を設営し、給水する。
運 搬 給 水	● 給水タンク搭載車等により飲料水を被災地に運輸し、給水する。
仮 設 給 水	● 応急復旧した水道管に仮設給水栓を設置して給水する。 ● 応急復旧及び他の給水方法の状況に応じ、給水栓数を増減できるよう配慮する。

2 優先順位

医療施設、避難場所、福祉施設、老人施設、保育園、小中学校等へ優先的に給水する。

3 飲料水及び応急給水用資機材の確保

(1) 飲料水の確保

ア 配水池の水をろ過して、災害発生直後における当面の飲料水を確保する。

イ 災害を免れた水道施設及びろ水器等を稼動し、飲料水を確保する。

(2) 応急給水用資機材、作業車の確保

村が確保している応急給水用資材では不十分な場合は、速やかに他市町村、水道事業者及び水道資機材取扱業者の支援を受け、配給用容器、非常用水筒等の応急給水用資機材、作業車を調達する。

4 飲用井戸及び受水槽等による給水

(1) 災害による水質悪化、汚染が懸念されるため、基本的には飲料水としての使用は好ましくないが、やむをえず飲用する場合は煮沸消毒するか、消毒剤を添加したうえで飲用に供する。

(2) 水質検査の結果、水質基準に適合していた場合は仮設給水栓に準じ給水する。

5 飲料水の衛生確保

(1) 給水する飲料水の残留塩素濃度を測定し、適切に消毒されていることを確認する。

(2) 残留塩素が確保されていない場合は、簡易型消毒設備又は塩素消毒剤等により消毒を徹底したうえで応急給水する。

6 生活用水の確保

(1) あらかじめ井戸の設置に努め、緊急時に生活用水の給水拠点として使用できるよう配慮する。

(2) 工業用水等の水道水源以外の水、雨水等に消毒剤を添加し、水洗トイレの流し水、手洗水等への利用を図る。

(3) 村は、災害時に生活用水として使用できるよう、平素から住民に対して風呂水を汲み置くよう啓発する。

第9 応急復旧計画

村は、優先順位を明確にし、衛生対策や積雪期の対応等を十分に配慮し、ライフライン関係機関等との連絡調整を図りながら可能な限り速やかに応急復旧を行う。

第10 住民への広報・情報連絡体制

村は、県と連携協力して、住民に対し、断減水の状況、応急給水計画、応急復旧の見通し、飲料水の衛生対策等について広報し、住民の不安の解消に努める。

1 第1段階の広報

- (1) 村は、迅速に局地的な断減水の状況、応急給水計画、飲料水の衛生対策等の情報を村防災行政無線、チラシ、掲示板及び広報車等により広報する。
- (2) 村は、報道機関等の協力を得て、多角的に広報するよう努める。

2 第2段階の広報

村は、長期的、広域的な復旧計画等の情報を主に広報誌、報道機関、パソコン通信等を利用し、広報する。

3 情報連絡体制

村及び県は、被害状況、応援要請、住民への広報等について、密接な連絡調整を図るため、相互連絡体制を確立する。

第11 恒久対策計画

村は、応急的な復旧作業を終了した後に、全般的な漏水調査を実施し、完全復旧を図るとともに、将来計画等を配慮し、計画的に施設面及び体制面での災害予防対策を充実させ、恒久対策を推進する。

1 漏水防止調査

地上に噴出して発見できた漏水箇所の他に、地下の漏水箇所を詳細に調査し、修理計画を策定し、優先順位を定め、漏水を完全に防止する。

2 恒久対策計画

原形復旧だけでなく、水道システム全体の近代化の向上を図る。特に、配水区域のブロック化、配水本管のループ化等によりバックアップシステムの構築を図る。

第12 災害救助法による実施基準

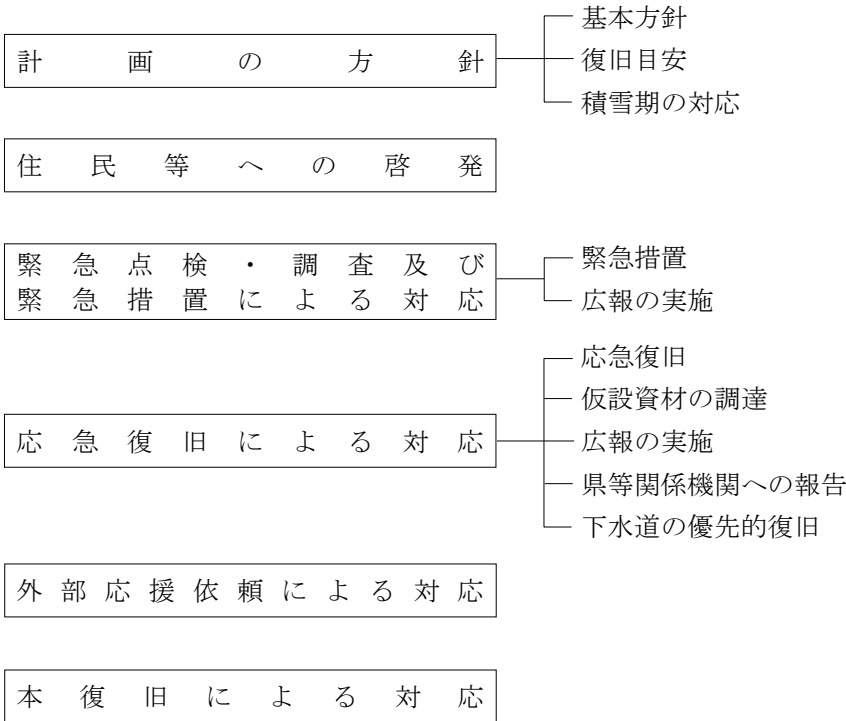
飲料水の供給における費用限度額、期間等については、資料編「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表のとおりとする。

資料編	○「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表
-----	----------------------------

第36節 下水道施設等応急対策

【関係課名 等】 ◎建設課、総務課

[計画の体系]



第1 計画の方針

1 基本方針

下水道等（下水道、農業集落排水）施設は、ライフライン施設として被災住民の生活に大きな影響を与えることから、早期の復旧が求められる。

村は、災害時の組織体制を速やかに確立し、被災箇所の早期把握により迅速・的確な応急復旧措置を講ずる。浄化センター、マンホールポンプにおいては最小限の機能回復を行い、管路施設においては本復旧工事までの暫定的な下水道機能の確保を図る。

2 復旧目安

下水道施設等復旧はおおむね次の計画を目安にする。

災害発生後 ～3日目程度	● 風水害対応運転、施設の浸水対策 ● 住民への情報提供、使用制限の広報 ● 処理場、管渠等の点検、被災調査
〃 3日目程度～1週間程度	● 応急調査着手、応急計画策定 ● 施設応急対策着手
〃 1週間程度～1か月程度	● 本復旧調査着手 ● 応急復旧着手・完了
〃 1か月～	● 本復旧調査完了、本復旧計画策定 ● 災害査定実施、本復旧着手

3 積雪期の対応

積雪凍結時においては、通常時の状況把握、施設点検、応急復旧等の活動と比較して多くの困難を伴うことから、通常時以上に除雪関係機関等と密接な連絡を保つものとし、浄化センター等の重要施設においては、特に個別の場内除雪体制を整備し、速やかな施設点検と円滑な応急対策を実施する。

第2 住民等への啓発

住民（各家庭、学校、事業所等）は、風水害により、下水道等（下水道、農業集落排水）の浄化センター、マンホールポンプ、管渠等が被災を受け、下水処理機能、下水流下機能が停止又は機能が低下した場合は、トイレの使用や入浴等をできるかぎり自粛する。風水害発生から3日間（推奨1週間）に必要な携帯トイレ等は、自らの備蓄で賄うことについて啓蒙を行う。

第3 緊急点検・調査及び緊急措置による対応

村は、下水道施設等、村管理施設の緊急点検、緊急調査を実施し、調査結果に基づく応急復旧計画を策定する。また、住民は、マンホール、路面状況、浄化センターの異状が確認できた場合には、速やかに区長、村へ報告する。

1 緊急措置

緊急点検及び緊急調査結果をもとに、必要に応じて機能障害及び二次災害の危険性を緊急に取り除くための措置を行う。村だけでは対応が困難な場合には、県、日本下水道事業団、日本下水道協会、協定事業者等に協力を依頼する。

(1) 管渠

下水道管の閉塞、破損等による機能障害及び道路、周辺施設等への二次災害の危険性を緊急に取り除くため、道路管理者との協議の上、バリケード、マーカーライト等の設置、陥没部への砂利等の投入、危険箇所への通行規制など必要な措置を講じる。

また、管渠への石油等の流入による周辺住民への危険性の呼びかけ等を講じる。

管渠等の破損による大量流入水から浄化センター及び住宅地の浸水防除のため、緊急遮断ゲートの操作を行う。

(2) 浄化センター

浄化センターにおいて、人的被害につながる二次災害未然防止として、建物、機械・電気設備の緊急点検を行い、必要に応じて火気の使用禁止、立入禁止、漏水箇所の止水等を行う。

(3) マンホールポンプ

マンホールポンプの電気通信の点検を行う。

2 広報の実施

下水道等施設が被災を受けた場合は、早期に使用再開計画の目途をたて、被災状況、トイレの使用制限等の協力依頼を住民に広報する。

第4 応急復旧による対応

1 応急復旧

村は、応急復旧計画に基づき応急復旧を行い、下水道施設等利用を再開する。村だけでは対応が困難な場合には、県、日本下水道事業団、日本下水道協会、協定事業者等に協力を依頼する。

(1) 管渠

管路施設の構造的、機能的被害程度、他施設に与える影響程度を判断し、下水道管内、マンホー

ル内の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の排除、仮設管渠の設置、マンホールの切下げ等を講じる。

(2) 処理センター

本復旧までの一時的な処理センター機能の確保をするため、コーキング、角落しによる水路仮締切、仮配管の布設、弁操作による配管のルート切り回し、可搬式ポンプによる揚水、急結セメントによる復旧、固形塩素剤による消毒等を講じる。

(3) マンホールポンプ

マンホールポンプの電気通信の被害程度の調査、可搬式ポンプによる下水の排除を行う。

2 仮設資材の調達

携帯トイレ・簡易トイレ、仮設トイレ、被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資機材等が確保できない場合には、近隣市町村、協定締結機関、県等に支援を要請する。

3 広報の実施

村は、住民に対し、応急復旧の見通し、仮設トイレの設置状況等について、村防災行政無線、広報車等により広報する。

4 県等関係機関への報告

下水道施設の被災状況、復旧状況等について、適宜県土木部都市局下水道課に報告を行う。

5 下水道の優先的復旧

下水道施設の復旧に当たっては、避難所施設等を優先して行う。

第5 外部応援依頼による対応

村だけでは対応が困難な場合には、近隣市町村、協定締結機関、県等に外部応援を依頼する。村は連絡担当者を定め、駐車場、資機材置場の確保等受入態勢を確保する。

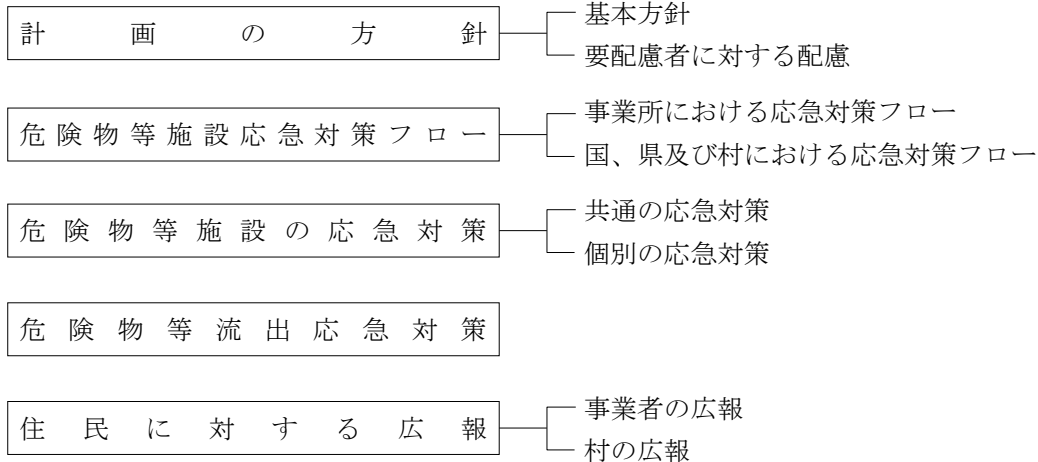
第6 本復旧による対応

災害査定実施のために、調査、準備を行い、災害査定を受け、本復旧計画に基づき下水道等施設の本復旧を実施する。

第37節 危険物等施設応急対策

【関係課名 等】 ◎危険物等取扱事業者、村上市消防本部、総務課

〔計画の体系〕



第1 計画の方針

1 基本方針

危険物等は、災害時における火災、爆発、流出等により、従業員はもとより周辺地域住民に対しても大きな被害を与えるおそれがある。

(1) 事業者等の責務

風水害による危険物等の被害を最小限にくい止めるとともに、施設の従業員並びに周辺住民に対する危害防止のため、関係機関及び関係事業所と協力して被害の拡大防止を図ると共に、危険物等による二次災害の発生防止に努める。

(2) 消防機関等の責務

被害状況を把握し、関係事業所等と連携して被害の拡大防止を図る。

(3) 村の責務

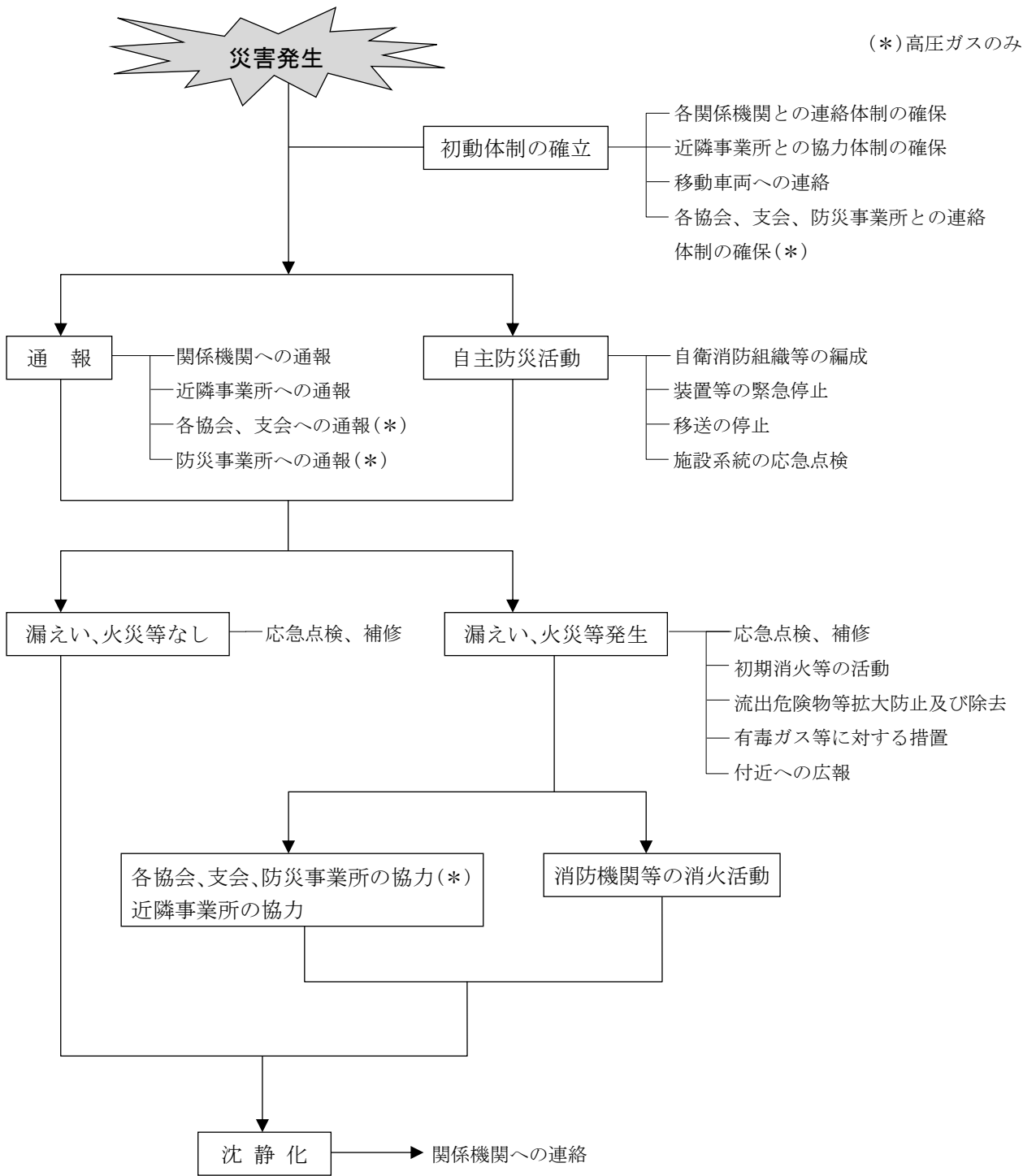
被害状況について効率的な広報を実施するとともに、危険物等により住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、避難の指示を行う。

2 要配慮者に対する配慮

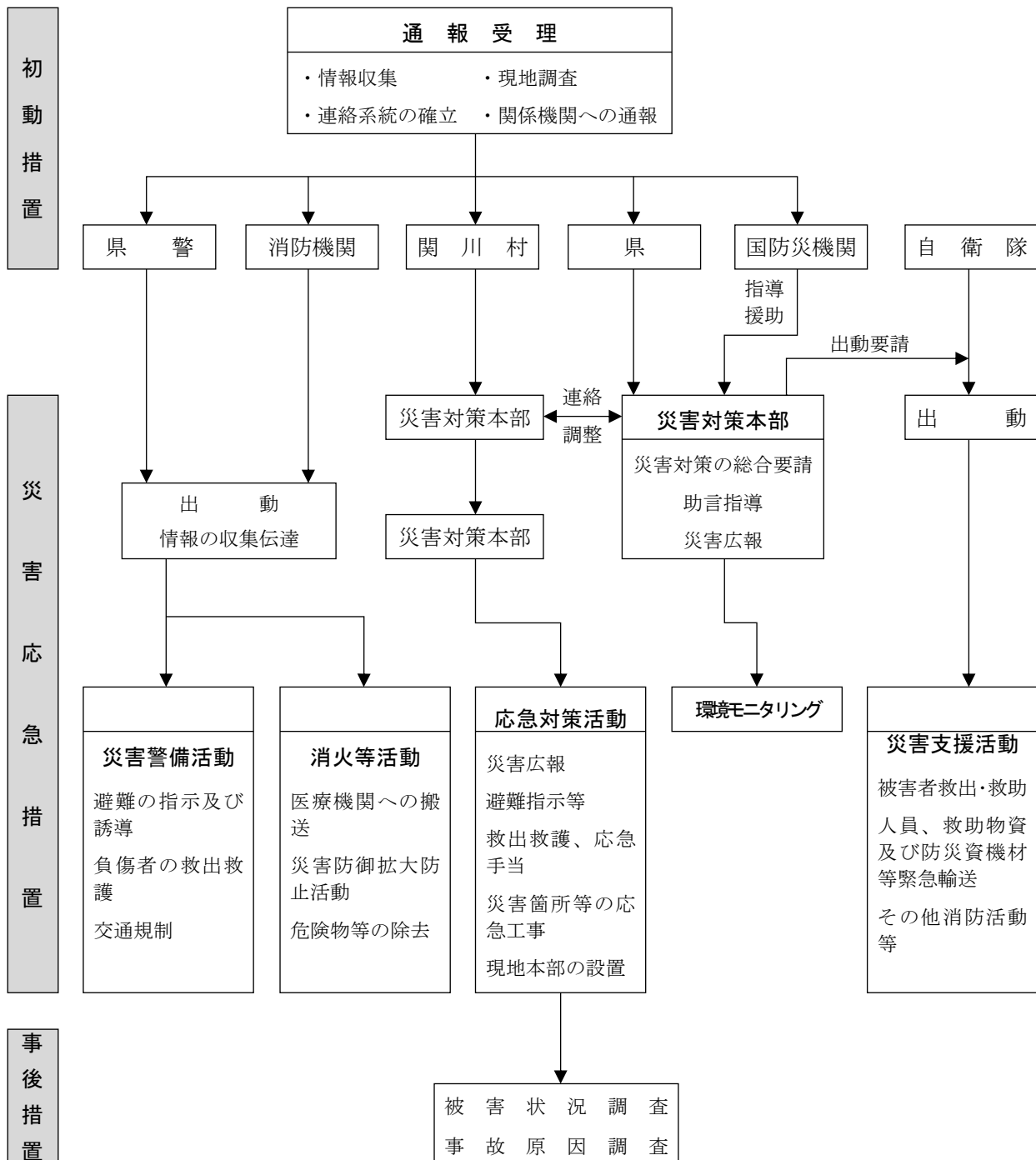
危険物等施設に災害が発生し又はそのおそれがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者の避難等を実施する。

第2 危険物等施設応急対策フロー

1 事業所における応急対策フロー



2 国、県及び村における応急対策フロー



第3 危険物等施設の応急対策

危険物等取扱事業所の責任者及び管理者は、災害発生時に、危険物等の火災、流出等の二次災害の発生防止のため、各施設の実情に応じて、次に掲げる措置を講じるとともに、村、県及び消防機関等と連携して、被害の拡大防止と危害の防止を図る。

1 共通の応急対策

(1) 関係機関との連絡体制の確保

危険物等取扱事業所は、災害により被災した場合、消防、警察等関係機関及び隣接事業所に事故状況を伝達する等速やかに連絡体制を確保し協力体制を確立する。

(2) 災害発生時の自主防災活動

危険物等取扱事業所は、災害発生時には、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき自主防災活動を行う。

(3) 危険物等施設の緊急停止と応急点検

危険物等取扱事業所は、災害発生時には災害の拡大を防止するため、関連する施設及び装置等の緊急停止を行うとともに、被災施設及び関連施設の点検を実施する。

(4) 危険物等施設の応急措置

危険物等取扱事業所は、危険物等施設の被害状況及び付近の状況等を十分に考慮し、現況に即した適切な応急措置を講ずる。

ア 危険物施設等の損傷等異常が発見されたときは、危険物等の除去及び損傷箇所の補修等を行い、被害の拡大防止に努める。

イ 危険物等による災害が発生した場合には、消火剤、オイルフェンス、吸着材、油処理剤等を活用し、現状に応じた初期消火や流出防止措置を行う。

(5) 周辺地域住民に対する広報等

危険物等取扱事業所は、地域住民の安全を図るため、速やかに発災を広報し、避難誘導等適切な措置を講ずるとともに、村、関係機関に住民への広報や避難誘導等の協力を求める。

(6) 隣接事業所との連携による対策の実施

危険物等取扱事業所は、対応要領に基づき隣接事業所等との連携により災害に対処し、被害の拡大防止に努める。

2 個別の応急対策

(1) 危険物、毒物劇物及び有害物質

ア 取扱従事者の応援体制の確保

取扱事業所は、被災状況に応じ、隣接事業所等の危険物、毒物劇物取扱従事者及び公害防止管理者等の協力を得て、迅速、適切な対応を図る。

イ 移送運搬中の事故への対応

取扱事業所は、移送運搬中の責任者と速やかに連絡を取り、関係機関に通報し、必要な措置をとる。そのため、内部における連絡系統を明確にしておく。

(2) 高圧ガス

ア 施設の被害状況調査及び対応

高圧ガス販売事業所は、被災施設周辺に所在する販売先の一般消費設備について速やかに被害状況調査を行い、火災やガス漏えい等への対応を図るとともに通報、応援依頼等の連絡を行う。

イ (社)新潟県エルピーガス協会の対応

各支会及びLPガス販売事業者に関する被害情報の収集・整理及び防災関係機関、各支会、ガス販売事業所からの要請に対応する。

第4 危険物等流出応急対策

河川内等に大量の危険物等が流出又は漏えいした場合、次に掲げる対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の拡大防止に努める。

- (1) 事故関係者、事故発見者及び通報受理者は、速やかに村又は消防機関、河川管理者等関係機関に通報連絡する。

また、関係機関は、事故実態を把握し、応急対応体制を確立するとともに、関係機関相互の情報共有に努める。

- (2) 当該関係機関、事業者及び危険物等取扱者は、危険物等の大量流出による災害が発生した場合、それぞれの業務又は作業について、相互に密接な連絡を保つとともに、人員及び設備、資機材等に関して防御対策が迅速、的確に実施できるよう協力する。
- (3) 当該関係機関、事業者及び危険物等取扱者は、事故が発生した場合、災害の拡大防止と迅速かつ適切な処理を図るため、流出油対策に関係する地域組織等を活用し、総合的な防除対策を推進する。
- (4) 危険物等が大量に流出した場合、当該関係機関及び事業者は、自主的かつ積極的に次の防除作業を実施する。

ア 拡散を防止するため、オイルフェンス、むしろ、柵及び木材等の応急資機材を展開する。

イ オイルフェンス等により、流出範囲を縮小した危険物等を吸引ポンプその他により吸いあげ、又はくみ取るとともに、必要に応じて吸着材、油処理剤等により処理する。ただし、油処理剤は油を乳化させるもので分解あるいは吸着するものではないことから利水などへの影響も含め使用については留意する。

ウ 流出した危険物等から発生する可燃性ガスの検知を行い、火災及び健康・環境被害の未然防止に必要な措置を講じる。

- (5) 飲料水汚染の可能性がある場合には、県及び河川管理者は、水道水取水地区の担当機関に直ちに連絡し、取水制限等の措置を講ずる。
- (6) 有害物質が河川等の公共用水域に流出した場合、地下に浸透した場合又は大気中に放出された場合は、河川管理者、村上保健所等は、人の健康の保護及び環境保全の観点から、必要に応じて環境モニタリング調査を実施するとともに、その結果を関係機関に速やかに通報し、防除対策の実施等に資する。

第5 住民に対する広報

危険物等による災害が発生し、又は周辺に被害が拡大するおそれがある場合においては、関係事業所及び隣接事業所の従業員、地域住民の生命、身体の安全確保と不安を取り除くため、次により必要な広報活動を実施する。

1 事業者の広報

広報活動は災害の態様規模によって一刻を争うこともあるので、危険物等取扱事業所は、広報車、拡声器等を利用し、周辺住民等に迅速・的確に広報するとともに、村等の防災関係機関に必要な広報を依頼する。

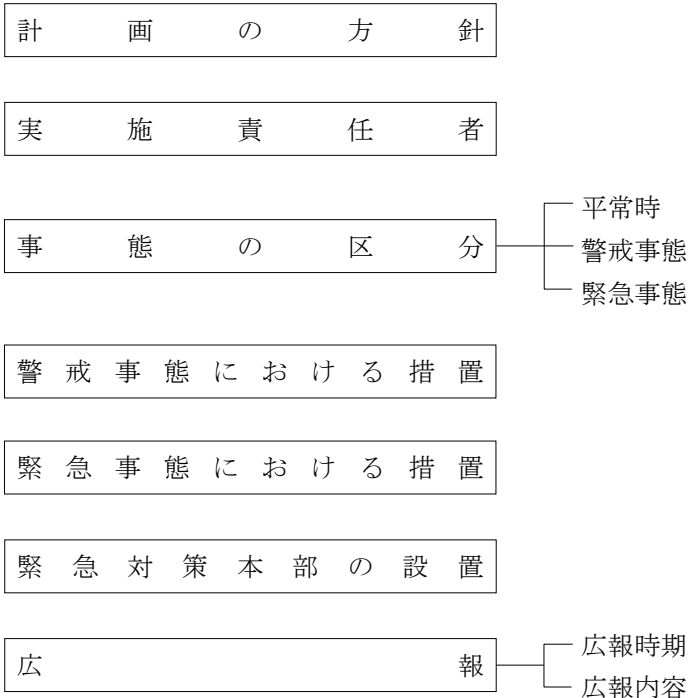
2 村の広報

村は、災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、直ちに付近住民に災害の状況や避難の必要性などの広報を行うとともに、県及び報道機関の協力を得て周知を図る。

第38節 天然ガスパイプライン施設応急対策

【関係課名 等】 ◎石油資源開発(株)・(株)ジャベックスパイプライン、建設課

〔計画の体系〕



第1 計画の方針

本村には、(株)ジャベックスパイプラインの天然ガスパイプラインが敷設されている。

天然ガスのパイプライン施設が風水害等により被災した場合、又は施設の損傷による天然ガス流出、火災、爆発等の事故災害が発生した場合の事業者及び関係機関が実施する応急対策について示す。なお、この計画中に定めのない事項は、グループ親会社の石油資源開発(株)長岡鉱業所の「長岡鉱業所生産施設防災対策要領」の定めるところによる。

第2 実施責任者

保安統括者 (石油資源開発(株)長岡鉱業所長)

保安技術管理者 (石油資源開発(株)技術一部パイプライングループ)

第3 事態の区分

1 平常時

次に定める警戒事態及び緊急事態以外の時をいう。

2 警戒事態

- (1) 震度3、4及び5の地震が発生したとき。
- (2) 大雨警報が発令されたとき。
- (3) 洪水警報が発令されたとき。
- (4) 暴風(雪)警報が発令されたとき。
- (5) 大雪警報が発令されたとき。

- (6) 津波警報が発令されたとき。
- (7) 1時間雨量が30mm以上となったとき。
- (8) 24時間雨量が100mm以上となったとき。

3 緊急事態

- (1) 震度6以上(250gal以上)の地震が発生したとき。
- (2) 河川横断箇所の河川水位が警戒水位を超えたとき。
- (3) 降雨のため地滑りが発生したとき。
- (4) ガス・油漏れの発見又は第三者からの警報があったとき。
- (5) 火災・爆発が発生したとき。
- (6) 生産施設、送ガス、油パイプラインが損傷し、外部にガス・油が流出したとき。

第4 警戒事態における措置

保安技術管理者は、警戒事態の状況に応じ、次の各号に示す警戒対策措置を実施して、災害の防止を図る。

- (1) 実用人員の配置
- (2) 状況の監視
- (3) 生産施設、送ガス・油パイプラインの巡回、点検
- (4) その他

第5 緊急事態における措置

保安技術管理者は、緊急事態の状況に応じ、次の各号に示す緊急対策措置を実施して、災害の防止又は災害の拡大防止を図る。なお、送ガス緊急停止については、石油資源開発(株)長岡鉱業所の定める「送ガス・油緊急停止基準」による。

- (1) 防災対策要員と必要資機材の動員
- (2) 坑井の密閉又は減産
- (3) 送ガス停止
- (4) 緊急遮断弁の閉止
- (5) 基地内装置停止
- (6) 圧力払い、ガス放散、たん油抜き
- (7) 漏洩ガス・油による鉱害防止
- (8) 工事などの中断
- (9) タンクローリー作業の中断
- (10) 警察・消防・村への連絡
- (11) 保安通信設備復旧
- (12) その他

第6 緊急対策本部の設置

保安統括者は、必要に応じて緊急対策本部を設置することができる。

緊急対策本部は本部長(保安統括者)、副本部長(保安統括代理者)、部員により構成し、その組織は「長岡工業所生産施設防災対策要領」に定めるとおりとする。

第7 広 報

1 広報時期

次の事態が発生したときは、保安技術管理者は広報を行い、事後速やかにその内容を緊急対策本部に報告しなければならない。

- (1) 緊急対策本部より代行依頼があったとき。
- (2) 人命に関わる事態により急を要するとき。
- (3) 緊急対策本部と連絡がとれないとき。

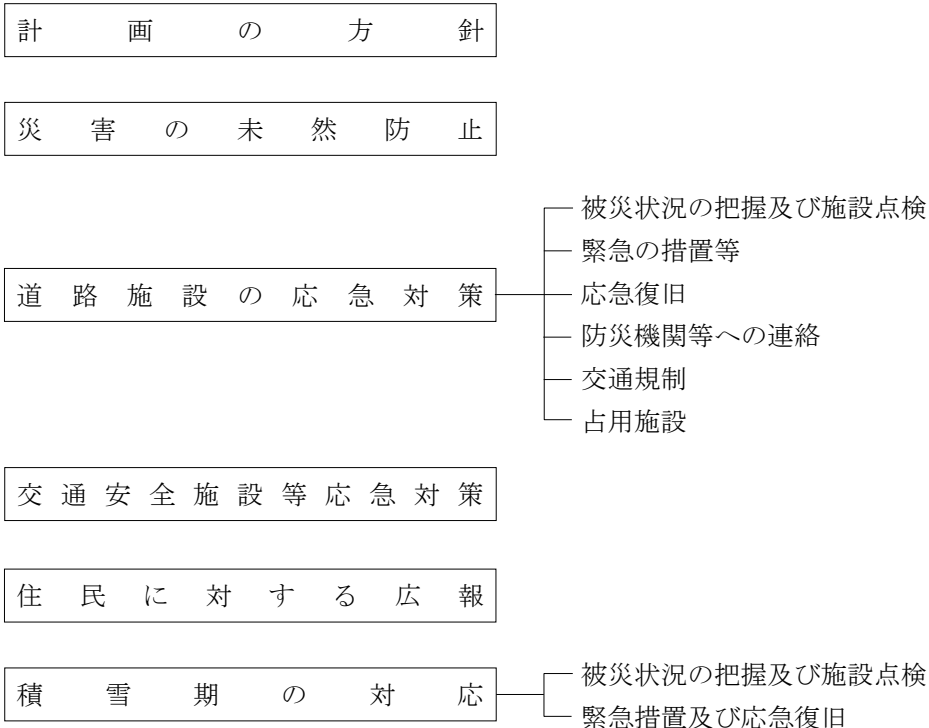
2 広報内容

- (1) 付近住民に対する火気使用禁止要請、交通規制、避難要請及び誘導など
- (2) 公共機関に対する状況説明及び協力要請
- (3) 報道機関に対する状況説明（但し、緊急対策本部に限る）

第39節 道路・橋梁施設の応急対策

【関係課名 等】 ◎建設課、農林課

[計画の体系]



第1 計画の方針

災害発生時において、各種の応急対策活動を支え、都市機能の回復を図るためには、交通機能の確保が極めて重要であることから、道路管理者は、施設の被害状況の把握並びに交通確保のための応急対策を迅速かつ的確に行う。

第2 災害の未然防止

道路管理者は、風水害等により施設が被災するおそれがあると認めたときは、危険箇所等を主体に点検巡視を行い、危険性が高いと認められる箇所については、安全確保のための通行規制措置等を実施する。

第3 道路・橋梁施設の応急対策

道路管理者は、緊急輸送ネットワーク指定路線の現況を早急に把握するとともに、道路利用者の安全確保、周辺住民の避難等の円滑化、ライフライン施設の早期復旧を勘案し、その管理する道路について、関係機関と密接な連携の下に、応急対策を迅速かつ的確に行う。

1 被災状況の把握及び施設点検

風水害等が発生した場合、また震度4以上の地震が発生した場合、直ちに道路パトロールを実施し、土砂崩壊・落石等の危険箇所等の被害発生状況、道路施設の被災状況、交通状況等を把握するとともに、村上警察署から道路情報を収集する。

また、橋梁等の主要な構造物の緊急点検を行う。

なお、必要に応じ県の消防防災ヘリコプター等の出動を要請して被害状況把握の迅速化を図るとともに、道路情報を収集する。

2 緊急の措置等

緊急点検結果に基づき、交通規制等の緊急措置を実施するとともに、緊急通行車両等の通行のために道路啓開等を実施する。

(1) 交通規制措置等

道路利用者の安全確保を図るため、被害箇所・区間において村上警察署及び関係機関と連携し、必要に応じて交通規制等の緊急措置を講ずる。

また、必要に応じて迂回路の選定、その他誘導等の措置を関係機関と調整し、交通路の確保に努めるとともに、道路の状況について広報に努める。

(2) 道路啓開

ア 関係機関との調整を図りつつ路上障害物の除去や簡易な応急復旧作業により、道路啓開を行う。

また、被災状況等により自衛隊の災害派遣が必要な場合は、知事に派遣要請を依頼する。

イ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者としてその区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

ウ 道路啓開は、原則として2車線の通行を確保する。被害の状況によりやむを得ない場合には、部分的に1車線とするが、この場合には危険を回避するため、誘導員及び監視員を置き、車両誘導等を行う。

エ 路上の障害物の除去について、道路管理者、警察、消防機関及び自衛隊災害派遣部隊等は、状況に応じ協力して必要な措置をとる。

(3) 防災活動拠点等とのアクセスの確保

上記の緊急の措置及び道路啓開等にあたっては、県が緊急輸送道路と指定している次の道路、また村の防災活動拠点（村役場、指定避難場所等）、輸送拠点（臨時ヘリポート等）、防災備蓄拠点、その他公共施設とを結ぶ村道の機能確保を優先して行うとともに、各道路管理者は連携して協力・支援等を行う。

村内における県指定緊急輸送道路

機 能 区 分	道路種別	路 線 名	区 間
第1次緊急輸送道路	国 道	一般国道113号	村上市境 ～ 山形県小国町境
第2次緊急輸送道路	〃	一般国道290号	村上市境 ～ 胎内市境

3 応急復旧

応急復旧工事は道路啓開の後、施設の重要性や被災状況等を検討し、迅速かつ的確に順次実施する。

4 防災機関等への連絡

道路管理者は、防災関係機関が実施する応急対策の円滑化を図るため、風水害等による道路の被害状況、道路応急対策の実施状況、復旧見込状況等を関係機関へ連絡する。

5 交通規制

災害発生と同時に警察と協力して交通規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板及び道路管理者所有のパトロールカー等により、通行者に対し道路情報等を提供する。

6 占用施設

上下水道、電気、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者は道路管理者に通報するとともに、緊急時には現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知等住民の安全確保のための措置を取り、事後速やかに連絡するとともに応急復旧を実施する。

また、道路管理者は、必要に応じて協力、支援等を行う。

第4 交通安全施設等応急対策

道路管理者は、災害により信号機等交通安全施設の損壊、故障が生じた場合、警察署等と連携して、迅速にこれに対処し、被災地域内での交通の安全と緊急車両の通行の円滑化を確保する。

第5 住民に対する広報

村は、他の道路管理者と連携して、災害による被害の防止・軽減及び交通の混乱防止、並びに被災地域における応急復旧活動の迅速かつ的確な実施等のため、次に掲げる事項に関し適時適切な広報活動を行う。

- (1) 所管施設の全般的状況（被害及び施設の機能状況）
- (2) 施設利用者の危険防止及び理解と協力を求めるのに必要な事項
- (3) 緊急交通路の状況、復旧の見通し等に関する事項
- (4) その他広報を行う必要がある事項

第6 積雪期の対応

積雪・凍結時には、通常時の状況把握、施設点検、応急復旧等の活動と比較して多くの困難を伴うことから、関係機関と密接な連絡のもと、的確かつ円滑な応急対策を実施する。

1 被災状況の把握及び施設点検

施設の被害状況が通常の場合と比較して、積雪や凍結のため十分に点検できないことも想定されるので、事前に調査した危険箇所等を考慮して、効率的な現場点検を行い、速やかに被災状況を把握する。

2 緊急措置及び応急復旧

積雪時には、雪崩の発生などの被害が想定されるため、被災状況、気象情報等を十分把握し、的確かつ迅速な緊急措置及び応急復旧活動を実施する。

第40節 鉄道事業者の応急対策

【関係課名 等】 ◎東日本旅客鉄道㈱・日本貨物鉄道㈱、総務課

[計画の体系]

計 画 の 方 針

鉄 道 施 設 応 急 対 策 フ ロ ー

鉄 道 施 設 の 応 急 対 策

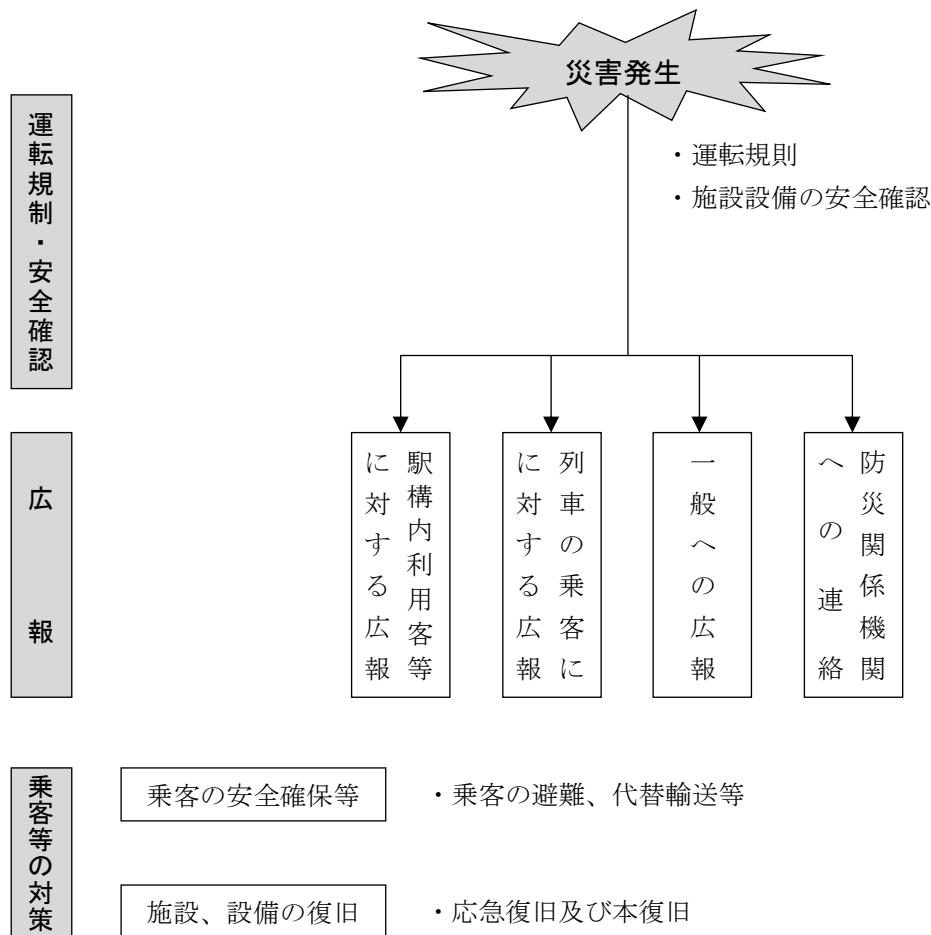
- 災害対策本部の設置
- 運転規制
- 旅客等に対する広報
- 救護、救出及び避難
- 住民に対する広報
- 県への報告

連 絡 調 整 窓 口 、 連 絡 方 法 等

第1 計画の方針

東日本旅客鉄道㈱及び日本貨物鉄道㈱（以下「各鉄道事業者」という）は、風水害等が発生した場合、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するとともに、迅速な応急復旧に努める。

第2 鉄道施設応急対策フロー



第3 鉄道施設の応急対策

1 災害対策本部の設置

事故等により鉄道施設が損壊・流出するなど重大な被害が発生又は予想される場合、災害対策本部を設置する。

2 運転規制

風水害発生時には、あらかじめ定めた運転基準及び運転規制区間に基づき、運転規制等を実施し、安全確認を行う。

3 旅客等に対する広報

(1) 駅等における利用客に対する広報

災害時の旅客の不安感を除き、動揺及び混乱を防止するため、駅構内掲示、放送等により利用客に案内する。

(2) 列車乗務員の広報

輸送指令からの指示、情報及び自列車の状況等を把握した上で、車内放送等により乗客に案内し、動揺及び混乱の防止に努める。

4 救護、救出及び避難

(1) 駅、列車等に救護及び救出に必要な器具等を整備する。

(2) 災害による火災、建物倒壊、車両事故等により負傷者が発生した場合は、消防機関に通報すると

ともに、負傷者の応急手当、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずる。

- (3) 災害による列車の脱線転覆、衝突等の被害により多数の死傷者が発生した場合、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出及び救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を運転指令に速報し、連絡を受けた運転指令は県、関係市町村、警察、消防等に協力を依頼する。

5 住民に対する広報

各鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞等により周知を図る。

また、地域型放送手段（同時通報無線設備）がある場合は、積極的に情報を提供して村に広報活動の協力を得る。

6 県への報告

各鉄道事業者は、被害（人的、施設等）の状況、復旧見込み、代替輸送の方法等を速やかに県へ報告する。

第4 連絡調整窓口、連絡方法等

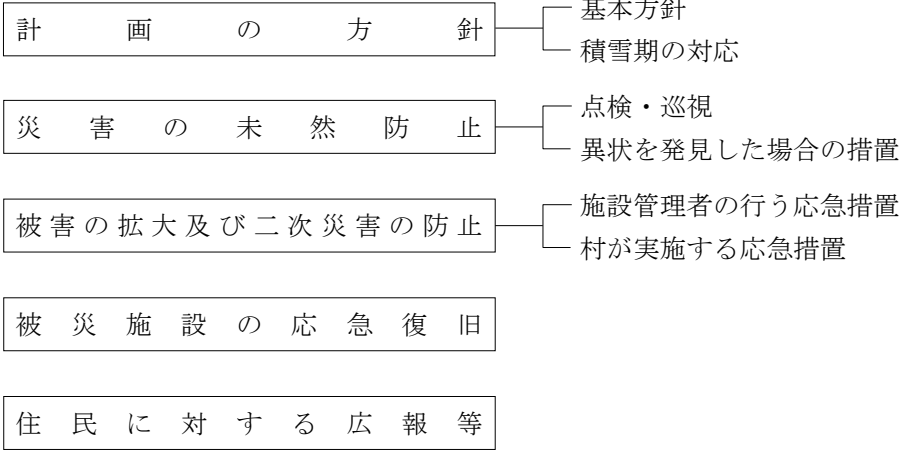
情 報 収 集 ・ 伝 達 先

鉄道事業者		勤務時間内	勤務時間外	F A X
JR東日本新潟支社	総務部企画室	025-248-5104	025-248-5165	時間内：025-248-5112 時間外：025-248-5166
JR貨物新潟支店	貨物指令室	025-248-5151	025-247-0522	時間内：025-248-5152 時間外：025-247-0516
県関係課		勤務時間内	勤務時間外	F A X
新潟県交通政策局	交通政策課	025-285-5511 (内線3591～3594)	025-280-5109	025-282-1604
新潟県防災局	危機対策課	025-285-5511 (内線6437、6438)	025-285-5511 (警備員経由)	025-281-2979
新潟県警察本部 警備部	警備第二課	025-285-0110 (内線5771～5773)	025-285-0110 (内線2070、2071)	昼 025-284-8939 夜 025-281-3915

第41節 治山・砂防・河川管理施設の応急対策

【関係課名 等】 建設課、農林課

[計画の体系]



第1 計画の方針

1 基本方針

治山、砂防、河川施設等の管理者は、風水害等による施設の損壊箇所の機能確保を図るための応急体制を整えるとともに、関係機関の緊密な連携の下に災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

村は、住民等から治山・砂防施設の被災等（以下「土砂災害等」という）及び河川施設の被災の通報を受けたとき、又はパトロール等により土砂災害等及び河川施設の被災を確認したときは、県及び関係機関へ連絡する。また、住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民の安全を確保するため、避難のための指示及び避難誘導等を実施する。

2 積雪期の対応

村は、積雪による避難時の移動の困難を考慮し、地域の自主防災組織と連携し、避難支援活動を行う。

第2 災害の未然防止

1 点検・巡視

各施設の管理者は、気象、土象等の状況や新潟県土砂災害情報システム等により情報収集を行い、風水害等が発生するおそれがある場合、次により施設の点検、巡視を行う。

区 分	状 況	点検・巡視箇所
治山施設管理者	降雨等により土砂災害のおそれがある場合	● 治山施設設置箇所 ● 地すべり防止施設設置箇所 ● なだれ防止施設設置箇所

砂防施設管理者	降雨等により土砂災害のおそれがある場合	● 土石流危険渓流 ● 地すべり危険箇所 ● 急傾斜地崩壊危険箇所 ● 土砂災害警戒区域等 ● その他砂防関係施設
河川管理施設管理者	河川水位が上昇しはん濫注意水位を越えるおそれがある場合	● 河川水位がはん濫注意水位に近づいている箇所 ● 重要水防箇所 ● 過去に洪水被害が生じた箇所 ● 地形地質上の脆弱箇所 ● 土地利用上からの弱堤箇所 ● 二次災害防止の観点からの低標高箇所 ● 主要河川構造物の設置箇所

2 異状を発見した場合の措置

点検、巡視により異状を発見した場合は、直ちに異状箇所等に対して応急措置を実施するほか、次により住民安全確保のための措置を実施する。

- (1) 危険な箇所については、人的被害の発生を防止するため、立ち入り禁止等必要な措置を実施する。
- (2) 施設の被災等により住民に被害が及ぶおそれがある場合は、直ちに関係機関等へ通報するとともに、住民に対する適切な避難のための指示及び避難誘導等を実施する。

第3 被害の拡大及び二次災害の防止

1 施設管理者の行う応急措置

各施設管理者は、点検、巡視で施設の異常や被災が確認された場合、その危険の程度を調査し、関係機関等及び関川村建設業協会等と密接な連携のもとに、次により応急措置を実施する。

(1) 治山施設

- ア 関係者及び関係機関に通報し、警戒避難や立入禁止等の必要な措置を実施する。
- イ 施設の被害が拡大するおそれのある場合は、巡回パトロールや要員の配置等により危険防止の監視を行う。
- ウ 被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。
- エ 倒木や流木等により二次災害が発生するおそれのある場合は、速やかにその除去に努める。

(2) 砂防施設等

- ア 砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等に被害が生じ、地すべり、土砂崩れ等により、下方の地域に人家や道路施設等への危険が予測できる場合は、関係者、関係機関に通報し、警戒避難、立ち入り禁止等の必要な措置を実施する。
- イ 施設被害が拡大するおそれがある場合は、巡回パトロールや要員の配置等により危険防止のための監視を行う。
- ウ 被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。
- エ 重大な土砂災害が想定される場合は、土砂災害防止法第28条に基づき県及び同法第29条に基づき国は緊急調査を実施し、同法第31条に基づき調査結果を村へ通知するとともに、一般に

周知させるため必要な措置を講じる。

(3) 河川管理施設及び頭首工等許可工作物

ア 浸水被害が発生し、その被害が拡大するおそれのある地域に対しては、その原因となる箇所
の安全対策を講じるとともに、危険箇所は立ち入り禁止等必要な措置を実施する。

イ 堤防等の河川構造物や頭首工、排水機場等の河川に関連する施設の被災は、重大な災害につ
ながるおそれがあるため、被災状況に応じた応急対策を実施する。

ウ 低標高地域では浸水が長期化しやすく復旧工事等災害支援の障害ともなるため、浸水の原因
となっている箇所の応急復旧と可搬式ポンプや稼動可能な排水機場施設を利用した排水対策を
実施する。

エ 許可工作物の被災については、速やかに応急的処置を講じるとともに、河川管理者及び施設
管理者と協議を行い二次災害の発生防止に努める。

オ 油、危険物等が河川へ流出した場合は、二次的な被害を防止するため下流住民への情報提供
や汚染の拡大を防止するための対策を実施する。(本章 第37節「危険物等施設応急対策」第4
「危険物等流出応急対策」(P229)を参照)

カ 倒木や流木等により河積阻害を生じている箇所については、速やかにその除去に努める。

キ 施設被害が拡大するおそれがある場合は、巡回パトロールや要員の配置等により危険防止の
ための監視を行う。

(4) ダム施設

ア 各ダム管理者は、ダムの操作規程に基づき、応急措置を実施する。

イ 放流等を行う場合は、関係機関及び住民へ連絡、通報する。

2 村が実施する応急措置

(1) 村は、治山施設、砂防施設等、河川管理施設及び頭首工等許可工作物及びダム施設の異常を発見
した場合並びに被害が発生又は予想される場合には、次により被害の拡大防止に努め、住民の安全
の確保に努める。

ア 関係者及び関係機関へ連絡を行い、被害情報等正確な情報収集に努める。

イ 職員の安全を考慮しながら、可能な範囲で巡視パトロールを行う。

ウ 施設被害が拡大するおそれがあるときは、警戒避難、立ち入り禁止等の必要な措置を実施す
る。

(2) 村は、村で管理する下水道施設に異常又は被災が確認された場合、関係機関等と密接な連携のも
とに、次により応急措置を実施する。

ア 急激な降雨や排水河川の増水等により、雨水ポンプ排水機場施設等が有効に機能できない場
合は、可搬式ポンプや移動可能な雨水ポンプ排水機場の施設を利用した排水対策を実施する。

イ ポンプ場、処理場施設が被災した場合の応急復旧は、処理場機能の早急な復旧を期するため、
重要度の高い機械配管や電気機器・設備を優先する。

ウ 下水道施設の速やかな復旧が困難な場合は、利用者等に対し水洗トイレ、風呂等の使用を極
力控えるよう広報活動等により要請する。また、各種薬品類、重油及びガス等の燃料漏洩など
二次災害の発生防止に努める。

第4 被災施設の応急復旧

各施設の管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、

資材並びに機械の有無等を考慮して、適切な工法により被災施設の応急復旧工事を実施する。

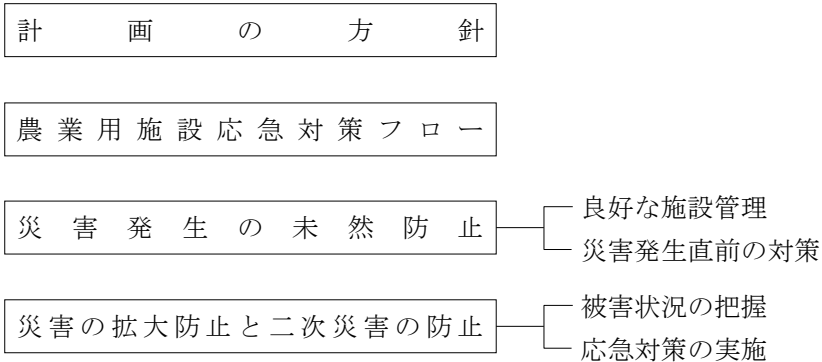
第5 住民に対する広報等

- (1) 気象状況等により被災箇所の急激な拡大及び土砂の異状流出が発生しやすくなるため、各施設の管理者は、施設の被災程度等を関係住民、村、近隣市町村等へ周知する。
- (2) 風水害等により被災した施設の被害規模が拡大することにより、道路、人家、集落に被害を及ぼすおそれがあると認められるときは、施設被害規模の推移状況を関係住民、関係機関等へ逐次連絡する。

第42節 農地・農業用施設等の応急対策

【関係課名 等】 農林課、関川村土地改良区

[計画の体系]



第1 計画の方針

1 村等の責務

風水害時には、農地及び農道、用排水施設、ため池、地すべり防止施設等の農地・農業用施設の被災が予想される。

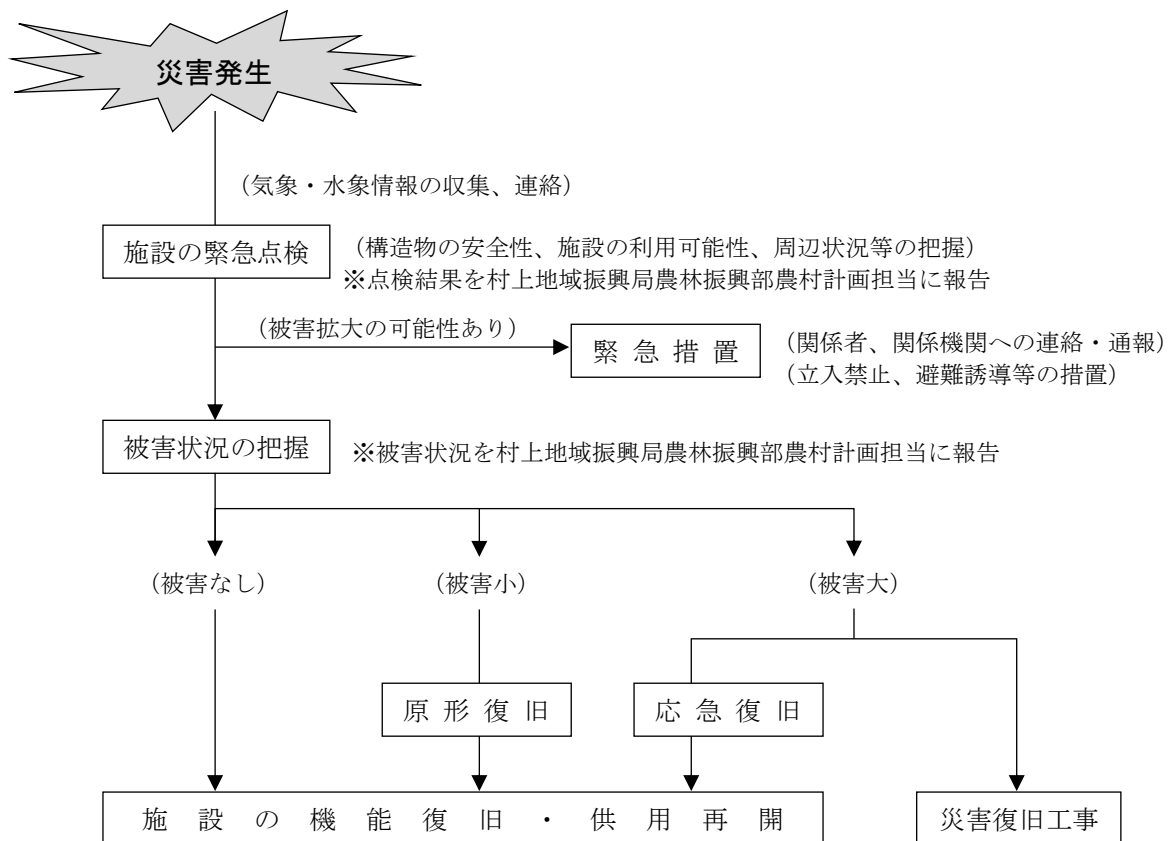
農地・農業用施設の管理者である村、土地改良区等は、気象・水象情報の把握により、事前に被害を軽減するための措置を的確に行うとともに、災害発生時には関係機関と連携のもとに各管理施設の被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設等の機能確保に努める。

2 達成目標

- (1) 緊急的な被災状況の把握を随時行う。
- (2) 避難指示等解除後3日以内に被害概要調査及び点検調査を行うとともに、必要に応じて二次災害防止措置を講ずる。
- (3) 緊急的に機能回復を行う必要のある施設等においては、災害発生後速やかに応急復旧を行う。
- (4) 防災重点ため池の点検及び報告については、以下のとおりとする。

対象災害	大雨特別警報に係る大雨
緊急点検	目視による外観点検（大雨特別警報が解除され次第、速やかに実施。ただし緊急点検を行うことが危険と判断される場合には、安全が確保され次第実施）
報告方法	村は、原則としてため池防災支援システムにより報告

第2 農業用施設応急対策フロー



第3 災害発生 of 未然防止

1 良好な施設管理

各施設管理者は、平時から農地・農業用施設の定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備に努める。

2 災害発生直前の対策

(1) 施設の点検、監視

施設管理者は、風水害の発生のおそれがある場合には、過去に被害が生じた箇所や主要構造物、土砂災害危険箇所等の点検、監視を行う。

(2) 住民の避難誘導等

施設管理者は、施設の点検及び監視の結果、危険と認められる場合は、関係機関等への連絡及び住民に対する避難のための指示等を行い、また、関係機関と連携のもとに適切な避難誘導を実施する。

(3) 災害未然防止活動

農業用排水施設管理者は、洪水の発生が予想される場合には、農業用排水樋門・樋管、頭首工、水門等の適切な操作を行う。その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認めるときは、あらかじめ必要な事項を村、県及び村上警察署に通知するとともに、住民に周知する。

第4 災害の拡大防止と二次災害の防止

1 被害状況の把握

村は、関川村土地改良区等と相互に連携し、農地及び農業用施設等の被害状況を把握し、村上地域

振興局農林振興部に報告する。

2 応急対策の実施

(1) 各施設管理者は、関係機関と連携を図り、被害状況に応じた所要の体制を整備し、災害被害を拡大させないよう、次の応急対策を実施する。

ア 村、土地改良区は、土砂災害の危険性が高い箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵等の設置を行う。二次災害のおそれのある場合には、速やかに適切な避難誘導等を行う。

イ 施設管理者は、主要な構造物や建築物の被害が拡大するおそれがある場合には、専門技術者等を活用して、被災構造物等に対する応急危険判定を速やかに実施する。その結果、二次災害のおそれのある場合には、速やかに適切な避難誘導等を実施する。

ウ 村、土地改良区は、浸水被害が拡大するおそれのある区域については、その原因となる箇所の締切り工事を行うとともに、排水ポンプによる排水対策を実施する。排水ポンプが不足する場合には、県に対して県保有の排水ポンプの貸与等を要請する。

エ 農業用排水樋門・樋管の管理者は、洪水時等における農業用排水樋門・樋管の管理について、気象、水象状況を十分検討のうえ、次の操作基準に基づきゲートの開閉操作を行う。洪水時等におけるゲートの操作基準

【警戒体制】

- ① 荒川上関観測所の水位が4.3m(はん濫注意水位)を越え、さらに上昇のおそれがあるとき。
- ② 荒川に水防警報が発せられたとき。
- ③ その他洪水が発生するおそれがあるとき。

【ゲートを全閉】

支川への逆流が始まったとき。

【ゲートを全開】

樋管の上流の水位がその下流の水位より高くなったとき。

オ 集落間の農道の管理者は、避難路及び緊急輸送路の確保のため、早急に応急復旧と障害物の除去に努め、通行が危険な道路については、村、県、警察機関等に通報し、通行禁止等の措置を講ずる。

カ 農地等の地すべり又は亀裂が発生した場合は、シートで覆う等その拡大防止のための措置を行う。

キ 農地等の地すべり、ため池堤体の損壊等により、人家、道路施設等に直接被害を与え又は与えるおそれがある場合は、警察署、消防機関等の協力を得て、立入禁止、避難及び交通規制等の措置(広報対策を含む)を行う。

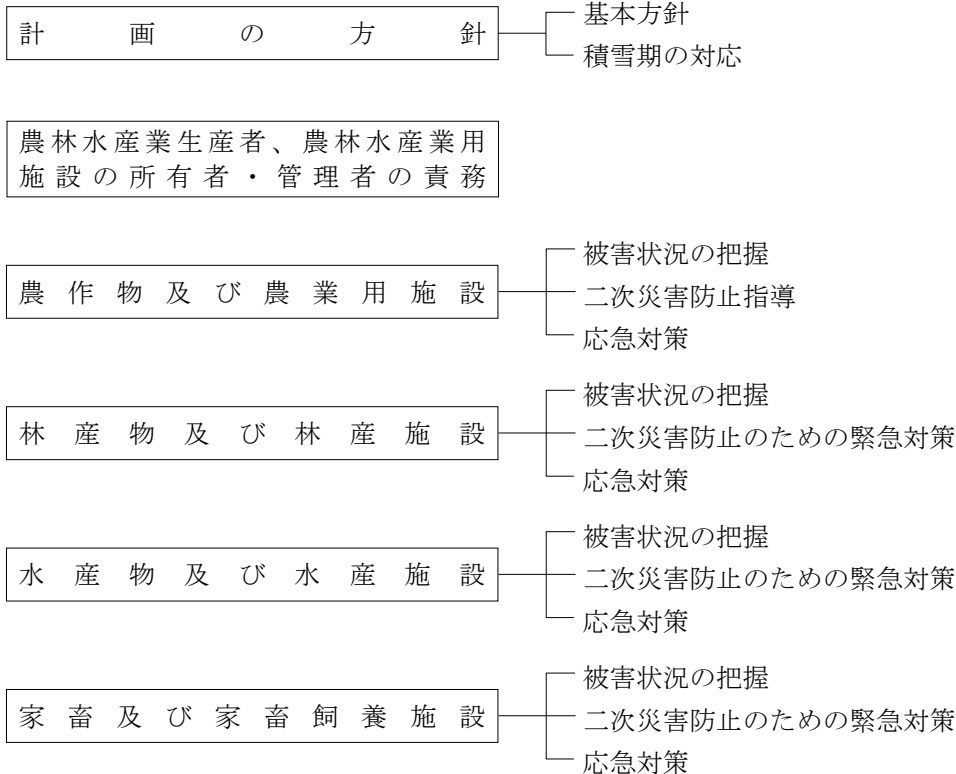
ク 施設管理者は、被災し危険な状態にある箇所については、パトロール要員等を配置し、巡回・監視による危険防止の措置を講ずる。

(2) 村は、農地及び農業用施設の被害の状況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手続きをとり、災害査定前に復旧工事に着手する。

第43節 農林水産業応急対策

【関係課名 等】 農林課

〔計画の体系〕



第1 計画の方針

1 基本方針

風水害、雪害等の発生時においては、農林水産物の被害や農林水産業用施設の損壊、家畜のへい死及び飼養施設の損壊等が予想される。

村は、県、農業関係団体等と緊密な連携の下に被害状況の把握及びその応急対策に努める。

2 積雪期の対応

- (1) 積雪による被害のおそれがある場合は、関係団体・生産者等に対し緊急措置等の指導等を行う。
- (2) 積雪に伴いパイプハウス等の施設被害を未然に防止するよう対策を講ずる。

第2 農林水産業生産者、農林水産業用施設の所有者・管理者の責務

- (1) 風水害等に対する備えとして、施設の耐久性の向上、農薬等農業資材の流出防止対策の実施、火災・自然災害保険への加入等、自助の対応を心掛ける。
- (2) 風水害、雪害等が懸念されるときには、気象情報や緊急情報等を十分に収集するとともに、事前に被害防止対策を講ずる。
- (3) 施設の管理について一貫した管理体制がとれるよう体制の整備を図るとともに、異常時の応急措置を施すことができるよう平時から危険箇所等の定期的な点検を実施する。
- (4) 被害が発生した場合は、自らの安全を確保したうえで当該災害の収束状況を見極めつつ、応急措置や二次災害の発生防止及び事後対策を実施するとともに、被害状況を村、関係団体等へ速やかに

連絡する。

- (5) 降雪期は、降雪によるパイプハウス等施設被害を未然に防ぐよう除雪を行う。

第3 農作物及び農業用施設

1 被害状況の把握

村は、北新潟農業協同組合等と相互に連携して、農作物及び農業用施設の被害状況を把握（雪害時にあつては併せて降雪、積雪の状況も把握）し、村上地域振興局農林振興部に報告する。

2 二次災害防止指導

村は、農業用施設の被害状況により必要があると認めたときは、二次災害を防止するため、北新潟農業協同組合及び農家に対し、人的な安全を確保した上で以下の項目に取り組むよう指導又は指示を行う。

- (1) 浸水等に伴う農作物、農薬等農業資材の流出防止措置
- (2) 農業用燃料の漏出防止措置
- (3) 土砂崩れ、雪崩等による農舎、育苗ハウス等の倒壊防止措置
- (4) 農舎、農業施設等の火災防止措置
- (5) 余震等による農舎、園芸ハウス等の倒壊防止措置（地震時）
- (6) 農薬の漏出防止措置（地震時）

3 応急対策

村は、北新潟農業協同組合等と相互に連携し、農作物及び農業用施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者を指導する。

- (1) 農作物の病虫害発生予防のための措置
- (2) 病虫害発生予防等のための薬剤の円滑な供給
- (3) 応急対策用農業用資機材の円滑な供給
- (4) 農作物の生育段階に対応する生産管理技術指導
- (5) 種苗の供給体制の確保
- (6) 消雪促進のための措置

第4 林産物及び林産施設

1 被害状況の把握

村は、関川村森林組合、また状況によっては下越森林管理署村上支署等と連携し、林産物及び林産施設の被害状況を把握し、村上地域振興局農林振興部に報告する。

2 二次災害防止のための緊急対策

村は、倒木等や林産施設の被害状況により、緊急に必要があると認めたときは、二次災害を防止するため、森林組合や林家に対し、次の指導又は指示を行う。

- (1) 倒木等の被害により、人家、道路等に影響を及ぼすと考えられる場合は、住民の協力を得て速やかに除去する。
- (2) 林産施設の倒壊防止措置を行い、林業用燃料、電気等の漏出防止措置を講ずる。

3 応急対策

村は、森林組合等と相互に連携し、また状況によっては下越森林管理署村上支署や村上地域振興局農林振興部に協力を依頼し、林産物（林地）及び林産施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又

は関係者の指導を行う。

- (1) 林地等に、地すべり又は亀裂が生じている場合は、シートで覆う等その拡大を防止する措置
- (2) 苗木、立木等及び林産物の病虫害発生予防のための措置
- (3) 病虫害発生予防等のための薬剤の円滑な供給
- (4) 応急対策用資機材の円滑な供給
- (5) 林産物の生育段階に対応する生産管理技術指導

第5 水産物及び水産施設

1 被害状況の把握

村は、荒川漁業協同組合等と相互に連携し、水産物及び水産施設の被害状況を把握し、県農林水産部に報告する。

2 二次災害防止のための緊急対策

村は、水産施設の被害状況により必要があると認めたときは、二次災害を防止するために自ら実施もしくは荒川漁業協同組合及び漁家に対し、次の指導又は指示を行う。

- (1) 養殖施設等の早期回収措置又は関係機関への協力要請
- (2) 養殖魚越冬施設の損壊や養魚池の漏水等による被害の拡大防止措置

3 応急対策

村は、荒川漁業協同組合と相互に連携し、水産物及び水産施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ、又は関係者への指導、関係機関への協力要請を行う。

- (1) 水質の悪化、水温の急激な低下等が想定される場合の増養殖施設の避難又は取水方法の改善
- (2) 応急対策用水産資材の円滑な供給
- (3) 成育に悪影響を与えると考えられる場合の養殖物等に付着した泥の可能な限りの除去
- (4) 土砂又は流木により機能の低下した河川工作物に設置された魚道の機能回復措置

第6 家畜及び家畜飼養施設

1 被害状況の把握

村は、北新潟農業協同組合等と相互に連携して、家畜及び家畜飼養施設の被害状況を把握し、村上地域振興局農林振興部に報告する。

2 二次災害防止のための緊急対策

村は、家畜飼養施設被害の状況により必要があると認めたときは、二次災害を防止するため、いがた岩船農業協同組合及び畜産家に対し、次の指導又は指示を行う。

- (1) 災害等による畜舎の二次倒壊防止措置及び生存家畜の速やかな救出措置
- (2) 家畜の逃亡防止及び逃亡家畜の捕獲、収容による住民への危害防止措置

3 応急対策

村は、災害時に発生する家畜の伝染性疾病に対処するため、家畜及び家畜飼養施設に対して、下越家畜保健衛生所、獣医師会下越支部、北新潟農業協同組合等の協力を得て、防疫係、診療係、消毒係を組織し、次により必要な措置を実施する。

- (1) 死亡した家畜に対する措置

災害により死亡した家畜については、家畜の所有者又は管理者が法令に基づく指定のへい獣処理場等で、死体を焼却又は埋却する。

(2) 被災地の家畜に対する措置

被災地において、家畜の伝染性疾病が発生するおそれがあると認められるときは、防疫係を被災地に派遣し、必要な防疫措置を実施する。

(3) 被災地の畜舎等に対する措置

被災地において、家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、防疫係及び消毒係を現地に派遣し、必要な消毒措置を実施する。

(4) 家畜に対する診療

災害により家畜の診療を正常に受けられないときは、診療係を被災地に派遣し、災害による疾病の診療に当たる。

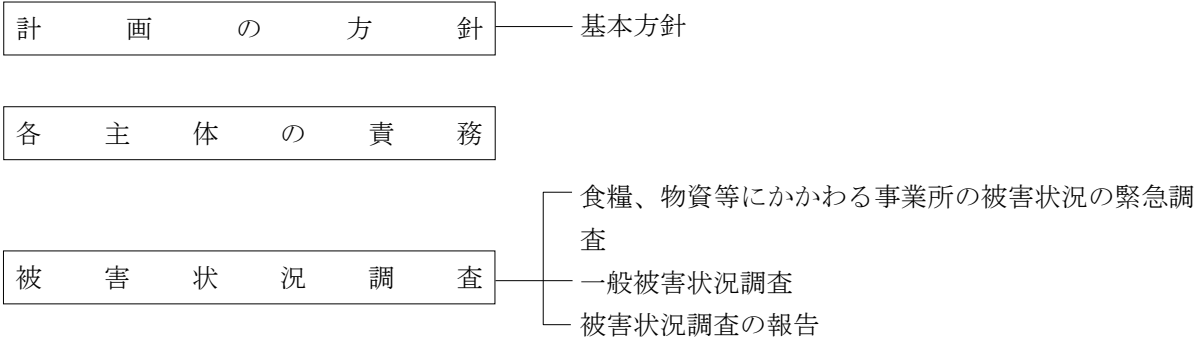
(7) 飼料の確保

災害により、飼料の確保が困難となったときは、飼料放出要請を県に対して行い、北新潟農業協同組合等を通じて必要量の確保及び供給を行う。

第44節 商工業応急対策

【関係課名 等】 総務課

[計画の体系]



第1 計画の方針

1 基本方針

災害発生後の早急な地域経済の安定化のため、商工業に関する被害調査を迅速に実施し、食料や生活関連物資の安定供給等にかかる連絡調整を図るとともに、被害復旧に向けた労働者の確保や被災商工業者への融資対策等の早期実施に取り組む。

第2 各主体の責務

(1) 企業・事業所の責務

災害による事業中断を最小限にとどめるため、BCP（事業継続計画）を策定するなど危機管理体制を構築し、災害時にはこれにより必要な初動対策を講じる。

(2) 商工団体の責務

- ア 会員・組合員等の被災状況を把握する。
- イ 商工会は被災中小企業者のための現地相談窓口の設置に協力する。
- ウ 行政等の支援策に関する情報を会員・組合員等へ周知する。

(3) 村の責務

- ア 企業・事業所の被害状況を把握する。
- イ 被災中小企業者のための現地相談窓口の設置に協力する。
- ウ 行政等の支援策について被災中小企業者等に周知する。

(4) 県の責務

- ア 商工団体、主要企業等からの聴取及び技術支援センターの現地調査等により被害状況を把握する。
- イ 市町村を通じ中小企業の直接被害件数及び被害額を把握する。
- ウ 被害状況、被害件数及び被害額を国に報告する。
- エ 必要な関係機関に対し被災中小企業の復旧等への協力・支援を要請する。
- オ 被災中小企業者のための現地相談窓口を設置する。
- カ 報道機関等に対し被災地の企業・事業所の稼働状況等の適切な情報提供を行い、風評被害を

防止する。

※エ～カは被災状況により対応

第3 被害状況調査

1 食糧、物資等にかかわる事業所の被害状況の緊急調査

災害時において食糧や生活関連物資の安定確保に資するため、緊急に当該物資の製造、流通にかかわる主要事業所の被害状況の調査を実施する。

(1) 調査対象範囲

村内の主要な製造事業所及び流通（卸売店、量販店、小売店など）にかかわる事業所

(2) 対象品目

食料品、日用品などの生活関連物資

(3) 調査・監視体制

地域政策課職員による面接調査及び可能な通信手段によるヒアリングによる聴取

(4) 調査内容等

ア 店頭価格及び価格動向

イ 物資の需給動向及び流通状況

2 一般被害状況調査

災害融資対策等事後の災害復旧に資するため、災害を受けた全ての事業所について被害状況を調査する。

(1) 調査対象範囲

村内の災害を受けた全ての事業所（※物の生産又はサービスの提供を業務として行っている個々の場所）。

ただし、日本標準産業分類「大分類Aー農業」「大分類Bー林業」「大分類Cー漁業」に属する事業所は除外する。

※全ての事業所ー総務省統計局の事業所統計調査の対象事業所

(2) 調査の単位

総務省統計局の事業所統計調査に準じる。

(3) 調査の方法

調査票による被災事業所からの自計申告を基本とする。ただし、必要により調査員面接聴取による他計申告も併用する。

(4) 調査体制

調査は地域政策課職員によるが、災害の状況によっては事業協同組合、商工会等の商工関係団体、自治会等への委嘱による体制とする。

(5) 調査事項

事業所被害状況調査表による。

3 被害状況調査の報告

村内の商工業に関する被災状況の調査結果は、県に報告する。なお、県では災害発生後7日（特に被害が大きい場合は15日）以内に国に報告する。

第45節 応急住宅対策

【関係課名 等】 建設課

[計画の体系]



第1 計画の方針

1 基本方針

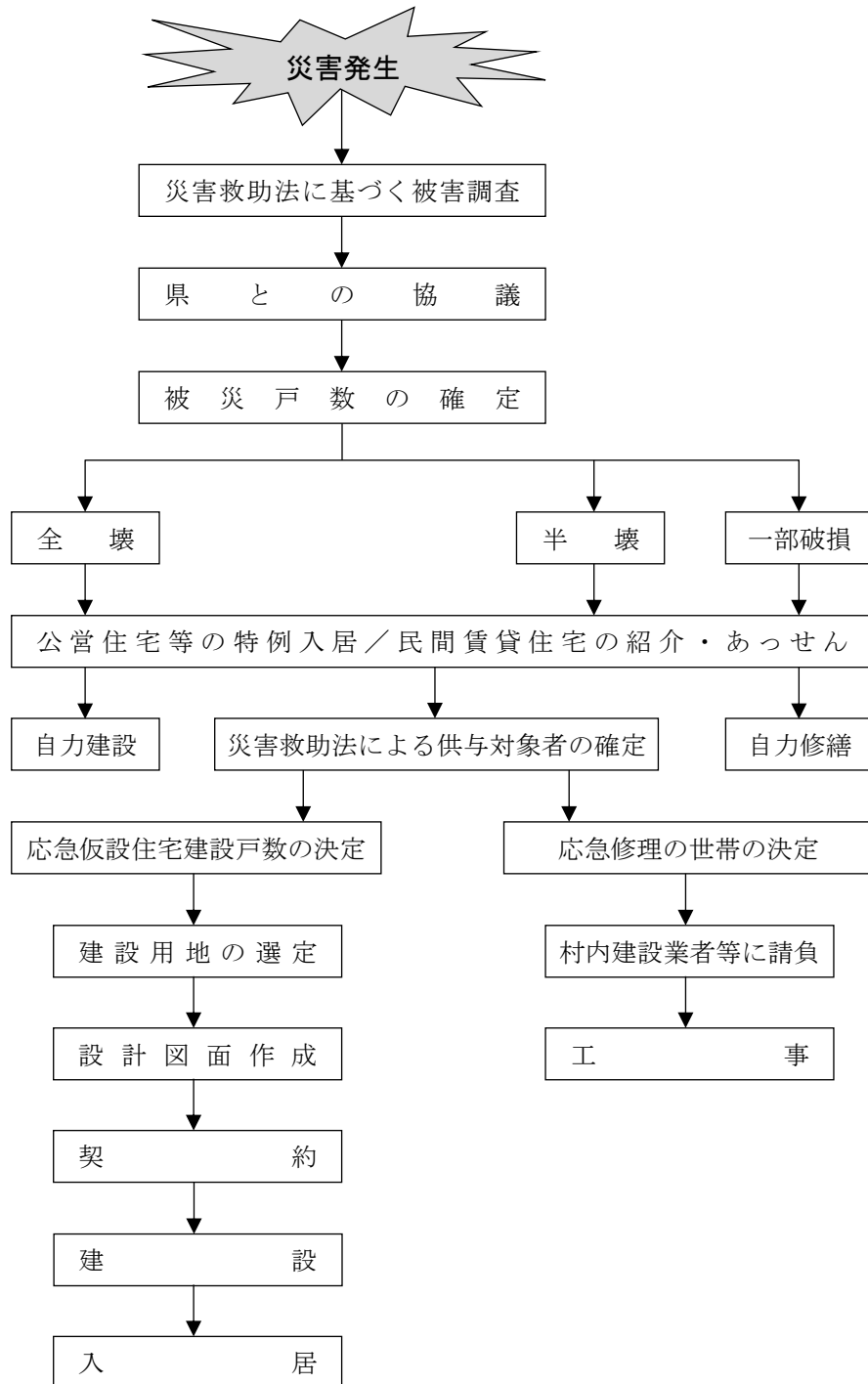
災害により住家が滅失した被災者のうち自己の資力では住宅を確保できない者について、災害救助法に基づく応急仮設住宅（民間住宅の借り上げを含む）を設置し被災者を収容し、また家屋の応急修理を実施してその援護を推進する。

また、住宅が滅失した被災者に公営住宅の空き家を仮住宅として提供するとともに、民間の賃貸住宅への入居を希望する場合は物件情報を提供し、被災者の居住の安定を図る。

2 要配慮者に対する配慮

高齢者・障がい者向け応急仮設住宅の設置に努め、仮設住宅への収容に際しては要配慮者世帯を優先して入居させる。

第2 応急住宅対策フロー



第3 被災住宅調査

村は、風水害等の災害のため家屋に被害が生じた場合、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に必要な調査を次により実施する。

- (1) 被害状況
- (2) 被災地における住民の動向及び住宅に関する要望事項
- (3) 住宅に関する応急措置の状況及び予定
- (4) 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項
- (5) その他住宅の応急対策実施上の必要事項

第4 応急仮設住宅の建設

村は、家屋に被害を受けた被災者の収容対策として、県知事から委託を受けたときは、応急的な仮設住宅を建設し、暫定的な居住の安定を図る。

1 建設の方針

(1) 建設用地の選定

ア 村は、建設場所については、保健衛生、交通、教育等について考慮するものとし、原則として公有地を優先して選定する。ただし、止むを得ない場合は、私有地を利用するものとする。

イ 村は、あらかじめ応急仮設住宅の建設用地として公有地を選定しておく。

建設用地の適地としての公有地がない場合は、あらかじめその他の適地を選定し、所有者等と協議をしておく。

ウ 建設時に支障が出ないように、可能な限り、ライフラインを考慮して選定する。

(2) 建物の規模及び費用

1戸当たりの建物面積及び費用は、「新潟県災害救助法施行細則」による救助の程度等により定める基準の範囲内とする。

ただし、世帯の構成人数により、基準運用が困難な場合は、事前に知事を通じて内閣総理大臣に協議し、規模及び費用の調整ができる。

(3) 建設の時期

風水害災害が発生した日から、原則として20日以内に着工する。ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に知事を通じて内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

(4) 二次災害への配慮

応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

2 応急仮設住宅の建設方法

(1) 応急仮設住宅の建設は、村長が村内建設業者等に請負わせて設置する。

(2) 災害救助法が適用された場合は、所定の手続により知事が直接建設業者に請負わせて設置する。ただし、状況に応じ知事は、村長に建設を委任することができる。村長に建設を委任する場合は、建設戸数、規格、規模、構造、単価その他必要な要件を定めて行うものとする。

資料編	○ 村内建設業者一覧
-----	------------

3 被災者の収容及び管理

被災者の応急仮設住宅への収容とその管理は、次のとおりとする。

- (1) 風水害災害により被災し、自らの資力では住家を確保できない者であって、次に掲げる事項のいずれにも該当する。
 - ア 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。
 - イ 居住する住家がない者であること。
 - ウ 生活保護法の被保護者若しくは要保護者又は特定の資産を持たない失業者、高齢者、病弱者、母子世帯、障がい者、勤労者若しくは小企業者又はこれに準ずる経済的弱者であること。
- (2) 入居者の選定
災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の入居者の選定については、県が村長の協力を求めて行う。ただし、県は状況に応じ、これを村長に委任することができる。
- (3) 管理
災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の管理は、村長の協力を求めて県が行う。ただし、県は状況に応じ、これを村長に委任することができる。
- (4) 供与の期間
入居者に供する期間は、応急仮設住宅完成の日から原則2年以内とする。

第5 被災住宅の応急修理

被災住宅の応急修理は、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修する。

1 応急修理の対象者

- (1) 以下の全ての要件を満たす世帯であること。
 - ア 住宅が半壊又は大規模半壊の被害を受けたこと。
 - イ 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。
 - ウ 応急仮設住宅（民間住宅の借り上げを含む）を利用しないこと。
- (2) 所得等の要件
前年の世帯収入が、以下のいずれかの要件を満たす世帯
 - ア （収入額）≦500万円の世帯
 - イ 500万円＜（収入額）≦700万円かつ、世帯主が45歳以上又は要援護世帯
 - ウ 700万円＜（収入額）≦800万円かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯

2 応急修理の範囲

以下の4項目のうちから、日常生活に必要欠くことのできない部分であって、より緊急を要する箇所について実施する。

なお、緊急度の優先順は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 屋根、柱、床、外壁、基礎等の応急修理
- (2) ドア、窓等の開口部の応急修理
- (3) 上下水道、電気、ガス等の配管、配線の応急修理
- (4) 衛生設備の応急修理

3 修理の費用

応急修理に要する費用は、「新潟県災害救助法施行細則」による救助の程度等により定める基準の範囲内とする。

4 修理の期間

風水害災害が発生した日から、原則として1か月以内に完了する。ただし、交通機関の途絶その他

の特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に知事を通じて内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

5 応急修理の手続

別紙「応急修理事務手続き」により行う。

第6 公営住宅の特例使用

- (1) 村及び県は、被災者への仮住宅として、公営住宅の空き家を提供する。(行政財産の目的外使用許可手続きによる)
- (2) 対象公営住宅は、被災地近隣の公営住宅とする。被災地近隣の公営住宅でも不足する場合は、県内の公営住宅を対象とし、県内の公営住宅でもなお不足する場合は、隣接県に提供を要請する。
- (3) 村は、提供可能な住宅を公表するとともに、状況に応じ被災地に相談所等を開設し、あつせんに努める。

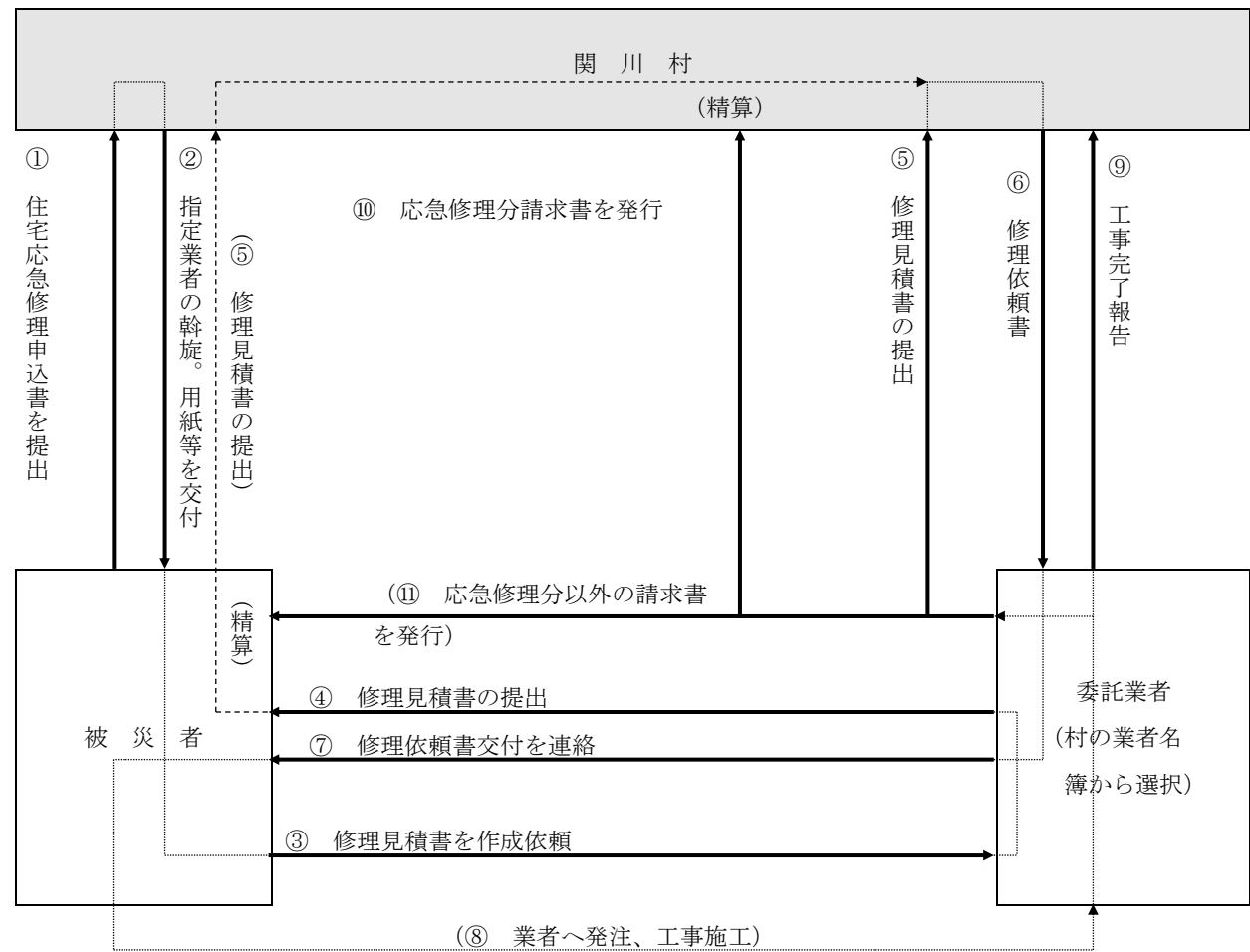
第7 災害救助法の実施基準

応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理における費用限度額、期間等については、資料編「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表のとおりとする。

資料編	○ 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表
-----	-----------------------------

別 紙

応急修理事務手続き

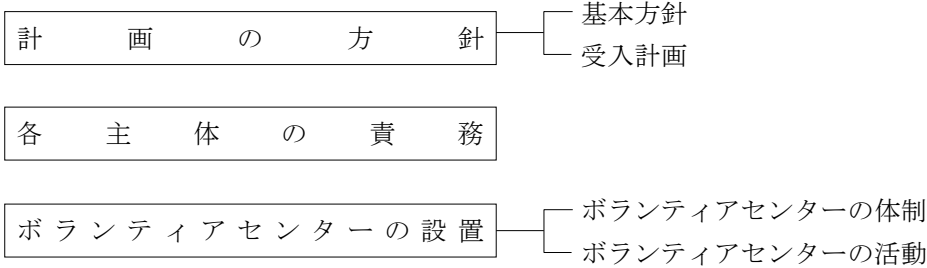


- ※1 ⑤修理見積書には、屋根・壁・土台等部位ごとの工事明細を記すとともに、被害状況、工事予定箇所を示す施工前の写真を添付すること。
- ※2 ⑨工事完了報告書には、工事施工前、施工中、施工後の写真を添付すること。
- ※3 村の判断により、「②指定業者の斡旋」の段階で「⑥修理依頼書を交付」し、後日、「⑤被災者又は指定業者が修理見積書を村窓口提出」とすることもできる。

第46節 ボランティア受入れ計画

【関係課名 等】 ◎村社会福祉協議会、総務課、健康福祉課

〔計画の体系〕



第1 計画の方針

1 基本方針

村に対するボランティア受入れは、村社会福祉協議会が村と連携して行う。

村社会福祉協議会は、災害発生時のボランティア活動が円滑に行われるよう、関係機関の支援・協力により、関川村災害ボランティアセンター（以下「ボランティアセンター」という）の設置及び運営を迅速かつ的確に実施する。ここに定めるほかは、社会福祉協議会が別に定めるボランティアセンター設置・運営等に関するマニュアルによる。

2 受入計画

災害ボランティアの受入計画は、おおむね次による。

災害発生中	県支援センターの設置、情報の発信
避難指示解除後 24間以内	ボランティアセンターの設置、被災地のボランティア需要の把握
〃 2日以内	災害ボランティア需要広報の発信

第2 各主体の責務

(1) 村社会福祉協議会の責務

ア 災害が発生し、災害ボランティア活動の必要があるとき、村災害対策本部と協議してボランティアセンターを設置する。

イ ボランティアセンターの設置に伴い職員を派遣し、同センターを運営する。

ウ 災害ボランティア活動に係る情報の受発信を行うため職員を配置し、県外の行政機関、県内外の支援団体などとの連携・調整を図る。

エ ボランティアセンターの設置・運営等に関するマニュアルをあらかじめ定める。

(2) 村の責務

ア ボランティアセンターの設置に伴い職員を派遣し、同センターの運営を支援する。

イ 村災害対策本部とボランティアセンターで情報を共有する。

(3) ボランティアセンターの責務

ア ボランティアセンターの運営や避難所などの施設運営に係るボランティア需要の把握を行う。

イ 上記、把握に基づいた人員の調整や関係機関などへボランティア需要に基づいた情報の発信を行う。

ウ 駆けつけたボランティアの受入れ、登録を行う。

エ ボランティア活動を支援する救援物資の確保、仕分けを行う。

オ その他、被災者のボランティア需要に基づいた活動を行う。

(4) 県支援センターの責務

ア 県は、新潟県災害ボランティア調整会議と協働して新潟県災害ボランティア支援センター（以下「県支援センター」という）を新潟県庁内に設置し、県支援センターの運営を行う。

イ 災害ボランティア活動に係る情報の受発信及びボランティアセンターの立ち上げ支援などを行う。

第3 ボランティアセンターの設置

災害が発生したときは、関川村社会福祉協議会は村災害対策本部と密接な連絡のもとに、必要に応じボランティアセンターを設置する。

1 ボランティアセンターの体制

関川村社会福祉協議会が別に定めるマニュアルによる。

2 ボランティアセンターの活動

(1) ボランティアの要請、受入れ、登録

ア ボランティアニーズを把握し、必要に応じ県支援センターにボランティアの派遣要請を行う。

イ 駆けつけたボランティアの受入れ、登録を行うとともに、担当業務等協力要請を行う。

(2) 被災者のニーズの把握と分析

避難所、施設等における現地調査による、被災者のニーズの把握とその分析を行い、必要な対策を検討する。

(3) 具体的な救援活動の調整、協力要請等

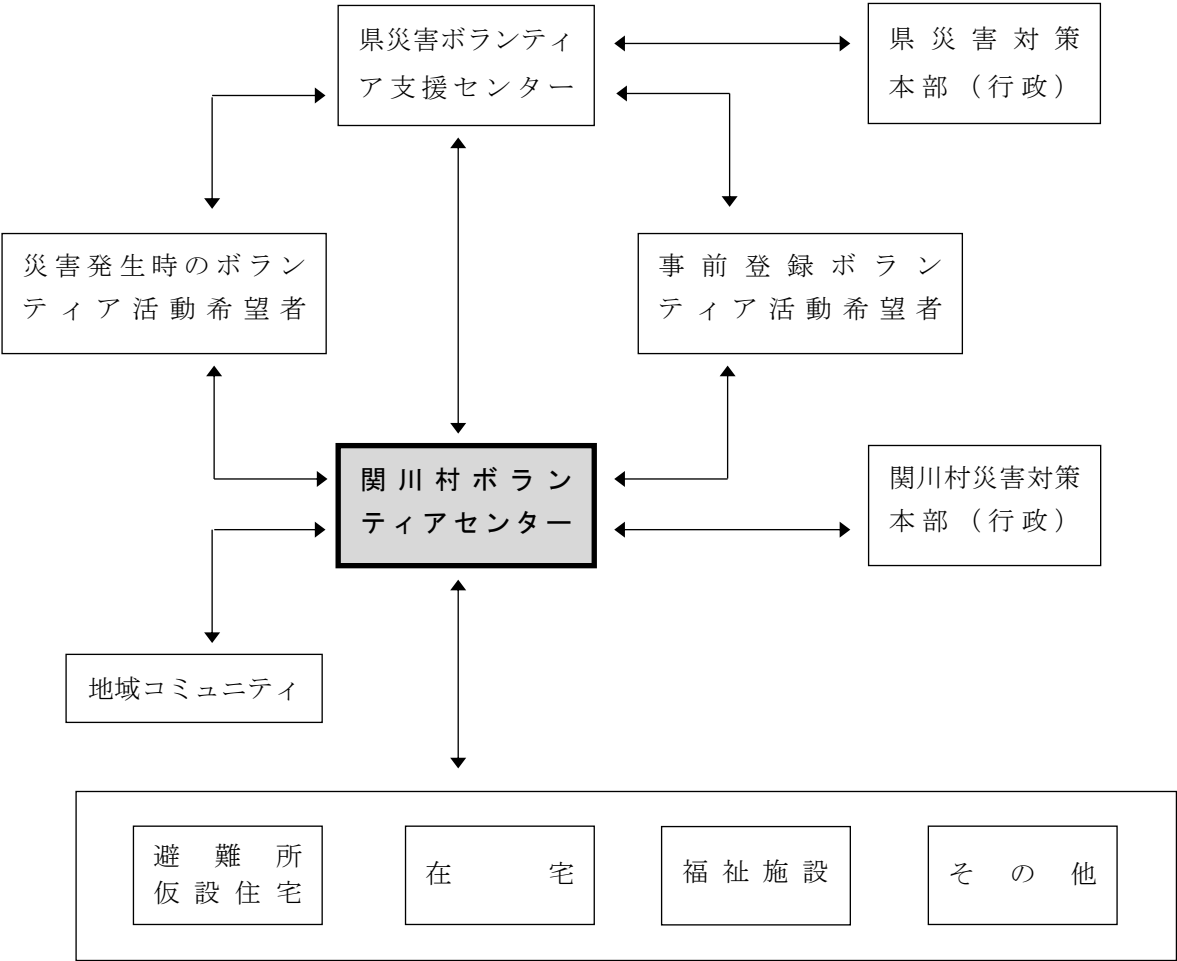
前記、被災者のニーズの把握と分析結果に基づき、救援活動に必要な調整、県支援センターへの協力要請及び情報提供を行う。

(4) 救援活動に要する物資の確保と配布

救援活動に要する物資の確保、救援物資の仕分け及び被災者への配布を行う。

(5) その他、別に定めるマニュアルによる活動

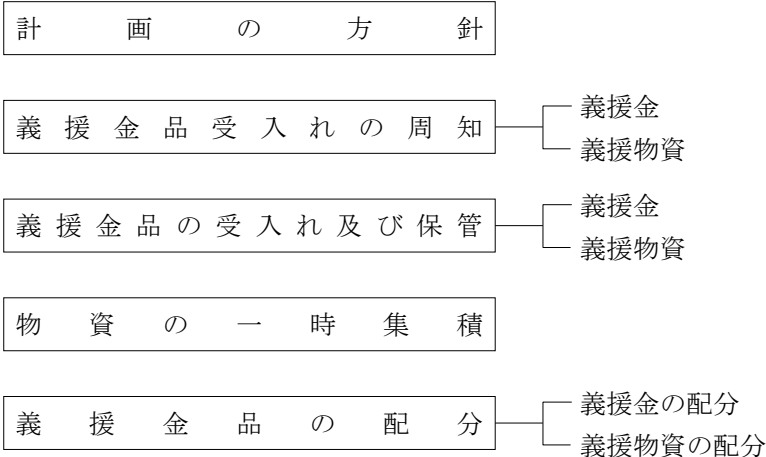
災害発生時のボランティア情報収集・提供のフロー図



第47節 義援金品の受入れ、配分計画

【関係課名 等】 ◎健康福祉課、住民税務課

[計画の体系]



第1 計画の方針

大規模な災害による被災者に対し、全国から寄せられる義援金品について、その受入れ体制並びに配分方法等を定め、确实、迅速に被災者に配分する。

なお、全国から寄せられる大量の義援物資は、保管、仕分け、配送等に多大な労力、保管場所が必要となるため、被災地が要請した真に必要なもの以外は原則として受け入れず、義援金での支援を呼びかける。

第2 義援金品受入れの周知

村、県及び日本赤十字社新潟県支部は、義援金品の受入れについて一般への周知が必要と認められる場合は、国の非常災害対策本部等並びに報道機関を通じ次の事項を公表する。

1 義援金

- (1) 振込銀行口座（銀行名、口座番号、口座名等）
- (2) 受入窓口

2 義援物資

- (1) 受入れを希望する物資及び受入れを希望しない物資のリスト（需給状況を勘案し必要に応じ公表リストを改定する）
- (2) 送り先（関川中学校）

第3 義援金品の受入れ及び保管

村、県及び日本赤十字社新潟県支部は、次により義援金品を受け入れる。

1 義援金

村	1 一般からの受入窓口を開設する。 2 一般から直接受領した義援金については、寄託者へ受領書を発行する。
県	1 受入窓口 (1) 一般からの受入窓口は、出納局（管理課）とする。 (2) 国又は地方公共団体から知事あての見舞金は、防災局（防災企画課）で受け入れる。 2 現金の受入れ (1) 一般から直接受領した義援金等については、寄託者等へ現金受領書を発行し、歳入歳出外現金の「災害見舞金」の口座に入金する。 (2) 国又は地方公共団体からの見舞金は、「災害救助事業特別会計」歳入口座に入金する。 3 義援金等の管理 (1) 一般からの義援金は、歳入歳出外現金の災害見舞金として管理する。 (2) 国又は地方公共団体から知事あての見舞金は、「災害救助事業特別会計」として管理する。
日赤	1 一般からの受入窓口を開設する。 2 一般から直接受領した義援金については、寄託者への受領書を発行する。 3 受入口座を設定する。

2 義援物資

村	1 受入・照会窓口を開設する。 2 受入要員を事前に確保する。 3 輸送、保管に適した集積場所に保管する。
県	1 受入・照会窓口 物資の受入れ及び照会窓口は、県災害対策本部（食料物資部）とする。 2 集積場所、受入保管及び運び出し (1) 救援物資の集積場所、受入保管及び運び出しについては、「新潟県地域防災計画（風水害対策編）第3章 第53節」及び「同（震災対策編）第3章 第54節」のとおりである。 (2) 救援物資は、分類別に区分し、保管管理表等の添付により表示して保管するとともに、受払簿を備え授受の状況を記録する。 (注) ア 本庁における受入れにあつては、受入窓口である県災害対策本部（食料物資部）の指示により関係部局担当課の職員が行う。 イ 本庁における救援物資の管理は、食料品は県災害対策本部（食料物資部）が、生活必需品は県災害対策本部（食料物資部）が行う。

第4 物資の一時集積

村内、村外から送られてくる救援物資の一時集積場所として次のように定める。

救援物資一時集積場所

施設名	所在地	電話番号
関川中学校	関川村大字上関589	0254-64-1063

第5 義援金品の配分

1 義援金の配分

県は、県、日本赤十字社新潟県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等の義援金受付団体に寄託された義援金（市町村から寄託されたものを含む）について、「義援金配分委員会」を組織し、配分を決定する。

義援金配分委員会の構成
県（福祉保健部）、被災市町村、日本赤十字社新潟県支部、新潟県社会福祉協議会、新潟日報社、NHK新潟放送局、地元民間放送事業者代表（BSN）、その他義援金受付団体等

2 義援物資の配分

村は、自己調達物資、応援要請物資等の義援物資を効果的に調整して被災者などへ配分する。

第48節 災害救助法の適用計画

【関係課名 等】 総務課

〔計画の体系〕

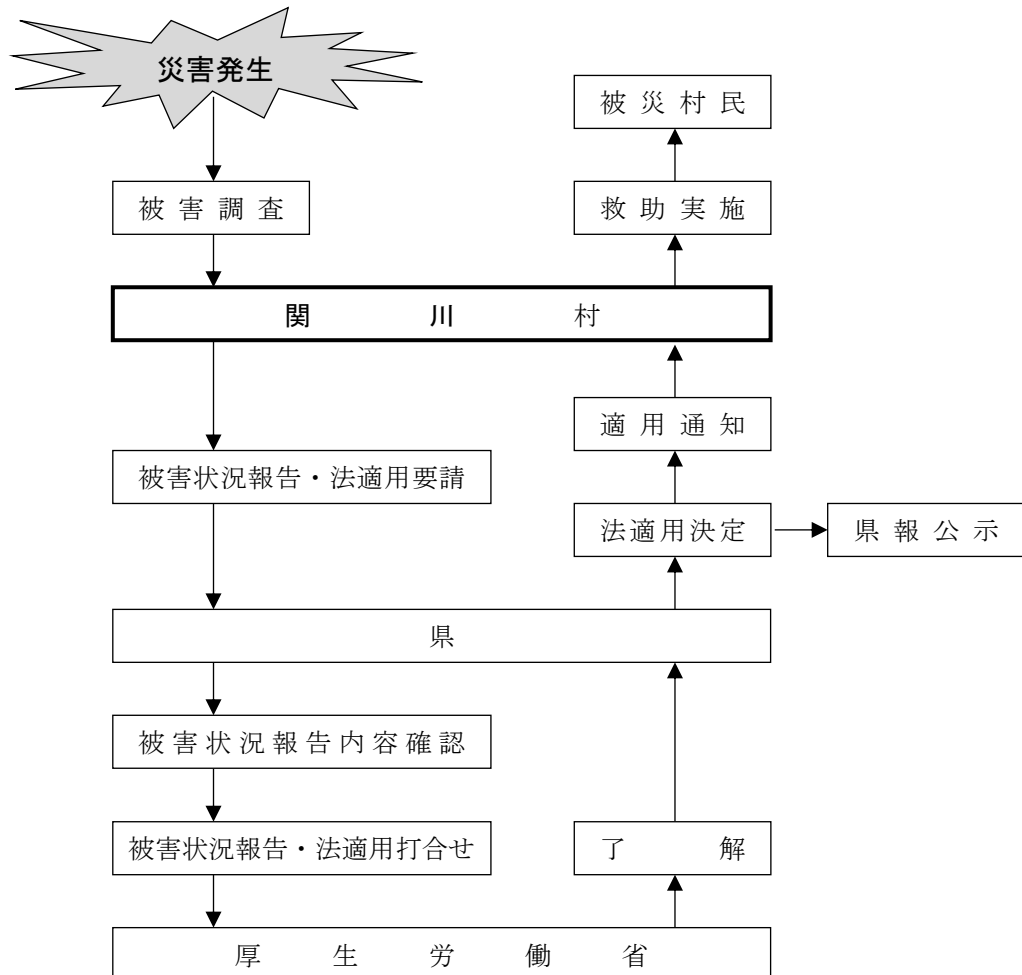


第1 計画の方針

災害救助法（以下、本節において「法」という）による応急救助は、災害発生直後の混乱期における被災者保護及び社会秩序の保全を目的とした国の緊急の措置であり、人命の保護、衣食住の確保等の活動がもたらす影響は極めて大きいことから、村長は、迅速かつ正確に被害状況を把握して県に法

の適用を要請するものとする。村は、法適用の必要が認められた場合は、速やかに所定の手続きを行うとともに、迅速かつ的確な災害救助業務を実施する。

第2 災害救助法による救助フロー



第3 災害救助法の適用

1 災害救助法の適用

知事は、県内に法を適用する災害が発生した場合は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。(法第2条)

2 村長への権限委譲

知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を村長が行うこととすることができる。(法第30条第1項、県法施行細則第17条)

3 救助の補助

村長は、前記2により村長が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助する。(法第30条第2項、県法施行細則第17条)

4 迅速な対応の協議

村長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、自ら必要な

救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に情報提供し、その後の処置に関して知事に協議する。(県法施行細則第3条)

第4 災害救助法の適用基準

1 基準の内容

法による救助は、次により行う。

(1) 適用単位は、市町村の区域単位とする。

(2) 同一災害によることを原則とする。

例外として、

ア 同時点又は相接近して異なる原因による災害

イ 時間的に接近して、同一市町村の別の地域での同種又は異なる災害による場合でも社会的混乱の同一性があれば法適用の対象とする。

(3) 市町村又は県の人口に応じ一定の被害世帯以上に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を必要とする状態にあること。

2 適用基準

次のいずれか一つに該当する場合は法を適用されることとなり、その基準を本村に当てはめれば次のとおりである。

(1) 村内の住家滅失世帯数が、40世帯以上であるとき。

(2) 県下の住家滅失世帯数が2,000世帯以上であって、村の住家滅失世帯数が20世帯以上であるとき。

(3) 県下の住家滅失世帯数が9,000世帯以上であって、村の住家滅失世帯数が多数であるとき。

(4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき。

(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれがあるときで、厚生労働省令に定める基準に該当するとき。

第5 被害状況の判定基準

1 滅失世帯の認定

住家滅失世帯数の算定に当たっては、住家が全壊、全焼、又は流失した世帯を標準とし、住家が半壊、又は半焼した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂・竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

(全壊・全焼・流失) + (半壊・半焼×1/2) + (床上浸水等×1/3) = 滅失世帯数

2 住家滅失の認定

(1) 住家全壊・全焼・全流失

ア 住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの

イ 住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、次に該当するもの

(ア) 住家の損壊・焼失もしくは流出した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの

(イ) 住家の主要な構成要素（壁、柱、はり、屋根、階段等）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの

(2) 住家半壊・半焼

住家がその居住のために基本的機能の一部を喪失したもの（損壊が甚だしいが補修すれば元どおりに再使用できる程度のもの）で次に該当するもの。

ア 損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの

イ 住家の主要な構成要素（壁、柱、はり、屋根、階段等）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの

(3) 床上浸水・土砂の堆積等

住家が床上浸水、土砂・竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態となったものの。

※1 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

※2 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

3 世帯及び住家の認定

(1) 世帯

ア 生計を一にしている実際の生活単位をいう。

イ 学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これらに類する施設に宿泊する者で、共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎全体を1世帯とする。

(2) 住家

ア 現実にその建物を居住のために使用しているものをいう。

イ 炊事場、便所、離れ座敷等生活に必要な建物が分離している場合は合して1住家とする。

ウ アパート、マンション等居住の用に供している部分が独立している場合は、それぞれをもって1住家とする。

エ 学校、病院等の施設の一部に住み込みで居住している者がある場合は、住家とする。

第6 災害救助法の適用手続き

村長は、災害が前記「第4 災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込であるときは、迅速かつ正確に被害状況を把握して速やかに県に報告するとともに、被災者が現に救助を必要とする状態にある場合は、併せて法の適用を要請する。

1 情報提供担当者

情報提供の的確性を期するため、情報提供主任及び副任を定める。

2 情報提供の内容

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び被害の概況
- (3) 被害状況調べ
- (4) すでにとった救助措置及びとろうとする措置
- (5) その他の必要事項

3 適用の決定

- (1) 知事は、村長からの情報提供、要請又は派遣した県職員からの報告に基づき、前記「第4 災害

救助法の適用基準」に基づき法を適用する必要があると認めたときは、村長に対し、直ちに法に基づく救助を実施する旨及び行うべき救助事務の内容と期間を示して通知する。

- (2) 知事は、災害による被害が前記「第4 災害救助法の適用基準」の(3)、(4)、(5)に該当する場合で、法を適用するときは、事前に厚生労働大臣（厚生労働省社会・援護局総務課）に技術的助言を求める。
- (3) 知事は、法を適用したときは、速やかに厚生労働大臣（厚生労働省社会・援護局総務課）に情報提供するとともに、県報に公示する。
- (4) 知事は、法適用の公表に当たっては、厚生労働大臣（厚生労働省社会・援護局総務課）と十分に連携をとる。

第7 災害救助法による救助の種類と村長による救助事務の実施

1 救助の種類

法による救助は、災害のために一定規模以上の被害が生じた場合で、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるもので、次の種類がある。

- (1) 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の搜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石・竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

（注）（7）については災害援護資金等各種貸付制度の充実により、現在運用されていない。

2 救助の実施

救助の実施は、現物によって行うことが原則であるが、知事が必要と認めた場合においては、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。（法第23条第2項）

3 村長による知事の救助に関する事務の実施

- (1) 知事は、救助を迅速に行うため、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を村長が行うこととすることができる。
- (2) 知事は、上記(1)により村長に救助事務の一部を行わせることとすることは、事務の内容及び実施期間を村長に通知する。
- (3) 前記「1 救助の種類」のうち、(1)（応急仮設住宅を除く）、(2)、(3)、(5)、(6)、(8)、(9)、(10)、(11)に掲げる救助の実施については、特に災害状況に応じて迅速に実施する必要があるため、知事は法適用決定と同時にこれらの救助を村長が行う旨通知する。また、災害発生から法適用決定までの間に村長が実施したこれらの救助は、災害救助法に基づいて実施したものとみなす。

- (4) 知事は、上記(2)以外の救助についても必要に応じて村長がこれを行うものとし、その事務の内容と実施期間を通知する。

第8 災害救助法による救助の程度、方法、期間及び費用の限度額等

1 一般基準

法による救助の程度、方法、期間及び費用の限度額については厚生労働大臣が定める基準（省令）に従ってあらかじめ知事が定める（新潟県災害救助法施行細則別表）。救助費用等については、省令の改定にあわせて毎年改定を行い、当該年度の4月1日から翌年3月31日までの間に発生した災害について適用する。

2 特別基準

災害の種類又は態様、あるいは被災者の構成又は家族事情、あるいは社会通念上の生活様式の変化等によっては、一般基準では救助の万全を期することが困難な場合があるので、知事は、村長の要請に基づき、災害等の実情に即した救助を実施するため、必要に応じて厚生労働大臣（厚生労働省 社会・援護局 保護課）と特別基準の設定を行う。

3 救助の程度、方法、期間及び費用の限度額等

資料編 ○ 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

4 従事命令を受けた場合の実費弁償

資料編 ○ 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

5 救助実施状況の情報提供

- (1) 救助の実施機関は、災害直後における当面の応急的措置及び、後日行うこととなる災害救助費国庫負担金の精算事務を遺漏無く実施するため、初期活動から救助活動が完了するまでの間、各種救助の実施状況を日毎に記録、整理して知事に情報提供する。
- (2) 情報提供にあたっては、救助の種類毎に、必要事項の外、最低次の事項を記録する。

救助の種類	情報提供事項
避難所の設置	箇所数、収容人員
応急仮設住宅の設置	設置戸数
炊き出しその他による食品の給与	箇所数、給食数、給食人員
飲料水の供給	対象人員
被服寝具その他生活必需品の給与	主なる品目別給与点数及び給与世帯数
災害にかかった者の救出	救出人員、行方不明者数
災害にかかった住宅の応急修理	対象世帯数
学用品の給与	小、中学別対象者数及び給与点数
死体の搜索	死体処理数
障害物の除去	対象世帯数

第9 強制権の発動

知事は、迅速な救助を行うため特に必要があると認めるときは次の権限を行使する。

1 救助業務従事の命令（法第24条）

法に定めた職業の者を、救助に関する業務に従事させる権限

- (1) 医療関係者

- ア 医師、歯科医師又は薬剤師
- イ 保健師、助産師又は看護師
- (2) 土木建築関係者
 - ア 土木技術者又は建築技術者
 - イ 大工、左官又はとび職
 - ウ 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者
- (3) 輸送関係者
 - ア 地方鉄道業者及びその従事者
 - イ 軌道経営者及びその従事者
 - ウ 自動車運送事業者及びその従事者
 - エ 船舶運送業者及びその従事者
 - オ 港湾運送業者及びその従事者

2 救助に関する業務への協力命令（法第25条）

被災者及び近隣の者を、炊き出し等の救助の業務に従事させる権限

3 知事の行う施設の管理又は物の使用、保管命令若しくは収用（法第26条）

- (1) 管理命令

救助を行うために必要な次の施設を管理する権限

 - ア 病院、診療所又は助産所
 - イ 旅館又は飲食店
- (2) 使用命令

避難所の開設等の救助を行うために必要な次の物件を使用する権限

 - ア 土地、家屋若しくは物資
- (3) 保管命令

災害の混乱時に、放置すれば他へ流通してしまうおそれのある救助に必要な物資を、生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を行う業者等に対して、その取り扱う物資の保管をさせる権限
- (4) 収用

災害の混乱時に、放置すれば他へ流通してしまうおそれのある救助に必要な物資を、生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を行う業者等から、その取り扱う物資を収用する権限

4 公用令書の交付及び損失補償

知事は、上記「1及び3」の権限を行使するときは、公用令書の交付及び通常生じる損失を補償する。

第10 災害救助法が適用されない場合の救助

1 「新潟県災害救助条例」に基づく措置

知事は、法が適用されない災害に際して、村長が応急的に必要な救助を行う場合は、「新潟県災害救助条例」に基づき、その費用の一部を負担し、被災者の保護を図る。

- (1) 法が適用されない場合の救助については、原則として村長が実施する。
- (2) 村長は、被害の程度が「新潟県災害救助条例」に定める適用基準に該当し、「新潟県災害救助条例」の適用を受けようとする場合は、救助の種類及び内容について、速やかに県と協議しなければならない。

(3) 「新潟県災害救助条例」適用基準

- ア 村内の住家滅失世帯数が15世帯以上の場合
- イ 知事が特に必要と認めた場合

(4) 救助の種類等

- ア 炊き出しその他による食品の給与
- イ 被服、寝具その他生活必需品の給与
- ウ 応急仮設住宅の設置
- エ 災害にかかった住宅の応急修理
- オ 災害にかかった者の救出
- カ 知事が必要と認めた場合においては、救助を要する者に対する金銭の支給

※「ウ及びエ」の救助は、生活困窮者を対象として行う。

(5) 救助の程度、方法及び期間は、「新潟県災害救助条例施行規則」の別表に定めるとおりとする。

2 「関川村災害救助条例」に基づく措置

村長は、法又は「新潟県災害救助条例」に適用されない災害に対して、「関川村災害救助条例」に基づき、応急的に必要な救助を行い、災害にかかった者の保護を図るものとする。

(1) 救助の実施要件

関川村災害救助条例による救助（以下「救助」という。）は、災害救助法又は「新潟県災害救助条例」が適用されない災害であって、次に定める程度の災害が発生した場合で当該災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して行う。

- ア 住家が滅失した世帯数が15世帯以上に達した場合
- イ 前号の基準に達しないが、多数の世帯の住家が滅失し、村長が特に必要と認めた場合
- ウ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合

(2) 被害状況の判定基準

前記「第5 被害状況の判定基準」に定めるとおりとする。

(3) 救助の種類等

- ア 避難所の設置
- イ 炊き出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与
- エ 災害にかかった者の救出
- オ 応急仮設住宅の設置
- カ 災害にかかった住宅の応急修理
- キ 障害物の除去（豪雪による除雪に限る）

※「オ、カ及びキ」の救助は、生活困窮者を対象として行う。

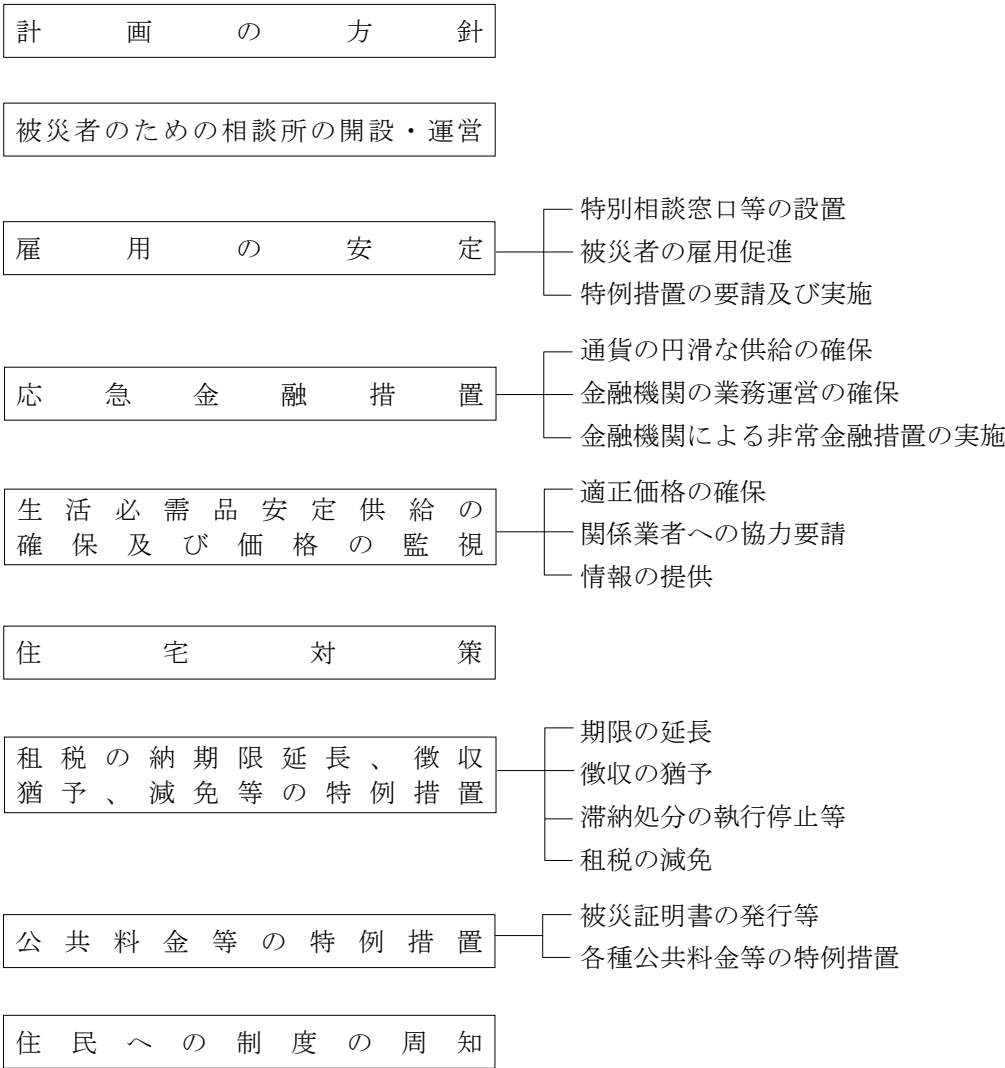
(4) 救助の程度、方法及び期間

救助の程度、方法及び期間は、「新潟県災害救助法施行細則」第5条に定める範囲内において行う。ただし、村長が特に必要と認めた場合には、救助の期間を延長して行うことができる。

第4章 災害復旧・復興

第1節 民生安定化対策

[計画の体系]



第1 計画の方針

災害により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、村は、被災者からの生活相談の受付、離職を余儀なくされた場合の職業のあっせん、生活関連物資の安定供給のための措置、租税の徴収猶予措置等を実施する。

なお、村は「大規模災害時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」等を踏まえ、平時から、災害時に迅速・的確な被災者生活再建支援を行うための体制整備に努める。

第2 被災者のための相談所の開設・運営

村は、避難所及び村役場などに被災者のための相談所を速やかに開設するとともに、被災者からの幅広い相談に応ずるため、必要に応じて他の防災関係機関と連携し、相談業務を実施する。

第3 雇用の安定

村は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、関係機関と協力して離職者の発生状況、求人・求職の動向を速やかに把握するとともに、村上公共職業安定所等を通じて次の対策を実施する。

1 特別相談窓口等の設置

被災地域を管轄する公共職業安定所長は離職者の発生状況、求人・求職の動向等の状況を把握するとともに、必要に応じ次の措置を講ずる。

- (1) 被災者のための特別相談窓口の設置
- (2) 公共職業安定所に出頭することの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回相談の実施
- (3) 近隣の公共職業安定所との連携による応援職員の確保

2 被災者の雇用促進

- (1) 被災求職者に対する綿密な相談を実施するとともに近隣の公共職業安定所を通じ、さらには全国の公共職業安定機関を通じて、住民確保に配慮しつつ求人を確保し、広域にわたる職業紹介を行う。
- (2) 被災地において行われる公共事業に被災地の失業者が優先的に雇用されるように配意し、被災者の復興事業への雇用を促進する。

3 特例措置の要請及び実施

(1) 雇用保険失業給付の特例支給

ア 証明書による失業の認定

被災地を管轄する公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。

イ 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

激甚災害による休業者に対する基本手当の支給被災地域を管轄する公共職業安定所長は、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第25条に定めた措置を適用される場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働保険者は除く）に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給する。

(2) 雇用調整助成金の特例適用の要請

次の休業等をさせる場合、休業手当にかかる賃金負担の一部（大企業2／3、中小企業3／4）を助成できるよう厚生労働省へ要請する。

ア 被災地域の事業主が労働者を休業させる場合

イ 被災地域以外の災害関連下請け事業所が労働者を休業させる場合

ウ 被災地域の事業主が新卒者等の内定取り消しの回避を図る場合

(3) 労働保険料の申告・納付期限の延長

災害により労働保険料を所定の期限で納付することができない事業主に対して、必要があると認めるときは、概算保険料の延納の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行う。

第4 応急金融措置

災害時、被災地における通貨の円滑な供給、金融の迅速かつ適切な調整を行い、民生の安定を図る

ため、日本銀行新潟支店及び村内金融機関等の要請により必要な応急金融対策を実施する。

1 通貨の円滑な供給の確保

災害により村内の金融機関が著しい被害を受け、通貨の確保が困難になった場合、金融機関の要請により、日本銀行新潟支店が通貨の供給を行うが、その際、関係行政機関等と協力して輸送手段や輸送路の確保に努める。

2 金融機関の業務運営の確保

- (1) 村内各金融機関は、災害による被災状況や発生日時・時間帯により業務確保の対応が異なるが、災害時、業務運営が速やかに再開できるよう、日本銀行新潟支店その他関係機関等と連携して、施設等（電気通信設備、電信電話設備）の復旧と要員確保及び所要現金の確保等に努める。
- (2) 村は、災害発生後、金融に関する村民の需要（預貯金の払戻し・解約、融資等）に混乱が生じないように、金融機関と連携を取り、被害状況や災害後の業務運営の状況把握に努め、必要に応じてその内容を町民に広報し、周知する。

3 金融機関による非常金融措置の実施

- (1) 金融機関は、災害発生の際は、財務省関東財務局及び日本銀行新潟支店と協議の上、民間金融機関相互の協調を図り、必要と認められるときは次の措置を実施する。

ア 災害関係の融資対応

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、審査手続きの簡素化、貸出の迅速化等、被災者の便宜を考慮し特別な措置を行う。

イ 預貯金の払戻及び中途解約への対応

(ア) 預金通帳、届出印鑑を焼失又は流失した預貯金者については、罹災証明書の預貯金の提示又はその他実情に即する簡易な方法をもって被災者の預貯金払戻しの利便を図る。

(イ) 被災者等が諸事情により、定期預金及び定期積立金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出を希望した場合は、適切な措置を講ずる。

ウ 手形交換、休日営業等の措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業等について、適切な措置を講ずる。

エ 保険金の措置

保険金の支払い及び保険料の払い込み猶予等について、適切な措置を講ずる。

- (2) 村は、上記金融機関等の措置について、被災者の利便を考慮して臨時融資相談所の開設や被災証明書発行等の必要な措置を講ずる。

第5 生活必需品安定供給の確保及び価格の監視

1 適正価格の確保

村は、災害救助法が適用され、生活必需品の応急的な供給期間が経過した後も、なお生活必需品に不足が生じ、継続的な不足が生じることが予想され、村内における措置だけでは対応が困難な場合には、県及び関係機関の協力を得て、必要な量の生活必需品の供給が適正価格で確保、販売できるよう必要な措置を講ずる。

2 関係業者への協力要請

村は、買い占め、売り惜しみにより生活関連物資の物価が高騰しないよう、関川村商工会等関係業者に協力を要請する。

3 情報の提供

村は、県が行う生活関連物資の需給・価格状況等の情報を消費者に提供し、消費者による買い漁りなどの心理的パニックの防止に努める。

第6 住宅対策

災害により滅失した住宅に住んでいた低所得者に対する住宅対策として、村は必要に応じて災害公営住宅（激甚災害の場合にあつては「罹災者公営住宅」）を建設し、賃貸する。

この場合において、滅失住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときは、村及び県は、滅失住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の実施が得られるよう努める。

第7 租税の納期限延長、徴収猶予、減免等の特例措置

村は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という）に対し、地方税法、関川村税条例又は関川村国民健康保険税条例等により、それぞれの被害の実情に応じて、次に掲げる村税の納税緩和措置を適切に講ずる。

1 期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は村税の納付若しくは納入することができないと認められるときは、次の方法により当該期限を延長する。

- (1) 災害が村の全部又は広範囲の地域にわたる場合、村長は適用地域及び延長期日（2月を限度とする）を指定する。
- (2) その他の場合、納税義務者等の申請により、2月又は1月を限度として延長する。

2 徴収の猶予

災害により、財産に被害を受けた納税義務者等が村税を一時に納付又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に通算して2年を越えない範囲内で延長する。

3 滞納処分の執行停止等

災害により、滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止、換価の猶予、延滞金の減免等適切な措置を講ずる。

4 租税の減免

被災した納税義務者に対し、被害の程度に応じて、次のように減免を行う。

(1) 個人村民税

納税義務者の被災の程度又はその者の所有に係る住宅若しくは家財等の損害の程度に応じて一定割合を減免する。

(2) 固定資産税

納税義務者の所有に係る固定資産の損害の程度に応じて一定割合を減免する。

(3) 特別土地保有税

課税対象となる土地が被害により著しく価値を減じた場合、一定割合を減免する。

(4) 国民健康保険税

納税義務者の被災の程度又はその所有に係る住宅若しくは家財等の損害の程度に応じて一定割合

を減免する。

(5) 介護保険料

納付義務者の被災の程度又はその者の所有に係る住宅若しくは家財等の損害の程度に応じて一定割合を減免する。

(6) 軽自動車税

納税義務者の所有に係る軽自動車の損害の程度に応じて年税額の一定割合を減免する。

第8 公共料金等の特例措置

1 被災証明書の発行等

村は、被災した村民に対し、申請等に基づき、被害の程度に応じ公共料金等の特例措置が受けられるように、被災証明書を速やかに発行するなどの措置を講ずる。

2 各種公共料金等の特例措置

関係機関は、次に掲げるような各種公共料金等の特例措置について検討し、災害の状況に応じて実施する。

(1) 郵政事業

- ア 被災者に対する通常はがき、郵便書留の無償交付
- イ 被災者の差し出す郵便物の料金免除
- ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除
- エ 被災者救助用寄附金送金のための郵便料金振替料免除

(2) 電気事業

電気料金の支払期限の延長、減免等

(3) 電信電話事業

電話料金の支払期限の延長、減免等

(4) その他

水道、下水道、公営住宅使用、保育等の料金の支払期限の延長、減免等

第9 住民への制度の周知

村は、被災者に対する各種相談、施策等を実施する場合は、次のような広報手段により、周知を図る。

- (1) 村防災行政無線（同報系）
- (2) 広報車、広報紙、チラシ、ホームページ等
- (3) 報道機関との協力による放送、新聞広報等

第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画

[計画の体系]

計 画 の 方 針

融 資 ・ 貸 付 そ の 他 資 金 等 の 概 要

資 金 名 等

- 災害弔慰金
- 災害死亡者弔慰金
- 災害障害見舞金
- 被災者生活再建支援金
- 災害援護資金の貸付
- 生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金の貸付
- 住宅金融支援機構資金（災害復興住宅資金の貸付）
- 新潟県災害被災者住宅復興支援事業
- 天災融資制度
- 日本政策金融公庫資金（農林水産事業部）
- 中小企業融資等

制 度 の 村 民 へ の 広 報

- 相談窓口の周知
- 制度内容の周知

第1 計画の方針

災害により被害を受けた住民が、その痛手から速やかに再起更生できるよう融資・貸付等の金融支援を行い、被災者等の生活確保又は事業経営安定の措置を講ずる。

また、災害により死亡した者の遺族に弔慰金を、著しい障害を受けた者には見舞金を支給する。

第2 融資・貸付その他資金等の概要

区分	資金名等	主な対象者	窓 口
支給	(1) 災害弔慰金	災害により死亡した者の遺族	村健康福祉課
	(2) 災害死亡者弔慰金	災害により死亡した者の遺族	日本赤十字社地区長及び分区長
	(3) 災害障害見舞金	災害により著しい障害を受けた者	村健康福祉課
	(4) 被災者生活再建支援金	自然災害により住宅が全壊又は大規模半壊した世帯等	(財)都道府県会館
貸付	(5) 災害援護資金	災害により被害を受けた世帯の世帯主	村健康福祉課
	(6) 生活福祉資金 ア 福祉費(住宅臨時経費) イ 福祉費(住宅改修等経費)	低所得世帯等	村社会福祉協議会 (民生委員)
	(7) 母子父子寡婦福祉資金	母子家庭、父子家庭、寡婦	村上地域振興局健康福祉部
	(8) 住宅金融支援機構資金 (災害復興住宅)	住宅金融支援機構が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等	住宅金融支援機構 受託金融機関
	(9) 新潟県被災者住宅復興資金	知事が指定する災害により自ら居住する住宅に被害を受けた者	村建設課
	(10) 天災融資制度	被害農林漁業者で村長の認定を受けた者	農協、森林組合、漁協、銀行
	(11) 日本政策金融公庫資金 (農林水産事業部)	被害農林漁業者	日本政策金融公庫 受託金融機関
	(12) 中小企業融資及び信用保証	中小企業及びその組合	村地域政策課 金融機関 県信用保証協会

第3 資金名等

1 災害弔慰金

災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

(平成25年10月1日現在)

種別	対象となる災害 (自然災害)	事業主体 根拠法令等	支給対象者	支給限度額 (支給の制限)	問合せ 窓 口
災害弔慰金	1. 1つの市町村において5世帯以上の住家が滅失した災害 2. 新潟県内において5世帯以上の住居の滅失した市町村が3以上ある場合の災害 3. 新潟県内において災害救助法第2条に規定する救助が行われた災害 4. 災害救助法第2条に規定する救助が行われた市町村を含む県が2以上ある災害 (以上、平成1225年内閣府告示第230号による) 5. 新潟県内において新潟県災害救助条例が適用された市町村が1以上ある場合の災害	1. 実施主体 関川村 (関川村災害弔慰金の支給等に関する条例による) 2. 経費負担 ① 対象災害区分が1～4の場合 国1／2 県1／4 村1／4 (災害弔慰金の支給等に関する法律) ② 対象災害区分が5の場合 県1／2 村1／2 (新潟県災害弔慰金等に関する要綱)	死亡者の 配偶者 〃 子 〃 父母 〃 孫 〃 祖父母 〃 兄弟姉妹(※) ※兄弟姉妹においては、死亡した者の死亡当時その者と同じくしていた者に限る。また、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれも存しない場合に限る。	死亡者1人につき主たる生計維持者の場合 500万円 それ以外の場合 250万円	村健康福祉課
				支給の制限 1. 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2. 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合 3. 災害に際し、村長の避難の指示に従わなかったこと等村長が不適当と認めた場合	

2 災害死亡者弔慰金

日本赤十字社新潟県支部は、災害によって死亡した県民に対し、弔慰金を支給する。

(平成21年3月31日現在)

種別	対象となる災害	根拠法令等	贈呈対象者	贈呈額	贈呈の制限	問い合わせ 窓 口
災害死亡者弔慰金	自然災害及び火災	災害死亡者弔慰金贈呈要綱	県内に居住する者の死亡者の遺族	死亡者1人につき 10,000円	災害救助法又は新潟県災害救助条例の適用を受ける場合は贈呈しない	日本赤十字社地区長及び分区長 (村役場及び村社会福祉協議会内)

3 災害障害見舞金

災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

(平成25年10月1日現在)

種別	対象となる災害 (自然災害)	事業主体 根拠法令等	支給対象者	支給限度額 (支給の制限)	問合せ 窓 口
災害 障害 見 舞 金	1. 1つの市町村において5世帯以上の住家が滅失した災害 2. 新潟県内において5世帯以上の住居の滅失した市町村が3以上ある場合の災害 3. 新潟県内において災害救助法第2条に規定する救助が行われた災害 4. 災害救助法第2条に規定する救助が行われた市町村を含む県が2以上ある災害 (以上、平成25年内閣府告示第230号による)	1. 実施主体 関川村 (関川村災害弔慰金の支給等に関する条例による) 2. 経費負担 国1 / 2 県1 / 4 村1 / 4 (災害弔慰金の支給等に関する法律)	災害弔慰金の支給等に関する法律別表に掲げる程度の障害がある者	障害者1人につき主たる生計維持者の場合 250万円 それ以外の場合 125万円	村健康福祉課
				支給の制限	
				1. 当該障害者の障害がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2. 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第2条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合 3. 災害に際し、村長の避難の指示に従わなかったこと等村長が不相当と認めた場合	

4 被災者生活再建支援金

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援する。

(平成24年4月1日現在)

種別	対象となる災害 (自然災害)	事業主体 根拠法令等	支援対象世帯	支援額	問合せ 窓 口
被災者生活再建支援金	1. 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村 2. 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村 3. 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県 4. 1又は2の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る) 5. 1～3の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る) 6. 1もしくは2の市町村を含む都道府県又は3の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る) ※4～6の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり(合併した年と続く5年間の特例措置)	1. 実施主体 新潟県(※) ※支援金の支給に関する事務は、(財)都道府県会館へ委託している。 2. 経費負担 国1/2 県1/2 【被災者支援再建支援法(平成10年5月22日法律第66号)】	1. 住宅が「全壊」した世帯 2. 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 3. 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 4. 住宅が半壊し、大規模な補修を行われなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)	別表のとおり	(財)都道府県会館

(別 表)

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

(世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

【住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)】

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万	100万	100万	50万

【住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)】

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)
支給額	200万	100万	50万

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円

5 災害援護資金の貸付

災害により家財等に被害があった場合、生活の建て直しの資金として、災害救助法の適用時は災害援護資金を貸し付ける。

(平成24年3月31日現在)

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件	問合せ窓口
災害援護資金の貸付	地震等の自然災害により家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限る。 1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額 ただし、その世帯の住居が滅失した場合においては1,270万円とする。	1. 災害弔慰金の支給等に関する法律 2. 実施主体 関川村 (関川村災害弔慰金の支給等に関する条例) 3. 経費負担 国2/3 県1/3 4. 対象となる災害 新潟県において災害救助法による救助が行われた災害	貸付区分及び貸付限度額 1. 世帯主の1か月以上の負傷 150万円 2. 家財等の損害 ① 家財の1/3以上の損害 150万円 ② 住居の半壊 170万円 ③ 住居の全壊 250万円 ④ 住居全体の滅失又は流失 350万円 3. 1と2が重複した場合 (1) 1と2の①の重複 250万円 (2) 1と2の②の重複 270万円 (3) 1と2の③の重複 350万円 4. 次のいずれかに該当する事由の1つに該当する場合であって、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合 (1) 2の②の場合 250万円 (2) 2の③の場合 350万円 (3) 3の(2)の場合 350万円	1. 据置期間 3年(特別の事情がある場合は5年) 2. 償還期間 10年(据置期間を含む) 3. 償還方法 年賦又は半年賦 4. 貸付利率 年3%(据置期間中は無利子) 5. 延滞利息 年10.75%	村健康福祉課

6 生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金の貸付

災害により家財等に被害があった場合、生活の立て直し資金として、災害救助法適用時には「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金を前記「5 災害援護資金の貸付」のとおり村が貸し付けるが、同法の適用に至らない小災害時には県社会福祉協議会が主体となって「生活福祉資金」、「母子父子寡婦福祉資金」を貸し付ける。

7 住宅金融支援機構資金(災害復興住宅資金の貸付)

県及び村は、被災地の滅失又は損失した家屋の状況を調査し、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、制度広報を行うとともに、被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図る。

8 新潟県災害被災者住宅復興支援事業

災害被災者の住宅の再建を円滑に行うため、知事が指定する災害により自ら居住する住宅に被害を

受け、被災住宅の再建資金を借り入れた者に対し、金利負担軽減のための利子補給を行うとともに、一定額以上の借入を行う者に低利の上乗せ融資を行う。

〔利子補給〕

- 事業主体 市町村
- 利子補給期間 5年間
- 補助対象 被災者が借入れた貸付残高に対して、市町村が交付する利子補給金
(補給率が1%を超える場合は1%が限度)
- 補助率 1／2

〔貸付金〕

- 貸付対象 住宅金融支援機構又は取扱金融機関の融資を一定額以上受けても
なおかつ資金が不足する者
- 貸付限度額 建設、購入 800万円(50万円以上10万円単位)
補修 400万円(50万円以上10万円単位)
- 貸付利率 (当初10年)住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の金利マイナス1%
(11年目以降)住宅金融支援機構災害復興住宅融資の金利と同じ

9 天災融資制度

農林漁業被害が甚大で、「天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法」(以下「天災融資法」という)が発動された場合は、被災農林漁業者に対して、その再生産に必要な低利の経営資金を融通することにより経営の安定を図る。

なお、激甚災害法の適用を受けた場合は、貸付限度額の引き上げや償還期間の延長を行う。

10 日本政策金融公庫資金(農林水産事業部)

被害農林漁業者に対し、農林漁業用施設等が被害を受けた場合はその復旧に要する資金を、災害のために資金を導入しなければ経営の維持が困難な場合は経営資金等の融資及び既往貸付期限の延期措置を行う。

(1) 申込方法

農協・同連合会・農林中金・漁協等を通じ行う。

(2) 貸付限度

原則として8割で、額は各資金によって異なる。

11 中小企業融資等

関係行政機関と政府系金融機関及び民間金融機関との密接な連絡のもと、被害の状況、再建のための資金需要等の的確な把握に努め、融資等各種金融制度の効果的な運用を図る。なお、村が実施機関として行う融資制度は、次のとおりである。

(平成27年12月25日現在)

区分	融 資 条 件 等	申 込 口
地 方 産 業 育 成 資 金	1 資金使途 運転資金・設備資金	村地域政策課
	2 対象企業 中小企業者（村長の定めるところによる）	
	3 融資限度 1,000万円（被災状況に応じて村長が認めた場合は1,000万円を超えることも可）	
	4 融資利率 保証付き（責任共有対象外）1.70% 保証付き（責任共有対象）1.90% 保証なし 2.20%	
	5 融資期間 運転資金5年以内（うち据置期間6ヶ月以内） 設備資金7年以内（うち据置期間6ヶ月以内） （災害規模により村長が認めた場合は融資期間を超えることも可）	
	6 担 保 } 金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる。	
	7 保 証 人 }	
	8 信用保証 村長の定めるところによる。	

第4 制度の村民への広報

村は、被災者等に対する弔慰金等の支給及び金融支援制度の周知について、県災害対策本部と連絡調整を図り、次の方法により実施する。

1 相談窓口の周知

県及び村災害対策本部は、金融機関等と連携を図り、報道機関の協力により新聞及び放送媒体による周知並びに広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の配布等により支援制度の相談窓口等を周知する。

2 制度内容の周知

県及び村災害対策本部は、金融機関等と連携を図り、広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の配布及び新聞紙面により各制度の概要を周知し、また、新聞等報道機関の協力を得て周知を図る。

(1) 県災害対策本部が実施するもの

- ア 広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の作成、配布
- イ 新聞紙面による周知
- ウ 被災者向けの総括的パンフレットの作成及び配付

(2) 村災害対策本部が実施するもの

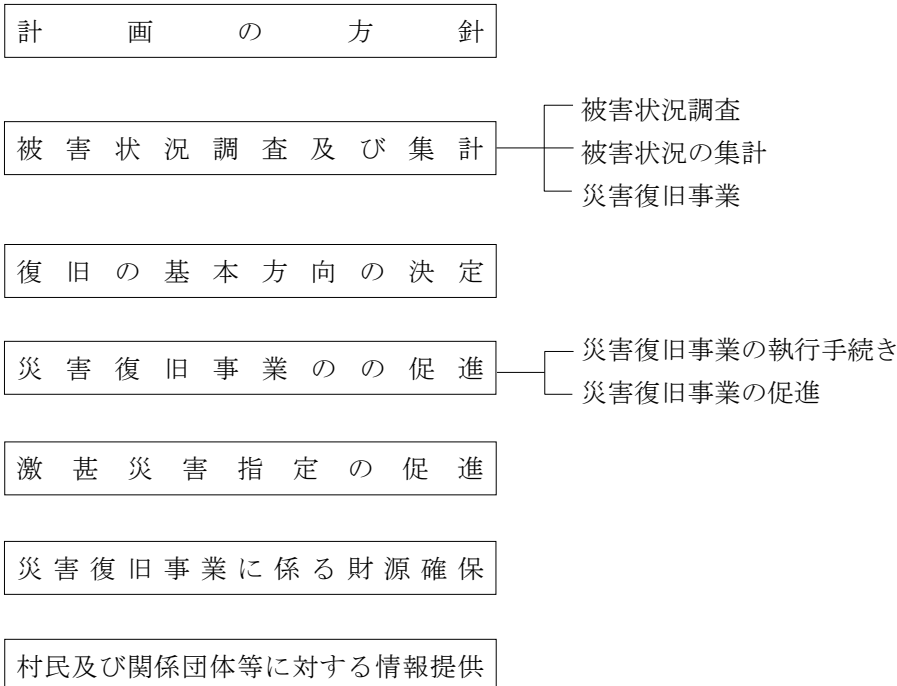
- ア 広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の作成、配布
- イ 村防災行政無線による周知（県等の支援制度及び村個別制度の周知）

(3) 金融機関等

広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号による所管制度の周知

第3節 公共施設等災害復旧対策

〔計画の体系〕



第1 計画の方針

公共施設等の災害による被害を早期に復旧するための確に被害状況を調査把握し、速やかに災害復旧の基本方向を決定するとともに復旧計画を策定して災害査定を受け、早期に事業実施できるよう一連の手続を明らかにする。

また、激甚災害の指定を受けた場合とそれ以外の場合の復旧に対する助成制度・財政援助の内容とそれぞれの担当窓口を明確にし、併せて住民及び関係団体等に対する災害復旧計画及び復旧状況に関する必要な情報提供に努める。

第2 被害状況調査及び集計

1 被害状況調査

災害により被害が発生した場合、その施設の管理者はその被害状況を迅速かつ的確に把握し、所管課にその状況を速やかに報告する。

2 被害状況の集計

被害報告を受けた所管課は総務課に報告する。総務課は村全体の被害状況を集計するとともに、集計結果を速やかに村長及び県災害対策本部（危機対策課）に報告する。

3 災害復旧事業

災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の窓口
(1) 公共土木施設災害復旧事業	河川	国土交通省	土木部河川管理課 防災係 (村土地域振興局地域整備部)
(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法)	砂防設備	国土交通省	土木部砂防課 砂防係 (村土地域振興局地域整備部)

	林地荒廃防止施設 地すべり防止施設 " " 急傾斜地崩壊防止施設 道路 下水道 公園	農林水産省 国土交通省 農林水産省 農林水産省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省	農林水産部治山課 技術管理・災害班 (村上地域振興局農林振興部) 土木部砂防課 地すべり係 (村上地域振興局地域整備部) 農林水産部治山課 技術管理・災害班 (村上地域振興局農林振興部) 農地部農地建設課 防災係 (村上地域振興局農林振興部) 土木部砂防課 地すべり係 (村上地域振興局地域整備部) 土木部道路管理課 維持管理係 (村上地域振興局地域整備部) 土木部都市局下水道課 (村上地域振興局地域整備部) 土木部都市局都市整備課 (村上地域振興局地域整備部)
(2) 農林水産業施設等災害復旧事業 (農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)	農地・農業用施設 林業用施設 漁業用施設 共同利用施設 (農業用共同利用施設) (林業用共同利用施設) (漁業用共同利用施設)	農林水産省 農林水産省 農林水産省 農林水産省	農地部農地建設課 防災係 (村上地域振興局農林振興部) 農林水産部林政課 林道係 (村上地域振興局農林振興部) 農林水産部水産課 資源対策係 農林水産部農業総務課 団体指導第1係 農林水産部林政課 計画調整係 (村上地域振興局農林振興部) 農林水産部水産課 資源対策係
(3) 文教施設等災害復旧事業 (公立学校施設災害復旧費国庫負担法) (激甚法) (予算措置)	公立学校施設 公立社会教育施設 文化財	文部科学省 文部科学省 文部科学省	教育庁財務課 財務管理係 助成係 教育庁生涯学習推進課 青少年家庭教育係 成人教育係 教育庁文化行政課 文化係
(4) 厚生施設等災害復旧事業 (生活保護法)(児童福祉法) (老人福祉法)(介護保険法) (身体障害者福祉法)(知的障害者福祉法)(売春防止法) (総理府及び厚生労働省所管補助施設災害復旧費実施調査要領) (廃棄物処理施設災害復旧費補助金交付要綱) (医療施設等災害復旧費補助金) (厚生労働省所管水道施設災害復旧費調査要領)	社会福祉施設等 廃棄物処理施設 医療施設等 水道施設	厚生労働省 環境省 厚生労働省 厚生労働省	福祉保健部 福祉保健課 保護係 高齢福祉保健課 施設福祉係 障害福祉課 育成係 更生係 児童家庭課 少子対策保育係 家庭福祉係 (村上地域振興局健康福祉部) 県民生活・環境部 廃棄物対策課 資源循環推進係 (村上地域振興局健康福祉部) 福祉保健部 医務薬事課 地域医療係 (村上地域振興局健康福祉部) 福祉保健部 生活衛生課 水道係 (村上地域振興局健康福祉部)

(感染症法)	感染症指定医療機関	厚生労働省	福祉保健部 健康対策課 感染症対策係 (村上地域振興局健康福祉部)
(精神保健福祉法)	精神障害者 社会復帰施設等	厚生労働省	福祉保健部 健康対策課 精神保健福祉係 (村上地域振興局健康福祉部)
(5) 公営住宅等災害復旧事業 (公営住宅法)	災害公営住宅の建設 既設公営住宅	国土交通省	土木部都市局建築住宅課 住宅整備係 (村上地域振興局地域整備部)
(6) その他の災害復旧事業 ① 工業用水道 (予算措置) ② 中小企業 (激甚法)	工業用水道施設 中小企業共同施設	経済産業省 経済産業省	企業局施設課 土木施設・電気施設班 産業労働観光部産業政策課 商工団体係
(7) 災害復旧に係る財政支援 措置 ① 特別交付税に係る業務 ② 普通交付税に係る業務 ③ 地方債に係る業務		総務省 総務省 総務省	総務管理部市町村課 財政班 (財政担当) 総務管理部市町村課 税政・交付税班 (交付税担当) 総務管理部市町村課 財政班 (理財担当)

第3 復旧の基本方向の決定

村は、被災の状況、及び地域の特性、並びに被災施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的な振興計画等に配慮し、復旧の基本方向を定める。施設管理者はこの基本方向に基づき、速やかに災害復旧事業計画書を作成し、必要な場合には、関係機関が連携して復興計画を策定する。なお、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。

第4 災害復旧事業の促進

1 災害復旧事業の執行手続き

災害復旧事業の執行手続きは、それぞれ法令、要綱等に基づき進める。

2 災害復旧事業の促進

復旧事業費の早期決定により円滑な事業実施を図るため、村は、県と協議しながら査定計画を立て、査定が速やかに行えるよう努める。

また、被害の状況により特に緊急を要する場合は、緊急に査定が実施されるよう必要な措置を講ずる。

第5 激甚災害指定の促進

著しく激甚である災害が発生した場合、「激甚災害に対処するため特別の財政援助等に関する法律」(以下「激甚法」という)に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けるため、被害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が

迅速かつ円滑に実施できるよう努める。

- (1) 知事は、村の被害状況等を検討の上、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について関係部局に必要な調査を行わせる。
- (2) 村は、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査等について協力する。
- (3) 関係部局は、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置する。

第6 災害復旧事業に係る財源確保

村は、災害復旧に必要な資金・財源の確保と、財政の健全性及び計画的な行政運営を維持するため、県市町村課に次の措置の実施を要請する。

- (1) 普通交付税
 - ア 繰り上げ交付
 - イ 災害復旧費に係る地方債の元利償還金の算入
- (2) 特別交付税
- (3) 地方債制度
 - ア 激甚災害以外
 - (ア) 補助災害復旧事業債及び直轄災害復旧事業債
 - (イ) 単独災害復旧事業債
 - (ウ) 公営企業等災害復旧事業債
 - (エ) 火災復旧事業債
 - イ 激甚災害
 - (ア) 歳入欠かん債
 - (イ) 災害対策債
 - (ウ) 小災害債
 - a 公共土木等小災害債
 - b 公立学校施設小災害債
 - c 農地等小災害債

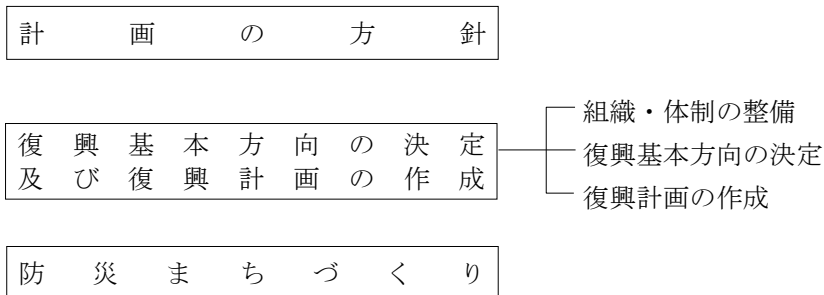
第7 村民及び関係団体等に対する情報提供

村は県等と連携して、村民及び関係団体に対し、掲示板、広報紙、また県を通じてのラジオ・テレビ等の放送媒体及び新聞等により、村民生活や産業活動に密接に係わる復旧計画（復興計画）及び復旧状況に関する情報を提供する。

なお、報道機関には積極的に情報提供するものとするが、総合的情報は村本部（総務課）から、個別分野の情報は関係課からも提供する。

第4節 災害復興対策

〔計画の体系〕



第1 計画の方針

災害により壊滅的な被害を受けた地域の社会経済活動及び被災者の生活の緊急かつ健全で円滑な再建・復興を図るため、村は、住民、民間事業者及び施設管理者等と連携して、速やかに復興基本方向を定め、復興計画を作成する。

さらに村及び公共施設管理者は、復興計画に基づき、住民の合意を得るよう努めつつ、再度災害防止とより快適な住居環境を目指した、効果的な復興対策、防災対策を早急に実施する。

第2 復興基本方向の決定及び復興計画の作成

1 組織・体制の整備

- (1) 被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制へ円滑に移行ができるよう、村は、復興本部等の総合的な組織・体制の整備を図る。
- (2) 復興対策の円滑な実施を期するため、村は、役場内部だけでなく外部の有識者や専門家及び住民を含めた、復興計画作成のための検討組織の設置を図る。
- (3) 復興対策の遂行に当たり、村は、必要に応じ県、国及び他の自治体からの職員派遣、その他の協力を得る。

2 復興基本方向の決定

村は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

被災地の復旧・復興は、県及び村が主体となって住民の意向を尊重しつつ協同して計画する。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

3 復興計画の作成

- (1) 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、村は、県と連携して復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。
- (2) 村は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定

大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

- (3) 復興計画作成に当たり、村は、長期計画等の上位計画や他の総合計画等との調整を図る。

第3 防災まちづくり

- (1) 村は、再度災害防止とより快適な住居環境を目指し、村民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の村民のみならず将来の村民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で村のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、村民の理解を求めるよう努める。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。
- (2) 村は、防災まちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等を目標とする。この際、公園、河川等のオープンスペースの確保等は、単に避難場所としての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分村民に対し説明し理解と協力を得るよう努める。
- (3) 村は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、住民に対し行う。
- (4) 村は、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

関係課等別索引

【全課共通】

第2章 災害予防

第1節 防災教育・訓練計画	16
第20節 避難体制の整備計画	78

第3章 災害応急対策

第1節 災害対策本部の組織・運営計画	102
第2節 職員の配置及び動員計画	106
第3節 防災関係機関の相互協力体制	109
第7節 被災状況等情報収集伝達計画	130
第9節 住民等避難計画	138
第10節 避難所運営計画	145
第11節 避難所外避難者の支援計画	150
第13節 輸送計画	156
第17節 水防計画	171

【総務課】

第2章 災害予防

第2節 自主防災組織等育成計画	22
第3節 災害に強いまちづくりの推進	25
第4節 集落孤立対策計画	28
第5節 建築物等災害予防計画	30
第7節 鉄道事業者の風水害対策	36
第8節 土砂災害予防計画	38
第9節 河川災害予防計画	44
第11節 防災通信施設災害予防計画	49
第14節 危険物等施設災害予防計画	59
第16節 火災予防計画	64
第17節 林野火災予防計画	69
第18節 救急・救助体制の整備計画	72
第19節 医療救護体制の整備計画	75
第21節 要配慮者の安全確保計画	84
第22節 食料・生活必需品の確保計画	89

第3章 災害応急対策

第4節 気象情報等伝達計画	113
第5節 水位情報・水防警報伝達計画	121
第6節 防災通信施設応急対策	126
第8節 広報計画	134
第12節 自衛隊の災害派遣計画	151
第14節 交通計画	160

第15節	消火活動計画	164
第16節	林野火災応急対策計画	168
第18節	雪害対策計画	172
第19節	救急・救助活動計画	175
第20節	医療救護活動計画	177
第22節	廃棄物処理計画	184
第24節	入浴対策計画	196
第25節	食料・生活必需品供給計画	197
第26節	要配慮者の応急対策	202
第29節	障害物除去計画	214
第32節	公衆通信施設応急対策	223
第33節	電力供給施設応急対策	227
第34節	ガス供給応急対策	230
第35節	給水・上水道施設応急対策	232
第36節	下水道施設等応急対策	238
第37節	危険物等施設応急対策	241
第40節	鉄道事業者の応急対策	252
第44節	商工業応急対策	266
第46節	ボランティア受入れ計画	274
第48節	災害救助法の適用計画	280

【住民税務課】

第2章 災害予防

第5節	建築物等災害予防計画	30
-----	------------	----

第3章 災害応急対策

第22節	廃棄物処理計画	184
第23節	トイレ対策計画	192
第24節	入浴対策計画	196
第30節	遺体の捜索・処理・埋葬計画	216
第31節	愛玩動物の保護計画	219
第47節	義援金品の受入れ、配分計画	277

【健康福祉課】

第2章 災害予防

第5節	建築物等災害予防計画	30
第18節	救急・救助体制の整備計画	72
第19節	医療救護体制の整備計画	75
第21節	要配慮者の安全確保計画	84
第22節	食料・生活必需品の確保計画	89
第25節	ボランティア受入れ体制の整備計画	98

第3章 災害応急対策

第19節	救急・救助活動計画	175
------	-----------	-----

第20節	医療救護活動計画	177
第21節	防疫及び保健衛生計画	180
第23節	トイレ対策計画	192
第24節	入浴対策計画	196
第25節	食料・生活必需品供給計画	197
第26節	要配慮者の応急対策	202
第27節	文教施設における災害応急対策	206
第30節	遺体の捜索・処理・埋葬計画	216
第46節	ボランティア受入れ計画	274
第47節	義援金品の受入れ、配分計画	277

【農 林 課】

第2章 災害予防

第6節	道路・橋梁施設の災害予防計画	33
第8節	土砂災害予防計画	38
第10節	農地・農業用施設等の災害予防計画	47
第17節	林野火災予防計画	69

第3章 災害応急対策

第39節	道路・橋梁施設の応急対策	249
第41節	治山・砂防・河川施設の応急対策	255
第42節	農地・農業用施設等の応急対策	259
第43節	農林水産業応急対策	262

【建 設 課】

第2章 災害予防

第3節	災害に強いまちづくりの推進	25
第5節	建築物等災害予防計画	30
第6節	道路・橋梁施設の災害予防計画	33
第8節	土砂災害予防計画	38
第9節	河川災害予防計画	44
第12節	上水道施設災害予防計画	52
第13節	下水道施設災害予防計画	56
第15節	天然ガスパイプライン施設災害予防計画	61

第3章 災害応急対策

第14節	交通計画	160
第18節	雪害対策計画	172
第22節	廃棄物処理計画	184
第29節	障害物除去計画	214
第35節	給水・上水道施設応急対策	232
第36節	下水道施設等応急対策	238
第38節	天然ガスパイプライン施設応急対策	246
第39節	道路・橋梁施設の応急対策	249

第41節	治山・砂防・河川施設の応急対策	255
第45節	応急住宅対策	268
【教 育 課】		
第2章 災 害 予 防		
第5節	建築物等災害予防計画	30
第23節	文教施設における災害予防計画	92
第24節	文化財災害予防計画	96
第3章 災害応急対策		
第21節	防疫及び保健衛生計画	180
第27節	文教施設における災害応急対策	206
第28節	文化財応急対策	212
【村上市消防本部】		
第2章 災 害 予 防		
第2節	自主防災組織等育成計画	22
第4節	集落孤立対策計画	28
第14節	危険物等施設災害予防計画	59
第16節	火災予防計画	64
第17節	林野火災予防計画	69
第18節	救急・救助体制の整備計画	72
第19節	医療救護体制の整備計画	75
第21節	要配慮者の安全確保計画	84
第3章 災害応急対策		
第15節	消火活動計画	164
第16節	林野火災応急対策計画	168
第19節	救急・救助活動計画	175
第20節	医療救護活動計画	177
第37節	危険物等施設応急対策	241

関川村地域防災計画 (風水害等対策編)

平成16年10月	作成
平成21年10月	修正
平成29年12月	修正
令和3年8月	修正
令和7年3月	修正

発 行 新潟県岩船郡関川村

編 集 関川村防災会議

〒959-3292 新潟県岩船郡関川村大字下関912番地

TEL 0254-64-1441(代表) FAX 0254-64-0079

URL <http://www.vill.sekikawa.niigata.jp/>
